筑波大学博士(政治学)学位請求論文

台湾教科書と「国民」創造 一国民党政権期の歴史教育における 「反日」想像の構築を中心に一

何 承融

2020年度

目次

目光	欠.				ii
図表	툿-	一覧	į		v
序章	좓.				1
<u>\$</u>	頯	1 餌	5 石	T究背景	1
	4	第 1	項	国民党政権の教育における日本批判	1
	,	第 2	項	台湾ナショナリズムにおける「日本」	4
	,	第 3	項	研究問題	8
<u>5</u>	頯	2 質	5 岁	E行研究と本研究の位置づけ	10
	,	第 1	項	台湾ナショナリズムに関する研究の概要	10
	1	第 2	項	「制度的要因」に着目する研究	11
	,	第 3	項	「政治・文化エリート」に着目する研究	13
	,	第 4	.項	本研究の位置づけ	15
5	育	3 質	5 訴	 文の構成	19
第 2	2 1	章	理論		20
<u>\$</u>	頯	1 質	jΞ	国民の創出と教科書	20
	,	第 1	項	ナショナリズム理論の概要	20
	,	第 2	項	近代主義と国民の形成	21
	1	第 3	項	歴史主義と境界主義から見るエスニック共同体	22
	1	第 4	項	国民の創造と教科書	24
5	頯	2 質	jэ	ニスニック偏見とカテゴリー	27
5	育	3 餌	う ク	ブラウンデド・セオリー	29
	1	第 1	項	グラウンデド・セオリーの概要	29
		第 2	項	カテゴリーに基づいた質的研究手法	30
5	頯	4 質	5 石	T究方法	34
第3	3 1	章	国月	党政権の教科書制度に対する統制制度	36
<u> </u>	頯	1 質	j E	国民党政権期の教科書制度	36
<u> </u>	頯	2 質	5 単	战後の課程標準の改定・審議体制	38
	1	第 1	項	反乱平定・戒厳令期	38
	4	第 2	項	李登輝政権期	41
5	頯	3 餌	5	女権交代以降の課程標準・綱要の改定・審議体制	45

第1項 「教育改革」と「9年一貫課程」時期(第1次民進党政権期)	45
第2項 「12年国民基本教育」時期(第2次国民党政権期)	48
第3項 2014年綱要改定案と「高級中等教育法」の改正(第2次民進党政権	期).50
第4項 「高級中等教育法」改正の意義	51
第4節 まとめ	54
第4章 小学校『歴史』と『社会』における日本に関する描写の性質の変化	55
第1節 小学校『歴史』と『社会』の性質構成の概要	
第2節 軍事系価値に関わる文字記述の性質の変化	
第1項 「軍事的価値」に関わる文字記述	
第 2 項 「人道的価値」に関わる文字記述	
第3節 非軍事系価値に関わる文字記述の性質の変化	72
第1項 「政治・経済的価値」に関わる文字記述の概要	
第2項 「特権・利益の取得」	75
第3項 「統一・秩序の破壊」	77
第4節 台湾に関する文字記述の性質の変化	79
第5節 軍事系価値に関わる図像描写の性質の変化	84
第1項 小学校『歴史』と『社会』における図像描写の概要	84
第2項 「軍事的価値」に関わる図像描写の概要	87
第3項 写真による直接的な軍事的描写	91
第4項 写真による間接的な軍事的描写	98
第5項 挿絵による直接的な軍事的描写	110
第6項 挿絵による間接的な軍事的描写	119
第6節 非軍事系価値に関わる図像描写の性質の変化	121
第1項 「政治・経済的価値」に関わる図像描写	121
第2項 「社会・文化的価値」に関わる図像描写	125
第3項 「政治・経済的価値」の獲得に関わる図像描写	128
第 7 節 まとめ	132
第5章 中学校『歴史』における日本に関する描写の性質の変化	133
第1節 中学校『歴史』の性質構成の概要	133
第2節 軍事系の価値に関わる文字記述の性質の変化	149
第1項 「軍事的価値」に関わる文字記述	149
第2項 「人道的価値」に関わる文字記述	159
第3節 非軍事系の価値に関わる文字記述	164
第4節 『認識台湾』における文字記述の性質	175

第5節 軍事系の価値に関する図像描写の性質の変化	182
第1項 中学校『歴史』における図像描写の概要	182
第2項 「軍事的価値」に関わる図像描写	184
第3項 写真による直接的な軍事的描写	187
第4項 写真による間接的な軍事的描写	198
第6節 非軍事系の価値に関わる図像描写	203
第7節 まとめ	215
第6章 高等学校『歴史』における日本に関する描写の性質の変化	216
第1節 高等学校『歴史』の性質構成の概要	216
第2節 軍事系の価値に関わる文字記述の性質の変化	228
第1項 「軍事的価値」に関わる文字記述	228
第2項 「人道的価値」に関わる文字記述	233
第3節 非軍事系の価値に関わる文字記述の性質の変化	236
第4節 高等学校『歴史』における図像描写の性質の変化	241
第5節 まとめ	247
第7章 総合分析:日本に関する描写の性質の変化の意義	248
第1節 日本に関する描写の性質の変化に対する総合分析	248
第1項 性質の変化を観測する基準となる属性	248
第 2 項 総合分析	249
第3項 性質の変化の分水嶺となる時期	252
第2節 日本に関する描写の台湾の国民創出に対する意義	253
第1項 中華民国正統性危機・台湾ナショナリズム台頭時期(1970~)	1980 年代) 253
第2項 李登輝政権期・中華民国の台湾化時期(1987年~)	256
結論	259
参考文献	261
資料	270

図表一覧

表 2.1.1	集合的アイデンティティとしての歴史的記憶の分析枠組み	25
表 2.3.1	カテゴリー体系構成表	32
表 3.2.1	1949 年—2000 年の課程標準改定組織とその人事権の帰属	44
表 3.3.1	2000 年以降の課程標準改定組織とその人事権の帰属	53
表 4.1.1	小学校『歴史』・『社会』各系列のテーマ構成表	55
表 4.1.2	小学校文字記述・全性質事件頻度表	61
表 4.1.3	小学校文字記述・性質カテゴリー頻度表	62
表 4.1.4	小学校図像描写・全性質事件頻度表	62
表 4.1.5	小学校図像描写・性質カテゴリー頻度表	63
表 4.2.1	小学校文字記述・軍事事件頻度表	65
表 4.2.2	小学校文字記述・「軍事的価値」属性頻度表	65
表 4.2.3	小学校文字記述・「人道的価値」属性頻度表	67
表 4.2.4	小学校文字記述・「人道的価値属性」・事件クロス頻度表	68
図 4.3.1	小学校文字記述・「政治・経済的価値」属性構成比例図	72
表 4.3.1	小学校文字記述・「政治・経済的価値」属性頻度表	72
表 4.3.2	小学校文字記述・政治事件頻度表	73
表 4.3.3	小学校文字記述・「特権・利益の取得」要素頻度表	76
表 4.3.4	小学校文字記述・「政治・経済的価値属性」・事件クロス頻度表	76
表 4.3.5	小学校文字記述・「統一・秩序の破壊」要素頻度表	77
表 4.3.6	小学校文字記述・「統一・秩序の破壊」・事件クロス頻度表	78
表 4.4.1	小学校文字記述・「台湾の圧迫」要素頻度表	79
表 4.4.2	小学校文字記述・「社会・文化的価値」属性頻度表	80
表 4.4.3	小学校文字記述・「産業育成・インフラ整備」頻度表	83
図 4.5.1	小学校図像描写·全図像種類構成比例図	84
表 4.5.1	小学校図像描写·図像種類使用頻度表	85
図 4.5.2	小学校図像描写·軍事系図像種類構成比例図	86
表 4.5.2	小学校図像描写・図像種類・描写場面種類クロス頻度表	86
表 4.5.3	小学校図像描写・図像種類・描写場面種類クロス頻度表(詳細)	87
表 4.5.4	小学校図像描写・軍事的価値属性頻度表	88
表 4.5.5	小学校図像描写・「非戦闘員や平民の殺害」頻度表	88
表 4.5.6	小学校図像描写·軍事事件頻度表	89
表 4.5.7	小学校図像描写・軍事的価値・図像種類・描写場面種類クロス頻度表	91
表 4 5 8	小学校写直描写・直接的か雷事的描写頻度表	91

図 4.5.3	長城戦役図	92
図 4.5.4	長江三峡防衛図	92
図 4.5.5	戦火の下の重慶図	93
図 4.5.6	我が軍のミャンマー遠征図	93
図 4.5.7	長沙の大勝図	94
図 4.5.8	日本軍青島侵入	95
図 4.5.9	国軍が奮起して抗日	96
図 4.5.10	日本が我が国に侵略	96
図 4.5.11	玉井事件	97
表 4.5.9	小学校写真描写・間接的な軍事的描写頻度表	98
図 4.5.12	信念強固図	99
図 4.5.13	瀋陽図	99
図 4.5.14	南京降伏図	100
図 4.5.15	民衆献金図	100
図 4.5.16	盧山図	101
図 4.5.17	重慶市図	102
図 4.5.18	中イン公路図	102
図 4.5.19	玉門油井図	103
図 4.5.20	連合軍中国戦区最高司令官像	103
図 4.5.21	青年軍	104
図 4.5.22	羅福星烈士像	105
図 4.5.23	丘逢甲像	105
図 4.5.24	黄八妹の英姿	106
図 4.5.25	黄八妹と幹部たち	107
図 4.5.26	霧社事件指導者モナ・ルダオ	108
図 4.5.27	屏東牡丹社原住民抗日記念碑	108
図 4.5.28	台湾民主国国旗	109
図 4.5.29	匪徒刑罰令	109
表 4.5.10	小学校挿絵描写・直接的な軍事的描写頻度表	110
図 4.5.30	日本が琉球を占拠	111
図 4.5.31	日本が朝鮮に侵略	112
図 4.5.32	本省人を集団殺害	113
図 4.5.33	七七抗戦図	113
図 4.5.34	八百の壮士が四行倉庫を死守する図	115
図 4 5 35	日中丘十交戦図	115

図 4.5.36	台湾義軍抗日	116
図 4.5.37	盧溝橋を防衛する軍	116
図 4.5.38	国軍英勇抗日図	117
図 4.5.39	パイロットを救出	118
表 4.5.10	小学校挿絵描写・間接的な軍事的描写頻度表	119
図 4.5.40	劉永福	120
図 4.5.41	雪辱自彊図	120
表 4.6.1	小学校図像描写・政治・経済的価値図像種類頻度表	121
表 4.6.2	小学校図像描写·政治事件頻度表	122
表 4.6.3	小学校図像描写・政治・経済的価値属性頻度表	122
表 4.6.4	小学校図像描写・「政治・経済的価値」・図像種類・描写場面種類クロス頻度	
表 4.6.5	小学校図像描写・「政治・経済的価値」・描写場面種類頻度表(地図・図解を	
<)		123
図 4.6.1	日本人が本省人を奴役	124
図 4.6.2	下関条約調印図	125
図 4.6.3	連横像	126
図 4.6.4	連横に授与する褒賞令	126
表 4.6.6	小学校図像描写・「台湾の同化政策」頻度表	127
表 4.6.7	小学校図像描写・「社会・文化的価値」・図像種類・描写場面種類クロス頻度	表
	ᆂᄮᅜᇎᇌᆄᅮᄖ	
図 4.6.5	高雄橋頭砂糖工場	
図 4.6.6	阿里山鉄道	
図 4.6.7	嘉南大圳	
	日本統治時代の生活状況	
	小学校図像描写・「政治・経済的価値の獲得」属性頻度表	
	小学校図像描写・「政治・経済的価値の獲得」・図像種類・描写場面種類クロ	
表 5.1.1	中学校『歴史』各系列テーマ構成表	
表 5.1.2	中学校文字記述・全性質事件頻度表	
表 5.1.3	中学校文字記述・性質カテゴリー頻度表	
表 5.1.4	中学校図像描写・全性質事件頻度表	
表 5.1.5	中学校図像描写・性質カテゴリー頻度表	
表 5.2.1	中学校文字記述・軍事事件頻度表	
	中学校文字記述・「軍事的価値」属性頻度表	

表 5.2.3	中学校文字記述・「人道的価値」属性頻度表	159
表 5.2.4	中学校文字記述・「人道的価値」属性・事件クロス頻度表	160
表 5.3.1	中学校文字記述·政治事件頻度表	164
表 5.3.2	中学校文字記述・「政治・経済的価値」属性頻度表	165
表 5.3.3	中学校文字記述・「特権・利益の取得」要素構成頻度表	169
表 5.3.4	中学校文字記述・「統一の破壊」要素構成頻度表	169
表 5.4.1	中学校文字記述・「占領地の圧迫」要素構成頻度表	175
表 5.4.2	中学校文字記述・「価値の取得」属性構成頻度表	181
図 5.5.1	中学校図像描写·図像種類構成比例図	182
表 5.5.1	中学校図像描写・図像種類使用頻度表	182
表 5.5.2	中学校図像描写・図像種類・描写場面種類クロス頻度表	183
表 5.5.3	中学校図像描写・図像種類・描写場面種類クロス頻度表(詳細)	183
表 5.5.4	中学校図像描写・「軍事的価値」属性頻度表	184
表 5.5.5	中学校図像描写・「人道的価値」属性頻度表	185
表 5.5.6	中学校図像描写·軍事事件頻度表	186
表 5.5.7	中学校図像描写・軍事的価値・図像種類・描写場面種類クロス頻度表	186
表 5.5.8	中学校図像描写・直接的な軍事的描写頻度表	187
図 5.5.2	日本が瀋陽を強奪する図	188
図 5.5.3	日本軍が上海で挑発する図	188
図 5.5.4	813 上海戦役での国軍	189
図 5.5.5	魯南戦場での国軍	190
図 5.5.6	ミャンマー北部で反攻する我が軍	190
図 5.5.7	武漢周囲の戦闘	191
図 5.5.8	首を持ち上げている日本軍兵士	192
図 5.5.9	南京大虐殺	192
図 5.5.10	南京大虐殺	193
図 5.5.11	南京大虐殺	194
図 5.5.12	狂乱した日本軍が瀋陽に侵攻	194
図 5.5.13	衡陽防衛戦で絶え間なく戦っている国軍	195
図 5.5.14	長城で勇猛に戦っている国軍	195
図 5.5.15	128 事変で勇猛に戦っている国軍	196
図 5.5.16	南京大虐殺	197
図 5.5.17	空爆された上海駅南	198
表 5.5.9	中学校図像描写・間接的な軍事的描写頻度表	199
図 5 5 18	<i>大</i>	200

図 5.5.19	鄧世昌	
図 5.5.20	日本軍が河北で掃蕩201	
図 5.5.21	731 部隊遺跡	
表 5.6.1	中学校写真描写·描写場面種類頻度表203	
表 5.6.2	中学校写真描写・「政治・経済的価値」属性頻度表	
表 5.6.3	中学校写真描写・「社会的価値」属性頻度表204	
図 5.6.1	林献堂	
図 5.6.2	蒋渭水	
図 5.6.3	李鴻章	
図 5.6.4	伊藤博文207	
図 5.6.5	日本植民地統治時代勤務中の警察	
図 5.6.6	保正、甲長の職務	
図 5.6.7	徴兵健康診断	
図 5.6.8	台南郵便局	
図 5.6.9	嘉南大圳	
図 5.6.10	金瓜石小学校	
図 5.6.11	嘉義農林学校211	
図 5.6.12	女性纏足図	
図 5.6.13	民家の玄関にあるゴミ箱212	
図 5.6.14	台湾民衆党本部213	
図 5.6.15	台湾工友総連盟代表大会214	
表 6.1.1	高等学校『歴史』各系列テーマ構成表216	
表 6.1.2	高等学校文字記述·全性質事件頻度表225	
表 6.1.3	高等学校文字記述・性質カテゴリー頻度表226	
表 6.1.4	高等学校図像描写·全性質事件頻度表226	
表 6.1.5	高等学校図像描写・性質カテゴリー頻度表227	
表 6.2.1	高等学校文字記述·軍事事件頻度表228	
表 6.2.2	高等学校文字記述・「軍事的価値」属性頻度表229	
表 5.2.3	高等学校文字記述・「人道的価値」属性頻度表234	
表 6.2.4	高等学校文字記述・「人道的価値」属性・事件クロス頻度表235	
表 6.3.1	高等学校文字記述·政治事件頻度表236	
表 6.3.2	高等学校文字記述・「政治・経済的価値」属性頻度表	
表 6.3.3	高等学校文字記述・「特権・利益の取得」要素頻度表	
表 6.3.4	高等学校文字記述・「統一の破壊」要素頻度表239	
図 641	高等学校図像描写·図像種類構成比例図 241	

表 6.4.1	高等学校図像描写·図像種類使用頻度表	241
表 6.4.2	高等学校図像描写・軍事系価値・図像種類使用頻度表	242
表 6.4.3	高等学校図像描写・軍事系価値・図像種類・描写場面種類クロス頻度表	243
図 6.4.2	殺人試合	243
図 6.4.3	第 14 航空隊出勤図	244
図 6.4.4	中米軍がミャンマー北部で合流	244
図 6.4.5	河北の女性遊撃隊員	245
表 6.4.4	高等学校図像描写・非軍事系価値・図像種類使用頻度表	245
図 6.4.6	21 ヶ条要求原本	246
表 7.1.1	小学校全描写·重要属性構成頻度表	249
表 7.1.2	小学校全描写・価値の取得に関わる属性頻度表	250
表 7.1.3	中学校全描写重要属性構成頻度表	250
表 7.1.4	中学校全描写・価値の取得に関わる属性頻度表	251
表 7.1.5	高等学校全描写・重要属性構成頻度表	251

序章

第1節 研究背景

第1項 国民党政権の教育における日本批判

2014年2月、馬英九政権(第2次国民党¹政権)は台湾の高校教科書の内容を定める「普通高級中学歴史課程綱要」(日本の高校学習指導要領に相当)を改正する案を公布した。それは一連の反改正案デモを引き起こし、2015年7月に教育政策を所管する教育部(文部科学省に相当)のビルがデモに参加する学生に占領される事態に至った。改正案の作成過程の不透明さや教科書の内容が中国史観に傾く危険のほか、日本に関わる内容が変更されたことも大きな争点になっていた。例えば反改正案デモに参加した者に声援を出した歴史学者周婉窈は以下のように批判した。

課程綱要は描述的な言葉を使用し、価値の判断を避けなければならない。「日本統治時期」に「植民」が加えられ、「台湾を接収」が「台湾光復」に変更されるのは、 その原則に違反している。……「慰安婦」を「婦女が慰安婦に強迫された」とすることも、課程綱要委員としての教養に欠けているからだ²。

国民党政権は自らの日本に批判的な立場について弁解もしなかった。2014年1月、「普通高級中学歴史課程綱要」の改正案が公布される直前、当時の教育部部長蒋偉寧(文部科学大臣に相当)は改正案がもたらす「脱台湾化」の危惧に対し、以下のように答えた。

今回の調整は教科書が中華民国憲法の精神に合致するためのものであり、脱台湾 化を目指すものではないが、脱日本化の目的ならあります³。

国民党による日本批判は教育政策に限定されるわけではなかった。「課程綱要」の改正に 反対するデモが起きた後の 2015 年 8 月 29 日、馬英九は抗日勝利と台湾光復の 70 周年記 念イベントで演説を行った。総統府はその演説の内容を以下のように整理した。

総統は、政府が抗戦記念イベントを開催して烈士たちに敬意を表すのは、国民に

¹ 正式名称は「中国国民党」であるが、略称の「国民党」が使用されることが多い。

² 呉俊瑩他編『我們為什麼反対課綱微調』玉山社、2015年、58-59頁。

³ 「蒋偉寧:未去台湾化、去日本化有一点」『中国時報』2014年1月27日、 (https://www.chinatimes.com/newspapers/20140127000274-260102?chdtv、2020年5月28日参照)。

この歴史を忘却させないためだと強調しました。「抗戦がなければ、台湾も光復されない」と、台湾の光復を抗戦勝利の結果としました。中華民国と日本の戦争は、盧溝橋事件ではなく、甲午戦争(日清戦争)から始まったのです。最初に抗日を始めたのは 1895 年から抗日を展開した丘逢甲と呉湯興など台湾人です。日本は台湾に上陸すると、桃園、新竹、苗栗、彰化、台南などで抵抗にあって、殺し尽くし、焼き尽くし、奪い尽くす(中国語では殺光、焼光、搶光)を容認する「三光政策」をとったため、多くの歴史学者は死亡した台湾人の人数は日本が公式に発表したものより上回っているとしています。なので、「台湾では抗日が行われなかったわけではなく、大勢の人は抗日をしていました。しかし一部の国民はそれについてよくわからなく、あるいはそれを忘却することにしました4。

このような国民党政権の言動によって描かれているのは、歴史上、残虐で、台湾に対して高圧的な統治をしていた日本人の形象である。実際、国民党による日本批判史観や「脱日本化」政策は長い伝統を持っており、日本が降伏する前まで遡ることができる。1943年11月のカイロ会談で台湾の中国への返還が宣言された後、蒋介石は積極的に台湾の接収の準備を進めていった。1944年4月、国民政府は台湾接収の政策方針を立てる台湾調査委員会を設置し、陳儀が同委員会の委員長を務めた。国民政府の早期の台湾接収政策の構想は同委員会によって作成され、1945年3月に公布された「台湾接管計画綱要」に記載されている5。同綱要は教育における「脱日本化」政策を、「通則」の(4)と(7)で、以下のように明文化している。

第一 通則

. . .

(4)接収後の文化施設は、民族意識を増強し、奴隷化思想を根絶し、教育機会を 普及させ、文化水準を高めるべき。

. . .

(7) 接収後の公文書、教科書や新聞での日本語の使用を禁止する6。

この方針は、1945年8月に日本が降伏した後、陳儀が初代長官を務める「台湾省行政長

⁴ 「総統出席海軍「抗戦勝利暨台湾光復七十周年」史蹟特展開幕典礼」(総統府ウェブサイト: https://www.president.gov.tw/NEWS/19707、2020 年 5 月 28 日参照)。

⁵ 黄英哲『「去日本化」「再中国化」: 戦後台湾文化重建(1945-1947)』麦田、2017年、21-22頁。

⁶ 「台湾接管計画綱要卷」司法行政部、1945 年(国史館サイト: https://ahonline.drnh.gov.tw/index.php?act=Display/image/540701-RX8ugX#5Os4、レファレンスコード: 022000010143A、2020 年 5 月 28 日参照)。

官公署」の設置によって実施されるようになった⁷。台湾住民に中国人の愛国精神を持たせようとする「中国化」政策は 1949 年 12 月に国民党政権が台湾に「撤退」した後にも引き続き推し進められていった。公の場での日本語の使用が禁止され、映画や出版物などにおいて文化面の交流が限定されたほか、学問と教育の場における言論は自由なものではなく、内容的にも日本を批判する傾向が強かった⁸。

すなわち、台湾に「撤退」した国民党は、台湾での統治の正統性と住民の支持基盤を固め、台湾資源を総動員して「大陸反攻」を行うことができるような態勢づくりに勤しんだ。 その際に特に重視されたのが歴史教育である。すなわち、国民党は、中国を侵略し、領土を奪い、住民を虐殺した凶悪で残忍な「敵」である「帝国日本」に敢然と立ち向かい、勝利を収めて台湾を解放した、という「中華民国」形成の物語を、「脱日本化」を目指す教育を通じて台湾住民―特に若年者―に教え込み、内面化させることで、愛国的な「中華民国国民」を作り出そうとしたのである。

このような歴史的経緯を踏まえるなら、国民党による長期の独裁政権の中で、どのような内容の教育を用いたか、そして特に自己を規定する「他者」である「帝国日本」がどのように記述され、どのように「想像された日本帝国像」が学生たちの心の中に形成されるように意図されていたのかを検証する作業が重要になってくる。というのも、台湾における国民党の位置づけや、「想像された中華民国国民」は、そのような「想像された日本像」の言わば「反転図像」の関係にあったからである。とりわけ国民党とその軍隊が台湾に移動するとともに、「戒厳令」の下で「外省人」が政権を掌握し、外省人とは異なる歴史的経験を有する多数派の「本省人」の心に残虐な日本人像を用いて「反日心象」を「刷り込み」、「本省人」を「中華民国国民」に作り変えるという作業を通して行おうとしたケースであり、国家主導の「想像された国民」創造の典型であった。その試みは、外省人主体の国民

党が支配の正統性の確保し、台湾で「生き残る」ための手段でもあったのである。

ここで本論文のタイトルのなかにある「反日」想像という言葉について説明しておこう。「反日」想像という言葉は、「反日心象」という言葉と、若干ニュアンスは異なるものの、ほぼ同義である。近代国民国家の形成過程で、歴史や社会の教科書の重要な目的の一つは、「国民」を創造することであるが、そのためには、建国神話が必要となる。そして、建国神話の形成において引き合いに出されるのは、他者としての「他国」、中華民国の場合は、既に述べた通り、過去の帝国日本であった。その日本についてのイメージは、多分に想像の産物であり、「反日」的な心象を読者に想像させることが肝要なことであった。「反日」想像という言葉は、そのような特殊な意味で使用されているのである。ただし注意しておかなければならないのは、台湾教科書における日本についての記述には、時期によっては、肯定的な面も含まれていることである。それは、「親日」的な想像(=「親日」想像)を読

⁷ 黄俊傑『光復初期的台湾:思想与文化的転型』台湾大学出版中心、2005年、8-11頁。

⁸ 川島真他編『日台関係史:1945-2008』東京大学出版会、2009年、33-34頁。

者に抱かせるような要素である。

このような観点から、ここで注目されるのは、「台湾ナショナリズム」に関わる言説である。すなわち、2015年のデモで「普通高級中学歴史課程綱要」における「脱日本化」が反発を受けた事例が示しているように、一連の台湾ナショナリズム言説に見られるのは、「日本」が台湾住民の国民想像の形成に、「反日」とは全く別の角度から利用しうる要素でもありえる、ということである。

第2項 台湾ナショナリズムにおける「日本」

2015年の反「課程綱要」改正案デモの参加者の中国史観に対する抵抗意識の裏にあるのは中華民国の正統性や中国ナショナリズム思想に対抗する台湾ナショナリズム思想である。 国民党による日本批判が長い歴史を持つ一方、台湾ナショナリストが日本をめぐる歴史認識において国民党に対して異論を唱えるのも新しい現象ではない。

1947年2月28日に起きた外省人と本省人が衝突する「228事件」は台湾ナショナリズムの発端と思われるが、国民党政府による厳密な統制によって台湾における政治活動が弾圧され、台湾ナショナリズムの理論は台湾本土では発展することができなかった%「228事件」後、日本という土地は台湾から亡命した文化エリートが台湾の中国からの独立に関する理論を発展させるための最初の拠点となった。その代表的な組織は、廖文毅の「台湾共和国臨時政府」(1950年)、王育徳の「台湾青年社」(1959年)、史明の「独立台湾会」(1967年)などである。特に史明の著作『台湾人四百年史』や王育徳の『台湾:その苦悶する歴史』は 1980年代に台湾に導入され、台湾ナショナリズムの発展に重大な影響を与えた10。台湾ナショナリストにとって古典とされる史明の『台湾人四百年史』は、どこに独創性があるのであろうか。史明は台湾独立や台湾意識の喚起を執筆の動機としたが、「台湾人」という民族の起源を論じる際に、血統や文化といった原初的な要素よりも、支配階級と被支配階級の関係から台湾意識の形成を説明しようとした。この点にこそ、史明の独創性が見られるのである。彼によれば、日本帝国主義の統治への対抗という契機から台湾意識が生み出される一方、台湾総督府による近代化も台湾人と中国大陸との間に社会的距離を生み出す要因となった。

中国との社会的紐帯を完全に断った近々五十年は、中国大陸においては、社会停滞と政治不安がたえず繰りかされてきたのに反し、台湾社会は日本帝国主義の治下にあって、近代化の一大変貌を成し遂げ、現在の台湾はすでに昔日の比ではなくなってきた。それは、日本資本主義に支配されながら、その発展にともない、

⁹ 蕭阿勤『重構台湾:当代民族主義的文化政治』聯経、2012年、37-38頁。

¹⁰ 若林正丈著、洪郁如他訳『戦後臺灣政治史—中華民国臺灣化的歷程』臺大出版中心、2014年、62-63頁。

台湾社会も資本主義化、近代化の街道をはしりつづけ、たとえば、社会生産の面では、工業が異常の発展を遂げて、農業に追いつくほどになっている点に徴しても明らかである。……日本帝国の飼育によって台湾社会は、たとえそれが人間解放や民主革命を伴わぬ、ビッコの資本主義発展であったとはいえ、日本治下一年の社会発展が停滞する清朝治下の幾年に匹敵するほどの革命的な前進をとげた、といって過言ではない。

さらに、史明は統計に1942年の統計データに基づき、工業や農業の生産力、産業整備、生活や文化の水準といった側面によって台湾の中国に対する近代性を説明している¹²。この傾向は台湾本土のナショナリズム運動によって継承された。国民党政権が中国政府としての正統性の危機に瀕した1970年代の末期に、政治の自由化を目標とする運動の挫折を受け、よりアグレッシブな手段を求める活動家はナショナリズムを導入し、1980年代の台湾文化ナショナリズムの台湾本土での台頭を促したのである¹³。

台湾文化ナショナリストが強調する台湾の中国文化に対する「文化特殊性」の構築について、社会学者蕭阿勤は、ある現象を次のように指摘した。

党外人士(国民党に異論を持つ者)は日本人が推し進めた社会や経済における近代化について称賛する口調で語り、それを台湾意識が中国意識に対抗する正当性を強調することに利用した。このような称賛をすることは、よく見られる現象であった。台湾意識を唱える党外人士にとって、日本の植民統治は事実上貴重な資産と言っても良い¹⁴。

その傾向は、1970年代末期の『台湾意識論戦選集』に示されている。この選集は、「台湾の文学は台湾郷土の現実を反映すべき」かどうかを中心に展開された「台湾郷土文学論戦」に参加した文化エリートの論説を網羅したものである。例えば楊碧川は、その中で、高伊哥という筆名を使用して、台湾が経験した日本帝国主義について以下のように評価している。

帝国主義による影響はマイナスには限らない。日本帝国主義は台湾での近代化と 資本主義化を促し、このような客観的な条件によって、それはかえって台湾人の

¹¹ 史明『台湾人四百年史』新泉社、1974年、439-443頁。

¹² 同書、443-445 頁。

¹³ 蕭阿勤、前掲書、38-39 頁。

¹⁴ 同書、298 頁。

主観的な抗日意識に影響を与えた。そのおかげで1920年代の台湾文化協会、及びその後の無政府主義運動や共産主義運動、農民運動、労働運動が出現した¹⁵。

実際、楊碧川は1983年5月に刊行された『生根週刊』に、1898-1906年の間、台湾総督府の民政長官を務めた後藤新平による台湾近代化の事績を称える文章を寄稿し、日本による植民統治に肯定的な思想に相当な影響を与えた¹⁶。他には、陳樹鴻が「台湾意識」の起源を日本の植民統治に結び付け、以下のように論じている。

日本が台湾を占拠した後、帝国の需要のため、台湾で資本主義化の建設を始めた。 1900-1904年間に測定単位と幣制を統一し、1923年に南北横貫公路を完成させた。 これらの建設は全島における企業の発展を促進する一方、台湾の社会や経済活動 のまとまった程度を反映した。まとまった社会生活や経済生活があれば、全島が 運命共同体という「台湾意識」が出現したことは必然である¹⁷。

同論集に収録される戴国煇の自らの台湾史研究の成果に基づいた「後藤新平の台湾を治める神話」に対する批判はこのような台湾ナショナリストが日本を称賛する傾向を更に鮮明にした。

私は我が同胞に、特に日本人の価値体系に惑わされた知識人に向かって、ある問題を、換言するなら一つの小さな「爆弾」を投げつけた。この爆弾はあることを証明した―我が先祖は、日本が台湾を侵略する前に、台湾で資本主義が萌芽する基礎を樹立したのである。さもなければ、腐敗した清朝が「辺隅の地」とされた台湾で鉄道を建設し、劉銘伝の新政を進めたことに、どう合理的な解釈を出せるか。

しかしこの「爆弾」の効果は限られたものであり、こういう時に高伊哥さんは「後藤新平:台湾現代化的奠基者」という文章を執筆した。それは台湾の知識人の病、 膏肓に入る、という事態の深刻さを示している¹⁸。

1987年7月に総統蒋経国が「台湾省戒厳令」を解除し、蒋経国死後の1988年1月、「本省人」李登輝が総統に就任して民主化及び「中華民国の台湾化」を推し進めていくと、台

¹⁵ 施敏輝他編『台湾意識論戦選集』前衛、1995年、170-171頁。

¹⁶ この論点については、高伊哥「後藤新平:台湾現代化的奠基者」『生根週刊』8 期、1983 年 5 月、44-49 頁

¹⁷ 施敏輝他編、前掲書、193頁。

¹⁸ 同書、105 頁。

湾の主体性を唱える運動は民間だけではなく、政府レベルでも行われるようになった。1993年6月、教育部は台湾の歴史、地理、社会を主題とする「認識歴史」科目を中学校に導入することを表明し、同年6月から「課程標準」の改定と教科書の編集の準備に着手した。『認識台湾』教科書が適用される直前の1997年6月、「新党」所属の立法委員(日本の衆議員や参議員に相当)李慶華は公聴会を開催し、中学校の台湾史教科書に相当する『認識台湾:歴史篇』に「親日」、「反中華」、「中国と台湾の連結を切断しようとする」といった内容が盛り込まれていることを強く批判し、『認識台湾』の適用に反対するデモ運動を引き起こした。それに対して台湾ナショナリストによって結成された「民主進歩党」(民進党)や建国党は『認識台湾』に声援を出した。社会学者王甫昌がこの『認識台湾』をめぐる論争に関わる報道に対して内容分析を行った結果、341本の関係記事の中、「日本と台湾の歴史関係」に関する内容は「台湾と中国の歴史関係」の206回(60.4%)に次ぎ、129回(37.8%)の頻度で出現している「200つ。これは、1990年代に日本に関する歴史認識が国民想像をめぐる対立の争点であることが教育の場で浮上したということを意味している。

日本という要素を利用して台湾の中国に対する特殊性を創り出してきた伝統に基づき、 国民党が教育において日本批判の姿勢に固執してきたという認識は 2000 年の政権交代以 降でも台湾ナショナリストに広く共有されている。例えば 2000 年に中華民国総統を退い た後に台湾独立派の代表的な人物となった李登輝²⁰はその著書で国民党の台湾接収後の中 国化政策について以下のように語っている。

国民党が台湾を接収した後、「脱日本化」政策を取り、反日教育を実施するようになった。私を憤慨させたのは、もはや日本語を使ってはいけないということであり、日本語で書くことや思考することに慣れていた私にとって、それは大変苦しいことであった。いきなり北京語を話すよう求められても、話すことができなかった。国民党は台湾に中国的視点の歴史文化を注入し、台湾人を「中国人」と成すことを図っていた²¹。

2004 年から 2008 年まで民進党政権の駐日本代表(駐日本大使に相当)を務める許世楷 も台湾ナショナリストの代表的な重鎮である。彼は著作で自らの経験から戦後の教育につ いて以下のように思い出している。

当時の教育政策は、言うまでもなく反日教育だった。学校で近代史を教えられた

¹⁹ 王甫昌「民族想像、族群意識与歷史—『認識台湾』教科書争議風波的內容与脈絡分析」『台湾史研究』 8 巻 2 期、2001 年 12 月、148-151 頁。

²⁰ 李登輝は総統と国民党主席を退任した後、2001年に精神的指導者として台湾独立を提唱する政党台湾団結連盟の結成に関与し、正式に国民党と決裂した。

²¹ 李登輝『新・台湾的主張』遠足文化、2015 年、74 頁。

時、日本人はどのように悪かったか、どう中国に侵略したかという歴史が徹底的に教育されていたことをいまだ覚えている。戦後から 1980 年年代まで、台湾人が受けてきた教育は、現代の中国と同じような反日教育だった²²。

第3項 研究問題

これらの言説によって、2016年の反改正案デモで日本に関する内容が問題点として持ち上げられたのは、日本が台湾にもたらした「文化特殊性」を利用しようとする台湾ナショナリズムと、中華民国の正統性を維持しようとする国民党の衝突が、共通の「他者」としての「日本」を通して具象化した一つの現象であることがわかる。

国民の創出を目指す「国造り」(nation-building)の視点からこの現象を吟味すると、歴史教育を、政治エリートが国家の輪郭や結束を創り出すプロセスの一部として捉えれば、常にイデオロギーをめぐる論争の中心とされてきた教科書における日本に関する記述は、台湾でのナショナリズムに関わる政治的、社会的現象への理解を深めるための手がかりとなると考えられる。政治学者ミロナス(Harris Mylonas)が指摘したように、もしも国造り政策というものが、政治的に優位を占める「コア・グループ」(core-group)に支配される「ノン・コア・グループ」(non-core-group)の「政治的必要性」(political demands)に応じて変化するものであるならば、国造りと密接な関係にある「教育政策」や「教科書の内容」にもそれが反映するはずである。したがって、「教育政策」や「教科書の内容」を、国造りのための一種の制度的装置として捉えるならば、それを通して、当時の政治的背景や思想を探究することもできるはずである²³。

何十年もわたった国民党の教育においての日本批判の姿勢を単に「反日」という概念で理解することは明らかに不十分であり、「反日」を理論的な思考に応用できる概念にするには、何らかの基準を作り上げる必要がある。特に国民党による権力の掌握は、戒厳令のもと、半世紀に及ぶ。その間、台湾及び国民党を取り巻く内外の政治環境は大きく変化した。1945年当時の教科書は、国民党が中国本土で権力を掌握していた時に作成されたものである²⁴。しかし、国民党はやがて「大陸反攻」の夢を捨て、台湾内だけでの権力となった²⁵。更に1970年代以降、国連脱退や主要国との外交関係の断絶によって、国際的に孤立してい

22 許世楷、盧千恵著、邱慎、陳静慧訳『台湾:新生的国家』玉山社、2011年、71-72頁。

²³ Harris Mylonas, The Politics of Nation-Building: Making Co-Nationals, Refugees, and Minorities, Cambridge University Press, 2012, pp. 28-29.

²⁴ 周淑卿、章五奇「由屠炳春口述史探究解厳前小学社会科教科書的発展」『教科書研究』第7巻、第2期、 2014年8月、6頁。

²⁵ 国民党は台湾に撤退してまもなく、「大陸反攻」を実現するための「国光計画」を密かに画策していた。 しかしアメリカからの支持を得られず、1965 年 8 月福建省東山島周辺で行われた海戦で挫折を受けれた 後、「国光計画」は事実上放棄されるようになった。「国光計画」については、彭大年『塵封的作戦計画: 国光計画口述歴史』国防部史政編訳室史政処、2005 年。

った。国内的には、国民党政権の末期、戒厳令の撤廃と民主化の進展にともない、初の選挙による「本省人」李登輝の国民党政権となった。1945 年から 2000 年に至る国民党政権期の各級学校の歴史や社会の教科書の日本に関する内容にも変化が生じたものと想定されるのである。

それに鑑み、本研究が目指すのは、台湾で使用された 1945 年から 2000 年に至る国民党政権期の小学校、中学校、高等学校の歴史や社会の教科書のすべてを取り上げ、その内容をデジタル形式でデータベース化、そして「グラウンデド・セオリー」(Grounded Theory、データ対話型理論)の手法を用いて分析することにある。グラウンデド・セオリーはグレイザー(Barney G. Glaser)とストラウス(Anselm L. Strauss)によって開発・理論化されたもので、社会現象に関する質的データをコード化し、数量的に分析する手法である。分析対象には、文字記述の他に、写真や挿絵、図表などの図像も含まれている。このアプローチを採用することで、台湾教科書における日本に関する内容がいつ、どのように変わっていったかが明確に実証されることとなる。

具体的には、本研究が取り組む設問を以下のようにまとめることができる。

- 1、国民党政権期(1945年から 2000年まで)の教科書を手段とする反日教育の内容(とその性質)は、基本的にどのようなものであったのか。またもしも、ある時期に、それが変化したとするなら、それは、いつ、どのような変化であったのか。
- 2、台湾教科書における日本という他者は、台湾住民の国民想像の創出においてどのような意義を持っていたのか。台湾教科書の内容の性質および変化の分析から、この問いに対し、どのような説明が可能か。

次節では、台湾のナショナリズム問題や歴史認識に関する先行研究をレビューすること によって、本研究の問題意識と位置付けを更に明確にしていく。

第2節 先行研究と本研究の位置づけ

第1項 台湾ナショナリズムに関する研究の概要

研究背景で述べたように、中華民国に接収された後、台湾では台湾住民のナショナリティをめぐる論争が絶えず展開されてきた。その論争の中核は、中華民国や国民党が継承した正統的な中国ナショナリズムと、台湾の中国に対する政治や文化においての独自性を唱える台湾ナショナリズムの対立にある。この対立に関わる政治や社会の諸現象は、多くの研究者の関心をとらえている。

社会学者蕭阿勤はその代表的な一人である。彼は台湾ナショナリズムに関する研究において主流となる研究のアプローチを「想像の共同体」と「政治競争」に分類した。「想像の共同体」のアプローチを採用した研究はアンダーソン(Benedict Anderson)からの影響を受けており、ある行政体制の傘下に入った領域を一つの政治的単位とみなし、その政治的単位によって共有される思想の流布を刺激する諸要因がその住民が持つ共同の想像を創り出すということを前提としている。ただし、彼も「想像の共同体」に基づいた研究はあまりにも単純であり、異なる行動者の「社会的行為主体性」(social agency)の解釈において不十分であるということを指摘した 26 。

それに対して「政治競争」の視点から台湾ナショナリズムを見る研究は、政府に対抗する政治運動に関与する主体の行動とその結果に着目しており、政治競争を、特定の族群の「エスニシティ」(ethnicity)を「ナショナリティ」(nationality)に転化させる要因としてとらえている。蕭阿勤によれば、このアプローチは「想像の共同体」よりも、「社会的行為主体性」について、適切な解釈をすることができる²⁷。

こうした分類法はナショナリズム問題が常に政治競争に密接に関係していることを指摘しており、参考にする価値があるにもかかわらず、これによって本研究の位置づけを明確にすることは困難である。なぜなら、「想像」を構築する要因となりうる媒介の多様性を考慮すれば、「想像の共同体」と「政治競争」の間にある境界線は曖昧なものであり、政府、団体、政治エリートなど政治競争に参加する行動者は教科書、出版物、新聞といった媒介を手段とし、特定の想像の形成においての自らの影響力を確保しようとすることが考えられるからである。それに鑑みて本研究は想像を構築する媒介が全ての政治活動に浸透しており、普遍性を有すると仮定しながら、政府側を主な行動者とする「制度的要因」と民間側を主な行動者とする「政治・文化エリート」という分類によって先行研究を検討し、本研究の台湾ナショナリズム研究においての位置づけを明らかにしていくようにする。

²⁶ 蕭阿勤、前掲書、44-47 頁。

²⁷ 同書、47-48 頁。

第2項 「制度的要因」に着目する研究

制度的要因、とりわけ教育や教科書の役割を重視する研究には、教育学者藍順徳の『教科書意識形態』(教科書とイデオロギー)がある。彼は国家政策や政治環境の変化を主要な変数として、権威主義体制時期(1949年-1987年)、民主化時期(1987年-2001年)、民主化発展時期(2001年-2008年)といった各時期の教育政策とそれが表す政治イデオロギーに関して包括的な考察をした。中国イデオロギーを代表する権威主義体制の時期に築き上げられた教育体制は、民主化時期の「教育本土化」を受けて「台湾化」されていったが、特定の政治イデオロギーのために動かされるということ自体が変わったわけではない、と彼は批判した28。

社会言語学者林初梅は歴史教育と言語教育を国民創出の手段とみなし、「郷土教育」に関わる政策や教学の内容と台湾住民のアイデンティティ変容に対する意義について考察した。台湾住民を対象とする郷土教育の展開は日本統治時代に遡ることができる。日本統治時代の郷土教育は日本人のアイデンティティの形成のために実施されたものであるが、台湾人アイデンティティを育む揺籃でもあり、生活領域に根ざしている「郷土台湾」という意識を醸成し始めた。それに対し、国民党による中国化教育時期の郷土教育論は台湾の地域性や特殊性に触れず、台湾の郷土を中国の一部として位置付け、台湾人に中国人のアイデンティティを持たせようとしていた。1990年代まで郷土教育は「常識」、「社会」、「自然」の三つの教科で提起されていたが、正式に教科として設置されていなかった29。

このような国民党政権下の郷土教育に台湾主体性を持たせた最初の契機は 1970 年代知識人による台湾本土化理論模索運動である。この時期の台湾人意識は中華民族意識に包含されており、台湾ナショナル・アイデンティティの形成を志向するものではなかった。しかし 1980 年代に入り、台湾社会での台湾意識が更に高まると、中国に対する台湾社会の独自性・特殊性と台湾語の重要性を主張する運動は進められていった。1990 年代に入ると、台湾の主体性を意識した教育本土化は地方政府によって実施される一方、立法院での議論も展開された。それは中央政府の教育行政の課程に影響し、郷土教育が台湾全土に採用される独立教材として設置されるに至った。こうした郷土教育の中、新しい台湾人アイデンティティが形成されつつあるのである30。

黄英哲は戦後国民党政権の台湾住民のアイデンティティの再建を図る「脱日本化」や「中国化」の政策やそれを執行する機関・組織について考察した。台湾を植民地にした日本は同化政策や皇民化運動を進め、台湾人に日本人としての愛国心を持たせた結果として、日

²⁸ 藍順徳『教科書意識型態』華騰、2010年、200-210頁。

²⁹ 林初梅『郷土としての台湾—郷土教育の展開にみるアイデンティティの変容』東信堂、2009 年、324-326 頁。

³⁰ 同書、327-342 頁。

本統治時代末期に多くの台湾人は日本人化された。それを鑑み、1945年に台湾を接収した 国民政府は一連の「脱日本化」と「中国化」を目的とする「国造り」政策を展開した。日 中戦争終わる前に国民政府主席蒋介石によって可決された「台湾接管計画綱要」に基づき、

「台湾省行政長官公署」は台湾文化の再建を執行する最高機関となった。具体的には、台湾文化の再建は行政長官公署が所管する「台湾省国語推行委員会」、「台湾省行政長官公署宣伝委員会」、「台湾省編訳館」、「台湾文化協進会」(公署に所属する外部組織)によって推し進められていた³¹。

「台湾省国語推行委員会」は日本語が日常生活に浸透していた台湾社会(約70%の使用 率)に対し、中国語の使用を促進する機関であった。それは中国各地の中国語教員を招聘 し、台湾各地で各学校段階の学生、台湾の行政機関の職員、学校教員に向けた中国語教育 を実施していた。「宣伝委員会」は中華民国の政治制度と法律のプロパガンダの他、映画、 出版、マスメディアの審査を手段とする台湾住民の中華民族意識の強化という任務を負っ ていた。「台湾省編訳館」の下には「学校教材グループ」、「社会書物グループ」、「名著翻訳 グループ」、「台湾研究グループ」などの部門が設けられていた。「学校教材グループ」は各 級学校の中国語を使用する教科書の編集を担っていた。「社会書物グループ」は台湾の一般 人へ中国文化の注入を目的とする『光復文庫』誌を編集するものであった。「名著翻訳グル ープ」は台湾文化の再構築のため、翻訳された西洋名著や中国名著を台湾に導入していた。 黄英哲はこの中興味深いのが「台湾研究グループ」の役割であると指摘した。「台湾研究グ ループ」は日本に残された学術研究の文化や成果を世界文化遺産の一部とし、それを中国 語に翻訳し、「中国化」の道具として再利用した。これは戦後の政府公式の「台湾学」の発 端となった。「台湾文化協進会」は行政長官公署の外部団体として設置されたが、公署の指 揮を受けて機関紙『台湾文化』の出版、文化イベントの主催、社会教育、三民主義の宣伝 による新たな台湾文化体制や台湾文学の構築を主な任務としていた32。

国民政府の文化においての「脱日本化」や「中国化」政策は、本省の知識人が日本に残された文化遺産の意義を再考する契機となった。「日本化」を「奴隷化」とみなす国民政府の姿勢に対し、本省の知識人は徹底的な「中国化」に抵抗感を示しながら、「日本化」には「近代化」と「世界化」といった要素が含まれていることも強調していた。将来台湾文化の発展は有限的な「中国化」と日本に残された文化遺産の間のバランスに関わっていると彼らは確信していた³³。

政治学者ステファン・コルキュフ (Stephane Corcuff) は一つのエスニック・グループとしての「外省人」の置かれた政治の「生態環境」に着目し、外省人のアイデンティティの変容を考察した。李登輝政権期に外省人を対象とするアンケート調査の統計によれば、多

12

³¹ 黄英哲、前掲書、221-222 頁。

³² 同書、222-224 頁。

³³ 同書、225 頁。

くの外省人にとって「両岸統一」(中国大陸と台湾の統一)という価値の重要性が低下し、 外省人の台湾化の傾向が示された。言い換えれば、外省人は李登輝が始めた一連の本土化 を目指す政治改革に対して反撃するに至らず、逆に本土化という歴史の流れに適応したの である。コルキュフは外省人が適応した理由をいくつ挙げている。

まずは外省人が反撃する力を持っていなかったことである。中国との統一を目標とする 新党は李登輝政権期末期に既に泡沫化する傾向を示したし、李登輝に対抗できる重要人物 もいなかった。また、李登輝の改革政策を進める際には、台湾人民の期待に応える一方、 漸進的な方法と正当性の旗を用いて外省人が簡単に反対できないようにしていた。1990年 代後半に李登輝政権は権力の絶頂期に達し、反対派は既に彼を阻止する手段を持っていな かった。

これらの構造的要因のほかには、一部の外省人が持つ歴史的過程に対する現実主義、及び中国の台湾に対する武力による恫喝などに対する反感も外省人の本土化に適応する傾向を更に強めた³⁴。

第3項 「政治・文化エリート」に着目する研究

政治や文化エリートの役割に着目する研究について、蕭阿勤の著作『重構台灣:當代民族主義的文化政治』(台湾を再構築する:現代ナショナリズムの文化政治)はその代表的なものであり、台湾ナショナリズムの全時期の発展を把握するための枠組みを提供している。彼によると、台湾の「文化特殊性」に関わる思想の出現は日本植民統治時代に遡ることができる。日本総督府に対する武装反抗の挫折を受け、台湾の文化エリートは台湾の現実の反映する文学を唱える運動を進めていった。しかし、この時期の文化エリートは依然として漢字の使用にこだわり、中国人意識を持っていた。彼らは1945年の国民政府による台湾接収に対して歓迎的であった35。

国民政府による中国化政策と 1947 年の「228 事件」での鎮圧によって台湾文学は大きなギャップを迎え、その代わりに共産党への批判や中国大陸への郷愁を主題とする 1950 年代の「戦闘文芸」や、1960 年代の西洋文学の表現技法に倣って社会現実から逸脱する「現代主義文学」は台湾文学の主流となった。1970 年代、「現代主義文学」を主要な批判の標的とし、台湾の社会現実の反映を重視する「郷土文学」は台頭し、その毛沢東が唱える「兵農工文学」との「地域主義」においての相似性が国民党政権やその擁護者の警戒を促し、「郷土文学論戦」を起こした。しかし、郷土文学運動での台湾の文化や社会の特質に対する探索によって後の台湾ナショナリズムが発展する基盤が築かれたにもかかわらず、当時

 $^{^{34}}$ ステファン・コルキュフ著、上水流久彦、西村一之訳『台湾外省人の現在:変容する国家とそのアイデンティティ』風響社、 2008 年、 $^{189-196}$ 頁。

³⁵ 蕭阿勤、前掲書、76-109頁。

の郷土文学は強い中国ナショナリズムの性格を示しており、台湾の文化においての特殊性に関わる論述を産出できなかった³⁶。

1970年代末、「本省人」が国民党政権に対して政治改革を呼びかける「党外」運動は台頭し、省議員と県、市長の選挙を通してある程度の政治影響力を確保した。1978年カーター政権が中華民国との国交を断絶すると宣言したという衝撃的な事件を受け、党外運動は更に活発になり、1979年党外運動の代弁者とされる『美麗島』雑誌が高雄で主催する「民主化」を求めるデモが警察によって鎮圧された事態に至った。「美麗島事件」での挫折を経験した後、更に急進的な手段を求める党外の政治や文化エリートは台湾ナショナリズム思想を導入し、『笠』や『台文』など文芸誌で中国に相対する台湾の文化においての「特殊性」を構築し始め、1970年代の「郷土文学論戦」を台湾意識と中国意識の衝突として再定義した37。

台湾のナショナリズム問題を理解することに役に立つもう一つの研究は社会学者王甫昌の『当代台湾社会的族群想像』(現代台湾社会の族群想像)である。彼は台湾での「族群」(エスニック・グループ)、とりわけ現在台湾住民の族群分類においてよく提起されている「四大族群」(原住民、客家人、閩南人、外省人)をめぐる論述の社会科学における意義について考察した。1947年「228事件」後、国民政府が台湾を接収する前から台湾に居住してきた「本省人」とそれ以外の「外省人」の間には敵意や差別が存在するようになった。国民政府が台湾に「撤退」した後、両グループの対立が続いており、政治活動が弾圧されていた。広く共有される政治動員の単位となる「本省人族群」という分類への想像は生み出されなかった。

しかし 1971 年中華民国が国連を脱退すると、正統性の危機と政治改革を呼びかける圧力に直面した国民党政権は 1972 年以降の台湾住民による国民大会代表や立法委員といった中央政府機関の選挙に参加する権利を認めた。それによって各地方にある国民党に挑戦する勢力が全国にわたる協力や支持を求めるようになり、1975 年に創刊した『台湾政論』と 1979 年に創刊した『美麗島』はこれらの分散した勢力に理念を共有する手段を提供した。1980 年代に党外活動に参加する知識人が台湾ナショナリズム理論を構築し始めると、「外省人」と対立する政治動員の単位となる「本省人」という族群に対する想像は確立された38。1980 年代からも、「漢人」に相対する「原住民」、「閩南人」に相対する「客家人」といった族群の構築に関わる運動は展開されていった39。

こうした族群の分類は 1990 年初頭の多くの争いの中心になっていた。当時の民進党は 台湾ナショナリズムを唱えて国民党の中国ナショナリズムに対抗していたが、客家人や原

37 同書、156-230 頁。

³⁶ 同書、112-156 頁。

³⁸ 王甫昌『当代台湾社会的族群想像』群学、2003年、65-100頁。

³⁹ 同書、101-145 頁。

住民など他の族群から台湾文化の多様性を無視しているという批判も受けていた。そのよ うな批判を台湾建国の目標に不利なことを意識した民進党は、1995年に「大和解」と「大 '連合政府」のスローガンを打ち出し、新たな族群に関わる理論を必要とした。それに応じ、 民進党は原住民、客家人、閩南人、外省人によって構成される「4大族群」に関わる論述を 提出し、これらの族群が共存して互いの多様性を尊重しあう新たな台湾人の形象を構築し 始めた。この「族群想像」の枠組みは現在の台湾社会に浸透している40。

台湾政治史学者陳翠蓮は植民地の支配者と被支配者の関係における様々な分野で活躍し た知識人による台湾共同体の構築について考察した。日本総督府による差別的な統治政策 に対して知識人が台湾議会や台湾の自治を求める運動が展開されていた 1920 年代には、 台湾人共同体という想像の輪郭が出現した。この想像に基づいた思想は自由、平等、人権 など西洋文明の価値を受け入れ、優れた台湾文化を創り出そうとしていたにもかかわらず、 台湾の建国を提唱する台湾ナショナリズムに発展せず、台湾の「原型ナショナリズム」に とどまっていた。植民地政府の植民理論の影響を受け、自らが自らの土地を治める自信を 失ったからである。台湾を接収した国民政府も台湾総督府と同様な植民統治政策を取った ため、戦後にもこの心理状態は台湾人によって共有されていた。しかし「228 事件」など 戦後初期の抵抗運動を経験した台湾人は、外来政権よりも自らの力に依存しなければなら ないと認識し始め、台湾ナショナリズムを推し進めていった。

台湾ナショナリズムは「皇民化」された思想であるという批判に関しては、陳氏は台湾 ナショナリズムの本質は圧迫に対抗して尊厳を求める行動にすぎないと反論する一方、近 年の知識人が日本統治を称える「日本統治肯定論」にも警戒感を示している。すなわち、 陳氏は、「日本統治肯定論」は中国統治者からの「台湾人の奴隷化」という非難に対し、集 団尊厳の守護を目的とする「対抗言説」(counter discourse) であると評価しているにもかか わらず、中国植民者を批判するために日本植民者を肯定するのは、自らの民族の能力を否 定する植民理論を受け入れた台湾人の心理状態が具象化したものではないかと指摘した⁴¹。

第4項 本研究の位置づけ

これらの研究によれば、1980年代まで国民党による中国ナショナリズム思想は制度的要 因において優位に立っていたが、1980年代に台湾ナショナリズムが台頭すると、党外の政 治や文化エリートが台湾の文化特殊性の理論を構築し、国民党の国民を規定する言説に対 抗し始めた。更に1990年代の民主化にともない、本来党外に置かれた政治や文化エリート でも政策の決定に関与する機会が与えられ、国民党や中国ナショナリズムはもはや制度的 要因を独占することができなくなった。その結果として、第1節の研究背景で見られるよ

⁴⁰ 同書、159-166 頁。

⁴¹ 陳翠蓮『台湾人的抵抗与認同』遠流、2008年、30-36頁。

うに、教育体制を含める諸制度は国民に関する理論の争い合う戦場となった。

しかし、これまでの台湾ナショナリズム研究ではいくつかの問題が残されている。まず は制度的要因としての教育を対象とする包括的研究がいまだ行われていないことである。

勿論教育や教科書は諸要因から構成される国民を創り出す体系の中の一種の要因にすぎず、その内容が完全に受容されるには限らない。しかし「国民義務教育」を受けることが義務付けられてきた台湾では、教育は特定の国民想像を構築することにおいて比較的に安定した制度的要因として機能してきた。その中、教科書の内容は長い時期にわたって最も系統的、権威的かつ一般的に提供されてきた国家公式物語である。すなわち、教育と教科書は他の諸要因を視野に入れて国民の創出を考察する際の不可欠な基盤となると考えられる。

次には、既存の台湾ナショナリズム研究は主に国民やエスニック集団に内在する特質を 重視しているが、その境界線を規定しうる日本など他者の働きを探究する研究は不足して いることである。台湾住民の日本に対する認識に関する研究が欠乏していることは、研究 者の注意を引いていないわけではない。2010年、台湾のジャーナル『思想』は特集「台湾 の日本シンドローム」を刊行し、台湾住民の対日認識に関する研究が不足している現状を 指摘したうえで、政治、歴史、社会といった側面から台湾における日本という要素に関わ る諸現象を分析することを試みた42。例えば曽健民は戦後の台湾が安全保障や経済におい て日米安保体制に依存する姿勢を、植民時代が残した対日感情を生存させていった要因と している43。李衣雲は文化の生産や消費という視点から台湾での日本のイメージの形成に ついて論じた。林徐達は脱植民地化の文脈における「郷愁」をめぐる想像の構築を探究し た⁴⁴。林泉忠は「周辺としての東アジア」という概念を中心に、台湾、香港、沖縄での日本 観に対して比較分析をした45。社会学者黄智慧は戦後の国民党が学術において日本に関す る研究を弾圧していたほか、それぞれに独自の歴史と対外関係を持つ複数のエスニック集 団も存在することは、台湾における対日感情に関する研究を阻害している。それを克服す るには、対日感情を研究する際に、台湾が経験した政治体制の多様さや、多層的な主体(エ スニック集団)の構造が存在することを視野に入れなければならないということを示唆し

他にも歴史や社会教科書における日本に関する記述を考察する研究がある47。しかし、

⁴² 林泉忠「哈日、親日、恋日?―「辺陲東亜」の「日本情結」」『思想:14』2010年1月、139-159頁。

⁴³ 曾健民「台湾「日本情結」的歴史諸相:一個政治経済学的視角」『思想:14』2010年1月、39-51頁。

⁴⁴ 李衣雲「解析「哈日現象」: 歴史・記憶与大衆文化」『思想:14』2010年1月、99-110頁。

⁴⁵ 林徐達「後殖民台湾的懐旧想像与文化身分操作」『思想:14』2010年1月、111-137頁。

⁴⁶ 黄智慧「台湾的日本観解析(1987-):族群與歷史交錯下的複雜系統現象」『思想 14』2010 年 1 月、53-95 頁。

⁴⁷ 例えば、張原銘「台湾の歴史教科書における日本認識の一考察」『立命館産業社会論集』第 38 巻第 3 号、2002 年 12 月、157-173 頁。永田拓治「日中関係と日台関係―世論調査と歴史教科書とをてがかりに―」『阪南論集(社会科学編)』50 巻、2 号、2015 年 3 月、81-99 頁。曽栄華、張雯秋「臺湾社会教科書中的霧社事件―従多元観点分析」『教科書研究』第 4 巻、第 2 期、2011 年 12 月、1-23 頁。宋佩芬、呉宗翰「歴

これらの研究は主に日本に対する認識の国際関係、または学生が接触する歴史的観点の多様性においての意義に着目しており、日本という要素と台湾住民の形成の関連性に重点を置いていない。次章の理論枠組みに関する部分で説明されるように、他者に関する歴史的内容は国家や国民の対外行動の様式のみならず、国民やエスニック集団の自らのアイデンティティを規定する機能も有するのである。

数少ない研究は台湾住民の国民形成における他者の重要性を認識している。例えば林初梅は李登輝政権期に導入された中学校『認識台湾:歴史篇』における日本に関する記述を考察し、日本統治時代が台湾にもたらす「近代性」が歴史的記憶の要素として利用され、国民党の反日的な史観や中国ナショナリズム思想と対立した、と指摘している。しかし林の研究は『認識台湾:歴史篇』だけを議論の中心としており、他の教科書にも適用できるような理論枠組みを作り上げたわけではない。台湾ナショナリズムの形成に関する全体的な理解を深めるためには、日本を記述する各級学校の教科書内容を、「制度的要因」としてとらえなおす必要がある。すなわち、義務教育を通じて、ある年代の国民すべてに教育される国定教科書の内容は、国民形成のための制度的装置にほかならないのである。そして、国民党執政時における、制度的要素としての教科書の影響を推し量るためには、長い国民党執政時の各級学校で用いられた全ての教科書を対象として、体系的で包括的な研究を行う必要があるのである48。

更に、「学校教育」に着目して、台湾住民の歴史認識や国民形成を研究する分野では、これまで、文字のみが主要な考察対象とされており、図像の「想像を構築する機能」が見過ごされている。認知科学における「二重符号化理論」(Dual Code Theory)によれば、言語的(verbal)と非言語的(nonverbal)情報への認知を生成する基本的単元となる「ロゴジェン」(logogen)と「イメージェン」(imagen)は異なる処理プロセスを経由して記憶されるが、二つのシステムの間にある「参照連結」(referential connections)によって言語的記憶と非言語的記憶が参照し合うことが可能であるため、言語的情報と非言語情報が同時に記憶されると認知が生成する効果が高まる49。すなわち、教科書を、国民想像を形成する制度的要因として考察する際には、図像も研究の材料とされるに値する。

これらの先行研究の不足を補強し、台湾ナショナリズム問題を探究する一つの理論枠組みを提供するため、本研究は国民党政権期(1945-2000年)の小学校、中学校、高等学校の『歴史』や『社会』の教科書における日本に関する文字記述と図像描写を国民想像を構築しうる制度的要因として、包括的な質的分析をする。

ここで本研究の射程についても説明しておかなければならない。まずは時期を 1945 年

史脈絡性思考与国際視野:以国中社会教科書「牡丹社事件」為例」『当代教育研究季刊』第 21 巻、第 1 期、2013 年 3 月、83-120 頁。

⁴⁸ 林初梅「台湾郷土教育思潮中的「日本」: 郷土教材及教科書如何詮釈「日本統治下的台湾」?」『台湾学誌』第2期、2010年10月、107-125頁。

⁴⁹ Allan Paivio, Mental Representations, A Dual Coding Approach, Oxford University Press, 1986, pp. 53-83.

から 2000 年までに限定する理由である。第 3 章で説明されるように、2000 年までの国民党政権のみならず、その後の民進党政権(2000-2008 年)や第 2 次国民党政権(2008-2016年)でも政府が「課程綱要」の改定に対する統制によって教科書の内容の決定において絶大な権力を持ち続け、自らの意思を教科書に反映させることが可能であった。「本土化」を目指す民進党政権期と「中華民国」の正統性を再び固めようとする第 2 次国民党政権期の教科書を一括して研究の材料とすると、カテゴリー体系を作り上げることは更に困難になる。一貫性の高い国民党政権期の教科書内容を考察することでまずカテゴリー体系を作り上げ、次いで、このカテゴリー体系を比較の基準として用いることで、2000 年以降の教科書で起きた「変化」を分析したほうが適切であると考えられる。

また、本研究は、教科書の内容自体を国民想像の創造に関与しうる制度的要因として探究するものであり、実際にどのような想像が台湾住民の心の中で構築されたか、すなわち制度的要因の実際の「受容」を検証したり、考察したりするものではない。ただし、本研究の成果は、今後の「受容」に関する今後の研究に、一つの理論的基盤を提供できるものと考えられる。

第3節 論文の構成

たものである。

本研究は8章で構成されている。本章(第1章)では、台湾での中国ナショナリズムと 台湾ナショナリズムの対立で「日本」要素が働いてきたことを提示し、台湾ナショナリズ ムに関する先行研究をレビューすることによって、本研究の問題意識と他の研究に相対す る位置づけについて説明した。

第2章では、マクロ的視点を代表するナショナリズム理論、ミクロ的視点を代表する社会心理学の「エスニック偏見」に関する理論を通して、教科書の「国民想像(imagined nation)」の創造に関与する仕組みを説明し、また特に「カテゴリー」という概念の重要性を提示する。そして「グラウンデド・セオリー (Grounded Theory)」に基づいて作り上げたカテゴリー体系に依拠した本研究の研究方法について説明する。

第3章では、国民党政権が「課程標準」や「課程綱要」の改定体制の統制を通して教科書の内容を決定する権力を持っていたことを歴史的に考察し、国民党政権期の「国民を創出する制度的要因」としての学校教科書の安定性について説明する。

第4章から6章までの各章では、カテゴリー体系に基づき、それぞれ小学校、中学校、 高等学校の『歴史』や『社会』における日本に関する内容の性質の変化を考察していく50。

第7章では、日本に関する内容の性質の変化を総合的に分析し、その変化の台湾の「国 民想像」の創造においての意義について説明する。

最終章の結論では、本研究の分析と考察の結果を総括する。

第2章 理論枠組みと研究方法

第1節 国民の創出と教科書

第1項 ナショナリズム理論の概要

国家を構成する国民想像の創出における教科書の位置づけを把握するには、国家や国民の形成を問題視するナショナリズム理論を検討する必要がある。社会学者吉野耕作はナショナリズム理論について、三つの分析次元が存在していると指摘した。第一の次元は「原初主義」(primordialism)と「境界主義」(boundary approach)の対立にある。ナショナリズム理論の伝統的な捉え方となる原初主義は集合体内部の過去から現在や未来へと持続的特質が民族を存続させているとする。その持続的特質は集団の歴史的起源に関する絆と集団内で共有される文化の絆からなる「原初的絆」(primordial ties)によって成り立つ。原初主義はナショナリズム問題を研究することにおいて、世代間継承される文化による統合と民族の構成文化項目の内容分析を中心課題とする。集合体内部の特徴分析を出発点とする原初主義に対し、境界主義は自己と他者の関係で民族を定義する必要性を示唆し、集団の成員が外集団との境界線を主観的に区別する動的な過程の分析を重視する¹。

ナショナリズム研究の第二の分析次元は「表出主義」(expressivism)と「手段主義」 (instrumentalism)の対立である。この分析次元は民族の「機能」や「魅力」に焦点を当てている。「表出主義」は、近代社会に生きる民族の孤独に名前やアイデンティティを与える機能性を強調する。「手段主義」は、民族を政治的手段とする政治利益集団が国家構造の構成部分となっていく過程を主要な分析対象とする²。

最後の分析次元は民族の歴史の深さを問題とする「歴史主義」(historicism)と「近代主義」(modernism)である。社会の工業化、近代化、印刷資本主義の発展を国家の形成する要因とする近代主義に対し、歴史主義は近代的ネーションが成立する以前に、近代的ネーションの原型となる文化や歴史を共有する共同体が存在していたことを示唆する³。

第三の分析次元である歴史主義と近代主義の対話を土台にし、吉野は日本の文化エリートによる「日本人論」の生産とそれの「消費」について考察する理論的基盤を築き上げた。 実際、先行研究で見られるように、ほとんどの研究は日本統治時代に台湾人共同体(スミスの言葉を借りれば台湾人の「エトニ」)が存在していたこと、あるいは台湾ナショナリズム運動は近代に発展されたことを強調している。すなわち、台湾ナショナリズム問題に関心を持つ多くの社会科学研究者は歴史主義と近代主義の影響を受けている。

¹ 吉野耕作『文化ナショナリズムの社会学』名古屋大学出版会、1997年、23-28頁。

² 同書、28-30 頁。

³ 同書、30-36 頁。

次項からはナショナリズム理論の歴史主義と近代主義を中心に、教科書と国民の創出の 関連性を探っていくようにする。また、本研究は台湾ナショナリズム問題における日本と いう他者を考察するものでもあるため、エスニック集団に対する他者の役割に関する議論、 つまり境界主義の論点も視野に入れる。

第2項 近代主義と国民の形成

ナショナリズム理論の近代主義は、国家を社会の工業化や近代化とともに出現したものとしている。この中、アーネスト・ゲルナー、エリック・ホブスボーム、ベネディクト・アンダーソンの論点は代表的なものである。近代主義の先駆者の一人とされるゲルナーは人類歴史を「前農耕社会」(pre-agrarian society)、「農耕社会」(agrarian society)、「産業社会」(industrial society)といった三つの段階に分類している⁴。農耕社会の出現とともに「国家」は出現したが、農耕社会では、ほとんど文字の読み書き能力を持たない地方的な共同体は、文字の読み書き能力を必要とする統治階層から分離されていた。こうした社会構造の上に成り立った国家は、まとまった文化的単位になれなかった⁵。しかし、生産手段の革新によって産業社会の階段に入ると、新たな流動性の高い社会の分業構造が生産設備の操作やコミュニケーション能力を求めるようになったため、読み書き能力は労働の必要条件となった。読み書き能力や技術能力を概念的共通通貨として提供できるのは、近代的な国家的教育制度であった。読み書き能力を基盤にした文化が流通し、国家の政治的境界と一致すると、ナショナリズムが成立することになる⁶。

ゲルナーの理論はホブスボームによるナショナリズムへの解釈を大きな影響を与えた。ホブスボームはその名著『ナショナリズムの歴史と現在』の冒頭に、言語、居住地、共有される歴史経験といった客観的な基準、あるいは人間の主観的意識によって国民を分類する方法の不明確さや限界を指摘し、国民は近代のナショナリズム運動に関わる想像とともに生産されたものであるため、ナショナリズムの形成を考慮してから国民というものを探究しなければならないと論じた7。

国民が出現する前、地域を超越した連帯感に基づいた「原型ナショナリズム」(protonationalism)が存在していたにもかかわらず、原型ナショナリズムと近代のナショナリズム運動あるいは国民の形成の間には因果関係がなかった。ただし、ナショナリズム運動が噴出した以上、原型ナショナリズムは国民の樹立を加速させる機能を有する。一旦国民が成り立つと、原型ナショナリズムはもはや国家への忠誠や愛国心を維持する必要条件では

⁴ Ernest Gellner, Nations and Nationalism, Basil Blackwell, 1983, p 5.

⁵ Ibid. pp. 8-18.

⁶ Ibid. pp. 19-38.

⁷ Eric J. Hobsbawm, Nations and Nationalism since 1780, Cambridge University Press, 1990, pp. 5-13.

なくなる%。

18世紀末のアメリカ独立やフランス革命以降、国民という言葉は革命に関わる政治用語として使用されるようになったが、19世紀末までの国民は市民の共同利益を象徴するものとしての性格が強く、現代のような言語や文化といったエスニック的な要素を包含する概念ではなかった%。しかしイタリアやドイツのような統一国家が出現することによってナショナリズム運動が活発になると、言語や文化の共同体となる国民が形成されていった。近代化や都市化による新しい社会階級の出現、伝統的勢力による近代化への反発、大規模な移民の出現は更にナショナリズムの発展を促していった10。20世紀に入り、ナショナリズムや国民は依然として歴史において重要な役割を果たしていたにもかかわらず、20世紀末の分離主義や原理主義からの挑戦を受けたナショナリズムや国民は歴史においての重要性を失いつつある11。

ゲルナーとホブスボームの理論は一つの重要な共通点がある。それは国民に関する想像を複数の地域に浸透させていく媒介が存在することを不可欠な前提とすることである。ナショナリズム理論の近代主義の重鎮となるアンダーソンはナショナリズム理論の重要な古典とされる『想像の共同体』で国民に関する想像を構築する媒介とプロセスを理解する枠組みを提供している。アンダーソンは、国民をイメージとしての心に描かれた想像の政治共同体として定義する¹²。国民は唯一の想像された共同体ではなく、歴史的には特権化された「聖なる言語」で人々を支配する「宗教共同体」、及び王権で異なる文化や地域に属する人々を統合して支配する「王国」が存在していた¹³。しかし、近代のヨーロッパで出版資本主義の急速な発展にともない、世俗語で書かれて出版された新聞や小説が大量に流通し、同じ言語を使用する人々が自らを一つの「国民」として想像することが可能になった¹⁴。

第3項 歴史主義と境界主義から見るエスニック共同体

ゲルナー、ホブスボーム、アンダーソンなど近代主義者は国民の形成を解釈することにおいて社会構造や産業の近代化を要件として、血統、文化、言語といった原初的要素を重要視しない。それに対し、スミスは国民の近代性をある程度認めながらも、国民が出現する前に存在していたエスニックな紐帯や感情を基礎にしたエスニック共同体(スミスがこれを「エトニ」と呼ぶ)で国民の形成に関する理論(特に近代主義の)を補強する必要性

⁹ Ibid. pp. 14-45.

⁸ Ibid. pp. 46-79.

¹⁰ Ibid. pp. 101-130.

¹¹ Ibid. pp. 163-192.

¹² ベネディクト・アンダーソン著、白石さや、白石隆訳『想像の共同体:ナショナリズムの起源と流行』 NTT 出版、1997 年、24 頁。

¹³ 同書、32-47 頁。

¹⁴ 同書、76-87 頁。

を強調する。スミスは、封建から資本主義への移行による領土全体に広がる単一の職業の分業システムの出現、軍事や行政における管理方法の革新による専門知識を持つ官僚の出現、文化や教育体制における革命によって国家がその領土と文化的共同体の一致を確保することができるようになったこと、といった近代の革命を国民の形成を刺激した可能な要因とした¹⁵。

しかし、形成された国民は「領域的なネーション」と「エスニックなネーション」といった二つの類型があることを認識しなければならないとスミスが指摘した。「領域的なネーション」は、固有の領土と共同の法典で結ばれ、同一の権利と義務を持つ市民の上に成り立った法と法制度の共同体、及び教育制度や標準語によって確保された共通の神話、記憶、象徴に基づいた文化的共同体を基礎としたものである¹⁶。こうした国民は西欧のモデルであり、直接にアジアやアフリカの植民地に導入しても国民が形成されるとは限らず、この場合にはエスニック共同体に適用できる「エスニックなネーション」というモデルが必要とされる¹⁷。前述の近代の三つの革命からの刺激を受けたエスニック共同体が国民まで発展するためには、「エトニ」の政治化と領域化、指導者となる知識人の出現、選挙権の拡大、経済的統一と自給自足体制の確立、及びエリートと大衆を結びつける新たな情報伝達様式などが要件となる。最も重要なのは、知識人を動員して「過去」の黄金時代を再創造し、再構築し、それを大衆に連帯感を与える材料としなければならない。すなわち、エスニック的基礎は、近代的な国民を形成するための「地図」と「理念」となる¹⁸。

自己と他者の関係はいかにして民族を構成するかを問題視する境界主義者のバルト(Fredrik Barth)もエスニック共同体を議論の中心とする。バルトは社会人類学者として「エスニック集団」(ethnic groups)を考察する対象とするが、彼はエスニック集団の文化的特徴の代わりに、エスニック集団を形成するプロセスやその境界を規定するメカニズムに焦点を当てる。エスニック集団を一種の文化を共有する単位(culture-bearing unit)とみなす伝統的な人類学の視座と異なり、バルトは、エスニック集団は一種の社会組織であるとしながら、エスニック集団を規定するのは、それに包含される文化的特徴よりも、むしろ「集団の境界」であると論じている。構成員自らの、あるいは他者に対する「帰属意識」(ascription)は、エスニック的アイデンティティを定義する「カテゴリー」(category)を作り出し、エスニック集団の境界を維持し、社会組織としてのエスニック集団を構築していく、と言う。こうしたメカニズムによって生成されたエスニック集団は特定の文化的特徴を表すものではなく、流動性のある文化的特徴の容器なのである¹9。

15 アントニー・D・スミス著、巣山靖司、高城和義他訳『ネイションとエスニシティ:歴史社会学的考察』 名古屋大学出版会、1999 年、156-159 頁。

¹⁶ 同書、159-163 頁。

¹⁷ 同書、170-171 頁。

¹⁸ 同書、245-246 頁。

¹⁹ Fredrik Barth, ed. *Ethnic Groups and Boundaries*, Universitetsforlaget, 1969, pp. 9-38.

「国民」の形成を探究することが主流となっているナショナリズム理論の他の学派に対し、バルトの議論は、「国民」よりも広い意味を持つ「エスニック集団」を一そしてそれだけを一対象としている。エスニック的共同体が国民形成の基礎となりうるという A.スミスの議論を視野に入れれば、エスニック集団の境界を規定するメカニズムとプロセスを考察しているバルトの議論は、「国民」が形成される仕組みへの理解を深めるうえでも有用である。

第4項 国民の創造と教科書

ナショナリズム理論を検討することによって、産業化された近代国家の教育体制における教科書は国家の全領域にわたる情報伝達手段として、国民を形成する基盤なることがわかる。また、教科書によって国民の過去への連結、及び国民のエスニシティといった国民の連帯感を強化できる要素が流通する手段も確保される。すなわち、教科書を手段として創り出された国民には、必ず特定のエスニシティに関する想像が包含されている。そのため、現代のナショナリズム問題を研究する際、他者から自らの集団を区別する基礎を提供したエスニシティを視野に入れなければならない。その際、歴史主義のエスニック共同体の概念、及び境界主義のエスニック集団の境界を引くカテゴリーが存在するという論点は、教科書の内容によって国民想像の創出を探究する基準の理論化に有益であると考えられる。

実際、教育や教科書の内容が特定のカテゴリーに基づき、他者に相対する国民のアイデンティティや行動様式を構築する理論的パラダイムを提供したのは、政治学者ワン・ジョンの著作『中国の歴史認識はどう作られたか』を挙げることができる。ワンはハバード・アイデンティティ・プロジェクトと社会的アイデンティティ論を参考にし、独自の集合的アイデンティティとしての歴史的記憶を分析する枠組みを提出した。この分析枠組みは表2.1.1 にまとめられている²⁰。

²⁰ ワン・ジョン著、伊藤真訳『中国の歴史認識はどう作られたか』東洋経済新聞社、2014年、93 頁。

表 2.1.1 集合的アイデンティティとしての歴史的記憶の分析枠組み

	集団を構成する基準	分類化	
		一体化	
		プライドと自尊心	
		役割としてアイデンティティ	
歴史的記憶の内容	比較対照的な内容	社会的比較と競争	
		社会的流動性と社会変動	
	認識のモデル	解釈	
	前の10人の10人の10人の10人の10人の10人の10人の10人の10人の10人	認識の枠組みと比較	
		社会的目的	
歴史的記憶の寄与度			

表 2.1.1 に示されているように、ワンによれば歴史記憶の内容は「集団を構成する基準」、「比較対照的な内容」、「認識のモデル」、「社会的目的」といった要素によって構成されており、諸要素には様々な側面が見いだされる。「集団を構成する基準」は前述のカテゴリーのように、自らのアイデンティティ、集団の利害やプライド、集団のメンバーの社会的役割を規定する基準となる内容を提供することを指す。しかし歴史的記憶の内容は「比較対照的な内容」でもあり、集団の比較する対象、対敵、あるいは盟友を特定し、社会変動や大衆の結束を促進する機能を持っている。更に、歴史的記憶の内容は世界や自らの世界における位置づけに対する「認識のモデル」として働く。歴史的記憶によって集合的アイデンティティが規定されると、集団の「社会的目的」は付与される。「歴史的記憶の寄与度」は、歴史的記憶の内容が集団内で共有される程度に関わるものである²¹。

ワンはこの歴史的記憶の分析枠組みによって近代中国のナショナリズム運動の発展を考察した。彼によれば、共産党政権の正当性が毛沢東の個人のカリスマによって維持されていた毛沢東時代に、「国恥」は国の公式物語として取り上げられず、「勝者」としての中国のイメージのみが強調されていた。しかし毛沢東の死去と天安門事件などの撃を受け、共産党の威信は未曽有の危機に直面した。共産党はその打開策として愛国主義教育を導入し、外国から受けた「国恥」に関する内容を重んじる教育を展開し、歴史における被害者の意識を社会のあらゆる面に浸透させていった。この新たな教育体制が構築した歴史記憶は政党国家(party-state)体制、大衆文化、公共メディアなどに深く組み込まれ、現代中国の愛国主義の性格が強い対外姿勢に繋がっていった、という²²。

²¹ 同書、92-95 頁。

²² 同書、103-172頁。

国民やアイデンティティの形成における教科書の役割を理解するうえで、ワンの理論枠組みはとても参考になる。しかしながら、それを台湾の教科書分析にそのままの形で適用できるわけではない。なぜなら、ワンの理論と概念分析では、「国恥」や「勝者」に基づいた概念カテゴリーが使用されているが、それは、あくまでも、中国(中華人民共和国)の教育を対象とした内容分析から帰納的に抽出した結果に基づくものであり、それを直接、台湾(中華民国)の教科書の分析に適用できるわけではないからである。中国の教育書とは異なる政治的文脈に置かれてきた台湾の教科書を、エスニシティや国民の歴史を形成するための媒体として捉え、その内容およびその性質の変化を分析するためには、台湾の教科書に即して独自のカテゴリー体系を作り上げる必要がある。次節では、社会心理学のマクロ的な視点から、カテゴリーという概念の汎用性について説明したい。

第2節 エスニック偏見とカテゴリー

前節では国民や共同体に着目するマクロ的な視点から教科書の国民の形成における役割を検討してみたが、本節ではミクロ的な視点をとり、人間のエスニック的感情を形成する仕組みに重点を置いて考察したい。パーソナリティ研究に多大な貢献をした心理学者オールポート(Gordon Allport)は『偏見の本質』(The Nature of Prejudice)で自らの集団に属さない他者に対する「エスニック偏見」(ethnic prejudice)を理解するパラダイムを提供した。オールポートによれば、エスニック偏見はある集団あるいはその集団のメンバーに対する、正確ではなくかつ硬直した一般化(generalization)に基づいた一種の嫌悪感情である23。

異なる度合いのエスニック偏見は異なる敵対行動を起こしうる。例えば嫌悪感情が僅かな段階では、人間は実際的な敵対行動を行うよりも私的場合で好まない集団に対して偏見を帯びた言論(antilocution)を発することが多い。その感情が一段高まると、直接な敵対行動にならないとしても、わざと好まない集団の構成員との接触を回避する行為(avoidance)が行われる可能性がある。偏見が更に強まると、実際的な差別的行為(discrimination)がなされるようになる。これ以上嫌悪感情が激化すると、物理的攻撃(physical attack)を引き起こすことになる。偏見による敵対行動の最終な形態はある集団の人間を「根絶」(extermination)する行動である。ナチスによるユダヤ人に対する虐殺はこれにあたる²⁴。

エスニック偏見が存在する原因は人間の思考様式に関わっている。オールポートは、人間は日常生活で接触した情報を処理するコストを最小限に抑えるため、不可避的に「不正確な一般化」(erroneous generalization) または「カテゴリー化」(categorization) によって物事の価値を判断し、これはエスニック偏見の生成に導くと指摘した。カテゴリー化のプロセスは以下の特徴を持っている。

- 1、日常生活の行動を手引きするためのカテゴリーの集合となる「クラスタ」(clusters) を構成する。新たな生活経験は必ずクラスタによって処理される。
- 2、人間の思考様式には「慣性」(inertia)が存在しており、人間は遭遇した問題を最小限のコストで解決するため、カテゴリー化のプロセスをなるべくクラスタに合致するようにする。
- 3、カテゴリーによってそれに対応する客体や相応しい行動を迅速に連想することを可能にされる。
- 4、カテゴリーにはあるものを叙述する「概念的」(ideational) な要素のみならず、ある感受に導く「感情的」(emotional) な要素も含まれる。

²³ Gordon W. Allport, *The Nature of Prejudice*, Addison-Wesley, 1954, p 9.

²⁴ Ibid, pp. 14-15.

5、非合理的なカテゴリーは根拠のある合理的なカテゴリーと同じように、容易に作り出される 25 。

ここで特に注意に値するのは、ナショナリズム理論の境界主義が論じた「カテゴリー」に相似した概念は、人間の感情の形成に着目するミクロ的な視点をとった分野で再び提起されたことである。すなわち、人間は他者への認識を通して特定なエスニック感情または自らのエスニシティへの想像を創り出す際、必ず何らかの性質を分類する基準、つまり「カテゴリー」を必要とする。カテゴリーによって、国民想像の構築と内容分析の接点が提示された。しかし、いかにして国民想像の構築に関与しうる膨大なデータを分析するための「カテゴリー」を作り上げるかという新たな問題が生じてくる。次節は「グラウンデド・セオリー」に基づいて作り上げた本研究に使用されるカテゴリー体系の産出について説明する。

²⁵ Ibid, pp. 20-22.

第3節 グラウンデド・セオリー

第1項 グラウンデド・セオリーの概要

1945 年から 2000 年までの各級学校の歴史や社会の教科書における日本に関する記述という膨大な資料を対象として、そこから帰納的にカテゴリーを抽出し、経験的理論を構築するために、本研究は「グラウンデド・セオリー」に基づいて研究手法を考案していきたい。

「グラウンデド・セオリー」はグレイザー(Barney G. Glaser)とストラウス(Anselm L. Strauss)によって理論化されたデータに根ざした質的研究方法である。アプリオリな前提から論理的な演繹(logical deduction)によって産み出される理論、いわゆる「グランド・セオリー」(Grand Theory)に対し、データ対話型理論は帰納的(inductively)な方法を通して体系的に獲得されたデータから経験則に基づく理論を発見することを目標とするものである 26 。

理論を発見するためには、データに対して比較分析をする必要がある。比較分析によって産出された理論は二つの重要な要素を包含している。まずは比較分析の過程で発見するデータが持つ概念的「カテゴリー」とそれらの概念的諸特性である。カテゴリーはそれ自体一つの概念的要素となっている。それに対して特性というはカテゴリーの概念的な諸側面ないし諸要素を指す。その第2の要素となる諸仮説は、カテゴリーの間の一般化された諸関係である。こうした仮説の蓄積によって、理論の中核を構成する理論的枠組みが産出されてくる²⁷。

データ対話型理論では、データでのカテゴリーや諸特性の発見、またはそれに関わる仮説の提出はデータの収集と同時に行われる。そのデータの収集は理論産出の観点から見て相応しい標本を抽出するものであり、「理論的サンプリング」(theoretical sampling)と呼ばれる。カテゴリーの諸特性がそれ以上帰納することができない状態である「理論的飽和」(theoretical saturation)に到達し、体系的な理論が産出されるまで、理論的サンプリングとデータの比較は絶えず行われていく 28 。

要するに、具体的な質的研究をする手順で説明すると、データ対話型理論は特定の概念を代表するカテゴリー体系を築き上げ、それによってデータをコード化し、そのデータが構成するデータの集団から経験則に基づく理論を発見する研究方法である。こうしたアプローチは理論構築においての幅広いデータが活用される可能性を提示しているが、伝統的

²⁶ B・G・グレーザー、A・L・ストラウス著、後藤隆他訳『データ対話型理論の発見』新曜社、1996 年、1-3 百。

²⁷ 同書、49-55 頁。

²⁸ 同書、64-112 頁。

な物理的文書をデータ化するためには相当な労力を要する。そのため、データのコード化を効率的に行えるように、「質的データ分析ソフト」(Qualitative Data Analysis Software)による補佐が不可欠になってくる。本研究はドイツの VERBI Software 社が開発したMAXQDA でデジタル化されたデータに対するコード化作業と分析を行っている。次節では本研究での具体的なカテゴリー体系の構成が詳しく説明される。

第2項 カテゴリーに基づいた質的研究手法

グラウンデド・セオリーを土台にした本研究は、各級学校の歴史や社会の教科書の内容をコード化することによって、国民の形成に関わる制度的要因としての教育体制における反日的な歴史記述の内容の性質の変化について探究するものである。しかしどのような基準でそのカテゴリー体系を築き上げられるかという問題がいまだ残されている。その問題の解決に向け、まずは教科書の比較分析を通して反日的な内容を構成する要素を概念化しなければならない。データに対して初回の性質を発見するための比較分析をした結果、日本に批判的な内容はその国家の性質を直接に叙述するよりも、ほとんど日本が中国や台湾に対して何かの行動を行ったかを叙述することによって表現されているということを発見した。その行動は常に中国から何かの価値を奪ったかに関与するものであるため、本研究は教科書を手段として「反日心象」を構築する要因を、日本の行動によって何かの価値を喪失する過程を記述するものとして概念化することにした。

本研究はその価値の喪失がいくつの種類に分けられており、異なる種類の価値の喪失が異なる「反日心象」の形成に対応しているという仮説に基づき、価値の性質を分類するカテゴリー体系の構築を進めるようにする。複数回の比較分析を行った結果、「軍事的価値」と「人道的価値」を包含する軍事系の価値、「政治・経済的価値」と「社会・文化的価値」を包含する非軍事系の価値によって構成されるカテゴリー体系が帰納された。

軍事系の価値に関しては、「軍事的価値」の喪失は一般的な軍事侵攻による被害または領土の喪失を指す。それを更に細分化すると、中国という主権国家を対象とする「軍事侵攻・領土占領」、及び占領地(主に台湾)を対象とする「台湾への軍事鎮圧」といった属性が見いだされる。「人道的価値」の喪失は平民や非戦闘員の個人権利の侵害、すなわち「戦争犯罪」の有無に関わるものである。最も頻繁に出現する「非戦闘員や平民の殺害」の他、それは「虐待や性犯罪」、「慰安婦の強制連行」、731 部隊による「人体実験」といった属性に細分化されることができる。

非軍事系の価値に属する「政治・経済的価値」の喪失は政治や経済においての利権が奪われることを指す。これは主に日本が政治や軍事における圧迫(下関条約、21ヶ条要求など)、または第3国との戦争(日露戦争、青島出兵など)によってなされるものである。それは性質によって更に一般的な政治的、経済的利益に関わる「特権・利益の取得」、中国の

統一に関わる「統一の破壊」、植民地となった台湾を対象とする「台湾の圧迫」といった属性に分類することができる。各属性の下にも若干の要素が存在している。最後に、「社会・文化的価値」の喪失は主に植民地となった台湾の住民の思想の形成に関与するものである。これは「教育における不平等」と「台湾の同化政策」に分類されている。

また、こうしたカテゴリー体系は価値の喪失のみならず、日本の行動による価値の取得に適用することもできる。台湾の日本統治時期に関する描写の中、「政治・経済的価値」から「政治権利の供与」や「産業育成・インフラ整備」、「社会・文化的価値」から「文化や教育における建設」や「社会近代化の推進」といった属性が見いだされる。こうした価値の取得に関わる描写は日本に肯定的な見解を構築する可能性を示している。

その中、最も読者の同情を喚起できると考えられる「人道的価値」が反日の度合いを観測する基準を提供する。それに関わる描写と主体は国家ではなく、個人に特定されているからである。そうすると、読者がその価値を喪失する過程を想像することが容易にされると考えられるため、本研究は「人道的価値」に関わる描写に特に注目したい。なぜなら、例えば一般的な戦争の進展や戦闘の場面に関する描写の場合、それが関わる主体はほとんど政府や軍隊といった国家レベルに属するものであり、喪失した価値においても軍隊の損失や占拠された領土に限定されている。こうした国家中心の描写は直接に個人である読者に感情移入をさせかねる特性を持っている。それに対して「人道的価値」の喪失、つまり戦争犯罪に関わる描写がされると、日本軍兵士が一般市民に与えた苦痛に関する情報が直接に読者に伝達されることによって、読者がその場面を想像するまたは感情移入をする空間が提供されるようになる。

以上のカテゴリー体系は主に文字記述に基づいて産み出されたものであるが、それは直接に図像データに適用されることができる。ただし図像の特性を十分に把握できるように、複数回の図像の比較分析によってカテゴリー体系を補足するものを発見する必要がある。まず図像の類型においては最も高い写実性と伝達効果を有する「写真」、写実性を犠牲にしてある程度の伝達効果を保有する「挿絵」、最も抽象性の高い「地図・図解」といった種類が見いだされる。また、描写される場面の類型においても「動態的描写」と「静態的描写」と「静態的描写」といった性質が発見される。更に、「動態的描写」は「軍事衝突・抵抗」、「公式行事・式典」、「市民の生活状況・集会」に、「静態的描写」は「概念説明」、「場所」、「品物」、「人物」に分類することができる。これは主に価値の描写の直接性に関わるものである。

本研究は図像描写の分析において、加害者や被害者の形象、またはその間の価値を喪失する関係の明確さに重点を置いている。ただしここでは、人類学者バンクス (Marcus Banks) が指摘したように、図像は特定の意図に基づいて作られたものであるが、その性質 (properties)、または読者のそれに対する解釈 (interpretation) は固定的なものではないと

いうことに注意しなければならない 29 。というのは、図像は常に自らの性質を表す「内部的 叙述」(internal narratives)、およびそれが置かれる文脈となる「外部的叙述」(external narratives)に構成される 30 。すると、図像を作ったまたは引用した者は内部的叙述によって 読者の解釈を操作しようとしても、図像は外部的叙述が働くことによってそれに対する異なる解釈が生み出され、その本来の性質を超越する可能性がある。すなわち、教科書での 図像に対して分析をする際、図像が置かれる文脈やそれの文字記述との関係に注意深く観察する必要もある。本研究のカテゴリー体系は表 2.3.1 に示されている。

表 2.3.1 カテゴリー体系構成表

カテゴリー	属性
安東的年齢の前生	軍事侵攻・領土占領
軍事的価値の喪失	台湾の軍事鎮圧
	非戦闘員や平民の殺害
人道的価値の喪失	虐待や性犯罪
八垣町岬框の長人	慰安婦の強制連行
	人体実験
	特権・利益の取得
	土地や施設における利権の取得
	従属国における利権の取得
	領土の取得
	賠償金の取得
	内政干涉
 政治・経済的価値の喪失	経済や貿易における圧迫
及17 柱頂印画區の投入	その他 (性質を特定しない一般的描写)
	統一の破壊
	傀儡政権の樹立
	統一活動への阻害
	台湾の圧迫
	高圧統制
	経済略奪
 政治・経済的価値の取得	政治権利の供与
火山 性切り 岬區少奴付	産業育成・インフラ整備

²⁹ Marcus Banks, Visual Methods in Social Research, Sage, 2001, p 7.

32

³⁰ Ibid. p 11.

九人 大小的年度本来生	教育における不平等
社会・文化的価値の喪失	台湾の同化政策
社会・文化的価値の取得	文化や教育における建設
江云・人心印川旭の取付	社会近代化の推進
	写真
図像類型 (図像)	挿絵
	地図・図解
	動態的描写
	軍事衝突・抵抗
	公式行事・式典
	市民の生活状況・集会
描写場面類型(図像)	静態的描写
	概念説明
	場所
	品物
	人物

第4節 研究方法

1、本研究は国家教育研究院(元国立編訳館)の教科書図書館から国民党政権期(1945 年 —2000 年)の小学校の『歴史』と『社会』を 18 冊、中学校の『歴史』を 24 冊、高等学校の『歴史』を 9 冊収集している。同じ教科書の系列に属するが、異なる学年によって使用されるものは一つの「系列」としている。例えば 1951 年『高級小学歴史』の冊 3 と 1951 年『高級小学歴史』冊 4 は 1951 年小学校『歴史』という系列とされている。原則的には初版の出版年を系列の年とするが、教科書図書館のデータベースから初版の出版年を確認することができない場合、系列の中の最も早く出版された教科書の出版年を系列の年とする。例えば 1984 年『高級中学歴史』冊 3 の初版の出版年を確認することができないため、その系列を 1984 年高等学校『歴史』としている。

これらの教科書での日本に関する文字記述や図像は節を単位としてワープロやスキャナーでデジタル化されている。そして前述のカテゴリー体系に基づいて MAXQDA でデジタル化されたデータに対し、段落を単位としてコード化の作業を行い、データの性質の構成を計測可能の「頻度」に転化させる。この頻度は本研究の最も主要なデータを表現する単位となっている。

本研究の章立てはカテゴリーに基づいて構成されている。文字記述を分析する場合、あるカテゴリーやそのカテゴリーに属する属性の各系列に出現頻度を可視化すると、そのカテゴリーに属する代表的な歴史事件を特定し、その歴史事件に関する価値の喪失を描写する技法を比較し、日本に関する内容の性質の変化を考察していく。

図像描写を分析する場合には、分析されるカテゴリーによって図像や描写の場面の種類を考慮しなければならないことがある。例えば、軍事系の価値に関わる描写を考察する際、直接に軍事衝突の場面を描写しているか、あるいは写真を使用して描写の写実性を確保しているかを軍事系価値の喪失の伝達効果を評価する基準としたほうが効率的であると考えられる。その他、図像の構図、主体の形象と主体の間の関係の明確さ、それが置かれる文脈(つまり文字記述との関係)など図像描写が持つ独特な側面も考察の対象とする必要がある。

日本に関する内容の性質の変化を明らかにすると、顕著な変化が見られる時期に対して 歴史的に考察し、その変化の台湾の国民想像の創造においての意義を解明する。

2、本研究では、グランデド・セオリーに基づくカテゴリー別の各級教科書の内容分析がメインの分析となるが、そのようにして抽出された分析結果を政治学的に分析し解釈する際には、台湾の教科書がどのような制度的システムのもとで編纂され、配布されてきたかについての歴史的分析が欠かせない。学校教科書の編集や採択に関する世界各国の制度は、様々である。政府の完全な管理もとで国定教科書を作成し、配布するという国定教科書制度を採用している国もあれば、民間に制作を委託した教科書を検定して採用するという検

定教科書制度を採択している国もある。また、教科書を、民間が作成する教科書に委ねている国もある。国家・政府が教科書という手段を用いて、国民アイデンティティや国民形成をいかにコントロールできるかは、教科書制度の在り方に大きく依存している。次の章では、国民党政権期の教科書編集の制度的変遷について詳細に分析することで、国民党が教科書内容を支配・統制しえた制度上のパワー構造を明らかにしておく。

第3章 国民党政権の教科書制度に対する統制制度

第1節 国民党政権期の教科書制度

「研究方法」で述べたように、第4章以下でカテゴリーに基づいて教科書の内容に対して実証的な分析をする前に、国民党が教科書を統制するパワー構造について考察しておく。この考察によって、国民党政権期の教科書は、台湾住民の国民形成に寄与する安定した制度的要因であったということが明らかにされるはずである。

まずは国民党政権期の教科書制度の概要について紹介しておく。1945年に国民政府が台 湾を接収した後、台湾省行政長官公署は台湾省行政長官公署教育署(後の台湾省政府教育 庁)が作成した『台湾省中小学教材編印計画』に基づき、台湾の各級学校に使用される国 語、歴史、地理、公民の教科書の編集と出版を台湾省行政長官公署が所管する「台湾省中 等国民学校教材編輯委員会」に委ねた。しかし、戦後初期の国民政府が物資と人手の不足 に苦しんでいたため、実際に台湾の学校で使用されていた教科書は、ほとんど中国本土で 出版されたものである」。当時中国本土で使用されていた国語、歴史、地理、公民の教科書 は、教育部が所管する国立編訳館が作成し、民間の出版社に出版させるものであった2。国 民政府が台湾に撤退した後、小学校の国語、算数、社会、自然を作成する権限が1953年に、 中学校と高等学校の国語、歴史、地理、公民を作成する権限が 1954 年に台湾省政府教育庁 から国立編訳館に移行し、これらの科目以外の教科書は検定制を採用していた。1968年に 「9 年国民義務教育」の施行にともない、全ての科目の教科書を作成する権限は国立編訳 館に移った。こうした全面的な国定教科書制度が終焉を迎えたのは 1990 年代後半の国民 党政権の末期である。1996年、教育部は1999年以降の高等学校教科書については、全面 的に検定制を採用することを決定した。1999年に改正された「国民教育法」も、教育部が 小学校と中学校の教科書を検定する原則を定めた。2000年の「国民中小学九年一貫課程暫 行綱要」の公布にともない、小学校と中学校の教科書が全面的に検定制に移行した3。

すなわち、1945 年から 2000 年までの国民党政権期に、台湾の各級の学校は国定の歴史や社会の教科書を使用していた。ただし留意しなければならないのは、国民党政権の教科書に対する影響力は、教科書の編集過程よりも(後で述べられるように、総統に介入される場合もあるが)、主に教科書に記述されるべき内容を定める「課程標準」または「課程網要」の作成に関わる人事権を経由して行使されたものである。次節からは、「課程標準」や「課程網要」の改正組織に関わる人事権の帰属を考察することによって、国民党政権期の

¹ 周淑卿、章五奇「由屠炳春口述史探究解厳前小学社会科教科書的発展」『教科書研究』第7巻、第2期、2014年8月、6頁。

² 楊国揚「我国教科書編審制度之演進与発展」『教師天地』第 171 期、2011 年 4 月、60 頁。

³ 国家教育研究院研究報告『我国中小学教科書審定政策之研究』2014年2月、47頁。

教科書は高度に政府の意志を反映していることを説明していく。実際、2000 年政権交代以降の改正体制も考察すると、政府の教科書に対する強い統制は国民党政権に限定されないことがわかる⁴。

⁴ 本節は筆者の研究成果、『国際公共政策論集』に刊行された論文に基づいて作成されたものである。何承融「台湾住民の国民想像を構築する権力の変容―台湾の教科書「課程標準」及び「課程綱要」の改定に関する権限移行を中心に」『国際公共政策論集』第41号、2019年3月、23-41頁。

第2節 戦後の課程標準の改定・審議体制

第1項 反乱平定·戒厳令期

台湾が中華民国の支配下に置かれてまもなく、中華民国総統を国家元首とする一方、行政院院長(首相)を行政府の長として一定の権限を保有させる「中華民国憲法」は1947年1月1日に公布され、同年12月25日に施行された。しかし国共内戦の勃発により、1948年4月18日の国民大会は憲法改正の手続きに従って「動員反乱平定臨時条例」(動員戡乱時期臨時条款)を制定し、国家や国民、政治にとって重大な事態が発生する際、総統が憲法の制約を受けずに行政院会議の決議を通して「緊急処分」を実施する権限を与えた。1954年3月に台湾で開かれた国民大会は「動員反乱平定臨時条例」の台湾地区での継続適用を決定した5。

また内戦が激化するにつれ、1949年5月、台湾省政府警備総司令部は台湾省戒厳令を発布し、台湾住民の政治と生活における自由を厳重に制限するようになった6。要するに、1949年12月に中国大陸から台湾に「撤退」した国民党政権は、中国領土に対するほとんどの支配権を失ったにもかかわらず、「動員反乱平定臨時条例」と台湾省戒厳令の実施によって台湾における絶大な統治権力(特に総統の)を確保できたのである。教育分野もそれに含まれていた。

1932年の「中学法」6条と1944年の「国民学校法」11、12条によれば、教育部が中学校と小学校の教科書の内容を定める「課程標準」を作成する権限を持っていたが7、反乱平定・戒厳令体制において、教育と思想に関する政策を決定する実権は総統府に集中していた。1950年6月、蒋介石総統の意志に基づき、教育部は「反乱平定建国教育綱要」(戡乱建国教育綱要)を公布し、「反共抗露」(反共抗俄)のための教育方針について次のように述べている。

教育は建国の根本であるから、時代や環境の需要により、入念に計画し、漸進的に推進されなければならず、そうしてはじめて教育の機能は発揮され有効となる。 是に於て反乱平定建国教育綱要を制定し、目下の需要に応じ、かつ、将来に備えることで、反乱平定建国が全国の教育施設の中心となり、新たな力が生じるようにする。

同綱要も教科書の改定を「反乱平定建国」の手段としている。

⁵ 謝瀛洲「動員戡乱時期臨時条款之内容與及其特質」『法令月刊』18 巻、10 期、1967 年 10 月 1 日、7 頁。

⁶ 台湾省戒厳令の内容について、「臺灣省政府、臺灣省警備總司令部佈告戒字第壹號」1949年5月19日。

⁷ 「中学法」1932 年 12 月 24 日。「国民学校法」1944 年 3 月 15 日。

三、各級学校課程の作成について

- (八) 師範学院課程標準および中等学校課程標準を修訂する。
- (九) 新たな課程標準に基づき、中小学校教科書を編集または修訂する。
- (十) 反乱平定建国の実際の需要に応じ、中小学校の各科目の補完教材を編集 し発行する⁸。

この「反乱平定建国」のための標準改定の矢先に立ったのは、1948年に実施された「小学課程標準」および「中学課程標準」⁹である。両標準はいずれも中国大陸で実施されたものであり、「反共」を視野にいれていないものだとされていた。1952年1月、教育部は1948年に実施された「小学課程標準」における「国語」、「社会」科目の内容が「反共抗露」の国策や「反乱平定建国教育綱要」に合致していないとし、普通教育司に改定の準備を進めさせた。一方、実質的な修訂を行う国語科、社会科の「分科(各科)修訂委員」と「綜合審査委員」を招聘した。同年11月、改定された「国民学校課程標準」は公布された¹⁰。

一方、同様に現勢に相応しくないとされた「中学課程標準」における「公民」、「国文」、「歴史」、「地理」4科目の改定に向け、教育部は1952年1月に再び普通教育司(初等中等教育局に相当)に改定の準備をするよう指示した。教育部に任用された「修訂課程標準委員」は公民、国文、歴史、地理各科目の草案作成を行い、同年8月に4科目の「課程標準」草案が完成した。草案に関する意見を収集した後、教育部は全体委員会議を開き、草案への最終審議を行った。11月に教育部は4科目の改定された「中学課程標準」を公布した11。

しかし両「課程標準」の改定は標準の一部の内容しか変更していない、いわゆる「局部」 改定にすぎず、より国家政策に順応した「課程標準」の必要性を認識した教育部は 1957 年 標準の全面的改訂に向けて動き始めた。そのために国民教育司は座談会、資料収集、教師 意見の調査、教育実験、比較研究など事前準備を行った¹²。1959 年 2 月、総統府臨時行政 改革委員会から「課程標準」の全面改定を促す建議案を受けた教育部は、国民教育司と中 等教育司に中小学校「課程標準」の本格的な改定手続きを実施させ、修訂委員会を組織し た。教育部部長(文部科学大臣に相当)が責任者を務める最高意思決定機関の「修訂中小 学課程標準委員会」が決めた方針に基づき、「修訂中学課程標準委員会」、「修訂国校(国民 学校)課程標準委員会」は改定に関する決議を行った。「各科修訂グループ」(各科修訂小 組)はその決議に従って各科目の課程標準草案を作成しなければならなかった。各科の草

⁸ 教育部教育年鑑編纂委員会『第三次中国教育年鑑』正中書局、1957年、14頁。

^{9 1932} 年の「中学法」によれば、「中学」は「初級中学」(中学に相当) と「高級中学」(高校に相当) が含まれるものであった。

¹⁰ 教育部『国民学校課程標準』台湾商務書館、1952年、183頁。

¹¹ 教育部普通教育司「中学公民国文歴史地理四科課程標準修訂経過」1953年、1-4頁。

¹² 教育部国民教育司『国民学校課程標準』1962年、351頁。

案が作成されれば、最高意思決定機関にあたる「修訂中小学課程標準委員会」による最終 審議が必要であった。1962 年 7 月、改定の手続きが完成したため、新たな「国民学校課程 標準」と「中学課程標準」は教育部によって公布され、1963 年に施行された¹³。

しかし、両標準が長く適用されることはなかった、1967年6月、蒋介石が総統府国父記念月会で小学校6年と中学校3年の教育を受けることを義務付ける「9年国民義務教育」の推進を加速するよう指示したため、改定を余儀なくされたためである。教育部の代表は1967年8月の「国家安全会議」にて「9年国民義務教育」の推進計画について以下のように語った。

国民智能を向上させ、反乱平定建国の力を充実する為、総統が動員反乱平定臨時条例に基づき、命令により定める:国民教育の年限に関して、9年に延長すべく、57学年度(1968年)より、あらかじめ台湾および金門地域にて実施する¹⁴。

9年義務教育の実施という教育体制の大幅な変革を受け、教育部は「課程標準」を再び改定せざるを得なかった。1967年9月、教育部は教育学者、教育行政機関、各中小学校からの意見を収集して準備調査を行い、国民小学と国民中学¹⁵の「課程標準」の改定作業に着手した。教育部部長が主任委員を務める最高決定機関の「修訂国民中小学課程標準委員会」は改定の方針を決定する権限を持っていた。「各科課程標準修訂グループ」(各科課程標準修訂小組)はその方針に従って各科標準の草案を作成し、それを同委員会に提出して最終審議を受けなければならなかった。同年12月、教育部は改定された「国民小学暫行(暫定的実施)課程標準」と「国民中学暫行課程標準」を公布した¹⁶。両暫行課程標準に取って代わる1972年公布の「国民中学課程標準」と1975年公布の「国民小学課程標準」は同様の手続きによって作成されたものである¹⁷。「国民中学課程標準」は1983年と1985年に再び同じ手続きによって改定された¹⁸。

「9 年国民義務教育」が施行された後の国民中学と高級中学の間の連続性を保つため、 教育部は1970年7月に「高級中学課程標準」の改定計画を実行し、9月に「修訂高級中学 課程標準委員会」と「各科課程標準修訂グループ」を設置した。「修訂高級中学課程標準委

¹³ 教育部『中学課程標準』正中書局、1963年、533-552頁。

¹⁴ 教育部教育年鑑編纂委員会『第四次中国教育年鑑』正中書局、1974年、3-4頁。括弧内は筆者による。

¹⁵ 「9年国民義務教育」が実施された後、「国民学校」は「国民小学」に、「初等中学」は「国民中学」に改称された。

¹⁶ 教育部『国民小学暫行課程標準』正中書局、1969年、342-351頁。

^{17 1972} 年の「国民中学課程標準」の改定については、教育部『国民中学課程標準』正中書局、1977 年、341-431 頁。1975 年の「国民小学課程標準」の改定について、教育部『国民小学課程標準』正中書局、1976 年、384-94 頁。

¹⁸ 1983年の「国民中学課程標準」の改定については、教育部『国民中学課程標準』正中書局、1983年、467-475頁。1985年の「国民中学課程標準」の改定については、教育部『国民中学課程標準』正中書局、1986年、409-486頁。

員会」は改定方針の決定や各科課程標準草案の審議を担当する機関であり、その構成員は教育部部長が主任委員として選抜するとされた。各科「課程標準」の実質的な改定をするのは「各科課程標準修訂グループ」であり、その構成員は教育部による任用または関係機関の推薦によって決められる。ただし、「修訂グループ」が作成した「課程標準」は草案にすぎず、「修訂高級中学課程標準委員会」の審議を受けない限り成立せず、また審議では委員の間の草案改正に関する意見が一致しない場合、主任委員は仲裁や裁判の権限を有する。1971年1月、各科目の標準草案の審議手続きが完了し、中等教育司が「実施弁法」(実施方法)を作成した後、2月に教育部は「高級中学課程標準」を公布した19。

反共を主要な教育目的とする反乱平定・戒厳令期の課程標準の改定には、必ずいくつかの手続きが求められていた。まず、教育部が委員を決める「修訂課程標準委員会」が改定方針を決定し、教育部部長は同委員会の最高責任者を務める。そして「修訂課程標準委員会」の傘下に各科目の「課程標準」草案を作成する「修訂グループ」が設置される。課程標準草案は、「修訂課程標準委員会」による最終的な審議を受けなければならない。改定の過程では多方面にわたる意見聴取が行われてはいたものの、教育部は、方針の決定や草案の審議に関わる決定的な人事権を持っていた。1979 年 5 月に「中学法」と「国民学校法」は廃止されたが、両法に取って代わる「高級中学法」と「国民教育法」では教育部の「課程標準」を定める権限を有することが再確認された²⁰。

ただし反乱平定体制において総統は行政権に対する絶大な影響力を持っていたため、行政院の下に置かれる教育部は総統府の政策に従わなければならなかった。1950年代から 1980年代まで社会科教科書の編著者の一人であった屠炳春によれば、蒋介石は総統として教科書の原稿を親閲し、誤りを指摘するようにしていたし、国は常に教科書に政策に反する内容があるかを警戒していた。すなわち、戒厳時期の教科書は、総統府の意思を高度に反映するものであった²¹。

第2項 李登輝政権期

1987年7月、総統蒋経国は台湾地区の住民の政治的権利を制限してきた台湾省戒厳令を解除した。彼の死後の1989年に「人民団体組織法」と「公務員選挙リコール法」(公職人員選挙罷免法)が改正されたため、国民党と民進党は政府に人民団体として登録され、台湾での多党政治の発端となった²²。1991年5月、蒋経国の後を継いだ初めての本省人総統李登輝は「動員反乱平定臨時条例」を廃止した。それによって行政院院長に行政権を持た

¹⁹ 教育部『高級中学課程標準』正中書局、1971年、374-400頁。

²⁰ 「高級中学法」1979年5月2日。「国民教育法」1979年5月23日。

²¹ 周淑卿、章五奇「由屠炳春口述史探究解厳前小学社会科教科書的発展」『教科書研究』第7巻、第2期、 2014年8月、15-17頁。

²² 若林正丈、前掲書、200頁。

せる「中華民国憲法」の機能が回復し、制度的には総統府が直接的に教育部の事務に関与することができなくなった。しかし総統は教育部部長を任命する行政院院長の人事権は有していたため、教育部の政策に対してある程度の影響力が保たれていたと考えられる。

戒厳令解除後の急激な政治や社会環境の変化に順応する必要があるとした教育部は「課程標準」の改正に取り組もうとし、1989年に「国民小学課程標準修訂委員会」を設置して「国民小学課程標準」の改定作業を始めた。同委員会の構成員は、教育部により 1975年の改定で起用された委員、または教育部に属する各教育指導委員会が推薦する者から選抜した。「総綱修訂グループ」(総綱修訂小組)と「各科修訂グループ」(各科修訂小組)は総綱や各科標準草案の作成を担当し、その草案が成立するには「国民小学課程標準修訂委員会」に審議を求めなければならなかった。1993年9月、全ての改定手続きが完了し、新たな「国民小学課程標準」は教育部によって公布された²³。

「国民中学課程標準」と「高級中学課程標準」の改定は1989年に始まる「国民小学課程標準」の改定と同時に進んでいた。「国民小学課程標準」の改定と同様、両標準の改定はそれぞれ「国民中学課程標準修訂委員会」と「高級中学課程標準修訂委員会」によって担当され、草案作成のため両委員会の下には「総綱修訂グループ」と「各科修訂グループ」が設置された。「総綱修訂グループ」と「各科修訂グループ」の作成した草案が成立するためには「国民中学課程標準修訂委員会」と「高級中学課程標準修訂委員会」による最終審議が必要であった。1994年、教育部は改定された「国民中学課程標準」を公布した。それにともない、新たな「高級中学課程標準」は1995年に公布された²⁴。現在公開されている標準改定に関する文書には両委員会の構成員起用に関わる記述がないにもかかわらず、「国民小学課程標準修訂委員会」との「改定組織」や手続きの相似性からみれば、「国民中学課程標準修訂委員会」と「高級中学課程標準修訂委員会」に関わる人事権は依然として教育部に所有されていたと考えられる。

「国民中学課程標準」と「高級中学課程標準」の改定で特に注目に値するのは「民主化」 が改定の方針とされていたことである。教育部は標準改定の「民主化原則」について次の ように述べている。

課程修訂の過程の中、全ての関係者—学者専門家、教育や学校に関する行政職員、 教師、学生、保護者、および代議士などに、課程の決定や制定に参加する機会を 与えるべきである。特に「上から下へ」のパターン、および「一元的な価値観」 への固着を避けるべきである²⁵。

42

²³ 教育部『国民小学課程標準』臺捷、1993年、346-361頁。

²⁴ 1994年の「国民中学課程標準」の改定については、教育部『国民中学課程標準』1995年、797-828頁。 1995年の「高級中学課程標準」の改定については、教育部『高級中学課程標準』1996年、858-83頁。

²⁵ 教育部『高級中学課程標準』1996年、860頁。

またその原則に基づいた修訂過程の特徴については次のように説明している。

修訂過程の中で、各種の委員会議、小組会議、分区座談会の開催、またアンケート調査を行うことにより、学校および各分野の者が意見を示す機会を与え、民主化参与原則に合致するようにする²⁶。

李登輝政権期に改定された「課程標準」のもう一つの重要な意義は、教育の「本土化」を推進し始めたことである。1993年に公布された「国民小学課程標準」に「郷土教学活動」、1994年に公布された「国民中学課程標準」に「郷土芸術活動」と「認識台湾」²⁷が授業科目として導入された。1997年8月、中学の「郷土芸術活動」課程と「認識台湾」課程の試行が開始された。1998年8月には、小学校の「郷土教学活動」課程が施行された²⁸。

要するに、戒厳時期と戒厳解除後の李登輝政権期の「課程標準」の最大の相違点といえば、前者が国家の政策やニーズを重んずるのに対し、後者では国家中心の内容がなくなり、その上「民主化原則」や「郷土課程」、「認識台湾」が取り上げられるようになり、「脱権威化」や「本土化」の志向が顕著であるいう点である。しかし、戒厳解除後の標準改定で実際に民主化原則が適用されたのは意見聴収の段階にすぎず、「改定組織」の部外者に意思決定に関与する権限が与えられたわけではなかった。言い換えれば、戒厳が解除され、台湾の民主化や教育改革の兆しが見えた時期においても、教育部による「課程標準」の改定が行われる際に設置される「課程標準修訂委員会」が草案に対し実質的な審議をする権限を独占していたことは、戒厳時期の改定体制と同様であった。これは国民党政権の意思が依然として教科書に高度に反映されていたことを意味している。ただし、次節の考察で明らかにされるように、こうした政府の意思が高度に教科書に反映される体制は 2000 年の政権交代以降でも存続していくのである。

1949 年から 2000 年までの課程標準の改定に関わる組織、またその構成員を任命する権限の帰属は、表 3.2.1 に整理されている。

²⁶ 教育部教育年鑑編纂委員会『第六次中華民国教育年鑑』正中書局、1996年、853 頁。括弧内は筆者による。

²⁷ 「認識台湾」は「歴史篇」、「地理篇」、「社会篇」3部によって構成され、それぞれの教科書を使用する。 すなわち「台湾歴史」、「台湾地理」、「台湾社会」に相当する科目である。

²⁸ 林初梅、前掲書、7-8 頁。

表 3.2.1 1949 年-2000 年の課程標準改定組織とその人事権の帰属

公布年月	名称	実質的改定組織	最終審査組織	人事権帰属
1952.11	国民学校課程標準	分科修訂委員	綜合審査委員	教育部
1952.11	中学課程標準	修訂課程標準委員	修訂課程標準委員	教育部
			全体委員会議	
1962.07	国民学校課程標準	各科修訂グループ	修訂中小学課程標	教育部
			準委員会	
1962.07	中学課程標準	各科修訂グループ	修訂中小学課程標	教育部
			準委員会	
1967.12	国民小学	各科課程標準修訂	修訂国民中小学課	教育部
	暫行課程標準	グループ	程標準委員会	
1967.12	国民中学	各科課程標準修訂	修訂国民中小学課	教育部
	暫行課程標準	グループ	程標準委員会	
1971.02	高級中学課程標準	各科課程標準修訂	修訂高級中学課程	教育部
		グループ	標準委員会	
1972.10	国民中学課程標準	各科課程標準修訂	修訂国民中小学課	教育部
		グループ	程標準委員会	
1975.08	国民小学課程標準	各科課程標準修訂	修訂国民中小学課	教育部
		グループ	程標準委員会	
1983.07	国民中学課程標準	各科課程標準修訂	修訂国民中小学課	教育部
		グループ	程標準委員会	
1985.07	国民中学課程標準	各科課程標準修訂	修訂国民中小学課	教育部
		グループ	程標準委員会	
1993.09	国民小学課程標準	総綱修訂グループ	国民小学課程標準	教育部
		各科修訂グループ	修訂委員会	
1994.10	国民中学課程標準	総綱修訂グループ	国民中学課程標準	教育部
		各科修訂グループ	修訂委員会	
1995.10	高級中学課程標準	総綱修訂グループ	高級中学課程標準	教育部
		各科修訂グループ	修訂委員会	

第3節 政権交代以降の課程標準・綱要の改定・審議体制

第1項 「教育改革」と「9年一貫課程」時期(第1次民進党政権期)

1990年代の台湾の民主化の進展につれ、民間での教育問題に対する関心も高まっていっ た。1994年4月10日の教育改革を求めるデモ活動「教育改革大行進」(教育改造大遊行) を受け、当時の教育部部長郭為藩は同年6月に開催された「第7次全国教育会議」で、日 本の「臨時教育審議会」に倣った「教育改革審議委員会」の設置を提言した。その具体的 な動きとして行政院は7月28日に「教育改革審議委員会の設置に関する規則」(教育改革 審議委員会設置要点)を公表し、教育改革や国家教育政策の方針に関する建言を討議する 「教育改革審議委員会」を設置した29。「教育改革審議委員会」は第1期の「コンサルテー ション報告書」(諮議報告書)で教育の「人本化」(人を主体とする)、「民主化」、「(価値の) 多元化」、「科学技術化」、「国際化」を教育改革の目標として挙げている。その民主化の目 標については次のように述べている。

民主化及び自由化は現代社会の主要な特徴であり、現代化社会の教育は当然民主 化及び自由化を重要な方向とする。教育民主化の趨勢は権威的管制の解除や「緩 和」、教育自主権の確立、また更に多くの自由に選択する機会を意味する30。

さらに「教育改革審議委員会最終コンサルテーション報告書」(教育改革審議委員会総諮 議報告書)は、過去の政府による教育に対する統制の緩和を求め、戒厳令と9年国民義務 教育の施行を教育が長期統制されてきた要因として捉えた。そして報告書は以下のように 教育専門審議委員会を設置する必要性を提起している。

権限と責任を明確にするため、教育部は首長制(部長を長とする)を採用するが、 ある程度の権限を与えられ、専門的で、特定の法的手続きによって設立される審 議委員会を補佐役とする。.....審議委員会による決議は、教育部長に裁定された 後司、処、室(局、部、係に相当)に委ねられ、執行される;部長も「政治責任 を負う」という前提で否決することができる。憲法の精神及び教育の性質に基づ き、教育部の設置すべき審議委員会は、「支出審議委員会」、「高等教育審議委員会」、 「学校教育及び課程審議委員会」、及びその他の法律に基づいて設置される審議 委員会である³¹。

²⁹ 教育改革審議委員会「教育改革審議委員会総諮議報告書」1996年、5-6頁。

³⁰ 教育改革審議委員会「第一期諮議報告書」1995年、20-21頁。

³¹ 教育改革審議委員会「教育改革審議委員会総諮議報告書」22-26 頁。括弧内は筆者による。

カリキュラムに関しては、報告書は全面的な課程革新を行うことを提言した³²。1997 年 4 月、教育部は課程革新のための「9 年一貫課程」の施行に向け、「国民中小学課程発展専門グループ」(国民中小学課程発展専案小組)を設置し、新たな「課程綱要」の作成方針を決定した³³。1998 年 9 月に「国民中小学課程発展専門グループ」は「国民教育九年一貫課程」の総綱を作成したが、各科目の綱要にあたる「国民教育各学習領域課程綱要」の実質的な作成を行うのは同年 10 月に設置された「国民教育各学習領域研究グループ」(国民教育各学習領域研修小組)であった。1999 年 12 月に「国民中小学課程修訂審議委員会」が設置され、各科目「課程綱要」の内容の妥当性や実施要点の審議を担当した。2000 年 9 月、綱要作成の手続きが完了したため、暫定的に適用される「国民中小学九年一貫課程暫行綱要」が公布された³⁴。

2000年3月の総統選挙で「台湾独立」と「本土化」志向を持つ民進党の候補者陳水扁が勝利したため、台湾政治史上初めての政権交代が実現し、50年にわたる国民党政権時代が終焉した。教育部部長を決定する権力を得た民進党政権は教育の「本土化」に力を入れる一方、国民党政権が実施してきた「9年一貫課程綱要」の改定を継続させていった35。

2003 年、教育部は「国民中小学九年一貫課程暫行綱要」に代わる「国民中小学九年一貫課程綱要」の各学習領域の正式綱要を公布すると、教育部は課程の随時審議や調整を可能にするため、「国民中小学課程綱要審議委員会」及び「国民中小学課程綱要研究発展グループ」を常設機関として設置した。さらにこの常設の審議機関の下には、「課程綱要」の内容の調整を担当する「国民中小学課程綱要総綱、各学習領域、生活課程及び重要課題研究グループ」(国民中小学課程綱要総綱、各学習領域、生活課程暨重大議題研修小組)が設置された。ただし調整案が成立するには、「国民中小学課程綱要研究発展グループ」と「国民中小学課程綱要審議委員会」による二重審議が必要であった。また、調整案の草案に対する審議を精緻化するため、「国民中小学課程綱要総綱、各学習領域、生活課程及び重要課題審議グループ」(国民中小学課程綱要総綱、各学習領域、生活課程暨重大議題審議小組)が設けられ、2007 年 10 月から 2008 年 2 月にかけて各調整案の草案に対して審議が行われた。「国民中小学課程綱要総綱、各学習領域、生活課程及び重要課題審議グループ」によって審議された草案は「国民中小学課程綱要審議委員会」に最終的審議を求めなければならなかった36。

9年一貫体制が整えられていった時期には、高級中学課程の改定体制も一新された。2001

33 『教育部公報』 269 巻、1997 年 5 月 31 日、33-34 頁。

(https://www.naer.edu.tw/ezfiles/0/1000/attach/73/pta 1560 9340534 17125.doc、2020 年 5 月 28 日参照)。

³² 同報告書、38-46 頁。

³⁴ 教育部『国民中小学九年一貫課程暫行綱要』2001年、1-2頁。

³⁵ 藍順德、前掲書、174-176 頁。

³⁶ 教育部『国民中小学九年一貫課程綱要総綱』2003年1月

年3月、教育部は「高級中学課程綱要」の改定のため、改定方針を決定する「高級中学課程発展専門グループ」(高級中学課程発展専案小組)を設置し、同年5月に同グループを「普通高級中学課程発展委員会」に改称した。実質的に総綱と各科目綱要の草案を作成するのは、「課程綱要総綱修訂グループ」(課程綱要総綱修訂小組)と「各科課程綱要専門グループ」(各科課程綱要専門小組)であった。

各科目綱要の草案の審議は「実質的審査」、「重要課題実質的審査」、「形式審査」、「科目間内容重複性審査」といった種類のものから構成される。各科目内容の「実質的審査」は各科目の「普通高級中学及び後期中等教育共同コア課程綱要審査グループ」(普通高級中学暨後期中等教育共同核心課程綱要審査小組)によって行われ、その委員は各分野専門の「高級中学課程発展委員会」委員から起用した。重要課題実質的審査とは教育部が設置する「重要課題審査グループ」(重大議題審査小組)が総綱における「生命教育」、「性別教育」、「法治教育」などの重要議題に関する内容に対して行う審議であった。「課程綱要改定行政事務グループ」(課程綱要修訂行政工作小組)は「形式審査」や「内容重複性審査」を担当していた。すべての草案は成立するためには、「高級中学課程発展委員会」で認可されなければならなかった。2004年12月、総綱と全科目の審議が完了し、「普通高級中学課程暫行綱要」は暫定的に適用されるものとして公布された37。

その後、教育部は正式な「高級中学課程綱要」の改定に力を入れた。新たな綱要の草案は「普通高級中学課程綱要総綱修訂グループ」(普通高級中学書程綱要総綱修訂小組)と「普通高級中学各科課程綱要専門グループ」(普通高級中学各科課程綱要専案小組)によって作成され、成立するには「普通高級中学各科課程綱要審査グループ」(普通高級中学各科課程綱要審査がループ」(普通高級中学各科課程綱要審査がループ」(普通高級中学各科課程綱要審査小組)による第一段階審議と「普通高級中学課程発展委員会」による最終審議が必要であった。「普通高級中学課程綱要」は 2008 年 1 月に正式な綱要として公布され³⁸、2009 年に施行される予定であったが、その施行は 2008 年 5 月に成立した 2 次国民党政権によって先送りされた。

9年一貫と高級中学の「課程綱要」の改定過程から見られるように、教育改革が行われるようになった後の綱要改定で決定的な権限を持つのは、「国民中小学課程綱要審議委員会」と「普通高級中学課程発展委員会」である。両機関の構成と権限は2003年12月公布の「国民中小学課程綱要審議委員会の設置及び運営に関する規則」(国民中小学課程綱要審議委員会設置与運作要点)と2009年8月の「教育部普通高級中学課程発展会の組織及び運営に関する規則」(教育部普通高級中学課程発展会組織及運作要点)において明文化されている。前者によれば、「国民中小学課程綱要審議委員会」委員は、国立教育研究院計画準備処(籌備処)が推薦する者から教育部部長が指名する。教育部部長は同委員会の主任委

³⁷ 普通高級中学課程発展委員会『普通高級中学課程暫行綱要』2005年、27-35頁。

³⁸ 普通高級中学課程発展委員会『普通高級中学課程綱要』2009年、468-494頁。

員を務め、委員から副主任委員を指名する³⁹。そして「教育部普通高級中学課程発展会の組織及び運営に関する規則」によれば、「高級中学課程発展委員会」の構成員は、教育部が各教育関係機関や各高級中学に推薦される者から、教育部常務次長(常務次官に相当)をはじめとする役員が一次選抜をして候補者リストを作成し、その候補者リストに基づいて部次長会議で決定される⁴⁰。

要するに、教育改革の進展によって教育における「民主化原則」が重要視され、「課程審議委員会」の設置も提起されるようになったにもかかわらず、「課程綱要」の改定に関わる審議会の人事権は教育部部長が所有していた。さらに注目に値するのは、教育における民主化や自由化が進んでいたとはいえ、「教育改革審議委員会最終コンサルテーション報告書」が教育部部長の「政治責任を負う」という前提において課程審議委員会の決議を否決できることが容認されたように、当時課程審議は教育部の専権事項だという認識が強かったことである。

第2項 「12年国民基本教育」時期(第2次国民党政権期)

2008年3月、国民党候補者馬英九が総統選挙で勝利し、5月に総統に就任した。政権を取り戻した国民党は2010年の「第8次全国教育会議」で、先進国の経験を参考にし、「普遍的」、「強制せず」、「質を確保」、「社会公正」といった原則に基づき、国民教育の年限の延長を目標とする「12年国民基本教育」41を推進する意向を示した。2011年1月の新年演説で、馬英九は「12年国民基本教育」の施行に向けて動き出すことを宣言すると、行政院は同年9月に「十二年国民基本教育実施計画」を立て、2014年8月の実施を目標とし、課程を作成する「十二年国民基本教育課程研究発展会」と課程を審議する「十二年国民基本教育課程研究発展会」と課程を審議する「十二年国民基本教育課程研究発展会の運営に関する規則」(国家教育研究院十二年国民基本教育課程研究発展会の運営に関する規則」(国家教育研究院十二年国民基本教育課程研究発展会の運営に関する規則」(国家教育研究院十二年国民基本教育課程研究発展会運作要点)と「十二年国民基本教育課程審議会の組織及び運営に関する規則」(十二年国民基本教育課程審議会組成及運作要点)は2012年8月と12月にそれぞれ公布された。それによって、「国民中小学課程綱要審議委員会」と「普通高級中学課程発展委員会」の役割は取って代わられた。

「12 年国民基本教育」の「課程綱要」の草案は「十二年国民基本教育課程研究発展会」とその傘下に置かれる「課程綱要研究グループ」(課程綱要研修小組)により作成され、草

^{39 「}国民中小学課程綱要審議委員会設置与運作要点」2002年12月26日。

^{40 「}教育部普通高級中学課程発展会組織及運作要点」2009年8月21日。

⁴¹ 「12 年国民基本教育」とは、2013 年 7 月に公布された「高級中等教育法」によれば、「九年国民教育」 (小学校と中学)と「高級中等教育」(高校)を併せたものであり、前者が入学を強制する一方、後者が 「免試入学」(入試を免除する)を主とする。

⁴² 教育部『十二年国民基本教育課程綱要総綱』2014年11月、1頁。

案が成立するには「十二年国民基本教育課程審議会」による審議を求めなければならなかった。「十二年国民基本教育課程研究発展会」と「課程綱要研究グループ」の構成員は国家教育研究院院長(元国立編訳館、教育部の付属機関)の指名により起用されることになっていた⁴³。

国民小学、国民中学、高級中学の「課程綱要」を審議する「十二年国民基本教育課程審議会」の傘下には、「コアグループ」(核心小組)、「組み分け審議会」(分組審議会)、「審議大会」が設置される。教育部部長は「コアグループ」の構成員を決定し、またそれから「組み分け審議会」、「審議大会」の招集人を指名する。「分組審議会」の専門家、教師、保護者、社会各分野代表は教育部長が「コアグループ」が提出する推薦リストから任命する。「審議大会」は「核心グループ」、「組み分け審議会」、「コアグループ」による推薦と部長の任命によって選抜される社会各分野代表によって構成される4。言い換えれば、2000年から2回の政権交代が実現したとはいえ、教育部の「課程綱要」の草案作成や審査機関の成員任用に対する独占的権限は保たれていたのである。

「12年国民基本教育」の法的基盤を整えるため、2012年3月に行政院は「教育基本法」 1条1項⁴⁵に基づいて「高級中等教育法」草案を立法院に送り、2013年6月に立法手続き を終え、「高級中等教育法」を成立させた⁴⁶。「高級中等教育法」の成立は「課程綱要」改定 体制にとって重大な意義を持っている。なぜなら、その43条は次のように規定しているか らである。

中央所管機関は高級中等学校課程綱要を審議するため、課程審議会を設置し、その組織と運営は、中央所管機関によって定められる⁴⁷。

すなわち、これまで施行されてきた「高級中学法」や「国民教育法」における中央所管機関に「課程標準」や「課程綱要」を改定する包括的な権力を与える条項と異なり、「高級中等教育法」には「課程綱要」を審議する機関を設置する義務が明記されるようになった。それを受け、教育部は2014年1月に高校と中学の「課程綱要課程審議会」の組織について定める「高級中等学校課程綱要課程審議会の組織及び運営に関する実施方法」(高級中等学校課程綱要課程審議会組成及運作弁法)を公布したが、同年7月、同規則は小学校の「課

⁴³ 「十二年国民基本教育課程研究発展会」と「課程綱要研修グループ」の組織については、「国家教育研究院十二年国民基本教育課程研究発展会運作要点」2012年8月16日、「十二年国民基本教育課程研究発展会領域課程綱要研修小組委員組成及遴選程序」2014年1月24日。

^{44 「}十二年国民基本教育課程審議会」の組織については、「十二年国民基本教育課程審議会組成及運作要点」2012年12月24日。

^{45 1999} 年 6 月に公布された「教育基本法」1 条 1 項:「国民基本教育は社会発展の需要に応じその年限を延長すべき;その実施は別個の法律によって定める」。

^{46 『}立法院公報』102 巻、46 期、2013 年 7 月 1 日、452-458 頁。

^{47 「}高級中等教育法」2013年7月10日。

程綱要課程審議会」をも対象とする「高級中等以下学校課程審議会の組織及び運営に関する実施方法」(高級中等以下学校課程審議会組成及運作弁法)に改正された。それによって「十二年国民教育基本教育課程審議会組成及運作要点」も8月に「高級中等以下学校課程審議会の組織及び運営に関する規則」(高級中等以下学校課程審議会作業要点)に改称された。しかし2016年に「高級中等教育法」が改正されるまで、課程審議会の人事権は法的には依然として教育部に所有されていた。

第3項 2014年綱要改定案と「高級中等教育法」の改正(第2次民進党政権期)

2008年1月、民進党政権によって公布された「普通高級中学課程綱要」の施行は国民党 政権により2010年(国文科目)と2012年(歴史科目)まで先送りされた。2014年初、教育部は誤字や内容の訂正をする必要があるとし、10人の委員から構成される「審査グループ」(検核小組)を設置し、綱要における国文科目と社会科目の内容の調整を行い、冒頭に述べた一連の教科書抗争を引き起こした48。

調整案に反対する側についた民進党の立法委員は、不透明な「課程綱要」の審議過程に おいて教育制度を不正利用することを防ぐべきであるとし、2016年3月に「高級中等教育 法」43条の修正案を提出した。修正案ではより専門的かつ中立的な「国家課程審議委員会」 の設置が求められた⁴⁹。

2016年3月、蔡英文氏が率いる民進党は総統選挙に勝利し、立法院でも過半数議席を取得し、再び政権の座に就いた。このような政治的勝利を背景として、民進党政権は6月に「高級中等教育法」を改正することに成功し、43条に「課程綱要」の研究、発展、審議およびその実施に「族群の多様性」、「男女同権」、「透明的」、「党派を超越する」などの原則を加えたうえ、「課程審議会」の組織や権限について大幅に加筆した。

「高級中等教育法」に新しく付加された 43 条 1 項によれば、所管機関(教育部)は「課程審議会」を設置し、その下には「審議大会」と「組み分け審議会」が置かれることとなった。「課程綱要」の審議を担当する「審議大会」は委員 4 一人から 49 人までで構成され、比較多数代表制を採用する(ただし決議するには全体委員 2/3 以上の出席が必要)。審議大会委員の 1/4 は政府代表であり、教育部の推薦と行政院長の任命によって決定される。「高級中等教育法」が重要な意義を持つのは、審議大会において 3/4 を占める非政府代表の起用の手続きを以下のように規定していることである。

一、行政院が国内における教育専門知識を持つ専門家、教師組織構成員、校長組

⁴⁸ 黄政傑「高中課綱微調的関鍵問題:臺灣史課程的争議焦点」『課程與教学季刊』19:1期、2016年1月、2-4頁

^{49 『}立法院第9届第1会期第3次会議議案関係文書』2016年3月2日、委609-613頁。

織構成員、保護者組織構成員、その他の教育関係の非政府組織構成員及び学生代表から、候補を推薦し、課審会委員審査会に提出して過半数同意を得た後、行政院長に提出して任用を求める。

また課審会委員審査会の構成員の起用は以下のように定められている。

二、前項の課審会委員審査会は立法院が推薦する 11 名から 15 名までの社会(民間)での公正なる者によって構成される⁵⁰。

具体的な課審会委員の構成や綱要審議の手続きは、同年7月に改正された「高級中等以下学校課程審議会の組織及び運営に関する実施方法」に定められている⁵¹。

2016年7月、行政院は「高級中等教育法」43条1項に基づき、立法院に「課審会委員審査会」を推薦するよう求めた⁵²。それと同時に、教育部はインターネットで各機関が推薦する「課審会」委員の候補者を募集し始めた⁵³。2016年9月、行政院の要請に応じ、立法院における各政党は自らの「課審会委員審査会」委員の推薦者リストを提出した⁵⁴。その結果、課審会委員は48名起用され、2016年11月27日に初回の「審議大会」が開かれた⁵⁵。

第4項 「高級中等教育法」改正の意義

2000 年代に入り、「9年一貫課程」や「12年国民基本教育」が進展するにつれ、「課程綱要」の改定に関わる手続きは次第に細分化され、しかも常時審議体制が整備されるようになった。にもかかわらず、2016年まで教育部は「課程綱要」の改定や調整を審議する組織の構成員の任用において完全なる人事権を持っていた。しかし2016年「高級中等教育法」が改正されると、教育部は「高級中等以下学校課程審議会」に対する人事権を立法院に移譲しなければならなくなり、長く続いた中央政府や行政機関の「課程標準」や「課程綱要」の改定に対する人事統制は終焉した。

すなわち、反乱平定・戒厳令期が終焉して以降、「課程標準」や「課程綱要」においては 「反共抗露」や「国家需要」などの表現が記されなくなり、一見すると標準・綱要改定の

^{50 「}高級中等教育法」2016年6月1日。括弧内は筆者による。

^{51 「}高級中等以下学校課程審議会組成及運作弁法」2016年7月20日。

^{52 『}立法院第9届第1会期第21次会議議案関係文書』2016年7月13日、報1883頁。

^{53 「}教育部公開徵求各機関與教育組織推薦課審会委員参考名単位」 (https://www.edu.tw/News_Content.aspx?n=9E7AC85F1954DDA8&s=F96549D13EF222D3、2020 年 5 月 28 日 参照)。

^{54 『}立法院第9届第2会期第1次会議議案関係文書』2016年9月7日、報3頁。

^{55 「}高級中等以下学校課程審議会審議大会 105 年度第 1 次会議記録 (初稿)」 (https://ccess.k12ea.gov.tw/asset/doc/20171005 303ed.pdf、2020 年 5 月 28 日参照)。

場では民主化が徐々に進行してきたように見えるが、各時期の改定過程を見れば、実際には、2016 年以前のあらゆる時期において、教育部が「課程標準」や「課程綱要」の改定に関わる人事の完全な決定権を有していたことがわかる。それは、制度的には行政府が学生の学ぶ知識を規定することで、特定の国民想像の創出においてほぼ特権的な存在だったということを示唆している。たとえ 2013 年版の「高級中等教育法」で教育部に対して課程審議会を設置する義務が明記されるようになり、教育部は行政規則を作成する権限を与えられても、課程審議会人事を決定する権限の帰属については一切規定されていなかった。しかも総統は行政院院長と教育部部長の人事に左右する権力を有することによって、自らの意志を「改定組織」に反映させることも可能であった。要するに、政府外部による人事への関与が断絶している点からみれば、2014 年の綱要調整案における政府の姿勢は 1949 年以降の標準・綱要改定体制(第1次民進党政権期を含める)の継続にすぎないと言えよう。

2000年代以降に改定された課程綱要・課程標準に関わる組織、またその構成員を任命する権限の帰属は、表 3.3.4 に整理されている。

表 3.3.1 2000 年以降の課程標準改定組織とその人事権の帰属

公布年月	名称	実質的改定組織	最終審査組織	人事権帰属
2003.01	国民中小学	国民教育各学習領	国民中小学課程修	教育部
	9年一貫課程綱要	域	訂審議委員会	
		研究グループ		
2004.12	普通高級中学	課程総綱綱要研究	普通高級中学課程	教育部
	課程暫行綱要	グループ	発展委員会	
		各科課程綱要専門		
		グループ		
2008.01	普通高級中学	課程綱要総綱修訂	普通高級中学課程	教育部
	課程綱要	グループ	発展委員会	
		各科課程綱要専門		
		グループ		
2012.12~	12 年国民基本教育	12 年国民教育基本	2014.08 以前	2016.06 以前
	課程綱要	教育課程研究発展	12 年国民教育基	教育部
		会	本教育課程審議	2016.06 以降
		課程綱要研究グル	会	改定機関:
		ープ	2014.08 以降	教育部
			高級中等以下学	審査機関:
			校課程審議会	立法院

第4節 まとめ

「課程標準」や「課程綱要」を改定する体系を包括的に考察すると、戦後の国民党政権 は改定体系の人事権への強い統制を通し、政府外部から多くの干渉を受けず、指導者の意 志を教科書に反映するにしていた。2000年に国民党が政権を独占することができなくなっ た後も、2016年の「高級中等教育法」改正までこうした体系は変化を示さなかった。これ は、教科書が長年にわたって台湾住民の国民に関わる思想を形成する手段とされ、安定し た制度的な要因として機能していたことを説明している。次節からは、本研究は制度的要 因としての教科書における日本に関する内容の性質の変化を考察していく。

第4章 小学校『歴史』と『社会』における日本に関する描写の性質 の変化

第1節 小学校『歴史』と『社会』の性質構成の概要

日本に関する記述のある歴史科にあたる小学校教科書は、『歴史』と『社会』に分けられている。9年国民義務教育施行を分水嶺とし、小学校段階での『歴史』教科書は1970年以降使用されなくなり、『社会』によって取って代わられた。『歴史』や『社会』を構成し、日本に関する記述の有する各章やそれに属する各節のテーマは表4.1.1 に整理されている1。

表 4.1.1 小学校『歴史』・『社会』各系列のテーマ構成表

系列	教科書	テーマ構成
46 歴史	46『高級小学歴史』3	日清戦争
40 歴史	40 『同級小子歷文』3	日露戦争と満州善後条約
		済南事件
		日本の大陸政策
		済南事件の発生
		済南事件の経過
		満州事変
		満州事変の発生
		我が国の対応
		77 事変
47 歴史	47『高級小学歴史』4	盧溝橋事件の発生
		神聖なる抗日戦争の発動
		抗日戦争と建国
		日本軍の侵攻
		第二次上海事変
		抗日戦争と建国の推進
		第二次世界大戦以前の世界情勢
		東アジア情勢の緊張
		第二次世界大戦

¹ 元々の教科書の記述はすべて台湾標記の中国語である。引用箇所は、それを、論文著者が日本語に翻訳したものである。

		太平洋戦争
		日清戦争
		日本の内憂外患
		明治維新
50 歴史	50『高級小学歴史』3	日清戦争
		日露戦争
		日露戦争の原因
	0 歴史 50『高級小学歴史』4 51『高級小学歴史』3	戦争の経過
		ポーツマス条約の調印
		済南事件
	文 50『高級小学歴史』4 51『高級小学歴史』3	日本の大陸政策
		済南事件の発生
		済南事件の経過
		満州事変
		満州事変の発生
		我が国の対応
	50『高級小学歴史』3 50『高級小学歴史』4 51『高級小学歴史』4	77 事件
50 歴史		盧溝橋事件の発生
50 歴史 50『高級/ 51 『高級/		神聖なる抗日戦争の発動
	50 歷史 50『高級小学歷史』3 日	抗日戦争と建国
		日本軍の侵攻
		第二次上海事変
		抗日戦争と建国の推進
		第二次世界大戦以前の世界情勢
		東アジア情勢の緊張
		第二次世界大戦
		太平洋戦争
	51『高級小学歴史』3	日清戦争 (p. 34)
		台湾での抗日運動
51 歴 中		77 事変
31 定文	51『高級小学歴史』4	我が国が抗日戦争へ
51 歴史		台湾の光復
		日本

		日清戦争
	60『国民学校歴史』3	ロシア帝国が遼東半島に侵犯
		日露戦争
60 歴史		済南事件
		満州事変
	60『国民学校歴史』4	盧溝橋事件
		抗日戦争と建国
		台湾の開発と光復
69 社会	69『国民学校社会』4	国を愛する台湾同胞
		台湾が祖国へ復帰
		第1次日中戦争
		日本が弱国から強国へ
		朝鮮問題
	69『国民学校歴史』3	平壌の戦い
		黄海の戦い
		下関条約
		大清帝国の衰亡
		日露戦争
		青天白日(中華民国国旗)が全国土を照らす
		政局の混乱
		国民革命の指導者
69 歴史		国民革命軍が北伐
09 歷义		北伐を継続
		中国、米国と日本
		東隣日本
	70『国民学校歴史』4	ワシントン会議と日本
		中米日関係
		田中(義一)の政策
		積極的に中国に侵略
		厳しい国難
		日本が意図的に侵略
		満州事変
		第一次上海事変
		長城戦役

華北が迫られる

屈辱に耐えて

国難の中で建設を

奮起せよ

新生活運動

国防を充実

経済を発展

一人で国家民族の運命を背負って

全面的な抗日戦争へ

最後の関頭

盧溝橋事件

第二次上海事変

長期戦へ

重慶へ遷都

台児荘での大勝

武漢の戦い

(日本が) 泥濘に

抗日戦争で建国を

国民大移動

後方での大建設

教育建設

青年が従軍

交通建設

経済建設

勝利に向かって

光栄なる勝利

自力で強敵を退けて

太平洋戦争

中国戦区

連合軍と反攻

日本降伏

中国の運命は?

国民革命の任務

新たな平等条約の調印

失地回復

		憲政を実施
		民族の復興
		悲壮なる 50 年間
70 社会	70『国民小学社会』4	蒋総統が台湾を光復
		中国と日本
		漢の日中戦争
		唐の日中戦争
	全面 全面 台灣	近代の日本
		日本が海外へ拡張
		日清戦争後の中国
		民国初期の内憂外患
71 社会	71『国民小学社会』7	袁世凱の皇帝夢
/1 社会	/1 [国民小子社云』/	軍閥による災い
	全面	日本が趁火打劫 (火事場泥棒)
		革命勢力の成長
		全面的な抗日戦争へ
		盧溝橋事件と第二次上海事変
		全面的抗日戦争の展開
		抗日戦争の中で建国を
		光栄なる勝利
		台湾の思い出話
		国を愛する歴史学者連横
81 社会	71『国民小学社会』7 全 名 81『国民小学社会』7	台湾を光復する二人の偉人
		先(初任)総統 蒋公(蒋介石)が台湾を光復
		国民革命と台湾
		敵を殺して郷を守る黄八妹
		日本の中国侵略の野望
		日本が更に侵略を
90 社会	90『国民小学社会』10	抗日戦争の始まりと第二次上海事変
70 12 2		二丁拳銃の女傑
		敵とゲリラ戦を
		パイロットを救助
		巾幗(女性)の英雄

		民国初期の内憂外患
		袁世凱による災い
		軍閥による災い
		護法(臨時約法を保護)の努力
		日本による侵略
		ソ連による侵略
		全国の統一
		軍閥による国家分裂
		建軍と北伐
	90『国民小学社会』11	南京を都に
		北伐を継続
		北伐成功の原因
		憂患の中で成長
		抗日戦争
		未曾有の国難
		盧溝橋事件
		8年間の血戦
		抗日戦争の中で建国を
		光栄なる勝利
		清朝統治時代後期
		沈葆楨による台湾での建設
99 社会	99『国民小学社会』7	劉銘傳による台湾での建設
		日本統治時代
		台湾光復

1970年以前の『歴史』では、日中関係に関する重大な歴史事件が体系的に記述されており、これらの歴史事件は主に日清戦争、済南事件、満州事変、日中戦争などに関する出来事によって構成されている。特に9年国民義務教育へ移行する時期に使用された1969年『歴史』では最も細分化され、包括的な記述が見られる。そして同時期の1969年と1970年の『社会』は台湾の歴史(特に台湾光復に関する)により重点を置いている。『歴史』と『社会』が互いに中国史と台湾史の部分を補完し合う時期があったということがわかる。

9 年国民義務教育の施行に受け、小学校段階における歴史教育の機能は『社会』に受け継がれた。しかし 81 年と 99 年の『社会』が系列の中の唯一の教科書として台湾歴史しか語っていないことから、9 年国民義務教育時期の『社会』の内容は『歴史』のような包括なものに限定されなくなったことがわかる。また、人物を記述の中心とし、歴史よりも「偉

人伝」の性格の強い系列があるのもこの時期の『社会』の特徴である。以下の文字記述を 構成する事件やカテゴリーの頻度表では、小学校の『歴史』や『社会』が一貫した記述体 系が欠けていることがわかる。

一貫した系統性に欠けることも図像描写の使用に反映している。図像描写の使用頻度はほとんど 1951 年と 1969 年の『歴史』に集中している。その他の系列は図像描写の頻度において低い水準を示している。ただし 1971 年以降その頻度はやや増加していった。表 4.1.3 から見られるように、小学校段階での図像描写には軍事価値の喪失に関わるものが圧倒に多い。

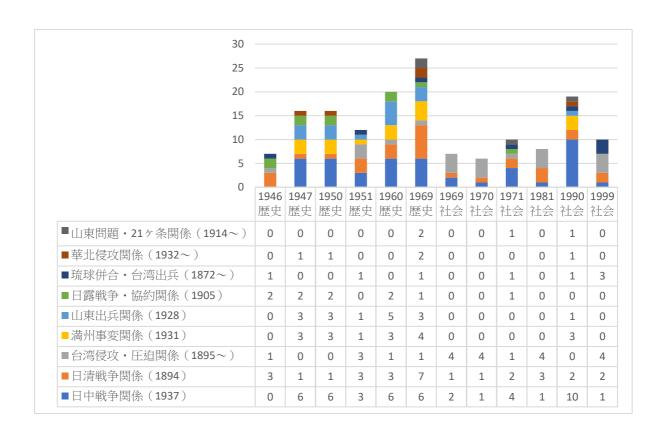


表 4.1.2 小学校文字記述·全性質事件頻度表

歴史

歴史

社会・文化的価値

■政治・経済的価値

■人道的価値

■軍事的価値

歴史

歴史

表 4.1.3 小学校文字記述・性質カテゴリー頻度表

表 4.1.4 小学校図像描写·全性質事件頻度表

歴史

歴史

社会

社会

社会

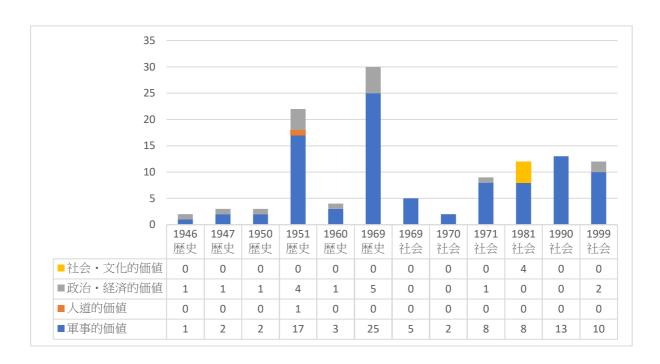
社会

社会

社会

35												
30												
25												
20												
15											_	
10										_		
5												
0	1946 歴史	1947 歴史	1950 歴史	1951 歴史	1960 歴史					1981 社会		1999 社会
■その他	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
■華北侵攻関係(1932~)	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
■山東問題・21ヶ条関係(1914~)	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
■琉球併合・台湾出兵(1872~)	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
■満州事変関係(1931)	0	0	0	1	0	3	0	0	0	0	0	0
■日露戦争・協約関係(1905)	1	1	1	0	1	3	0	0	0	0	0	0
■台湾侵攻・圧迫関係(1895~)	0	0	0	5	0	1	0	1	0	2	0	8
■日清戦争関係(1894)	1	0	0	4	1	3	2	1	3	2	1	2
■日中戦争関係(1937)	0	2	2	8	2	18	3	0	5	4	12	2

表 4.1.5 小学校図像描写・性質カテゴリー頻度表



第2節 軍事系価値に関わる文字記述の性質の変化

第1項 「軍事的価値」に関わる文字記述

表 3.2.1 や表 3.2.2 から見られるように、小学校の『歴史』や『社会』は系列によって 異なる事件や属性の構成を示している。一貫した系統性が欠いているため、次章のような 特定の事件に関する記述を挙げてそれを比較していくことが困難である。そこで、本項で は主に内容構成の変容を中心に議論を進めていくことにする。

1946年系列の1911年以降の民国史を述べる部分(第4冊)が欠落しており、清朝末期の日清戦争、日本による台湾侵攻や琉球併合など出来事しか集計されていない²。それに対して1947年系列によっては戦後初期の小学校で教えられる軍事史の内容構成を知ることができる。1947年系列で日中戦争は約半分の内容を占め、それ以外の内容は主に日清戦争、済南事件、満州事変によって構成されている³。1950年に出版された系列は1947年系列と同じ内容構成を採用したものである。両系列はいずれも台湾についての記述をしていない⁴。

² 台湾省行政長官公署教育処『高級小学歴史第三冊』台湾書局、1946年、21-31頁。

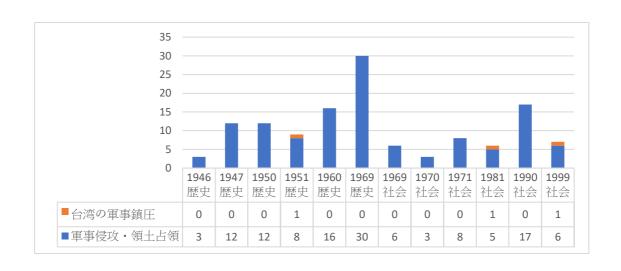
³ 国立編訳館『高級小学歴史第三冊』中華書局、1947 年、34-43 頁。国立編訳館『高級小学歴史第四冊』中華書局、1947 年、26-46 頁。

⁴ 国立編訳館『高級小学歴史第三冊』台湾省政府教育庁、1950 年、34-43 頁。国立編訳館『高級小学歴史第四冊』台湾省政府教育庁、1950 年、26-46 頁。

1946 | 1947 | 1950 | 1951 | 1960 | 1969 | 1969 | 1970 | 1971 | 1981 | 1990 | 1999 歴史 歴史 歴史 歴史 歴史 歴史 社会 社会 社会 社会 社会 社会 ■台湾鎮圧(1895~) ■台湾出兵(1874) ■台湾侵攻(1895) ■青島出兵(1914) ■華北侵攻(1932~) ■上海事変(1932) ■山東出兵(1928) ■満州事変(1931) ■日清戦争(1894) ■日中戦争(1937~)

表 4.2.1 小学校文字記述・軍事事件頻度表

表 4.2.2 小学校文字記述 • 「軍事的価値」属性頻度表



1951年系列で日中戦争、日清戦争、済南事件、満州事変などに関する記述は依然として見られるが、全系列と比較するとそれらの頻度はやや低くなっている。ただし、同系列にある小学校段階で初めて出現した台湾侵攻と台湾住民への鎮圧など台湾関係の記述は大

きな存在感を示している⁵。1960年系列は1947・1950年系列の内容構成を使用する一方で、1895年の台湾侵攻については引き続き述べている⁶。

小学校で最後に使用される歴史教科書である 1969 年『歴史』では、最も包括的な歴史 記述が見られる。1874 年と 1895 年の台湾侵攻に関する描写が出現しているほか、他系列 に出現したことのある事件はすべて述べられており、全系列において最も高い合計頻度を 示している。日清戦争に関する描写の頻度が高いことも同系列の特徴である7。

9年国民義務教育の施行を受け、内容が歴史の分野に限定されない『社会』教科書が使用されるようになると、従来の『歴史』と内容構成においては大きな変化が見られる。 1969年の『社会』系列では、日中戦争と日清戦争を除いて大陸で起きた軍事事件に関する内容がなくなり、それに代わって 1895年の台湾侵攻に関する記述が大半を占めている 8。1970年『社会』では大陸での事件は日中戦争に限られるようになり、1895年の台湾侵攻とそれ以降の住民鎮圧は主な記述の対象となった。それの日中戦争に関する記述でさえも、台湾光復の一部と位置づけられている。

1971年『社会』系列以降、『歴史』教科書の機能は完全に『社会』によって取って代わられた。同系列では従来の『歴史』で必ず語られる済南事件や満州事件がなくなったものの、ある程度日中の戦争史を体系的に述べている¹⁰。それに対し、1981年『社会』は体系的に歴史を記述するよりも、連横、孫文、蔣介石など人物を中心に日本による台湾に対する侵攻やその住民への鎮圧を述べている。日中戦争に関する記述でも、中国が戦争に勝利して台湾光復に成功したことを強調している¹¹。

1990年『社会』はこれまでの台湾に重点を置く『社会』の内容構成から一変した。同系列の冊 10 では華南地方の黄八妹という遊撃隊首領が日本に対抗する過程が語られており¹²、冊 11 は大陸で起きた軍事事件を体系的に述べている。この系列で日中戦争が出現する頻度が非常に高いことに対し、台湾侵攻や台湾住民への鎮圧など記述は全く見られない¹³。

1999年『社会』は再び中国史を重んじる内容構成を逆戻りさせ、台湾史を体系的に述べている。台湾に対する侵攻や軍事鎮圧に関する描写の出現頻度が全系列において最も高

⁵ 台湾省政府教育庁『高級小学歴史第三冊』台湾省政府教育庁、1951 年、35-36 頁。台湾省政府教育庁『高級小学歴史第四冊』台湾省政府教育庁、1951 年、12-13 頁。

⁶ 国立編訳館『国民学校歴史第三冊』台湾省政府教育庁、1960年、37頁。

⁷ 国立編訳館『国民学校歴史第三冊』台北市政府教育局、1969年、49-51頁。

⁸ 国立編訳館『国民学校社会第四冊』台湾省政府教育庁、1969年、10-26頁。

⁹ 国立編訳館『国民小学社会第四冊』台湾省政府教育庁、1970年、11-18頁。

¹⁰ 国立編訳館『国民小学社会第七冊』国立編訳館、1971年、27-65頁。

¹¹ 国立編訳館『国民小学社会第七冊』国立編訳館、1981 年、74-88 頁。

¹² 国立編訳館『国民小学社会第十冊』国立編訳館、1990年、75-80頁。

¹³ 国立編訳館『国民小学社会第十一冊』国立編訳館、1990年、46-67頁。

い。更に日清戦争や日中関係に関わる内容は中国史を述べるよりも、台湾の割譲と光復を 強調するためのものである¹⁴。

すなわち、1950年に入って1960年代末期になるまで、小学校教科書では中国大陸で起きた軍事事件を重んじる内容構成が採用されていく一方、台湾関係の事件もある程度の存在感を示していた。9年国民義務教育が施行された後、1970年前後『社会』が台湾史を重視し、『歴史』が中国史を重視するという補完しあう内容構成が一時見られるが、1971年系列以降台湾史と中国史は『社会』に統合されるようになった。1981年『社会』が使用されると中国史の内容がなくなり、人物を中心とする台湾に関する記述のみがされる。1990年代の『社会』の内容構成は二つの極端を示している。1990年『社会』に中国史の内容が圧倒的に多いことに対し、1999年『社会』は完全に台湾史を重んじている。この部分のような「軍事的価値」の喪失に関わる記述の分析は日中関係の内容や主題構成を把握することにおいては不可欠である。しかしこうした描写は戦闘の過程を述べることが多く、価値を喪失する主体において国家のレベルに限定されることによって、「人道的価値」と比較すると読者にとってより高い抽象性を有すると考えられる。

第2項 「人道的価値」に関わる文字記述

表 4.2.3 から見られるように、「人道的価値」の喪失、すなわち戦争犯罪に関する記述が最も頻繁に出現する時期は 1947 年から 1969 年までの期間である。また、表 4.2.4 によれば、「人道的価値」の喪失に関わる歴史事件の中、1928 年の山東出兵と 1937 年の日中戦争は最も多い出現頻度を有する。

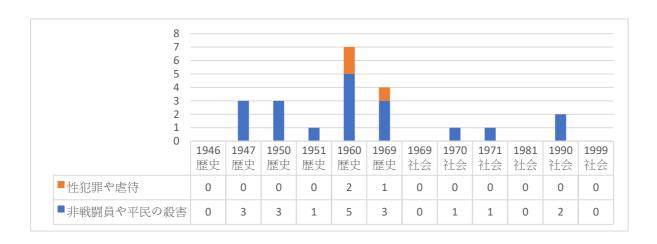


表 4.2.3 小学校文字記述 • 「人道的価値」属性頻度表

¹⁴ 国立編訳館『国民小学社会第七冊』国立編訳館、1999年、109-124頁。

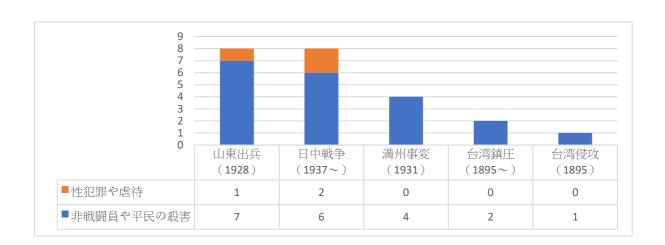


表 4.2.4 小学校文字記述・「人道的価値属性」・事件クロス頻度表

国民政府が台湾を接収して以降の小学校の教科書で非戦闘員や平民の殺害に関する描写が初めて出現したのは1947年の『高級小学歴史』冊4である。まず1928年済南事件については以下のように語られている。

5 月初旬国民革命軍勢が済南に到達すると、済南に駐屯する日本軍が故なく我々を挑発し、済南城を砲撃し、我が軍民を虐殺し、我が戦地委員会交渉員(外交官に相当)蔡公時でさえ惨殺された¹⁵。

同系列には1931年満州事変の背景となる万宝山事件について以下の描写がある。

吉林万宝山地方の朝鮮農民が日本の勢力に寄りかかり、我が民の農地を破壊して 水路と堰堤を建設した。それを阻止しようとする我が民に対し、事態の激化を企 む日本軍は朝鮮農民を止めず、かえって機関銃で我が民を掃射した¹⁶。

同系列も日中戦争における 1937 年に起きた「南京大虐殺」について以下のような極めて簡潔な表現で述べている。

その後日本軍が侵攻を続け、12月13日に南京を占領し、大いに虐殺した¹⁷。

¹⁵ 教育部教科用書編輯委員会『高級小学歴史第四冊』台湾省教育会、1947年、27-28頁。

¹⁶ 同書、29 頁。

¹⁷ 同書、35 頁。

このような戦争犯罪の記述はある程度の日本人の犯罪者としての形象を作り出したし、その価値喪失の主体も個人に特定されており、読者にとってこれは単純なる戦争に関する描写より感受しやすい。しかしこうした記述が高い簡潔性を有するほか、その表現が殺害という行為に限定されているため、それが読者の心に印象が残る効果には限界が存在している。相似した表現手法が1950年の『歴史』に引き続きに使用された。1951年『歴史』は中国での戦争犯罪に関する記述を削除したうえ、台湾住民に対する虐殺に関わる記述を初めて使用した。

日本が台湾を占領した以上、台湾住民を圧迫するばっかりで、平等な地位を与えなかった。特に原住民同胞は酷い待遇を受けていた。我が全省同胞は奴隷とされ、 幾度も集団殺害に遭った¹⁸。

この段落で見られるように、記述の主体が中国の平民から台湾住民へ移行したにもかかわらず、前の系列で見られる簡潔性と殺害への限定性といった特性が保たれている。それに対し、1960年『国民学校歴史』冊4では、殺害に関する記述以外にも、更に多くの情報が見られるようになった。例えば済南事件における蔡公時が殺害される事件について以下のように述べられるようになった。

日本軍が……中国政府が設立した山東交渉署に侵入し、交渉員蔡公時の耳と鼻を切り取って銃殺した。交渉署の人員は全員殺害された。……中国軍民は1万7千人余り焼死させられたり虐殺されたりし、3千人余り負傷し、5千人余り捕虜にされた¹⁹。

これは小学校段階の教科書で非戦闘員に虐待を与えた描写が見られる最初の事例である。同書も南京大虐殺における戦争犯罪について詳しくに述べている。

12月13日、敵軍が南京に入城し、大いに虐殺した。当時15万以上の住民や婦女子は蹂躙²⁰や殺害をされた。首が切り落されたり、切腹されたり、縛り付けられて機関銃で集団殺害されたりする人がいた。様々な暴行は未曽有であった²¹。

¹⁸ 台湾省政府教育庁編審委員会『高級小学歴史第四冊』台湾省政府教育庁、1951年、12-13頁。

¹⁹ 国立編訳館『国民学校歴史第四冊』台湾省政府教育庁、1960年、25 頁。

²⁰ 中国語で「蹂躙」は性犯罪を表現する際に使用されることがある。

²¹ 国立編訳館『国民学校歴史第四冊』台湾省政府教育庁、1960年、31頁。

この記述は従来の簡潔性や殺害への限定性を有する記述より多くの個人レベルにおける価値の喪失に関する情報を提供しており、読者の心に印象が残ることにおいては高い効果があると考えられる。1970年の『国民学校歴史』冊4においても同じような暴行に関する記述が見られる²²。9年国民義務が施行された後に使用され始めた『社会』に初めて戦争犯罪の記述が出現したのは1970年『国民小学校社会』冊4である。これは台湾に関わる記述である。

光緒 21 年初夏、日本軍が台湾北部に上陸した。……全土軍民が奮い立って抵抗し、日本軍に5千人余りの死者を出したが、日本軍による報復と虐殺によって多大な犠牲を払った。……雲林義軍首領柯鉄親子は日本が台湾を占有する初期に、 幾度も日本軍に打撃を与えた。憤怒した日本軍は台湾同胞を大量虐殺し、3 万人の死者が出たという²³。

この段落から簡潔性や殺害への限定性が再び戦争犯罪の記述に出現したことがわかる。 『歴史』が『社会』によって取って代わられた後、小学校段階での歴史が体系的なものではなくなったことを受け、戦争犯罪に関する記述も断片的なものとなった。その内容に関しては、簡潔性や殺害への限定性が保たれる一方、その他の表現が死者数の提示に限られていた。1971年『社会』では以下のような記述が見られる。

敵軍が入城(南京)した後、大いに虐殺し、軍民は10万人以上の死者が出され、 史上空前の惨禍であった²⁴。

1981年『社会』で戦争犯罪の記述が一時見られなくなったが、それに次ぐ1990年『社会』において描写は黄八妹という華南で活動する義軍の指導者を紹介する部分では平民の殺害に関する記述がされている。

日本軍は黄八妹と彼女が率いる愛国青年を非常に痛恨し、黄八妹に投降を迫るために彼女の母を捕まえようとしたが、黄の母は抵抗した。結局、この偉大なる母親は国のために勇ましく犠牲となった²⁵。

同系列済南事件での戦争犯罪について以下のように述べている。

²² 国立編訳館『国民学校歴史第四冊』台湾省政府教育庁、1970年、43頁。

²³ 国立編訳館『国民小学社会第四冊』台湾省政府教育庁、1970年、11-12頁。

²⁴ 国立編訳館『国民小学社会第七冊』国立編訳館、1971年、62頁。

²⁵ 国立編訳館『国民小学社会第十冊』国立編訳館、1990年、79頁。

革命軍が済南に進攻しようとする時、日本は歩兵を送ってそれを阻害し、我が軍営を砲撃し、我が外交官を惨殺し、黄河鉄橋を破壊し、我が軍司令部を爆撃し、我が病院の傷兵を虐殺し、我が軍民に1万人余りの死傷者を出した²⁶。

1990年『社会』における戦争犯罪の記述は基本的には1970年『社会』に相似しており、虐待や性犯罪に関わる表現が見られない一方、その内容も殺害の行為や被害者数の提示に限定されていた。1999年系列で戦争犯罪に関する表現は一切見られなくなった²⁷。

小学校の教科書における「人道的価値」の喪失に関する文字記述については、以下の特徴が見いだされる。まず、中学校と比較すると(次章で説明する)、全体として頻度が高くないほか、1950年代と1980年代においてギャップが出現している。次に、頻度と内容の多様性から見れば、1960年から1970年まではピークに達している。1971年以降は戦争犯罪の描写は殺害の行為に限定されるようになり、1971年と1990年の系列のみで見られる。最後、表から見られるように、戦争犯罪の描写はほとんど中国大陸で起きた事件が述べられており、台湾関係の事件は1951『歴史』と1970年『社会』のみに出現している。

すなわち、『歴史』時期の教科書では、反日的な内容は個人を価値を喪失する主体とする戦争犯罪に関する描写によって表現されることが多い。しかし『社会』が使用された後、戦争犯罪に関わる描写の頻度が減少することによって、その内容の豊富さが弱まる傾向が見られる。次章で明らかにされるように、中学校段階の『歴史』における戦争犯罪に関わる描写は全く異なる傾向(1974年以降増加していく)を示している。また、日中戦争での戦争犯罪を重んじる中学校『歴史』に対し、済南事件での犯罪に関わる記述を多く使用することも小学校の『歴史』や『社会』の大きな特徴である。

²⁶ 国立編訳館『国民小学社会第十一冊』国立編訳館、1990年、55-56頁。

²⁷ 国立編訳館『国民小学社会第七冊』国立編訳館、1999年、109-124頁。

第3節 非軍事系価値に関わる文字記述の性質の変化

第1項 「政治・経済的価値」に関わる文字記述の概要

本節は「政治・経済的価値」や「社会・文化的価値」など非軍事系の諸価値の喪失について考察していく。各系列の「政治・経済的価値」の喪失を描写する内容に比較分析をした結果、中国に対して何らかの圧力をかけてある権利、領土、利益を取得する「特権・利益の取得」、中国の統一性を阻害する「統一・秩序の破壊」、そして中国から占領した領土である台湾に対して不適切な手段で統治する「台湾の圧迫」、といった三つの属性が見いだされる。図 4.3.1 から見られるように、「特権・利益の取得」は最も頻度が高く、36回出現している。「統一・秩序の破壊」は11回、「占領地の圧迫」は10回出現している。ここでは全体的に前節で考察した軍事系価値の喪失の頻度のほうが高いことがわかる。その各系列における散布状況は表 3.3.2 で示されている。

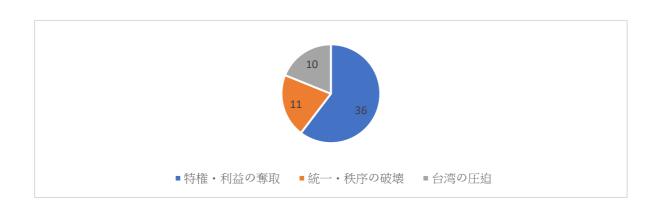
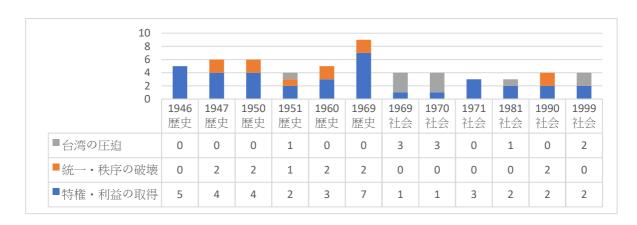


図 4.3.1 小学校文字記述・「政治・経済的価値」属性構成比例図

表 4.3.1 小学校文字記述・「政治・経済的価値」属性頻度表



1946年『歴史』は民国初期までの歴史を記述する部分のみをデータとして収集されているが、その「特権・利益の取得」の出現総頻度は全系列において最も高く(1969『歴史』と並ぶ)、それに属する下関条約、日露戦争、琉球併合に関する出来事を合わせて6回出現している。1947年と1950年の『歴史』で両事件はいずれも見られる一方で、「統一・秩序の破壊」にあたる済南事件関係の描写も2回出現している。同じ「課程標準」の使用と社会環境の相似性といった点から見れば、1946年『歴史』の欠落している部分では「統一・秩序の破壊」における済南事件の描写がある可能性が高いと考えられる。

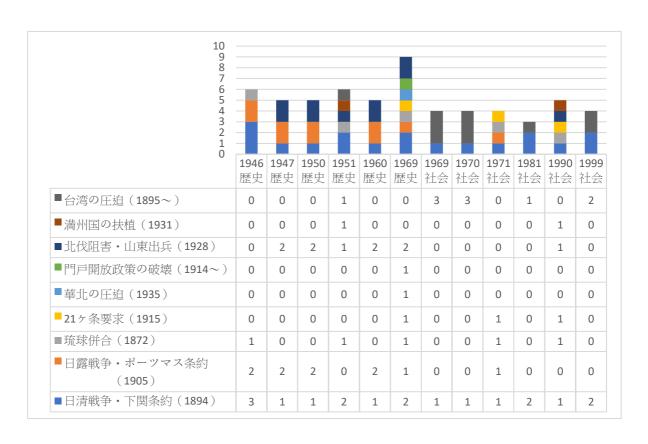


表 4.3.2 小学校文字記述·政治事件頻度表

1951年『歴史』は日露戦争関係の描写がなくなったが、台湾に対する不適切な統制を描写する「台湾の圧迫」(前述の軍事部分の台湾の軍事鎮圧とともに)、および日本による満州国の樹立に関する描写が初めて出現した(ただし、1946年『歴史』の欠落している部分にないとすれば、という限定条件付きではあるが)²⁸。しかし1960『歴史』は再び1947年と1950年の『歴史』と相似した内容構成に返った²⁹。

²⁸ 台湾省政府教育庁『高級小学歴史第四冊』台湾省政府教育庁、1951年、12-26頁。

²⁹ 立編訳館『国民学校歴史第三冊』台湾省政府教育庁、1960年、35-50頁。国立編訳館『国民学校歴史第四冊』台湾省政府教育庁、1960年、21-33頁。

1969年『歴史』における政治や経済に関わる部分は前に考察した軍事の部分と同じように、最も高い総頻度を示しているのみならず、満州国の樹立を除く他系列に出現した全事件の描写が見られる。更に 1914年以降中国における門戸開放政策の破壊、1915年の 21ヶ条要求の提出、1930年代華北における秩序の破壊などが初めて述べられた30。

1968年9年国民義務教育が施行された後の1969年と1970年の『社会』では従来の『歴史』より台湾関係の事件を重視する傾向が見られる。両系列では台湾への圧迫の描写はそれぞれ3回出現しており、それ以外のカテゴリーに関わる事件は日清戦争のみが描写されている。すなわち、この時期の『社会』は中国史を中心とする同時期の『歴史』に対し、台湾史の部分を補強する性格が強い31。

前述の軍事的価値における分析によっては、1971年『社会』が『歴史』の機能に取って代わり、中国史や台湾史をまとめて体系的に記述していることを明らかにした。しかし同系列は政治や経済に関わる事件において異なる傾向を示しており、大陸で起きた事件を重んじている、日清戦争、日露戦争、21ヶ条要求などに関する事件の描写のみが見られる³²。

連横、孫文、蔣介石など人物をテーマとして歴史を語る 1981 年『社会』では、政治や 経済価値の喪失に関する描写は軍事的価値と同じように台湾関係の出来事を中心としてい る。日清戦争による台湾の割譲や占領地としての台湾への圧迫など描写は、台湾侵攻、台 湾住民への鎮圧、台湾光復など軍事事件と結合し、体系性のある台湾に関する歴史記述を 成り立たせている³³。

しかし軍事の部分に出現した中国史に偏った逆流も 1990 年『社会』で見られる。台湾 関係の事件は黄八妹という人物を語る冊 10 における下関条約の部分のみに出現している ³⁴。冊 11 は民国以降の北伐阻害、満州国樹立、21 ヶ条要求など出来事を中国大陸で起き た軍事事件と融合させ、包括的な中国史を記述の中心としている³⁵。

1999年『社会』では政治や経済に関わる描写は軍事と同様に完全に台湾中心になっている。下関条約によって台湾を喪失した歴史を強調しながら、台湾における高圧統制や経済略奪を述べている³⁶。

要するに、軍事的価値において日中戦争が重点とされているように、日清戦争や下関条約は政治や経済的価値の喪失に関する記述を進める最も重要な担い手とされている。後

³⁰ 国立編訳館『国民学校歴史第三冊』台北市政府教育局、1969年、44-63頁。国立編訳館『国民学校歴史第四冊』台湾省政府教育庁、1970年、22-58頁。

³¹ 国立編訳館『国民学校社会第四冊』台湾省政府教育庁、1969 年、10-26 頁。国立編訳館『国民小学社会第四冊』台湾省政府教育庁、1970 年、11-18 頁。

³² 国立編訳館『国民小学社会第七冊』国立編訳館、1971年、27-65頁。

³³ 国立編訳館『国民小学社会第七冊』国立編訳館、1981年、74-88頁。

³⁴ 国立編訳館『国民小学社会第十冊』国立編訳館、1990年、75-80頁。

³⁵ 国立編訳館『国民小学社会第十一冊』国立編訳館、1990年、46-67頁。

³⁶ 国立編訳館『国民小学社会第七冊』国立編訳館、1999年、109-124頁。

述の属性による分析でわかるように、それによっても台湾割譲の出現頻度が確保されるようになっている。ただし、直接に台湾を対象とする「台湾の圧迫」に関する描写は1969年と1970年の『社会』に大量に出現したにもかかわらず、1971年と1990年の『社会』では見られず、大きなギャップが存在している。

第2項 「特権・利益の取得」

「特権・利益の取得」という属性を更に複数の要素に細分化することができる。「土地や施設における権利の取得」は、ポーツマス条約や下関条約に関する記述が持つ重要な属性である。それは1969年『社会』が使用されるまで(1951年『歴史』を除いて)大きな比重を示している。『歴史』の機能を引き継いだ1971年では同属性は一旦述べられるようになったが、それ以降の系列においては見られなくなった。「領土の取得」は「土地や施設における権利の取得」に匹敵する高い頻度を持っている。「土地や施設における権利の取得」が複数の事件に共有されていることに対し、「領土の取得」は下関条約に関する記述のみに出現しており、いずれも台湾を主要な描写対象としている。これは唯一、全系列に出現している属性でもある。

琉球と朝鮮を主な描写対象とする「従属国における利権の取得」は 1970 年前後と 1999 年の『社会』を除くすべての系列に出現している。同属性が頻繁に見られる原因として、琉球併合は日本の侵略政策の嚆矢や日清戦争の重要な背景を説明することに使用されているほか、朝鮮問題は日清戦争の導火線であるし、朝鮮の自主性が認められる条項が下関条約に盛り込まれているからである。

「賠償金の取得」も常に下関条約の一部とされているが、全体において頻度が低く、1950年以降は1971年『社会』のみに出現している。金銭においての喪失は重要視されている属性ではないことがわかる。

「内政干渉」は1930年代日本が華北で勢力を拡張する行動を除き、主に中国の政治や軍事へのコントロールを図る21ヶ条要求に関する記述のみで見られる。主に中国史を重んじる1970年『歴史』、1971年『社会』、1990年『社会』に出現している。1970年『歴史』における21ヶ条要求の部分でも中国に対する「経済や貿易における圧迫」の表現がされている。

表 4.3.3 小学校文字記述・「特権・利益の取得」要素頻度表

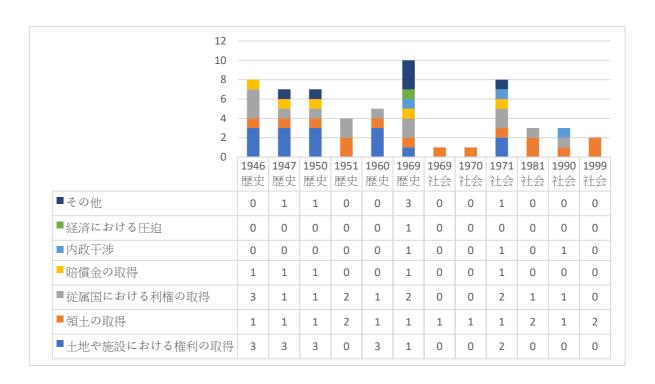
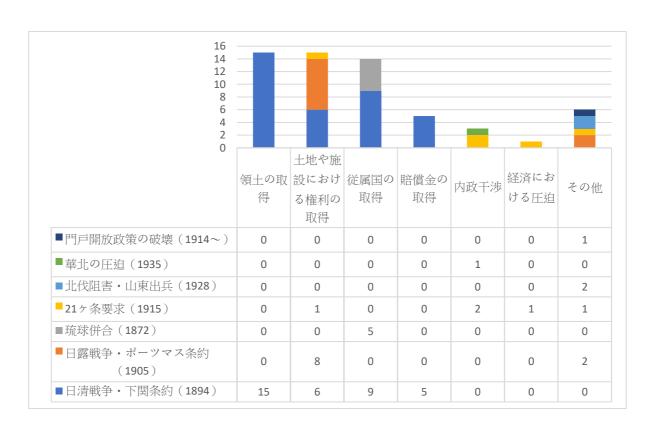


表 4.3.4 小学校文字記述・「政治・経済的価値属性」・事件クロス頻度表



これらの要素が示した最も重要なことは、「特権・利益の取得」が記述の主体において 高い国家への固着性を有することである。個人レベルにおける価値の喪失が想像される空 間が大きく圧縮されている。ただしここで議論と対象から除外された「台湾の圧迫」が台 湾が中国の主権から分離されたことによって個人レベルにおける描写をする可能性を提供 している。これについては次節で詳しく説明する。

第3項 「統一・秩序の破壊」

「統一・秩序の破壊」における二つの属性はそれぞれ特定の事件を代表している。「統一活動への阻害」は北伐阻害や済南事件に関わる事件のみに出現している。「傀儡政権の樹立」は1931年の満州国の樹立に関する内容で見られる。

次章以降の考察対象となる中学校と高校の教科書が「統一・秩序の破壊」に関わる事件を頻繁に記述していることに対し、同カテゴリーに関する描写は小学校教科書において出現頻度が低いことと、それに関与する事件が単一なことが特徴である。特に中国史を重んじる 1990 年『社会』を除くすべての『社会』には全くそれに関する記述が出現しなくなった。そもそも国家の統一性に関わる「統一・秩序の破壊」が描写の主体において最も高い国家への固着性を有するため、日本の形象を構築する効果が相対的に弱いと考えられる。

3 2 1 1990 | 1999 1946 1947 1950 1951 1960 1969 1969 1970 1971 1981 歴史 歴史 歴史 歴史 歴史 歴史 | 社会 | 社会 社会 社会 社会 社会 ■傀儡政権の成立 0 0 0 1 0 0 0 0 0 0 1 0 ■統一活動への阻害 2 2 1 2 2 0 0 0 1 0

表 4.3.5 小学校文字記述・「統一・秩序の破壊」要素頻度表

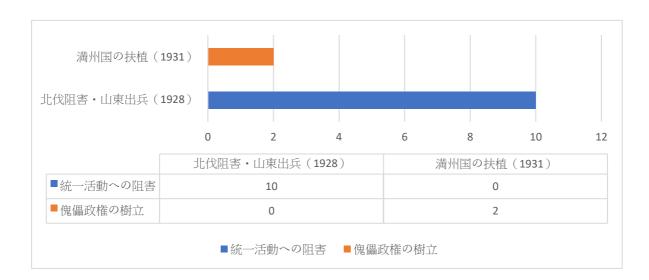


表 4.3.6 小学校文字記述・「統一・秩序の破壊」・事件クロス頻度表

「歴史事件」または「カテゴリー」や「その属性の構成」といった点において、『歴史』諸系列と『社会』諸系列の間には、顕著な差異が見られる。『歴史』は中国が奪われた利権に関して包括的な記述をする性格を有する一方、『社会』以降台湾関係の記述を重視する傾向を示している。こうした構成における差異は特定の想像の構築に影響を与えると考えられる。『歴史』に多く出現する中国を中心とする非軍事に関わる記述は、価値が喪失される主体が国家に限定されて個人にとって高い抽象性を有することによって、直接に被害者意識を呼び起こしがたい特性を持っている。それに対し、中国ではなく台湾を唯一の対象とする「台湾の圧迫」に属する記述は、国家に限定されない描写がされる可能性を提示している(「社会・文化的価値」の喪失に関する描写とともに)。また、ある描写が読者と同じ空間に置かれているかということは、その描写による想像の構築が容易にされると考えられるため、台湾との関係性が高い記述を中国中心の記述から切り離し、単独に考察する必要性がある。

第4節 台湾に関する文字記述の性質の変化

本節では「政治・経済的価値」の喪失に属する「台湾の圧迫」属性を中心に考察をしていく。同属性は台湾を唯一の描写対象としているため、ここではこれを単一属性として分析をするよりも、「社会・文化的価値」の喪失³⁷も視野に入れて台湾を主体として包括的な分析をしていくことにする。

まず「台湾の圧迫」からは、政治における「高圧統制」と、経済的価値に着眼する「経済略奪」といった属性が見いだされる。1970年『社会』を分水嶺として異なる属性の分布状況が見られる。1951年『歴史』と1969年『社会』では政治における「高圧統制」に限定されているし、その内容も一般的な描写にとどまっている。例えば「高圧統制」の出現頻度が高い1969年『社会』では「同胞が蹂躙され」や「苦難ばかりの生活を送っていた」といった表現しか見られない³⁸。

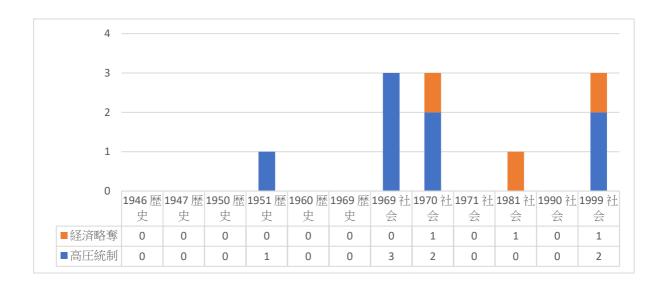


表 4.4.1 小学校文字記述・「台湾の圧迫」要素頻度表

しかし 1970 年『社会』以降は政治における「高圧統制」に関わる描写が一般的な表現に限られなくなる一方、「経済略奪」に関わる描写も出現するようになった。同系列における 1970 年『国民小学社会』冊 4 では日本による台湾統治が以下のように語られている。

³⁷ ここで説明しておきたいのは、「社会・文化的価値」の喪失は非軍事の性格が強い点において「政治・経済的価値」の喪失と相似しており、出現頻度も比較的に低い。しかし前者のほうが抽象性が高く、国民性や思想の形成に関わっているし、それに相対する「社会・文化的価値の供与」の全体における出現頻度(中学校、高校の全系列も含めて)もかなりの存在感を示している。そのため、「政治・経済的価値の喪失」の一部に属させずに独立なカテゴリーとしている。

³⁸ 台湾省政府教育庁編審委員会『高級小学歴史第四冊』台湾省政府教育庁、1951 年、12-13 頁。国立編訳館 『国民学校社会第四冊』台湾省政府教育庁、1969 年、11 頁。

日本が台湾を占領した 50 年間、悪辣な経済政策を取っていた。彼らは台湾の産業を米、砂糖、樟脳の生産に集中させ、すべての工業製品を日本に依存するようにしていた。台湾で米の産量が年々増加していったが、全台湾の同胞が食用できる米の量は制限されていた。台湾で道路や港が建設されたが、それは貨物を日本まで運輸するためにすぎなかった。……台湾は祖国からの保護を失い、日本人の手に落ち、台湾同胞の言論と集会における自由が制限されるようになった。生命や財産が保証されない台湾同胞の生活は、非常に苦しいものであった39。

更に注目に値するのは「社会・文化的価値」の喪失に関する記述が出現したことである。 同冊では以下のような「同化政策」や「教育における不平等」に関わる描写が見られる。

日本人は我が民族精神を消滅しようとし、台湾同胞が一律に日本国籍に編入されることを定め、日本名の使用を奨励し、日本語の使用を強制し、台湾同胞が中学校や大学に進学することも制限するようにしていた⁴⁰。

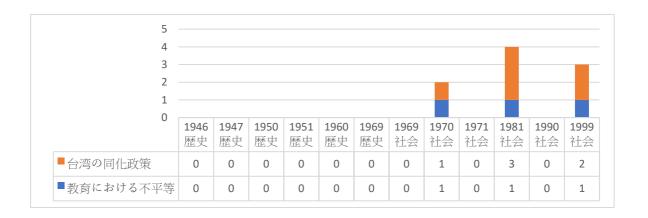


表 4.4.2 小学校文字記述・「社会・文化的価値」属性頻度表

台湾関係の記述は 1971 年『社会』で一時ギャップを迎えたが、1981 年『社会』に再び出現するようになった。ただし、「政治・経済的価値」の喪失は 1970 年『社会』における「経済略奪」に関わる描写と同じような表現のみが見られる。政治における「高圧統制」よりも、「社会・文化的価値」の喪失における諸属性が重点に置かれていることが特徴である。例えば 1981 年『社会』冊 7 では連横の事績によって日本による「同化政策」が強調されている。

80

³⁹ 国立編訳館『国民小学社会第四冊』台湾省政府教育庁、1970年、12-13頁。

⁴⁰ 同書、13-14 頁。

連雅堂(連横の字)の18歳の時、清が台湾を日本に割譲した。台湾同胞が奮起して日本に抵抗した。将来史書を作成するため、彼は自分の目で見た抗日に関する資料を保管した。彼は31歳から10年をかけ、『台湾通史』を完成させた。中国人が自らの台湾史を書かず、台湾を占領した日本人が書けば、事実は必ず歪曲され、中国人として自身と自分の過去を忘れさせる。……当時日本人は日本語を話し、日本語を読むという運動を推し進めていた。彼が中国語新聞を創刊したことは、祖国の言語と文化を守るためであった41。

同冊において台湾を光復する最大の功労者として蒋介石を紹介する部分にも以下のような描写がある。

台湾が光復されるまでは、日本人が学校で日本語を使用することを定めていた。 台湾同胞は小学校にしか行けず、中学に進学するのは多く制限が設けられており、 大学に進学できる人数は更に少なく、科目も医科と工科に限られていた⁴²。

1990年『社会』による中国史に偏る逆流の出現とともに、台湾に関する内容が描写されなくなったが、それに次ぐ1999年『社会』においては更に豊富な要素を持つ台湾関係の記述が見られるようになった。例えば1999年『社会』には1970年『社会』と同じような「高圧統制」と「経済略奪」が結合した描写がある。

当時台湾で生産された米、砂糖、茶葉や樟脳など農産物は、ほとんど日本に運輸されるようにされていた。商業活動は日本人に操られていた。住民は言論自由を持っておらず、苦しい生活を送っていた⁴³。

また、「高圧統制」とそれと異なるカテゴリー(「社会・文化的価値」の喪失)に属する「同化政策」が結合した描写が見られる。

日本は台湾統治において、植民地搾取政策を取り、警察によって厳密な監視網を築き上げ、台湾社会を統制していた。例えば厳しい法律を手段とし、台湾住民が日本語を学習し、日本名を使用するよう定めていたが、日本人と同じ学校に通う

⁴¹ 国立編訳館『国民小学社会第七冊』国立編訳館、1981年、75-76頁。

⁴² 同書、80頁。

⁴³ 国立編訳館『国民小学社会第七冊』国立編訳館、1999年、117頁。

ことが認められなかった44。

1981年『社会』が連横を中心として日本による文化的侵略への対抗を描写することに対 し、1999年『社会』には台湾住民を主体とする描写が出現するようになった。

台湾住民は日本に対抗することにおいて武力の使用のみならず、他の手段も使用 していた。例えば文化協会を組織すること、密かに漢文を学習すること、あるい は中国に留学することなど。文学や芸術を通して民族意識を喚起し、中華文化の 根を保存しようとしていた45。

1999年『社会』は台湾の歴史を記述することにおいて、豊富な価値の喪失に関わる要素 を表現する一方、それと対照をなす「政治・経済的価値の獲得」に属する「産業育成・イ ンフラ整備」に関わる内容も同系列に出現した。

しかし日本人が自らの利益ため、台湾に対する植民地政策においても多くの建設 を推し進めた。例えば農工建設において、用水路、製糖工場の建設、新品種農作 物の導入、化学肥料の使用など。交通建設においては、縦貫鉄道、公道、港、空 港などを建設した。これらの建設は台湾の開発を加速させ、現代化を促進した。 他には土地調査、衛生における措置も、台湾の発展の大きな影響をもたらした46。

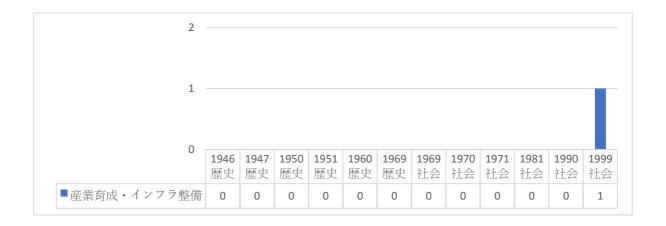
このような描写は文字としてはただ1回の頻度で出現しているが、反日の相対にある親 日的思想の形成に関わる可能性のある描写が存在する証拠として大きな意義を持っている。 後述の考察によっては、小学校段階でこのような価値の獲得に関する描写は文字的部分に 限定されていないことが明らかにされる。

46 同書、117-118頁。

⁴⁴ 同書、116-117頁。

⁴⁵ 同書、119頁。

表 4.4.3 小学校文字記述・「産業育成・インフラ整備」頻度表



要するに、台湾関係の記述は中国を中心とする記述に対して大きな特徴を持っている。それは描写における価値を喪失する主体が中国という国家から逸脱したということである。日本統治時代に入り、台湾が中国の主権から分離されたことによって、価値の喪失において国家よりも個人やその集合体を主体とする描写の空間が提供されるようになったからである。それによって読者が想像をする際に必要とする情報も確保されることになる。一方では、1999年『社会』には反日的な描写とともに親日的思想に関与しうる内容が出現した。それは現在の台湾住民の日本に対する複雑な感情を反映している。

第5節 軍事系価値に関わる図像描写の性質の変化

第1項 小学校『歴史』と『社会』における図像描写の概要

本研究では小学校教科書における日本による価値の喪失や獲得に関わる図像が 121 枚収集されている。その中、写実性の最も高い写真は全体における使用頻度が最も高く、約半分の 59 枚を占めている。写実性に欠ける特徴を持つ挿絵は 35 枚使用されている。両者より抽象性が高い地図や図解の頻度は最も低く、全体の 4 分の 1 未満の 27 回を占めている。

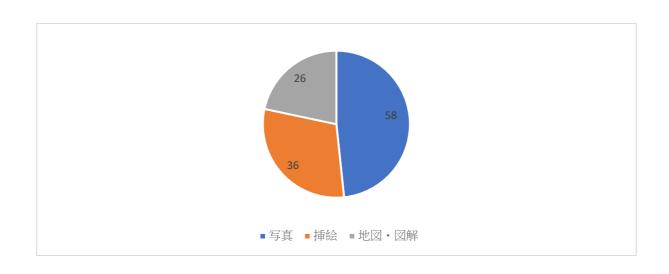


図 4.5.1 小学校図像描写·全図像種類構成比例図

各系列における各種類の図像の使用頻度が示しているように、小学校段階で図像を教育の手段とすることは長い歴史を持っている。1960年『歴史』が使用されるまで、挿絵や地図・図解は主な図像種類として使用されていた。特に1951年『歴史』はある場面を描写する挿絵を大量に使用し、小学校段階での教材の可視化が重要視された最初の例である。1960年『歴史』には写真の使用が初めて見られたが、その全種類の図像の使用頻度は全体において低い水準であり、1951年『歴史』のような情報の可視化を重視する傾向が全く見られない。

1969 『歴史』はまたそれを一変させ、全系列において最も高い頻度の図像の数量を使用したうえ、挿絵を使用するよりも写真を主な図像種類としている。1969 年と 1970 年の『社会』で図像の使用はいったん沈静化したが、1971 年『社会』以降、写真を中心とする図像の出現頻度が次第に増加していった。1999 年『社会』における図像の総使用頻度は地図・図解を大量使用した 1969 年『歴史』に及んでいないが、写真の使用頻度はそれに匹敵する水準に達している。

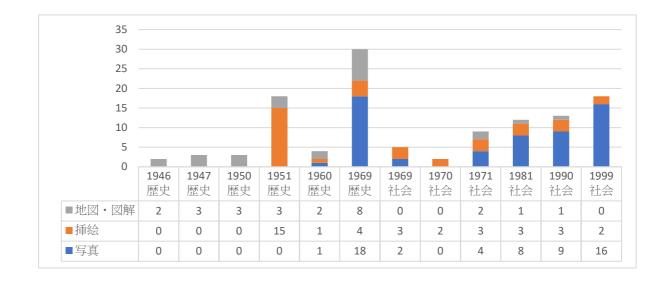


表 4.5.1 小学校図像描写・図像種類使用頻度表

言い換えれば、『社会』が初めて使用された段階では断層が出現したものの、1970 年代 以降、小学校教科書における視覚的な描写の伝達効果の高まる傾向が見られる。ただし、 単に図像の種類によっては図像の効果を評価するのは不十分であり、描写されるものの類 型も考慮しなければならない。以下は描写主題の類型を考察の中心としていく。

本研究は描写される場面の種類を動態的描写と静態的描写に分けるようにしている。動態的描写はある事件が進んでいる場面やシーンを描写するものである。このような描写を使用したほうが、「価値の喪失」をもたらす「敵」の行動が容易に視覚的に伝達されるため、直接的な描写として理解してもよい。

静態的描写はある概念、または物体を主体とする描写である。これはある価値の喪失の概念を暗示している可能性があるにもかかわらず、その行動は直接に表現されていないため、連想を必要とする間接的な描写でもある。全体としては、静態的描写の出現頻度(67回)は動態的描写の(54回)よりやや上回っている。

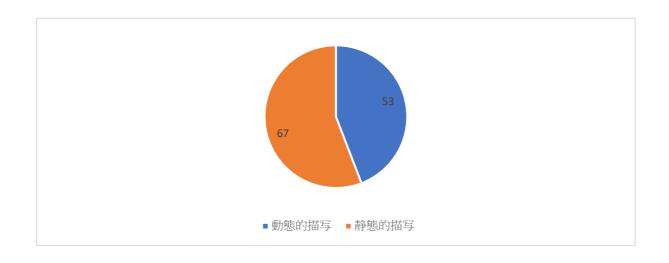


図 4.5.2 小学校図像描写·軍事系図像種類構成比例図

表 4.5.2 によっては写真における静態的描写の出現頻度は動態的描写より少し高いことがわかる。それに対し、挿絵において動態的描写が見られることが圧倒的に多い。抽象性の高い地図や図解はその性質が動態的描写に相反しているため、それの中には静態的描写のみが出現している。各描写類型を更に細分化すると表 4.5.3 のようになる。

表 4.5.2 小学校図像描写・図像種類・描写場面種類クロス頻度表

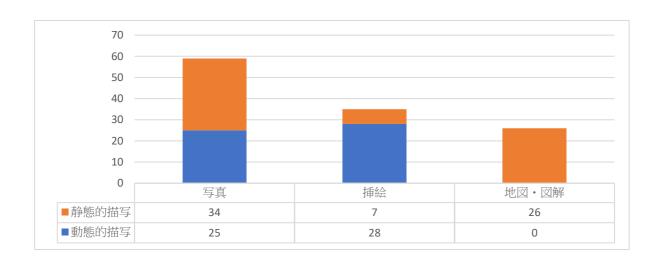


表 4.5.3 小学校図像描写・図像種類・描写場面種類クロス頻度表 (詳細)

	動態的描写			静態的描写				
	軍事衝突·	公式行事·	市民の生活	概念説明	場所	品物	人物	
	抵抗	式典	状況・集会					
写真	9	8	8	0	13	8	12	
挿絵	21	6	2	1	2	0	4	
地図・図 解	0	0	0	26	0	0	0	

第2項 「軍事的価値」に関わる図像描写の概要

表 4.5.4 は「軍事的価値」の喪失に関わる全種類の図像の使用頻度を示している。文字的描写と同じように、「軍事的価値」の喪失はすべての系列に出現しており、視覚化された歴史記述の中核となっている。それは 1951 年以前の『歴史』においては僅かな頻度で出現していることに対し、1951 年『歴史』ではその頻度が急増し、しかも台湾侵攻を描写する図像も使用されるようになった。1960 年『歴史』で図像描写の断層を迎えたにもかかわらず、「軍事的価値」の喪失のある図像は依然として見られる。後述の他カテゴリーへの考察からわかるように、これも同系列に出現した価値の喪失に関わる唯一のカテゴリーである。最も図像が多く見られる(総頻度 30 回)1969 年『歴史』では、「軍事的価値」の喪失に関わる図像の頻度(25 回)は大きな割合を占めている。ただし台湾への鎮圧に関わる図像は同系列に出現していない。それを次ぐ 1969 年と 1970 年の『社会』においては、図像の使用頻度が減少していく傾向を示したが、台湾への鎮圧に関わる図像が再び見られるようになった。1971 年『社会』以降の系列はある程度の頻度を維持していった。その中、台湾への軍事鎮圧に関する表現は 1981 年『社会』に 1 回出現していることに対し、1999 年『社会』には半分近く頻度を占めていることが特徴である。

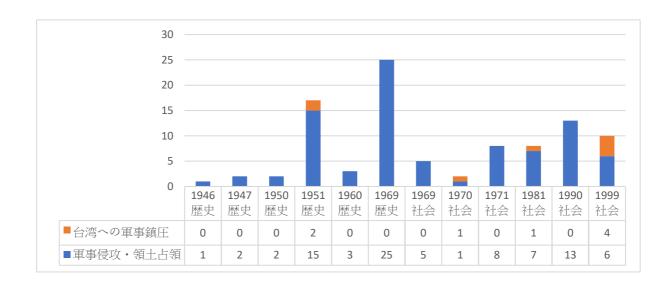
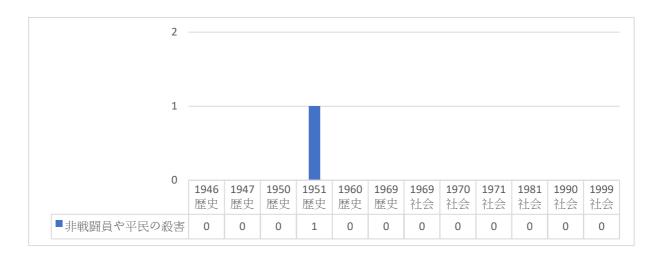


表 4.5.4 小学校図像描写·軍事的価値属性頻度表

「人道的価値」の喪失に関わる図像は 1951 年『歴史』のみに 1 回の頻度のみで出現しているため、「軍事的価値」の喪失の一部として説明するようにする。表 3.5.6 は軍事事件別によって分類された各系列の内容構成を示している。1946 年と 1950 年の『歴史』は文字記述において多くの軍事事件を紹介しており、中国史を体系的に記述しているにもかかわらず、両系列における図像は日中戦争や日清戦争を描写するものに限られていた。

表 4.5.5 小学校図像描写・「非戦闘員や平民の殺害」頻度表



歴史 歴史 歴史 歴史 歴史 歴史 社会 社会 社会 社会 社会 社会 ■台湾鎮圧(1895~) ■台湾侵攻(1895) ■青島出兵(1914) ■華北侵攻(1932~) ■満州事変(1931) Ω ■日清戦争(1894) ■日中戦争(1937~)

表 4.5.6 小学校図像描写 • 軍事事件頻度表

1951年『歴史』に初めて図像が大量に使用されると、日中戦争と日清戦争以外には満州事変、台湾侵攻、統治時期における台湾鎮圧に関わる図像が出現するようになり、特に台湾関係の図像は相当な存在感を示している。済南事件を除く文字記述で紹介された全ての事件において図像を使用していること、またその文字記述の頻度も『歴史』の全系列で低い水準にあることから見れば、同系列では文字よりも図像による軍事事件を紹介する手段とされていることがわかる。

1960年『歴史』は前の系列と全く異なる傾向を示している。それは文字記述において1946年と1950年の『歴史』と相似した中国史を中心とする体系的な内容構成を使用しているが、図像の使用においてはギャップが現れ、図像による軍事事件の描写が再び日中戦争と日清戦争に限定されるようになった。

1969年『歴史』は軍事事件に関わる文字記述や図像描写において、いずれも最も高い頻度と多様性(図像においての多様性は1951年『歴史』と同程度)を持っている。ただし、日中戦争が文字記述において約3割の頻度のみを占めていることに対し、7割の図像は日中戦争を紹介することに使用されている。それによって同系列が図像を日中戦争に関する情報を伝達する主な手段としていることが説明されている。

9年国民義務教育が施行された早い段階に使用される 1969年と 1970年の『社会』は文字記述において中国大陸よりも台湾で起きた軍事事件を重んじており、従来の『歴史』と 異なる内容構成を示している。しかし両系列においては日中戦争や日清戦争関係の図像が 複数回使用されていることに対し、台湾関連の図像が1回のみ出現している。台湾を重視 する傾向は図像の使用に反映されなかった。

『歴史』の機能を継承した 1971 年『社会』は文字においてある程度中国史と台湾史を体系的に記述している。1874 年の台湾出兵を除き、その図像の使用は基本的に文字記述の内容構成を反映している。

1981年『社会』は体系的な歴史記述をせず、人物を中心に台湾に関する歴史事件を描写しており、台湾侵攻や台湾への鎮圧に関わる図像も使用している。日中戦争や日清戦争に関わる図像の頻度が台湾関係のものより上回っているにもかかわらず(文字記述の部分では台湾に関わるもののほうが高い)、文脈的に台湾の割譲や光復の背景を紹介する性格が強い点から見れば、同系列では文字や図像のいずれにおいても、従来の『歴史』や『社会』より台湾重視の傾向が顕著である。

文字記述を考察する部分で明らかにされているように、1990年『社会』には台湾関係の描写がなくなり、中国大陸における歴史への体系的な記述を重視する大きな逆流が出現した。ただし、文字記述には1914年の青島出兵を除くすべての軍事事件に関する描写が見られることに対し、図像の使用はほとんど日中戦争に収斂している。この系列の日中戦争という単一事件を重んじる傾向は、図像の使用において更に強まった。

1999年『社会』は前系列に反し、文字記述において台湾史を体系的に述べている。台湾 光復の背景として日中戦争に関する図像が若干見られるが、それ以外の図像の使用は台湾 侵攻や台湾鎮圧に集中されるようになっている。

すなわち、小学校教科書における軍事事件の図像描写は、以下の特徴が見いだされる。まず、全体的に見て、軍事事件の図像描写は文字記述より数量的に少なく、また、日中戦争に集中する傾向が見られる。台湾侵攻という出来事については、文字記述がメインであり、その図像描写は、1999 年『社会』が使用されるまでは、間欠的な出現頻度を示している。また、図像による軍事事件の描写の頻度は、1970 年代以前の系列の間にいくつのギャップが見られる。1971 年『社会』以降は図像の使用頻度は安定した水準を維持していった。軍事事件の紹介においての図像の役割はある程度重視されるようになっていったことが説明されている。

表 4.5.7 は「軍事的価値」の喪失に関わる図像における図像種類と描写類型の関係を示している。前で説明したように、図像種類と描写類型の組み合わせによって、異なるタイプの伝達効果があると考えられる。最も「軍事的価値」の喪失を写実的な形で直接に伝達できるのは、「動態的描写」における「軍事衝突・抵抗」のカテゴリー、および「写真」に属する図像である。それでは次に、それぞれの図像種類と描写類型の組み合わせによる表現技法を考察していく。

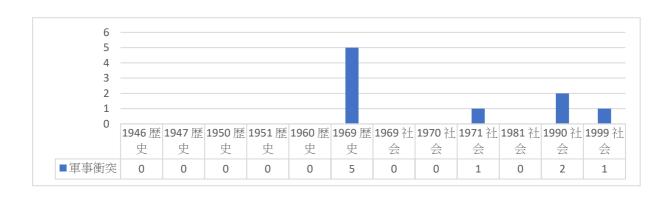
表 4.5.7 小学校図像描写・軍事的価値・図像種類・描写場面種類クロス頻度表

	動態的描写			静態的描写			
	軍事衝突·	公式行事·	市民の生活	概念説明	場所	品物	人物
	抵抗	式典	状況・集会	194.1公司197	物が	00 499	八初
写真	9	8	8	0	9	2	12
挿絵	21	4	0	1	2	0	3
地図・図解	0	0	0	17	0	0	0

第3項 写真による直接的な軍事的描写

写真による直接的な軍事衝突の描写が初めて出現したのは 1969 年『歴史』である。同系列も全系列において最も高い頻度を持っている。ただし、それが使用する写真は中国軍による「軍事的価値」の喪失への抵抗を描写する性格が強い。例えば 1970 年『国民学校歴史』冊 4 は「長城戦役図」で 1932 年の日本が発動した華北侵攻について描写しているが、その中には日本に抵抗するために進軍している中国軍兵士のみが出現している。同系列も日中戦争における「長江三峡防衛図」、「我が軍のミャンマー遠征図」、「長沙の大勝図」において同じような表現をしている。他には日本によって爆撃された重慶の様子を描写する「戦火の下の重慶図」がある。加害者となる日本軍兵士の姿はいずれの写真にも出現していない47。

表 4.5.8 小学校写真描写・直接的な軍事的描写頻度表



⁴⁷ 国立編訳館『国民学校歴史第四冊』台湾省政府教育庁、1970年、34-52頁。

図 4.5.3 長城戦役図



出典:国立編訳館『国民学校歴史第四冊』台湾省政府教育庁、1970年、34頁。

図 4.5.4 長江三峡防衛図



出典:国立編訳館『国民学校歴史第四冊』台湾省政府教育庁、1970年、47頁。

図 4.5.5 戦火の下の重慶図



出典:国立編訳館『国民学校歴史第四冊』台湾省政府教育庁、1970年、51頁。

図 4.5.6 我が軍のミャンマー遠征図



出典:国立編訳館『国民学校歴史第四冊』台湾省政府教育庁、1970年、52頁。

図 4.5.7 長沙の大勝図



出典:国立編訳館『国民学校歴史第四冊』台湾省政府教育庁、1970年、52頁。

1971年『社会』には1枚の写真のみが使用されているが、小学校教科書において加害者の姿を描写する最初の事例が見られる。1971年『国民小学社会』冊7は「日本軍青島侵入」によって1914年日本軍兵士の集団が青島に進軍している様子を描写している48。しかしこの図では日本軍兵士の姿が不明瞭であるためその特徴が判断されにくい。

. .

⁴⁸ 国立編訳館『国民小学社会第七冊』国立編訳館、1971年、46頁。

図 4.5.8 日本軍青島侵入



出典:国立編訳館『国民小学社会第七冊』国立編訳館、1971年、46頁。

1990年『社会』は「国軍が奮起して抗日」で日中戦争における中国軍兵士による抵抗を描写する一方、「日本が我が国に侵略」によって同事件で日本軍兵士が戦闘している様子を表している。1971年『社会』に使用されたものより、日本軍兵士の制服、ヘルメット、武器など装備の輪郭が明瞭にされている。しかも同図の右上には防毒マスクを着用している兵士を描写する小さな図も付属されており、生物兵器の使用が暗示されていると考えられる49。

95

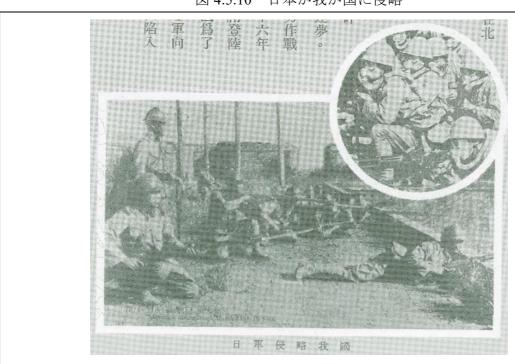
⁴⁹ 国立編訳館『国民小学社会第十一冊』国立編訳館、1990年、58-77頁。

図 4.5.9 国軍が奮起して抗日



出典:国立編訳館『国民小学社会第十一冊』国立編訳館、1990年、58頁。

図 4.5.10 日本が我が国に侵略



出典:国立編訳館『国民小学社会第十一冊』国立編訳館、1990年、77頁。

台湾史を体系的に記述する 1999 年『社会』においては日本との戦争に関わる写真が完全に見られなくなったが、これまで出現しなかった台湾への鎮圧に関わる写真が初めて出現した。この写真は 1915 年に台南で起きた「玉井事件」(西来庵事件)という武装抗日事件で逮捕された義軍が日本警察によって押送されている様子を描写するものである。直接に戦闘の場面を描写するものではないにもかかわらず、笠で目を隠されて手錠をかけられた義軍が整列し、白い制服を着る日本警察に囲まれている場面は、相当な威圧感を与えている50。これは小学校の段階で、加害者と被害者が同時に出現する「軍事的価値」の喪失に関わる唯一の写真でもある。



図 4.5.11 玉井事件

出典:国立編訳館『国民小学社会第七冊』国立編訳館、1999年、121頁。

すなわち、「軍事的価値」の喪失に対して直接的な描写をする写真を更に吟味すると、異なる性質を持つ2種類の描写が発見される。まずは1969年『歴史』で多く表現される中国側の抵抗姿勢である。こうした描写は日本による「軍事的価値」の喪失という性質を有する一方、中国が同価値を取り戻しす過程や結果に関する明示または暗示も含まれている。

もう一つの種類の描写は1990年や1999年の『社会』に出現する、加害者や被害者を映ることによって価値を損失する過程や結果を表す写真のようなものである。こうした描写のほうが喪失感や被害者意識を感じさせ、日本に対するマイナスイメージの形成に関与し

97

⁵⁰ 国立編訳館『国民小学社会第七冊』国立編訳館、1999年、121頁。

ていると考えられる。しかも写真を使用する場合、情報の写実性と信憑性が確保され、その意識を伝達する効果が高まると予想される。ただし 1971 年『社会』での図像に映られた日本軍兵士のように、構図や主体の明確さによって伝達効果が変化する可能性が考えられる。

第4項 写真による間接的な軍事的描写

軍事衝突以外の描写、言い換えれば間接的軍事的描写で表現されているものは 1969 年 『社会』にも多く使用されている。ここでの「動態的描写」は、主に日本による侵攻に対する反応や対処として政府または民間の行動の様子を描写し、間接に「軍事的価値」の喪失に関わっているものである。「公式行事・式典」においては、政府に関する描写は要人の行動によって表現されている⁵¹。例えば同系列にある「信念強固図」では、蒋介石が日本の侵略に対して最後まで抵抗する決意について演説している。「瀋陽図」では蒋介石が日本に戦勝したため回復された瀋陽を視察している。「南京降伏図」には、何応欽が中国政府代表として岡村寧次から降伏文書を受け取る様子が映られている(同写真も 1969『社会』に使用されている)。「市民の生活状況・集会」においては、市民が抗日戦争を支援するために献金活動を行っている、または日本に戦勝した後に祝っている場面が見られる⁵²。すなわち前段の分析で見られる積極的な抵抗意識を持つ性質もここに出現している。

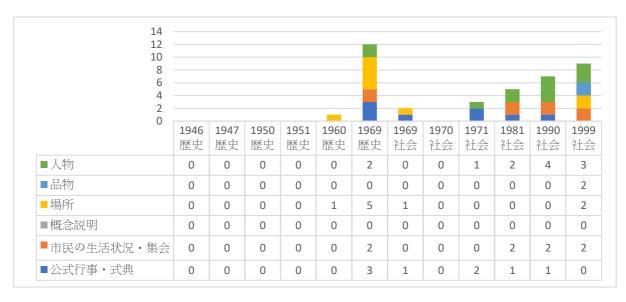


表 4.5.9 小学校写真描写・間接的な軍事的描写頻度表

⁵¹ こうした描写は特定の人物像よりもある事件の進行を表現する性格が強いため、「静態的描写」に属する「人物」の分類から独立するようにしている。

⁵² 国立編訳館『国民学校歴史第四冊』台湾省政府教育庁、1970年、43-53頁。

図 4.5.12 信念強固図



出典:国立編訳館『国民学校歴史第四冊』台湾省政府教育庁、1970年、43頁。

図 4.5.13 瀋陽図



出典:国立編訳館『国民学校歴史第四冊』台湾省政府教育庁、1970年、32頁。

図 4.5.14 南京降伏図



出典:国立編訳館『国民学校歴史第四冊』台湾省政府教育庁、1970年、53頁。

図 4.5.15 民衆献金図



出典:国立編訳館『国民学校歴史第四冊』台湾省政府教育庁、1970年、43頁。

「静態的描写」に属する「場所」を主体とする描写(盧溝橋)は1960年『歴史』に初めて出現し53、それに次ぐ1969年『歴史』には多く使用されている。1969年『歴史』には1960『歴史』にある抗日戦争の聖地とされる盧溝橋を映る写真も使用されているほか、抗日戦争の司令塔となる盧山(戦争初期の)や重慶、国際からの戦争物資を確保する「中イン公路」(レド公路)、戦争時期の石油を供給する「玉門油井」などが見られる。同系列は「人物」において、「連合軍中国戦区最高司令官像」に就任した直後の蒋介石と彼の傍にいる妻の宋美齢、及び蒋介石の呼びかけに応じて従軍した「青年軍」など人物像が撮られている54。指導者のリーダーシップ、政府の政策に関わる表現は、同系列での中国軍兵士による反攻や勝利を中心に描写して軍事的戦力を強調するもの(前述の「軍事衝突」の描写の部分)と相補的な関係にある。

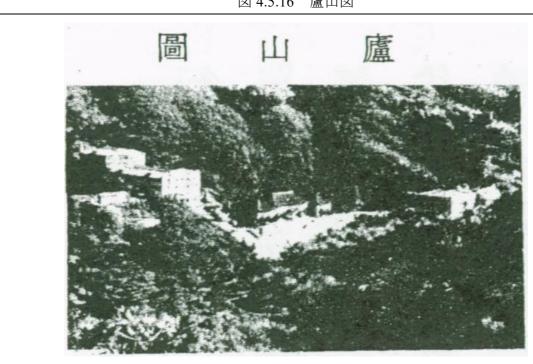


図 4.5.16 盧山図

出典:国立編訳館『国民学校歴史第四冊』台湾省政府教育庁、1970年、36頁。

⁵³ 国立編訳館『国民学校歴史第四冊』台湾省政府教育庁、1960年、29頁。

⁵⁴ 国立編訳館『国民学校歴史第四冊』台湾省政府教育庁、1970年、36-49頁。

図 4.5.17 重慶市図



出典:国立編訳館『国民学校歴史第四冊』台湾省政府教育庁、1970年、47頁。

図 4.5.18 中イン公路図



出典:国立編訳館『国民学校歴史第四冊』台湾省政府教育庁、1970年、48頁。

図 4.5.19 玉門油井図



出典:国立編訳館『国民学校歴史第四冊』台湾省政府教育庁、1970年、49頁。

図 4.5.20 連合軍中国戦区最高司令官像



出典:国立編訳館『国民学校歴史第四冊』台湾省政府教育庁、1970年、53頁。

図 4.5.21 青年軍



出典:国立編訳館『国民学校歴史第四冊』台湾省政府教育庁、1970年、48頁。

『歴史』に取って代わる『社会』が使用された早期の段階(1969年から1971年までの系列)では写真の使用頻度が激減し(軍事衝突を描写するものよりやや多く見られるが)、その描写の主体も『歴史』に出現した蒋介石、抗戦宣言、南京降伏などを中心とするものに限定されている55。

1981 年『社会』には軍事衝突を描写する写真が使用されていない一方、それ以外の種類の描写がいくつか出現している。また、写真の使用において中国大陸での人物や事物を重んじる系列と異なり、同系列は台湾を描写の中心としている。「公式行事・式典」において長期抵抗を宣言している蒋介石が依然として描写されるほか、「市民の生活状況・集会」で表現されている写真は、いずれも日中戦争に関与しているにもかかわらず、台湾の光復を祝っている市民を映るものである。「人物」においての描写も蒋介石や日中戦争を中心とするものに限られなくなった。例えば 1895 年日本が台湾に侵攻する際に抵抗戦争に参加した丘逢甲や、台湾住民による武装抗日の代表的な人物の羅福星の肖像が使用されている。しかし、以前の系列が中国側の精神戦力や政府のリーダーシップを強調して勝者意識の高い描写を示してきたことに対し、この系列は日本に対する抵抗に失敗して亡命した(丘逢甲)、または日本によって処刑された人物(羅福星)を写真で紹介している。こうした描写

⁵⁵ 国立編訳館『国民学校社会第四冊』台湾省政府教育庁、1969年、26頁。国立編訳館『国民小学社会第四冊』国立編訳館、1970年、16頁。国立編訳館『国民小学社会第七冊』国立編訳館、1971年、62-65頁。

が以前より高い被害者意識を見せているが、それが提供した情報が間接的で、個人である 読者にとって依然として高い抽象性を有する⁵⁶。

図 4.5.22 羅福星烈士像



雅福星烈士像

出典:国立編訳館『国民小学社会第七冊』国立編訳館、1981年、81頁。

図 4.5.23 丘逢甲像



出典:国立編訳館『国民学校歴史第四冊』国立編訳館、1981年、86頁。

⁵⁶ 国立編訳館『国民小学社会第七冊』国立編訳館、1981年、80-86頁。

全『社会』系列において最も中国史を重んじる1990年『社会』では日中戦争に関する描 写が再び重視されるようになり、南京降伏調印式、南京還都への祝いなどが描写されてい る。「人物」の描写において蒋介石が抗日戦争の指導者として1回の頻度で紹介されている ほか、華南地域義軍指導者の黄八妹と彼女が率いる幹部を映る写真が3回の頻度で出現し ているのも同系列の大きな特徴である57。ただし1981年『社会』を除く以前の系列と同じ ように、この系列も主に中国の勝利やリーダーシップを強調している。



図 4.5.24 黄八妹の英姿

出典:国立編訳館『国民小学社会第十冊』国立編訳館、1990年、78頁。

⁵⁷ 国立編訳館『国民小学社会第十冊』国立編訳館、1990年、78-79頁。

図 4.5.25 黄八妹と幹部たち



出典:国立編訳館『国民小学社会第十冊』国立編訳館、1990年、79頁。

文字において台湾史を体系的に記述する 1999 年『社会』は従来の『社会』系列より高い写真の使用頻度を示している。特に重要であると思われるのは、台湾光復への祝いを描写するものを除いてほとんどの写真で被害者意識が示されている点である。まず「人物」については、1895 年の抗日戦争で失敗して大陸に亡命した「台湾民主国」の指導者である劉永福と丘逢甲のほか、1930 年台湾原住民による蜂起への鎮圧を象徴する「霧社事件」の中心人物モナ・ルダオが初めて小学校教科書に掲載された。また 1970 年『社会』以降出現しなくなった「場所」に関しては、「屏東牡丹社原住民抗日記念碑」(1874 年台湾出兵)と「霧社抗日記念碑」が紹介されており、原住民による抗日の歴史が強調されている58。

以前の系列になかった「品物」を描写の主体とする写真が使用されることもこの系列の特徴である。「台湾民主国」の国旗が初めて紹介されたほか、「匪徒刑罰令」の内容を撮影した写真によって日本に反抗する者に対して死刑に処する台湾総督府の鎮圧方針が説明されている⁵⁹。法令が具象化されることによって台湾総督府が絶対的な権威を持つイメージが与えられている。

⁵⁸ 国立編訳館『国民小学社会第七冊』国立編訳館、1999年、121頁。

⁵⁹ 同書、117-119頁。

図 4.5.26 霧社事件指導者モナ・ルダオ



出典:国立編訳館『国民小学社会第七冊』国立編訳館、1999年、121頁。

図 4.5.27 屏東牡丹社原住民抗日記念碑



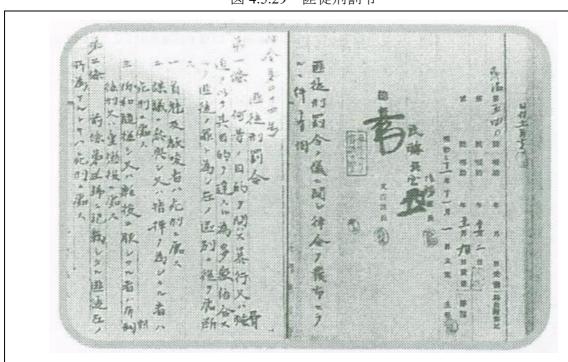
出典:国立編訳館『国民小学社会第七冊』国立編訳館、1999年、121頁。

図 4.5.28 台湾民主国国旗



出典:国立編訳館『国民小学社会第七冊』国立編訳館、1999年、119頁。

図 4.5.29 匪徒刑罰令



出典:国立編訳館『国民小学社会第七冊』国立編訳館、1999年、117頁。

前述の文字記述を分析する部分で説明したように、中国主権からの断絶のため、台湾関係の描写は、喪失された価値の性質が個人レベルに限定されることが多い。しかし本節で考察した多くの間接的な軍事的場面を描写する写真は、描写の主体を台湾に関わるものに限定しているものの、被害者と加害者の間の関係を想像するための十分な情報を提供していない。こうした図像の「反日心象」を構築する効果は限定的なものであると考えられる。これに対し、第5章で説明されるように、中学校『歴史』や『認識台湾』では、図像に文字記述を付加することで情報を補足するという手法の使用が見られる。

第5項 挿絵による直接的な軍事的描写

挿絵の使用に関しては、初めて直接に軍事衝突を描写する挿絵を使用したのは 1951 年 『歴史』である。写真が見られない同系列が挿絵を大量に使用しており、全体において最 も高い使用頻度を示しているほか、いくつの注目に値する点がある。

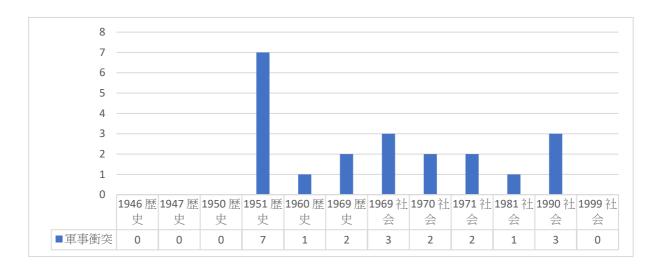


表 4.5.10 小学校挿絵描写・直接的な軍事的描写頻度表

まず、日清戦争の背景とされる朝鮮や琉球における権利の喪失に関わる事件を、軍事衝突の形で表現していることである。1951年『高級小学歴史』冊3で見られる「日本が琉球を占拠」、「日本が朝鮮に侵略」においては、日本軍兵士が進軍して戦っている様子が描写されている。明治政府が「琉球処分」で大規模な軍事侵攻を発動したという描写が大きな問題点として見いだされるほか、局部的な描写においても事実に合致していないところが発見される。例えば、二つの図に出現した日本軍兵士は軍帽ではなく昭和以降陸軍によって採用された「九0式鉄帽」を着用しており、「日本が朝鮮に侵略」にも機関銃を操作している兵士が見られる。同冊にある「中日甲午戦争」(日清戦争)における兵士は軍帽を着用

しており、制服も前の二つの図より当時採用されていたはず明治 26 年制式に近い様式に見えるが、日露戦争以降開発され始め、特に第二次世界大戦に主要な装備とされる迫撃砲を操作している兵士が描かれている⁶⁰。これらの挿絵に出現した日本軍兵士のイメージは厳密な事実よりも、当時終戦して僅か数年経った日中戦争での経験に合致するように描写されたものであると考えられる。



図 4.5.30 日本が琉球を占拠

出典:台湾省政府教育庁『高級小学歴史第三冊』台湾省政府教育庁、1951年、34頁。

111

⁶⁰ 台湾省政府教育庁『高級小学歴史第三冊』台湾省政府教育庁、1951 年、34-35 頁。

図 4.5.31 日本が朝鮮に侵略



出典:台湾省政府教育庁『高級小学歴史第三冊』台湾省政府教育庁、1951年、35頁。

同系列は軍事衝突において 1895 年の台湾侵攻やそれ以降の台湾住民に対する鎮圧に関わる挿絵を 3 枚使用している。その中の 2 枚が台湾住民による日本への武装反抗を描写しているのに対し、1951 年『高級小学校歴史』冊 4 における「本省人を集団殺害」は台湾住民に対する「人道的価値」の喪失を描写している(小学校段階での唯一のこの性質を持つ描写でもある)。この図では、日中戦争期のものと思われる軍服を着用している日本軍兵士が銃剣付きの小銃を持っており、その銃口を地面に倒れている平民に向けている。これは全系列において数少ない被害者と加害者が同時に出現している挿絵である。同冊で見られる「七七抗戦図」は日中戦争を対象とするものである。これは前述の 1990 年『社会』における「国軍が奮起して抗日」という写真の挿絵版である⁶¹。ここでは同系列が挿絵を採用した理由は、印刷技術や予算における制限にあるのではないかと推測できる。

⁶¹ 台湾省政府教育庁『高級小学歴史第四冊』台湾省政府教育庁、1951 年、13-27 頁。

図 4.5.32 本省人を集団殺害



出典:台湾省政府教育庁『高級小学歴史第四冊』台湾省政府教育庁、1951年、13頁。

図 4.5.33 七七抗戦図



出典:台湾省政府教育庁『高級小学歴史第四冊』台湾省政府教育庁、1951年、27頁。

1960年『歴史』以降の全ての系列には挿絵が1回から3回までの頻度で出現している。 1970年『社会』における台湾義軍による日本軍兵士への襲撃が描かれているものを除き、 日清戦争と日中戦争の戦闘の様子は1960年以降の全ての系列の主要な描写場面となって いる。

これらの挿絵は前の部分で分析した 1969 年『歴史』における写真と相似しており、日本による侵攻を直接に表すものではなく、むしろ中国による日本への抵抗に関する描写を重んじている。ただし描写の技法によって挿絵から写実性を持つ写真より多くの情報や暗示が与えられる可能性もある。例えば 1960 年『歴史』にある「八百の壮士が四行倉庫を死守する図」では、中国軍兵士が砂嚢に隠れながら機関銃で戦っている。彼らの後ろには抗日戦争での不屈精神のシンボルとなる「四行倉庫」が見えて悲壮感が漂っている。実際に戦場でこのような構図が考えられた写真を撮るのが簡単なことではないが、挿絵の場合には見せたい場面を描いて創造することが可能である。

1969年『社会』でも同じような描写が見られる。一人の中国軍兵士が国旗の下でラッパを吹いており、他の兵士が日本軍に射撃している。中国軍から攻撃を受けた日本軍兵士が倒れそうな様子を示しており、中国軍が勇猛に戦っているイメージが与えられている⁶³。1970年『社会』でも潜伏している台湾義軍が小銃を持って進軍中の日本軍兵士に攻撃しようとしているという表現がされている⁶⁴。1971年『社会』にある「盧溝橋を防衛する軍」では、大刀を背負っている中国軍兵士が、抗日戦争の聖地とされる盧溝橋の全景を俯瞰できる位置から橋を見張っている⁶⁵。それに対して1981年『社会』には日清戦争のおける海戦のシーンのみが描写されており、兵士を主体とする描写が一時的に見られなくなった⁶⁶。

⁶² 台湾省政府教育庁『国民学校歴史第四冊』台湾省政府教育庁、1960年、32頁。

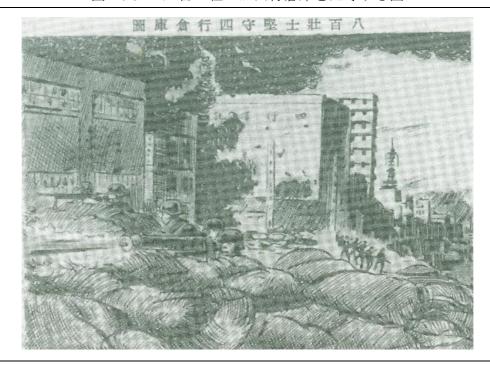
⁶³ 国立編訳館『国民学校社会第四冊』台湾省政府教育庁、1969年、25頁。

⁶⁴ 国立編訳館『国民小学社会第四冊』国立編訳館、1970年、13頁。

⁶⁵ 国立編訳館『国民小学社会第七冊』国立編訳館、1971年、61頁。

⁶⁶ 国立編訳館『国民小学社会第七冊』国立編訳館、1981年、88頁。

図 4.5.34 八百の壮士が四行倉庫を死守する図



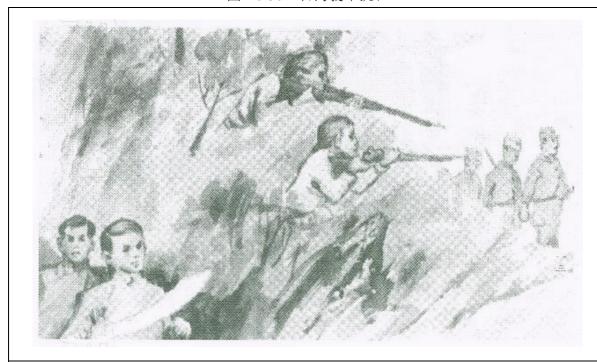
出典:台湾省政府教育庁『国民学校歴史第四冊』台湾省政府教育庁、1960年、32頁。

図 4.5.35 日中兵士交戦図



出典:国立編訳館『国民学校社会第四冊』台湾省政府教育庁、1969年、25頁。

図 4.5.36 台湾義軍抗日



出典:国立編訳館『国民小学社会第四冊』国立編訳館、1970年、13頁。

図 4.5.37 盧溝橋を防衛する軍



出典:国立編訳館『国民小学社会第七冊』国立編訳館、1971年、61頁。

文字記述において中国史を重んじる 1990 年『社会』には中国軍兵士を描写する挿絵が再度、出現するようになった。同系列にある「国軍英勇抗日図」には、中国軍兵士が友軍の機関銃による援護を受けながら前進しており、後方から加勢してくる兵士もいる。まっすぐに立っている一人の兵士が国旗を掲げており、彼の傍にいるもう一人の兵士が双眼鏡で戦争を観測している。攻撃、援護、増援、観測、旗手など戦場における任務が遂行されているこの挿絵で、中国軍が系統的に戦闘している様子が表されている。この図と同冊に使用されるもう 2 枚の挿絵は黄八妹が率いる華南地域で活動する義軍を対象とするものである。女性の義軍兵士が日本軍の車両を攻撃している、または墜落した戦闘機のパイロットを救出している場面が描かれている67。



図 4.5.38 国軍英勇抗日図

出典:国立編訳館『国民小学社会第十冊』国立編訳館、1990年、76頁。

⁶⁷ 国立編訳館『国民小学社会第十冊』国立編訳館、1990年、76-80頁。

図 4.5.39 パイロットを救出



出典:国立編訳館『国民小学社会第十冊』国立編訳館、1990年、80頁。

要するに、写真は高い写実性や信憑性を有するものの、それは撮影する時の物理的条件による制限を受けて生産された固定性を持つものでもあり、使用上には相当な恣意性を犠牲にしなければならない。描写された主体の明確さや構図によって、写真が包含する性質が有効に伝達できない可能性がある。それに対し、挿絵は写実性において写真に劣っているが、描写された主体の輪郭の明確さ、構図、または情報の量を操作することができる。教科書がもたらす権威性と結合すれば、ある程度信憑性も確保される。要するに、挿絵は特定の想像の構築において見過ごしてはならない要因となっている。

しかし、小学校段階においては挿絵による表現手法は常に「価値の喪失」のために使用されていたとは限らない。1951年『歴史』が恣意性と台湾との関係性を持つ挿絵によって被害者意識を持たせる描写を大量に使用した後、それ以降の系列がこうした表現手法を中国側が示す勝利に導く精神や戦力を強調することに使用していた。1981年『社会』以降系列では再び高い被害者意識が見られるようになったが、前に分析したように、挿絵ではなくて写真が機能した結果である。

第6項 挿絵による間接的な軍事的描写

それに対して挿絵による間接的な軍事的描写に関しては、1951年『歴史』はその最多の 頻度を持っている。しかし、台湾民主国の名将とされた劉永福の肖像以外の挿絵は、蒋介 石の抗日宣言、抗日戦争の聖地とされる盧溝橋、戦時中の司令塔となる重慶、南京降伏文 書調印式を描写することによって中国側の不屈精神や勝利を表現しており、同系列におけ る被害者意識の高い軍事衝突に関する描写と対照をなしている68。1969『歴史』には劉永福 の肖像が再度使用されたほか、少数の「概念説明」に属する挿絵が見られる。この「雪辱 自彊図」は、中国春秋時代の越王勾践の「臥薪嘗胆」という物語によって中国の抗日方針 を説明しており、性質において精神戦力を強調するものに相似している。 それ以降の系 列には挿絵による間接的描写は2回の頻度のみで出現している。1969年『歴史』に出現す る写真「青年軍図」の挿絵に描かれたものと南京降伏文書調印式はそれぞれ 1971 年『社 会』と1981年『社会』に使用されている70。この種類の描写は「反日心象」の構築におい て高い抽象性を持っており、心理的インパクトは小さいと思われる。

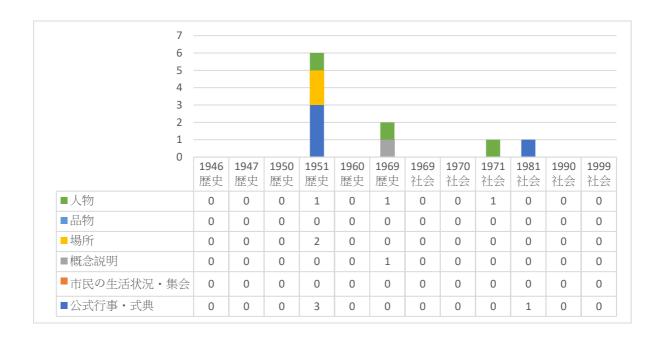


表 4.5.10 小学校挿絵描写・間接的な軍事的描写頻度表

立編訳館、1981年、83頁。

⁶⁸ 台湾省政府教育庁『高級小学歴史第四冊』台湾省政府教育庁、1951年、12-36頁。

⁶⁹ 国立編訳館『国民小学社会第四冊』国立編訳館、1970年、34頁。 70 国立編訳館『国民小学社会第七冊』国立編訳館、1971年、63頁。国立編訳館『国民小学社会第七冊』国

図 4.5.40 劉永福



出典:台湾省政府教育庁『高級小学歴史第四冊』台湾省政府教育庁、1951年、12頁。

図 4.5.41 雪辱自彊図



出典:国立編訳館『国民小学社会第四冊』国立編訳館、1970年、34頁。

第6節 非軍事系価値に関わる図像描写の性質の変化

第1項 「政治・経済的価値」に関わる図像描写

文字記述の部分と比較すると、「政治・経済的価値」の喪失に関わる図像は全体において頻度が高く、属性の構成も単一で「特権・利益の取得」に集中している。「占領地の圧迫」が1951年『歴史』のみで見られることに対し、「統一・秩序の破壊」に関わるものは使用されていない。表 3.6.2 から見れば、1951年『歴史』を除く全ての『歴史』系列では日露戦争が図像によって紹介されることが多い。ただしこれらの図像は価値の喪失を暗示しているが、喪失された価値の性質を特定せず、属性においてほとんど一般的な描写をする「その他」に属している。『社会』が使用され始めた後、日清戦争に関する描写のみが1971年と1999年の『社会』で見られる。

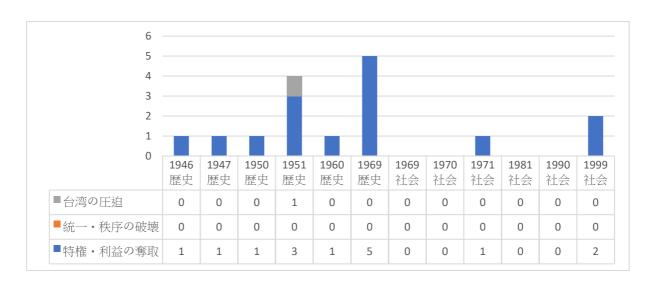
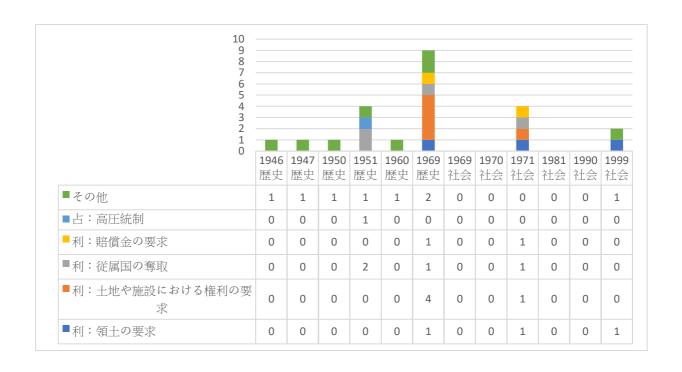


表 4.6.1 小学校図像描写·政治·経済的価値図像種類頻度表

1946 1947 1951 | 1960 | 1969 | 1969 | 1970 | 1971 | 1981 | 1990 | 1999 歴史 歴史 歴史 歴史 歴史 歴史 社会 社会 社会 社会 社会社会 ■台湾の圧迫(1895~) 勢力範囲の分割(1898~) ■琉球併合(1872) ■日清戦争・下関条約(1894) ■日露戦争・ポーツマス条約 (1905)

表 4.6.2 小学校図像描写・政治事件頻度表

表 4.6.3 小学校図像描写・政治・経済的価値属性頻度表



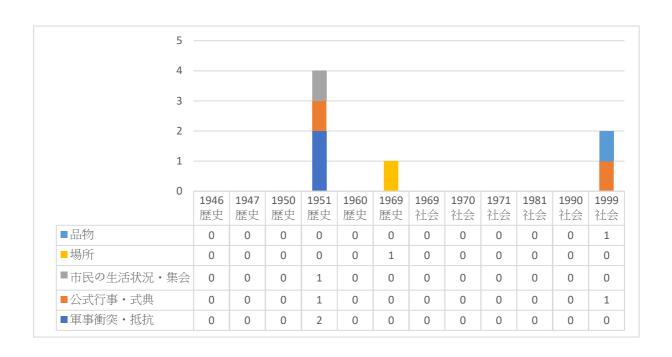
「軍事的価値」の喪失と比較すれば、「政治・経済的価値」の喪失に関わる図像は「公式行事・式典」や「市民の生活状況・集会」より直接的な描写に近い性質を持っている。しかし、上のクロス表が示しているように、「政治・経済的価値」の喪失は「概念説明」において抽象性の高い「地図・図解」によって表現されることが多く、「公式行事・式典」や「市

民の生活状況・集会」に関わる図像の使用頻度はかなり低いものである。表 3.6.5 は最も抽象性の高い「地図・図解」を濾過した各系列の描写構成を示している。

表 4.6.4 小学校図像描写・「政治・経済的価値」・図像種類・描写場面種類クロス頻度表

	動態的描写			静態的描写			
	軍事衝突·	公式行事·	市民の生活	概念説明	場所	品物	人物
	抵抗	式典	状況・集会	19亿公司[9]	<i>₹</i> 701 171	ши 199)\1%
写真	0	0	0	0	1	1	0
挿絵	2	2	1	0	0	0	0
地図・ 図解	0	0	0	9	0	0	0

表 4.6.5 小学校図像描写・「政治・経済的価値」・描写場面種類頻度表(地図・図解を除く)



「軍事的価値」の喪失に関わる挿絵を多く使用する 1951 年『歴史』は、一見して「政治・経済的価値喪失」においても挿絵を高い頻度で使用している。ただし留意しなければならないのは、実際ここに出現した 2 枚の「軍事衝突・抵抗」を描写する挿絵は、前の部分で説明した軍事侵攻の場面で琉球や朝鮮における利権の喪失を表現して「軍事的価値」の喪失と属性を共有する異例となるものである。また、同系列にある日本が台湾を統治する情景を描写する「日本人が本省人を奴役」には、重労働を強いられている台湾住民に対し、拳銃を腰回りに着装している日本警察に見える者が叱っている様子が表されている。政治における高圧統制を描写しているこの図像には、加害者と被害者の形象や動作が鮮明で、軍事鎮圧を描写するものと同じような同情を喚起する効果を持っている⁷¹。更に、「下関条約調印図」に出現する人物の服装や場所の様子などは明らかに史実に合致していないことは、同系列の軍事衝突の描写における不正確さに呼応しており、挿絵使用の恣意性を示すもう一つの好例となっている⁷²。



図 4.6.1 日本人が本省人を奴役

出典:台湾省政府教育庁『高級小学歴史第四冊』台湾省政府教育庁、1951年、12頁。

⁷¹ 台湾省政府教育庁『高級小学歴史第四冊』台湾省政府教育庁、1951 年、12 頁。

⁷² 台湾省政府教育庁『高級小学歴史第三冊』台湾省政府教育庁、1951年、36頁。

図 4.6.2 下関条約調印図



出典:台湾省政府教育庁『高級小学歴史第三冊』台湾省政府教育庁、1951年、36頁。

第2項 「社会・文化的価値」に関わる図像描写

「文化的価値」の喪失は1981年『社会』のみに出現している。この系列における連横が日本の同化政策に対して中華文化の根を守る事績を語る部分で、彼の人物像は挿絵で描かれているほか、彼の詩や『台湾通史』の手稿の内容も写真によって紹介されている。ここに出現するもう一つの文書の写真は彼によるものではなく、1950年蒋介石が総統として彼に授与する愛国精神を称える褒賞令である。これらの図像はいずれも台湾側の愛国精神を象徴する積極的なものであり、同系列にも出現する壮絶な最期を迎えた「羅福星烈士像」と対照をなしている73。

⁷³ 国立編訳館『国民小学社会第七冊』国立編訳館、1981年、74-81頁。

図 4.6.3 連横像



連橫先生像

出典:国立編訳館『国民小学社会第七冊』国立編訳館、1981年、74頁。

図 4.6.4 連横に授与する褒賞令



出典:国立編訳館『国民小学社会第七冊』国立編訳館、1981年、77頁。

表 4.6.6 小学校図像描写・「台湾の同化政策」頻度表

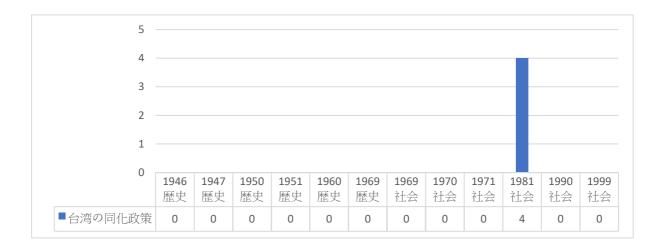


表 4.6.7 小学校図像描写・「社会・文化的価値」・図像種類・描写場面種類クロス頻度表

	動態的描写			静態的描写			
	軍事衝突・ 抵抗	公式行事· 式典	市民の生活状況・集会	概念説明	場所	品物	人物
写真	0	0	0	0	0	3	0
挿絵	0	0	0	0	0	0	1
地図・ 図解	0	0	0	0	0	0	0

第3項 「政治・経済的価値」の獲得に関わる図像描写

「政治・経済的価値」の獲得に関わる文字記述が出現する 1999 年『社会』にも同カテゴリーに分類される図像が使用されている。これらの写真はいずれも「産業育成・インフラ整備」属性を持っており、台湾を描写対象としている。日本人が建設した砂糖工場、鉄道や列車、および八田與一が設計した、日本統治時期の最も代表的な工程である「嘉南大圳(しゅう)」が写真で紹介されている。他にはタイトルを持たないもう1枚の挿絵が使用されている。この挿絵には水利工程のような建設が見られるほか、何かの測量をしている、医療サービスを提供している日本人、またはそのサービスを受けている市民の様子が描写されている。しかし日本刀を持って何かの監視をしている警察官も同挿絵に描かれており、シャープな対比となっている74。ここでは台湾住民の複雑な対日感情が改めて表現されている。



図 4.6.5 高雄橋頭砂糖工場

出典:国立編訳館『国民小学社会第七冊』国立編訳館、1999年、120頁。

⁷⁴ 国立編訳館『国民小学社会第七冊』国立編訳館、1999年、119-122頁。

図 4.6.6 阿里山鉄道



出典:国立編訳館『国民小学社会第七冊』国立編訳館、1999年、119頁。

図 4.6.7 嘉南大圳

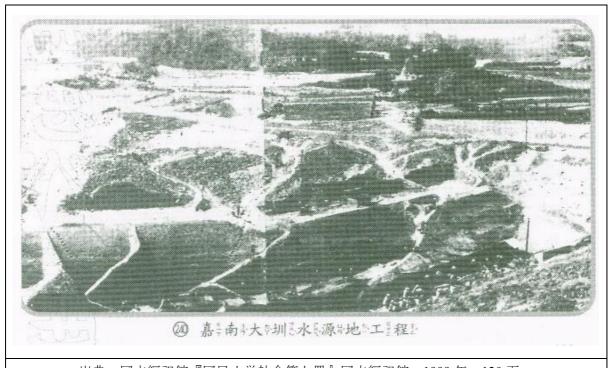


図 4.6.8 日本統治時代の生活状況



表 4.6.8 小学校図像描写・「政治・経済的価値の獲得」属性頻度表

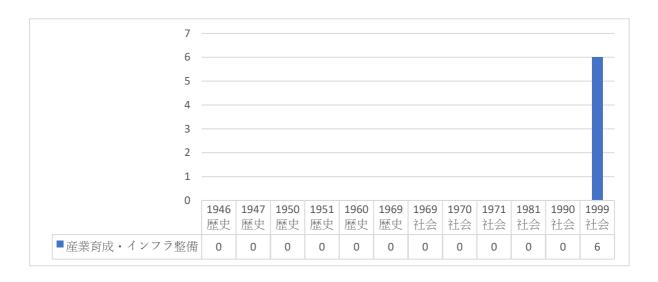


表 4.6.9 小学校図像描写・「政治・経済的価値の獲得」・図像種類・描写場面種類クロス 頻度表

	動態的描写			静態的描写			
	軍事衝突・ 抵抗	公式行事· 式典	市民の生活状況・集会	概念説明	場所	品物	人物
写真	0	0	0	0	3	2	0
挿絵	0	0	1	0	0	0	0
地図・図 解	0	0	0	0	0	0	0

非軍事系価値に関わる文字記述と比較すると、同分類の下にある図像描写は「反日心象」を構築する心理的浸透力が劣っている。なぜなら、日本に圧迫される台湾住民の悲惨な生活状況について、文字記述の方は、生き生きとした描写をしているのに対し、1951年『歴史』を除く全系列において、文字記述に対応する場面を描写する図像が全く使用されていないからである。更に、1999年『歴史』で一般市民の生活と密接に関係している施設やインフラに関する描写においても日本統治を肯定する要素が表現されることによって、親日感情に関わる想像が構築される可能性が示された。

第7節 まとめ

本章の考察を通し、『歴史』から『社会』への移行は分水嶺となり、描写の性質や手法において顕著な区別が見いだされる。まず軍事系の価値に関して、『歴史』は戦争犯罪に関わる文字記述によって個人における価値の喪失を想像することを可能にした。戦争犯罪の図像描写においては、加害者や被害者の形象を描写する挿絵(史実と合致しない描写も見られるが)を使用する1951年『歴史』以降の系列は、中国側の抵抗精神や勝利を強調するものとなった。9年国民義務教育が施行された早期の『社会』では直接な戦争犯罪に関わる文字記述が減少し、図像の使用においても、『歴史』と同様、抵抗精神や勝利を引き続き強調していった。それに対して1981年『社会』からは、図像における戦争や軍事鎮圧での加害者の形象が明確にされるようになった。こうした描写は読者に一定の威圧感や被害者意識を与える効果を有するが、その効果は同時期の中学校『歴史』のような被害者と加害者の価値の喪失における関係を明確にする描写と比べて劣っていると考えられる。要するに、戦後初期に使用されていた『歴史』は1970年代以降使用されるようになった『社会』より残虐な日本人像を作り出しやすいのである。

しかし、この軍事系の価値に関わる性質の変化によって国民党政権の小学校教育での対日姿勢の変化を判断することにおいては慎重でなければならない。なぜなら、『歴史』と『社会』の全体的な性質構成から見れば、『歴史』は中国史を体系的に記述する一方、台湾史もその一部としてそれに盛り込まれている。しかし9年国民義務教育の施行にともない、歴史教育の機能が『社会』によって担われるようになると、その記述も体系的なものに限られなくなり、系列ごとに中国史あるいは台湾史、偉人伝など異なる性格を持つ内容が示されるようになった。すなわち、体系的に歴史教育を遂行する『社会』の機能は事実上弱体化し、またその影響は反日的心象を構築しうる内容だけには限定されないのである。

非軍事系の価値に関わるものについては、『歴史』は文字記述と図像描写において主に国家を「価値を喪失」する主体としており、読者に相当な距離感を与えている。それに対して『社会』は文字記述において政治、経済、文化などの側面で個人レベルの(特に台湾住民の生活状況を通しての)価値喪失を多く描写しており、日本統治時代の生活に関する「反日心象」の構築において強い心理的浸透力を有している。この点においては『社会』における軍事系の価値に関わる記述と対照をなしている。ただし、こうした『社会』における浸透力のある描写は写実性のある図像よりも、主に文字記述によって表現されている。

また、ここで指摘しなければならないのは、1999年『社会』が日本による「価値の供与」を表現することによって、教科書による親日的思想の形成に関与する可能性が提示されている点である。次章の考察で明らかにされるように、この現象も同時期の中学校の『認識台湾』で生じている。

第5章 中学校『歴史』における日本に関する描写の性質の変化

第1節 中学校『歴史』の性質構成の概要

本研究は国民党時期の中学校『歴史』を 23 冊収集しており、それを 15 系列にまとめて いる。各系列における日本に関する内容のテーマ構成は表 5.1.1 に示されている 1 。

表 5.1.1 中学校『歴史』各系列テーマ構成表

系列	教科書	テーマ構成
		日米の経済と政治
40 上声	48『初級中学歴史』6	日本の繁栄とファシズム政治
48 大東		第 2 次世界大戦
		ヴェルサイユ条約から第2次世界大戦へ
		満州事変
		満州事変の背景
		満州事変の発生と遼、吉、黒の陥落
		国難の発生
		上海事変
	49『初級中学歴史』5	山海関、熱河の陥落
		長城各地の戦いと塘沽協定
		日本が侵略を継続
		満州事変後の国際情勢
49 正中		満州事変と国際連盟
		錦州の占領とスティムソン通牒
		国際調査団の報告
		日本が国際連盟を脱退
		蒋委員長
		委員長の功績
		77 事変と全面的抗戦
		77 盧溝橋事変
		事変の激化
		蒋委員長盧山演説

¹ 元々の教科書の記述はすべて台湾標記の中国語である。引用箇所は、それを、論文著者が日本語に翻訳したものである。

		813 上海事変と全面的抗戦		
		お 13 上供事後と全国的 5 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		
		九戦の進展 (一) 第1期の抗戦		
		・ 第1朔の仇戦 ・ 上海会戦		
		徐州会戦		
		武漢会戦		
		抗戦の進展(二)		
		第2期の抗戦		
		湘北会戦		
		零		
		雲南、ミャンマー会戦		
		日本の我が国に対する侵略		
		日本が琉球を併合		
		日本が朝鮮に侵略		
		日清戦争		
		日本の極東における地位の向上		
		日露戦後の東三省		
		日英同盟継続の影響		
	51『初級中学歴史』5	山東問題(p. 130)		
		日本が青島を占拠		
		21 ヶ条要求		
51 中華		パリ講和会議と山東問題における失敗		
		ワシントン会議と山東問題の解決		
		満州事変(p. 137)		
		済南事件における日本が国民革命に対する干渉		
		満州事変と上海事変		
		熱河の陥落		
	53『初級中学歴史』6	中国民族運動の進展		
		530 事件		
		国民政府による不平等条約撤廃運動		
		関税自主権の回収		
		満州事変		
		済南事件		

	T	
		満州事変
		上海事変
		国際連盟の反応
		77 抗戦
		日本の華北侵略と 77 事変
		首都陥落と徐州会戦
		武漢会戦
		南と北の二つの偽組織
		勝利に向かって
		勝利に転じる契機
		国土の光復
		日清戦争と下関条約
		日本の明治維新
		日本が琉球を奪取
		日清の朝鮮をめぐる交渉
		日清戦争の経過
		下関条約と台湾の抗日
		日英同盟と日露戦争
		日英同盟
		日露戦争の経過と結果
		日露による侵略
		民国初期外国勢力の圧迫
51 正中	51『初級中学歴史』5	ロシアがモンゴルに侵略
		イギリスがチベットに侵略
		日本 21 ヶ条要求
		日本がモンゴル、満州に侵略
		日本が山東に出兵
		21 ヶ条要求
		21ヶ条要求をめぐる交渉
		パリ講和会議と山東問題
		参戦後の日中関係
		パリ講和会議と山東問題
		会議後の日中関係
		ワシントン会議と9ヵ国公約

		ワシントン会議の開催
		9 ヵ国公約
		山東問題の解決
		満州事変の発生
		満州事変の背景
		満州事変の発生
		馬占山の抗日
		日本の中国侵略新政策
		上海事変
		偽満州国の成立
		日本軍の長城侵攻と塘沽協定
	52『初級中学歴史』6	日本の中国侵略新政策
		国際連盟の中国問題への対処
		77 事変と全面的抗戦
		77 事変の発生
		中国の全面的抗戦
		抗戦第1期
		抗戦第2期
		抗戦第3期
		首都帰還と台湾光復
		日清戦争
		日本の明治維新
	52『初級中学歴史』5	日本が琉球を併合
		日清戦争
		台湾の抗日
		日英同盟と日露戦争
52 世界		日英同盟
32 E.		日露戦争
		日露戦争後の東三省
		日本による青島占領と 21 ヶ条要求
		日本の極東における地位の向上
		日本が青島を占領
		21 ヶ条要求
		山東問題

		中国が参戦後の日中関係
		山東問題における失敗
		ワシントン会議と9ヵ国公約
		ワシントン会議
		9 ヵ国公約
		山東問題の解決
		中国民族運動の進展
		530 事件
		不平等条約撤廃運動の具体化
		新約の締結
		関税自主権の回収
		満州事変
		日本の国民革命に対する干渉
		満州事変の背景と発生
		上海事変
	54『初級中学歴史』6	国際連盟の反応
		77 抗戦
		日本の華北侵略
		77 事変の発生と全面的抗戦の展開
		首都陥落と徐州会戦
		武漢会戦
		東西戦場の合流
		最終勝利の獲得
		戦争末期の戦況
		抗戦の勝利と国土の光復
		日清戦争と下関条約
		日本の維新
		日清戦争
52 PK 411	52 『如如此坐曄山』	下関条約
53 勝利	53『初級中学歴史』5	中露密約と日露戦争
		中露密約
		勢力範囲の分割と門戸開放
		日英同盟と日露戦争
	ı	

		中国民族運動の進展
		530 事件
		不平等条約撤廃運動
		満州事変
		済南事件
		満州事変と上海事変
		偽満州国の成立と塘沽協定
	53『初級中学歴史』6	77 抗戦
		華北の危機
		首都陥落と徐州会戦
		武漢会戦
		南と北の二つの偽組織
		抗日戦争の勝利
		日本に対する反攻の準備
		抗戦の勝利
	54『初級中学歴史』3	日清戦争
		日清戦争
		下関条約
		台湾の抗日
		日露の東三省での争い
	55『初級中学歴史』4	日露戦争
		山東問題
		日本が膠州湾を占領
		21 ヶ条要求
54 歴史		山東問題
		中国民族運動の進展
		530 事件
		不平等条約撤廃運動の具体化
		満州事変
		満州事変の背景と発生
		上海事変
		偽満州国の成立と塘沽協定
		抗日戦争
		華北の危機
		1 1- 1-20

77 事変の発生と全面的抗戦の開始 育都陥落と徐州会戦 武漢会戦 南と北の二つの偽組織 勝利に起じる契機 抗戦の勝利 日本の維新 明治維新 日本の海外進出 日流戦争後の日本勢力の再拡張 日本の極東における単位の向上 第1次世界大戦と日本 お1次世界大戦と日本 お1次世界大戦と日本 日流戦争 日本が琉球を併合 日本が崩鮮に侵略 日本が崩鮮に侵略 日清戦争 下関条約 台湾の抗日 沿海港湾の租借 勢力範囲の分割と門戸開放政策 日露戦争 日と戦争をの東二省での争い 日寒戦争 日本が野州湾を占領 21ヶ条要求 山東問題 中国民族運動の連展 530事件 不平等条約散焼運動の具体化 満州事変の背景と発生		T	
武漢会戦 南と北の二つの偽組織 勝利に転じる契機 抗戦の勝利 日本の維新 明治維新 日本の海外進出 日清戦争場の日本の海外進出 日清戦争場の日本勢力の再並張 日本の極東における地位の向上 第1次世界大戦と日本 日清戦争 日本が疏球を併合 日本が顔はに侵略 日清戦争 下開条約 台湾の抗日 沿海港湾の租借 勢力強囲の分割と門戸閉放政策 日露の東三省での争い 日底戦争後の東三省 山東問題 日本が彫州湾を占領 21 ケ条要求 山東問題 中国民族運動の進展 530 事件 不平等条約款廃運動の具体化 満州事変			77 事変の発生と全面的抗戦の開始
南と北の二つの偽組織 勝利に転じる契機 抗戦の勝利 日本の維新 明治維新 日本の権外進出 日海戦争機の日本の海外進出 日海戦争後の日本勢力の再拡張 日本の極東における地位の向上 第 1 次世界大戦と日本 日清戦争 日本が孤球を併合 日本が領鮮に侵略 日清戦争 下関条約 台湾の抗日 沿海港湾の租借 勢力範囲の分割と円戸開放政策 日露戦争 日露戦争後の東三省 山東間題 日本が彫州湾を占領 日本が彫州湾を占領 日本が彫州湾を占領 日本が彫州湾を占領 日本が彫州湾を占領 日本が彫州湾を占領 日本が彫州湾を占領 21 ヶ条要求 山東間題 中国民族運動の進展 530 事件 不平等条約撤廃運動の具体化 満州事変			首都陥落と徐州会戦
勝利に転じる契機 抗戦の勝利 日本の維新 明治維新 日本の海外進出 日本の海外進出 日高戦争第の日本の海外進出 日高戦争後の日本勢力の再拡張 日本の極東における地位の向上 第1次世界大戦と日本 日清戦争 日本が琉球を併合 日本が朝鮮に侵略 日清戦争 下開条約 台湾の抗日 沿海港湾の租借 勢力範囲の分割と門戸開放政策 日露の東三省での争い 日露戦争 日露戦争 日路戦争後の東三省 山東問題 日本が彫州湾を占領 21ヶ条要求 山東問題 中国民族運動の進展 530事件 不平等条約撤廃運動の具体化 満州事変			武漢会戦
お戦の勝利 日本の維新 明治維新 日本の海外進出 日本の海外進出 日本の海外進出 日高戦争機の日本勢力の再拡張 日本の極東における地位の向上 第 1 次世界大戦と日本 日清戦争 日本が琉球を併合 日本が朝鮮に侵略 日清戦争 下閣条約 台湾の杭日 沿海港湾の租借 勢力範囲の分割と門戸開放政策 日露の東三省での争い 日露戦争 日路条約 日路条約 日路戦争 日路後約 日路戦争 日路戦争 日路戦争 日路条約 日路戦争 日路戦争 日本が彫州湾を占領 1 ヶ条要求 山東問題 中国民族運動の進展 530 事件 不平等条約撤廃運動の具体化 満州事変			南と北の二つの偽組織
日本の維新 明治維新 日本の海外進出 日吉戦争期の日本の海外進出 日西戦争後の日本勢力の再拡張 日本の極東における地位の向上 第1次世界大戦と日本 日清戦争			勝利に転じる契機
明治維新			抗戦の勝利
1 日本の海外進出 日本の海外進出 日落戦争後の日本勢力の再拡張日本の極東における地位の向上第1次世界大戦と日本 1 日海戦争 日本が琉球を併合日本が朝鮮に侵略日清戦争 下関条約台湾の抗日 沿海港湾の租借 勢力範囲の分割と門戸開放政策 1 日殿の東三省での争い日露戦争 日露戦争後の東三省・山東問題日本が膠州湾を占領21ヶ条要求山東問題中国民族運動の進展530事件不平等条約撤廃運動の具体化満州事変			日本の維新
55『初級中学歴史』6 日清戦争期の日本の海外進出 日露戦争後の日本勢力の再拡張 日本の極東における地位の向上 第1次世界大戦と日本 日清戦争 日本が琉球を併合 日本が朝鮮に侵略 日清戦争 下関条約 台湾の抗日 沿海港湾の租借 勢力範囲の分割と門戸開放政策 日露の東三省での争い 日露戦争 日露条約 日露戦争後の東三省 山東問題 日本が彫州湾を占領 21ヶ条要求 山東問題 中国民族運動の進展 530 事件 不平等条約撤廃運動の具体化 満州事変			明治維新
日露戦争後の日本勢力の再拡張 日本の極東における地位の向上 第1次世界大戦と日本 日清戦争 日本が琉球を併合 日本が朝鮮に侵略 日清戦争 下関条約 台湾の抗日 沿海港湾の租借 勢力範囲の分割と門戸開放政策 日露の東三省での争い 日露戦争 日露条約 日露戦争後の東三省 山東問題 日本が膠州湾を占領 21ヶ条要求 山東問題 中国民族運動の進展 530事件 不平等条約撤廃運動の具体化 満州事変			日本の海外進出
日本の極東における地位の向上 第1次世界大戦と日本 日神戦争 日本が琉球を併合 日本が朝鮮に侵略 日清戦争 下関条約 台湾の抗日 沿海港湾の租借 勢力範囲の分割と門戸開放政策 日露の東三省での争い 日露戦争 日露戦争後の東三省 山東問題 日本が膠州湾を占領 21ヶ条要求 山東問題 中国民族運動の進展 530事件 不平等条約撤廃運動の具体化 満州事変		55『初級中学歴史』6	日清戦争期の日本の海外進出
# 1 次世界大戦と日本 日清戦争			日露戦争後の日本勢力の再拡張
日清戦争			日本の極東における地位の向上
日本が琉球を併合 日本が朝鮮に侵略 日清戦争 下関条約 台湾の抗日 沿海港湾の租借 勢力範囲の分割と門戸開放政策 日露の東三省での争い 日露戦争 日露戦争 日露戦争後の東三省 山東問題 日本が彫州湾を占領 21 ヶ条要求 山東問題 中国民族運動の進展 530 事件 不平等条約撤廃運動の具体化 満州事変			第1次世界大戦と日本
日本が朝鮮に侵略 日清戦争 下陽条約 台湾の抗日 沿海港湾の租借 勢力範囲の分割と門戸開放政策 日露の東三省での争い 日露戦争 日露戦争 日露戦争後の東三省 山東問題 日本が膠州湾を占領 21ヶ条要求 山東問題 中国民族運動の進展 530 事件 不平等条約撤廃運動の具体化 満州事変			日清戦争
日清戦争 下関条約 台湾の抗日 沿海港湾の租借 勢力範囲の分割と門戸開放政策 日露の東三省での争い 日露戦争 日露戦争 日露戦争 日露戦争後の東三省 山東問題 日本が膠州湾を占領 21ヶ条要求 山東問題 中国民族運動の進展 530 事件 不平等条約撤廃運動の具体化 満州事変			日本が琉球を併合
65『初級中学歴史』3 下関条約 台湾の抗日 沿海港湾の租借 勢力範囲の分割と門戸開放政策 日露の東三省での争い 日露戦争 日露条約 日露戦争後の東三省 山東問題 日本が膠州湾を占領 21ヶ条要求 山東問題 中国民族運動の進展 530 事件 不平等条約撤廃運動の具体化 満州事変			日本が朝鮮に侵略
下関条約 台湾の抗日 沿海港湾の租借 勢力範囲の分割と門戸開放政策 日露の東三省での争い 日露戦争 日露条約 日露戦争後の東三省 山東問題 日本が膠州湾を占領 21ヶ条要求 山東問題 中国民族運動の進展 530事件 不平等条約撤廃運動の具体化 満州事変			日清戦争
A海港湾の租借 勢力範囲の分割と門戸開放政策 日露の東三省での争い 日露戦争 日露戦争 日露戦争 日露戦争後の東三省 山東問題 日本が膠州湾を占領 21ヶ条要求 山東問題 中国民族運動の進展 530 事件 不平等条約撤廃運動の具体化 満州事変		65『初級中学歴史』3	下関条約
参力範囲の分割と門戸開放政策 日露の東三省での争い 日露戦争 日露条約 日露戦争後の東三省 山東問題 日本が膠州湾を占領 21 ケ条要求 山東問題 中国民族運動の進展 530 事件 不平等条約撤廃運動の具体化 満州事変			台湾の抗日
日 蘇の東三省での争い			沿海港湾の租借
日露戦争 日露条約 日露戦争後の東三省 山東問題 日本が膠州湾を占領 21ヶ条要求 山東問題 中国民族運動の進展 530事件 不平等条約撤廃運動の具体化 満州事変			勢力範囲の分割と門戸開放政策
日露条約 日露戦争後の東三省 山東問題 日本が膠州湾を占領 21ヶ条要求 山東問題 中国民族運動の進展 530事件 不平等条約撤廃運動の具体化 満州事変			日露の東三省での争い
日露戦争後の東三省 山東問題 日本が膠州湾を占領 21ヶ条要求 山東問題 中国民族運動の進展 530事件 不平等条約撤廃運動の具体化 満州事変		65『初級中学歴史』4	日露戦争
65『初級中学歴史』4 日本が膠州湾を占領 21 ヶ条要求 山東問題 中国民族運動の進展 530事件 不平等条約撤廃運動の具体化 満州事変	65 歴史		日露条約
日本が膠州湾を占領 21 ヶ条要求 山東問題 中国民族運動の進展 530 事件 不平等条約撤廃運動の具体化 満州事変			日露戦争後の東三省
65『初級中学歴史』4 21 ヶ条要求 山東問題 中国民族運動の進展 530 事件 不平等条約撤廃運動の具体化 満州事変			山東問題
山東問題 中国民族運動の進展 530事件 不平等条約撤廃運動の具体化 満州事変			日本が膠州湾を占領
中国民族運動の進展 530事件 不平等条約撤廃運動の具体化 満州事変			21 ヶ条要求
530 事件 不平等条約撤廃運動の具体化 満州事変			山東問題
不平等条約撤廃運動の具体化 満州事変			中国民族運動の進展
満州事変			530 事件
			不平等条約撤廃運動の具体化
満州事変の背景と発生			満州事変
			満州事変の背景と発生

_	1	
		上海事変
		偽満州国の成立と塘沽協定
		抗日戦争
		華北の危機
		77 事変の発生と全面的抗戦の開始
		首都陥落と徐州会戦
		武漢会戦
		東西戦場の合流
		勝利に転じる契機
		抗戦の勝利と国土の光復
		日清戦争
		日本が琉球を併合
		日本が朝鮮に侵略
		日清戦争
		下関条約
		台湾の抗日
		沿海港湾の租借
		勢力範囲の分割と門戸開放政策
	70『国民中学歴史』3	日露の東三省での争い
		日露戦争
		日露条約
		日露戦争後の東三省
70 歴史		山東問題
		日本が膠州湾を占領
		21 ヶ条要求
		山東問題
		中国民族運動の進展
		530 事件
		不平等条約撤廃運動の具体化
		満州事変
		満州事変の背景と発生
		上海事変
		偽満州国の成立と塘沽協定
		抗日戦争
L	1	<u> </u>

	T	
		華北の危機
		77 事変の発生と全面的抗戦の開始
		首都陥落と徐州会戦
		武漢会戦
		東西戦場の合流
		勝利に転じる契機
		抗戦の勝利と国土の光復
		朝鮮問題と日清戦争
		日本が琉球を併合
		朝鮮問題
		日清戦争
		下関講和
		台湾住民の抗日
		沿海港湾の租借と門戸開放政策
		勢力範囲の分割
		日露戦争と東北制度の改革
		日露戦争
		東北制度の改革
		日本の我が国に対する侵略と搾取
		日本が山東に侵犯
74 歴史	74『国民中学歴史』3	21 ヶ条要求
		54 運動
		ワシントン会議と9ヵ国公約
		北伐と統一
		済南事件
		全国統一
		満州事変と 77 事変
		満州事変
		偽満州国の成立
		128 上海事変
		西安事変
		77 事変と全面的抗戦
		8年抗戦と日本降伏
		日寇の南京での大虐殺

		徐州と武漢2大会戦
		東西戦場の合流
		勝利に転じる契機
		抗戦の勝利と国土の光復
		日本帝国主義
	75『国民中学歴史』5	明治維新
		対外侵略
		自強運動
		台湾の経営
		日清戦争
		日本が琉球を併合
		日本が朝鮮に侵略
		日清戦争
		下関条約
	84『国民中学歴史』3	台湾の抗日
		列強による勢力範囲の分割
		北伐統一
0.4 55 45		済南事件
84 歴史		全国統一
		8年の抗戦
		満州事変
		上海事変
		西安事変
		77 事変
		上海の戦い
		南京大虐殺
		戦争の進展
		抗戦の勝利
		国土の光復
87 歴史		日清戦争と分割危機
		日本の対外侵略
	87『国民中学歴史』3	日清戦争
		台湾割譲に抵抗する英勇な行動
		列強による勢力範囲の分割
	1	

度子事変と八カ国連合軍 露軍による東北強年と日露戦争 北伐と統一 北伐の完成と全国の統一 安内と擴外 西安事変 ソ連への抵抗と日本の侵略 蒋中正が率いる8年抗戦 77 事変 北平、天津の陥落と上海の血戦 抗戦期の内政と外交 傀儡国賊の私利のための売回 勝利と首都帰還 日本の無条件降伏 抗戦の貢献と得失 降伏の受け入れと領土の回収 台湾の光復 復員と首都帰還 日清戦争と分割危機 日本の対外侵略 日清戦争 台湾割譲に抵抗する英勇な行動 列強による勢力範囲の分割 外交における挫折と54運動 山東問題と21ヶ条要求 パリ講和会議と54運動 北伐統一 企国の統一			
北伐と統一 北伐の完成と全国の統一 安内と護外 西安事変 ソ連への抵抗と日本の侵略 蒋中正が率いる8年抗戦 77 事変 北平、天津の陥落と上海の血酸 抗戦の進展 抗戦期の内政と外交 傀儡国賊の私利のための売国 勝利と首都帰還 日本の無条件降伏 抗戦の貢献と得失 降伏の受け入れと領土の回収 台湾の光復 復員と首都帰還 日本の対外侵略 日 清戦争と分割危機 日本の対外侵略 日 清戦争と分割危機 のあり発している英勇な行動 列強による勢力範囲の分割 外交における挫折と54 運動 山東問題と21ヶ条要求 バリ講和会議と54 運動 北伐統一			庚子事変と八ヵ国連合軍
北伐の完成と全国の統一 安内と攘外 西安事変 ソ連への抵抗と日本の侵略 蒋中正が率いる8年抗戦 77 事変 北平、天津の陥落と上海の血戦 抗戦の進展 抗戦の進展 抗戦別の内政と外交 傀儡国賊の私利のための売国 勝利と首都帰還 日本の無条件降伏 抗戦の貢献と得失 降伏の受け入れと領土の回収 台湾の光復 復員と首都帰還 日本の対外侵略 日清戦争と分割危機 日本の対外侵略 日清戦争 台湾割譲に抵抗する英勇な行動 列強による勢力範囲の分割 外交における挫折と54運動 山東問題と21ヶ条要求 バリ講和会議と54運動 北伐統一			露軍による東北強奪と日露戦争
安内と接外 西安事変 ソ連への抵抗と日本の侵略 蒋中正が率いる8年抗戦 77 事変 北平、天津の陥落と上海の血戦 抗戦切の内政と外交 傀儡国賊の私利のための売国 勝利と首都帰還 日本の無条件降伏 抗戦の貢献と得失 降伏の受け入れと領土の回収 台湾の光復 復員と首都帰還 日本の対外侵略 日清戦争 台湾割譲に抵抗する英勇な行動 列強による勢力範囲の分割 外交における挫折と54 運動 山東問題と21ヶ条要求 パリ講和会議と54 運動 北伐統一			北伐と統一
西安事変 ソ連への抵抗と日本の侵略 蒋中正が率いる8年抗戦 77 事変 北平、天津の陥落と上海の血戦 抗戦 切内政と外交 傀儡国賊の私利のための売国 勝利と首都帰還 日本の無条件降伏 抗戦の貢献と得失 降伏の受け入れと領土の回収 台湾の光復 復員と首都帰還 日清戦争と分割危機 日本の対外侵略 日清戦争 台湾割譲に抵抗する英勇な行動 列強による勢力範囲の分割 外交における挫折と 54 運動 山東問題と 21 ヶ条要求 パリ講和会議と 54 運動 北伐統一			北伐の完成と全国の統一
ソ連への抵抗と日本の侵略 蒋中正が率いる8年抗戦 77 事変 北平、天津の陥落と上海の血戦 抗戦の進展 抗戦期の内政と外交 傀儡国賊の私利のための売国 勝利と首都帰還 日本の無条件降伏 抗戦の貢献と得失 降伏の受け入れと領土の回収 台湾の光復 復員と首都帰還 日清戦争と分割危機 日本の対外侵略 日清戦争 台湾割譲に抵抗する英勇な行動 列強による勢力範囲の分割 外交における挫折と54運動 山東問題と21ヶ条要求 パリ講和会議と54運動 北伐統一			安内と攘外
蒋中正が率いる8年抗戦 77 事変 北平、天津の陥落と上海の血戦 抗戦期の内政と外交 健儡国賊の私利のための売国 勝利と首都帰還 日本の無条件降伏 抗戦の貢献と得失 降伏の受け入れと領土の回収 台湾の光復 復員と首都帰還 日清戦争と分割危機 日本の対外侵略 日清職争 台湾割譲に抵抗する英勇な行動 列強による勢力範囲の分割 外交における挫折と54 運動 山東問題と21ヶ条要求 90 歴史 90 『国民中学歴史』3 水伐統一			西安事変
77 事変 北平、天津の陥落と上海の血戦 抗戦の進展 抗戦期の内政と外交 傀儡国賊の私利のための売国 勝利と首都帰還 日本の無条件降伏 抗戦の貢献と得失 降伏の受け入れと領土の回収 台湾の光復 復員と首都帰還 日本の対外侵略 日清戦争 台湾割譲に抵抗する英勇な行動 列強による勢力範囲の分割 外交における挫折と 54 運動 山東問題と 21 ヶ条要求 パリ講和会議と 54 運動 北伐統一			ソ連への抵抗と日本の侵略
北平、天津の陥落と上海の血戦 抗戦の進展			蒋中正が率いる8年抗戦
抗戦期の内政と外交 傀儡国賊の私利のための売国 勝利と首都帰還 日本の無条件降伏 抗戦の貢献と得失 降伏の受け入れと領土の回収 台湾の光復 復員と首都帰還 日本の対外侵略 日清戦争 台湾割譲に抵抗する英勇な行動 列強による勢力範囲の分割 外交における挫折と54 運動 山東問題と21ヶ条要求 パリ講和会議と54 運動 北伐統一			77 事変
抗戦期の内政と外交 傀儡国賊の私利のための売国 勝利と首都帰還 日本の無条件降伏 抗戦の貢献と得失 降伏の受け入れと領土の回収 台湾の光復 復員と首都帰還 日清戦争と分割危機 日本の対外侵略 日清戦争 台湾割譲に抵抗する英勇な行動 列強による勢力範囲の分割 外交における挫折と 54 運動 山東問題と 21 ヶ条要求 パリ講和会議と 54 運動 北伐統一			北平、天津の陥落と上海の血戦
機儡国賊の私利のための売国 勝利と首都帰還 日本の無条件降伏 抗戦の貢献と得失 降伏の受け入れと領土の回収 台湾の光復 復員と首都帰還 日清戦争と分割危機 日本の対外侵略 日清戦争 台湾割譲に抵抗する英勇な行動 列強による勢力範囲の分割 外交における挫折と 54 運動 山東問題と 21 ヶ条要求 パリ講和会議と 54 運動 北伐統一			抗戦の進展
勝利と首都帰還 日本の無条件降伏 抗戦の貢献と得失 降伏の受け入れと領土の回収 台湾の光復 復員と首都帰還 日清戦争と分割危機 日本の対外侵略 日清戦争 台湾割譲に抵抗する英勇な行動 列強による勢力範囲の分割 外交における挫折と 54 運動 山東問題と 21 ヶ条要求 パリ講和会議と 54 運動 北伐統一			抗戦期の内政と外交
日本の無条件降伏 抗戦の貢献と得失 降伏の受け入れと領土の回収 台湾の光復 復員と首都帰還 日清戦争と分割危機 日本の対外侵略 日清戦争 台湾割譲に抵抗する英勇な行動 列強による勢力範囲の分割 外交における挫折と 54 運動 山東問題と 21 ヶ条要求 パリ講和会議と 54 運動 北伐統一			傀儡国賊の私利のための売国
抗戦の貢献と得失 降伏の受け入れと領土の回収 台湾の光復 復員と首都帰還 日清戦争と分割危機 日本の対外侵略 日清戦争 台湾割譲に抵抗する英勇な行動 列強による勢力範囲の分割 外交における挫折と 54 運動 山東問題と 21 ヶ条要求 パリ講和会議と 54 運動 北伐統一			勝利と首都帰還
降伏の受け入れと領土の回収 台湾の光復 復員と首都帰還 日清戦争と分割危機 日本の対外侵略 日清戦争 台湾割譲に抵抗する英勇な行動 列強による勢力範囲の分割 外交における挫折と 54 運動 山東問題と 21 ヶ条要求 パリ講和会議と 54 運動 北伐統一			日本の無条件降伏
台湾の光復 復員と首都帰還 日本の対外侵略 日本の対外侵略 日清戦争 台湾割譲に抵抗する英勇な行動 列強による勢力範囲の分割 外交における挫折と 54 運動 山東問題と 21 ヶ条要求 パリ講和会議と 54 運動 北伐統一			抗戦の貢献と得失
復員と首都帰還 日清戦争と分割危機 日本の対外侵略 日清戦争 台湾割譲に抵抗する英勇な行動 列強による勢力範囲の分割 外交における挫折と 54 運動 山東問題と 21 ヶ条要求 パリ講和会議と 54 運動 北伐統一			降伏の受け入れと領土の回収
90 歴史 90 『国民中学歴史』3 日清戦争			台湾の光復
日本の対外侵略 日清戦争 台湾割譲に抵抗する英勇な行動 列強による勢力範囲の分割 外交における挫折と 54 運動 山東問題と 21 ヶ条要求 パリ講和会議と 54 運動 北伐統一			復員と首都帰還
日清戦争 台湾割譲に抵抗する英勇な行動 列強による勢力範囲の分割 外交における挫折と 54 運動 山東問題と 21 ヶ条要求 パリ講和会議と 54 運動 北伐統一			日清戦争と分割危機
台湾割譲に抵抗する英勇な行動 列強による勢力範囲の分割 外交における挫折と 54 運動 山東問題と 21 ヶ条要求 パリ講和会議と 54 運動 北伐統一			日本の対外侵略
列強による勢力範囲の分割 外交における挫折と 54 運動 山東問題と 21 ヶ条要求 パリ講和会議と 54 運動 北伐統一			日清戦争
外交における挫折と 54 運動 山東問題と 21 ヶ条要求 90 歴史 90『国民中学歴史』3 パリ講和会議と 54 運動 北伐統一			台湾割譲に抵抗する英勇な行動
山東問題と 21 ヶ条要求 90 歴史 90 『国民中学歴史』 3 パリ講和会議と 54 運動 北伐統一			列強による勢力範囲の分割
90 歴史 90『国民中学歴史』3 パリ講和会議と 54 運動 北 伐統一			外交における挫折と 54 運動
北伐統一			山東問題と21ヶ条要求
	90 歴史	90『国民中学歴史』3	パリ講和会議と 54 運動
全国の統一			北伐統一
			全国の統一
安内と攘外			安内と攘外
対日抗戦			対日抗戦
77 事変			77 事変
上海会戦と南京大虐殺			上海会戦と南京大虐殺
抗戦の軍事における進展			抗戦の軍事における進展

		抗戦期の内政と外交
		日本の無条件降伏
		日本軍の台湾侵略と清の台湾政策の見直し
		日本が台湾に出兵
		沈葆楨の建設
		台湾民主国の武装抗日
		台湾民主国の抗日
		各地義軍の武装抗日
		霧社事件
		政治と社会統制
		総督による権威的統治体制
		典型的な警察政治
		保甲制度と社会統制
		戦争と皇民化
		植民経済の発展
	98『国民中学認識台湾(歴史編)』	経済発展基礎の確立
		農業改革
98 台湾		米の増産と製糖業王国の確立
		工業化の進展
		教育と学術発展
		公学校を骨幹とする教育施設
		実用性を重視する中等以上の教育
		植民政策のための学術研究
		社会変遷
		人口の激増
		纏足と辮髪の廃除の普及
		時間を守る観念の養成
		法律を守る観念の確立
		現代的衛生観念の確立
		社会運動
		政治改革を求める運動
		民衆への教育
		農工待遇改善を求める運動
99 歴史	99『国民中学歴史』2	日清戦争

東洋人が到来 海戦と陸戦 下関条約 内憂と外患 内戦が再起 西安事変 日本が大いに侵略 全面的抗戦 77 事変 抗戦初期の形勢 抗戦中期の進展

抗戦の最後勝利の取得

抗戦の精神と意義

『歴史』と『社会』に分けられる小学校と比較すると、1990年までの各系列の中学校『歴史』はほぼ中国史を体系的に記述するものであり、その内容構成においては高い相似性を見せている。1998年に採用され、台湾史を体系的に記述する『認識台湾』には日清戦争を除く中国史の内容がほとんど見られず、従来の系列と相違しているにもかかわらず、一方では中国史を重んじる伝統を継承する『歴史』教科書が中学校段階でも引き続き使用され、『認識台湾』を補完するものであった。

その内容構成の相似性も価値のカテゴリーによる性質の構成に反映している。1950年代 以降の各系列(1998年の『認識台湾』でさえも)においては、軍事系と非軍事系の価値の 出現頻度は概にそれぞれ半分の比例を占めている。戦争犯罪など描写に関わる「人道的価値」は 1949年以降の系列に出現しており、とりわけ 1974年と 1984年の系列でその頻度 がピークに達した。「社会・文化的価値」は相対的に新しい要素であり、それに関わる文字 記述が 1987年『歴史』と 1999年『認識台湾』のみで見られ、しかもこれらの記述はいず れも台湾を主体とする描写である。

表 5.1.2 中学校文字記述 • 全性質事件頻度表

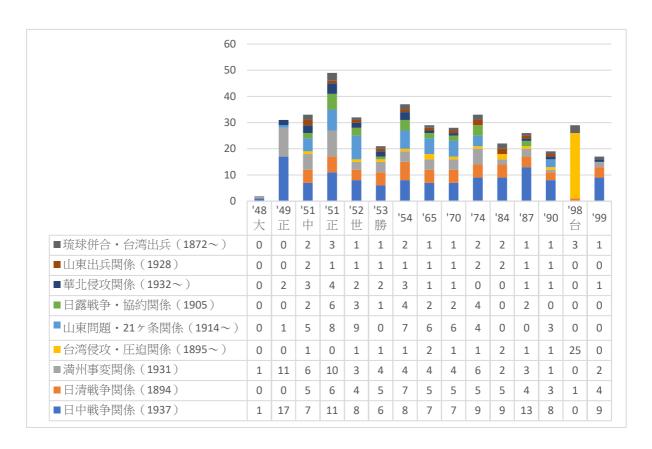
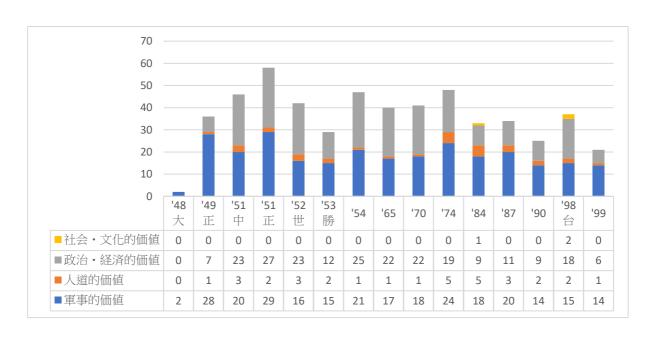


表 5.1.3 中学校文字記述・性質カテゴリー頻度表



図像描写は、各系列の内容構成が一貫性を示している文字記述とは対照的に、以下のように相違している。まず図像の使用状況について、1951 年高い頻度で図像を使用した正中書局版の『歴史』以降の系列は、図像の使用を減少させる傾向を示したが、1970 年以降の系列はその頻度が徐々に増加していった。また、歴史事件の構成においては、文字記述における日中戦争の頻度が概ね各系列の合計頻度の3分の1から半分未満までを占めているが、日中戦争を主題とする図像描写はほとんどの系列で半分以上の割合を占めている。更に、性質のカテゴリーから見れば、文字記述では軍事系と非軍事系の価値に関わる描写の間のバランスが保たれている。それに対し、1998 年『認識台湾』を除く全系列は軍事系の価値を重んじる傾向が非常に強い。

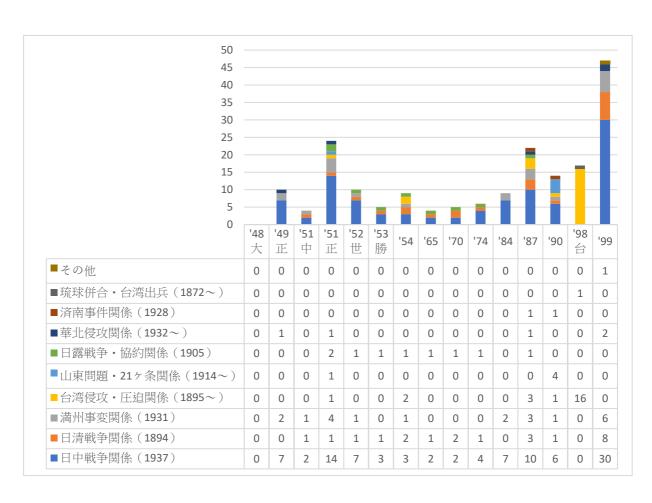
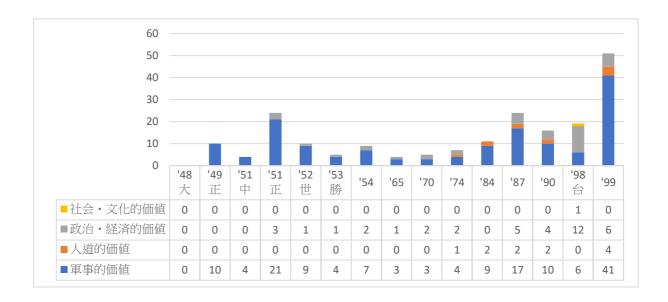


表 5.1.4 中学校図像描写·全性質事件頻度表

表 5.1.5 中学校図像描写・性質カテゴリー頻度表



第2節 軍事系の価値に関わる文字記述の性質の変化

第1項 「軍事的価値」に関わる文字記述

表 5.1.6 と表 5.1.7 から見られるように、系列によって事件や属性の構成が大きく相違する小学校の『歴史』や『社会』と異なり、中学校『歴史』に記述される大部分の軍事事件は、ほとんどの系列において、安定した「事件」や「属性」の頻度で出現している。また内容的には、全系列が時期を問わず高い連続性を持っており、各系列の間に矛盾する内容のある記述が基本的に見られない(後で説明するように、1999 年『歴史』がその例外となる)。日中関係の軍事史に関する記述体制は戦後初期に既に確立されていたことがわかる。

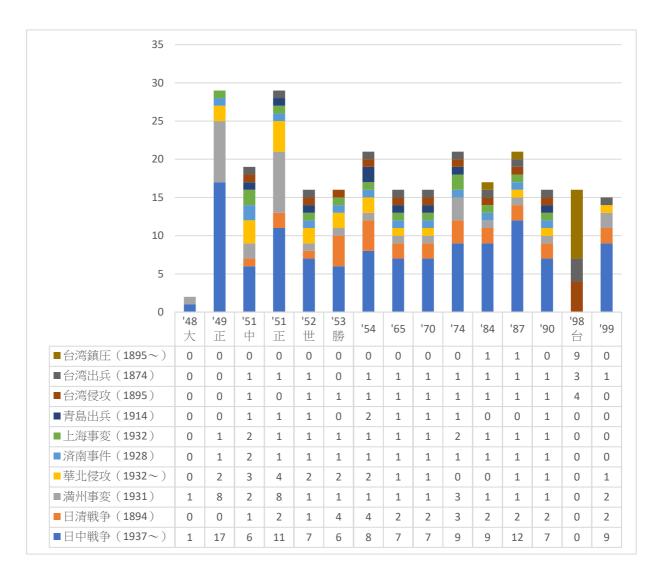


表 5.2.1 中学校文字記述·軍事事件頻度表

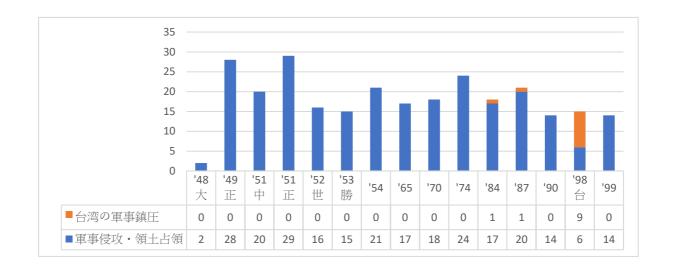


表 5.2.2 中学校文字記述 • 「軍事的価値」属性頻度表

しかし、時期によって情報の量における差異が見いだされる。例えば戦闘の背景や過程を詳細に述べるようにするのは早期の系列の大きな特徴である。以下は満州事変に関する記述を事例としてこれについて説明する。満州事変に関する記述の頻度が非常に高い 1949年『歴史』は最初に田中義一による天皇への上奏文によっての大陸政策で満州事変の遠因について以下のように述べている。

日露戦争後、日本は「満蒙」(満州とモンゴル)を侵略の標的とした。……田中義一は大陸政策についてこう語った:「世界を征服するためには、支那の征服が必要。支那を征服するためには、「満蒙」の征服が必要」。……東北軍張学良が帰順した後、東三省(東北三省)の鉄道網の経営に尽力し、葫芦島を開拓し、日本の嫉妬を引き起こした。それによって日本の東三省に侵略する政策が一層凄まじくなり、「918事件」(満州事変)は日本人の計画の通りに発生した²。

更には同系列が満州事変の導火線とされる万宝山事件と中村事件について逐一に述べている。ここには「人道的価値」に関わる描写がされているが、それについては次節で更に詳しく説明する。

郝永徳という者がそこ (万宝山) の耕地を賃貸し、その地を朝鮮民に又貸しした。 その契約が長春県政府からの承諾を得ていないまま、朝鮮民が日本領事の勢力を 恃み、伊通河の河水を引導し、堰堤を建設し、農地を任意に開発し、当地の農民

² 聶家裕『初級中学歴史第五冊』正中書局、1949年、53頁。

を憤慨させ、衝突を起こした。日本は軍警を万宝山に派遣して我が農民を鎮圧した。……朝鮮には激しい反中運動が発生し、朝鮮に居住する中国人は朝鮮暴徒と日本浪人に暴行を加えられ、数百人の死傷者が出た。……中村麗太郎という日本陸軍大尉が、軍の命令を受けて「内蒙」(内モンゴル)に赴いて軍事機密を探ったが、民国16年(1927年)6月に失踪した。日本は彼が興安嶺に駐屯する我が軍に殺害されたと主張し、我が政府に強硬な要求を提出し、一方では積極的に準備を進め、これを軍事行動の口実とするようにした³。

僅か二つの段落では、出来事の経緯が細やかに記述される一方で、田中義一、張学良、中国や朝鮮の民、日本の軍警や浪人など数多くのアクターが包括的に紹介された。その満州事変の戦闘過程においても大量な細部に関わる情報が見られる。

民国 20 年 (1931 年) 9 月 18 日夜、日本軍が自ら南満鉄道長春線柳河鉄橋を破壊し、それが我が軍の仕業だと主張し、瀋陽北大営の我が駐屯軍を砲撃した。我が軍は命令に従って抵抗をせず、東陵まで撤退したため、日本軍が瀋陽を占領した。翌朝、日本軍が長春を襲撃し、駐屯軍も命令の通りに抵抗せずに撤退した。悲憤した南崗に駐屯する軍のみが命令を拒んで抵抗したが、衆寡敵せず敗退し、遂に長春が陥落した。その後日本軍が古長路に沿って東進し熙洽による投降を受け入れ、吉林を占領した。……21 年 (1932 年) 1 月、日本軍が錦州に入ると、我が軍は楡関(山海関)内に撤退したが、馬占山、馮占梅、王徳林、宮長海、李杜、唐衆五、趙侗、苗可秀など志士豪傑が組織した義勇軍が東北各地で絶えず敵と戦っていた4。

この段落では人名及び地理的な情報も多く盛り込まれている。このような表現手法は、同系列における日中戦争などの他の軍事事件のみならず、同時期の『歴史』でも使用されている。しかし時代の推移とともに、細部の情報を省略する傾向が見られる。例えば1974年『歴史』では早期の系列の性質構成がある程度保たれている一方で、高い簡潔性も見られる。

民国 16 年 (1927 年)、日本軍閥田中義一が首相に就任し、積極的に中国侵略を展開した。彼は日本天皇への上奏の中、「中国を併呑するためには、華北の併呑が必要。華北を併呑するためには、満蒙の併呑が必要」と述べた。結局我が軍の東三省は、彼らの中国に侵略するための最初の標的とされた。

³ 同書、54-55 頁。

⁴ 同書、55-56 頁。

民国 20 年 (1931 年) 7 月、日本軍閥がまず万宝山事件を発生させ、朝鮮浪人による反中運動を煽動し、朝鮮に居住する我が民を殺害した。

同年9月初旬、日本軍が頻繁に遼寧省都瀋陽城外で演習し、紛争を引き起こそうとした。9月18日夜、日本が計画通りに自ら瀋陽付近の鉄路の一部を破壊し、それが中国軍の仕業だと主張し、瀋陽兵器工場と北大営を砲撃した。翌朝、瀋陽を占領した。いわゆる「918事変」である。そして、日本軍が更に吉林と黒竜江を侵攻し、東北三省全土が陥落した5。

更に、1990年『歴史』は戦後初期の系列によって満州事件が発生する背景とされていた 田中義一の政策や万宝山事件などを省略したうえ、満州事変についての記述を上海事変と 華北侵攻とともに一つの段落に濃縮した。

日本が長年にわたって我が国を滅亡させることを企んでいた。民国 20 年 (1931年) 9月 18日、日本関東軍は自ら瀋陽付近の鉄路の一部を破壊し、それを我が国の仕業だと主張し、瀋陽を砲撃し、翌朝それを占領した。いわゆる「918事変」である。そして日本軍は東北の重要な都市に侵攻し、奮起して抵抗した我が東北義勇軍ではあったが、衆寡敵せず、21年 (1932年) 初東三省が完全に陥落した。

1999年『歴史』にもほとんど同様な記述が見られる。このような記述の簡潔性が重視される傾向が日中戦争をはじめとする全ての軍事事件において示されている7。これらの記述は「人道的価値」の喪失について少し言及した部分(極めて情報量が少ないが)を除き、記述の簡潔性を重視するかを問わず、いずれも喪失した価値についての描写において高い抽象性を有することによって、「反日心象」を構築する心理的浸透力を欠き、読者の同情を喚起することにおいては限界があると考えられる。ただし図像描写(後の節で考察する)使用頻度が増加していった傾向を視野に入れると、この簡潔性は図像描写の存在感を更に鮮明にするという点においては大きな意義を持っている。

しかし、「反日心象」を構築する心理的浸透力のある「軍事的価値」に関わる文字記述が 全く存在しないわけではない。これを説明するには張学良についての記述を比較していく 必要がある。張学良は、蒋介石による北伐に際して、国民政府に帰順して中国の統一を促 したという点で評価されている一方、窮地に追い込まれた中国共産党を生き返らせた西安

⁵ 国立編訳館『国民中学歴史第三冊』国立編訳館、1974年、91頁。

⁶ 国立編訳館『国民中学歴史第三冊』国立編訳館、1990年、74-75頁。

⁷ 国立編訳館『国民中学歴史第二冊』国立編訳館、1999年、121-123頁。

事変を計画した一人でもあるため、国民党は彼を歴史の罪人として位置付けている。1974年『歴史』には、張学良を貶す国民党の史観が西安事変に関する記述に反映されている。

民国 25 年 (1936 年)、張学良が率いる西安に駐屯する東北軍は「共産党」に煽動されて非常に動揺していた。国民政府軍事委員会蒋委員長(蒋介石)が国を統率する統帥として、軍を激励しに単独で西安に赴いた。その時張学良と楊虎城が不意に武力で統帥を拘束し、「共産党」と類似な要求と主張を提出した。蒋委員長が凜乎たる態度で大義を語ると、張と楊が遂に統帥の偉大なる人格と革命への誠忠に感動され、12 月 25 日に委員長を恙なく南京まで護衛した。いわゆる「西安事変」である。委員長が無事に首都に帰還した後、全国の軍民は大いに祝い、我が国の結束と民族復興の兆候を表した。日本は統一した中国が壮大になることを恐れ、大規模な侵略戦争を発動することを早め、一挙に我が国を滅亡させようとした。

この記述では張学良と楊虎城の不忠と蒋介石の堂々とした姿勢とが強烈な対照をなしているほか、西安事変も日中戦争が発生する背景として紹介されている。1984年、1987年、1990年の『歴史』はほぼ同様な表現を引き続き使用した。しかし 1999年『歴史』においては、「西安事変」に関する記述が大きく変容した。この系列は「西安事変」の過程について張学良が共産党に煽動されたという内容を削除したうえ、事変の原因について以下のように説明している。

西安事変の起因は、張学良が政府の安内攘外、つまり共産党を掃滅してから抗日する政策への不満、及び共産党が掲げる「抗日民族統一戦線」が影響をもたらしたことにある。「918」以降、関内(山海関内、東北を離れた地域を指す)での亡命を展開した東北軍は、白山黒水(東北の象徴となる長白山と黒竜江を指す)が日寇(日本を侵略者として貶す呼び方)の手に落ち、いたく憤慨していた。田園盧墓(故郷の家と祖先を祭る墓)が烏有に帰したことが、格別に彼らを慨嘆させた。「中国人は中国人と戦わない」、「戦って東北に帰還せよ」といったスローガン、そして「亡命の3部作」の高らかな歌声の中、彼らは亢奮しなければならなかった。これは36歳の「張少帥」「0に共産党と協力して蒋介石に抗日を強いる道を歩

⁸ 国立編訳館『国民中学歴史第三冊』国立編訳館、1974年、92-93頁。

⁹ 国立編訳館『国民中学歴史第三冊』国立編訳館、1984年、82 頁。国立編訳館『国民中学歴史第三冊』国立編訳館、1987年、96 頁。国立編訳館『国民中学歴史第三冊』国立編訳館、1990年、73-74 頁。

¹⁰ 民国初期には軍の指導者(特に軍閥の場合)に対して「大帥」(大元帥、公式な役職ではない)を呼び付ける慣習があり、その「大帥」の子息に対して「少帥」と呼び付けていた。張学良が「大帥」張作霖の子息として「少帥」と呼ばれていた。

ませた。西安事変の結果として、国民党が共産党への掃滅を停止し、窮地に追い 込まれた共産党が生き返り、中国の歴史が変わった¹¹。

この段落では以下の特徴が見いだされる。まずは張学良への評価が従来と大きく変わったということである。以前の系列では彼が事変を計画した理由として共産党に煽動されたということが挙げられていたし、張学良の性格における弱みを蒋介石の人格や態度と対比させて強調していた。しかし、それに対して1999年系列では、彼の故郷や部下への思い、及び中央政府の抗日における消極的な姿勢を事変の背景として強調されるようになった。次には隠喩が多く使用されていることである。例えば「関内」で「異郷」を、「白山黒水」と「田園盧墓」で「故郷」を、「歌声」で故郷へ帰りたい気持ちを象徴するような表現手法が、この描写に小説や散文など美的感覚を有する文学作品の性格を与えている。更に、抗日を最優先することよりも国民党政権の共産党の鎮圧に集中する「安内攘外」政策の正当性を称えることに一辺倒の過去の系列と異なり、この系列は安内攘外政策に直接な評価を加えないうえ、張学良や東北軍に同情する描写によって国民党政権の処置が不適切であったという解釈がされる可能性が提供された。

ここで最も重大な意義を持つのは、価値を喪失する主体が国家から特定の個人に移転したことである。例えば前で引用した満州事変に関わる記述において、主に領土の喪失が強調されているが、国家のその喪失自体が事件の結果だと帰結され、具体的にはその事件がどのような影響をもたらすかという想像の構築において十分な情報が与えてられていない。しかし1999年『歴史』がそれに反して領土を喪失する主体を東北軍の兵士に特定することによって、喪失の結果はもはやそのこと自体ではなくなり、「亡命」や「郷愁」からなる兵士たちの心理状態が事件の帰結とされるようになった。このようにして、読者が自らの想像でその心境を再現することが可能となった。

事件の経緯の記述の簡潔性を保ちながら、事件の関係者の心理状態を最大限に表現する このような描写手法は、同系列の他の部分でも使用されている。例えば同系列は日中戦争 における「抗戦の精神と意義」について以下のように述べている。

8 年にわたる抗戦は相当に困難なものであった。抗戦初期、我が国民が血肉の身体で日本軍の戦車や大砲を拒みがたかったとしても、彼らは「大刀で鬼子(日本人を貶す呼び方)の首を斬れ!」への高歌、「父母の仇を討つ、民族のため戦う!」への斉唱を止めなかった。戦時中の物資が不足しており、木炭で動かされる汽車は、「一旦発車すると 2、3 里走り、4、5 回止まり、6、7 回故障し、8、9、10 人に押されて進む」という状況がしばしば起きていた。多くの人は戦況によって疎

¹¹ 国立編訳館『国民中学歴史第二冊』国立編訳館、1999年、120-121頁。

開しなければならず、「年々が厳しいが年々過ごしていく、家がどこにもないが、 どこでも家にする」という生活を送っていた。だが死に赴いて生き抜いていく意 気を持つ彼らは疑いなく「敵の凄まじい砲火を恐れず」、「血肉で長城を築く」覚 悟をしていた¹²。

すなわち、指導者や政府を中心に一般的な描写で中国側の不屈精神を強調していた以前の系列に対し、1999年『歴史』は戦争を体験した兵士や一般市民といった個人の視点から日本への憎しみ、戦争での無力感、死に赴く決心などの気持ちを交錯させ、当時流行っていた言葉を大量に使用して戦時中の人々の心理状態を再現した。こうした描写技法は読者による「反日心象」の構築や同情心の喚起を容易にした。

しかもこのような描写技法の使用は教科書本文に限定されず、節の終わりにある「問題と討論」の部分まで延伸されることもある。まずは 1987 年『歴史』の「問題と討論」を比較の材料として見てみよう。この系列は読者に対して以下の満州事変や西安事変についての討論課題を提出した。

- 一、西安事変の経緯について討論する。
- 二、民国18年ソ連が東北に出兵して侵略する原因について討論する。
- 三、「918事変」が発生する原因と影響について討論する13。

こうした討論課題は読者に更なる思考をさせるよりも、内容への記憶を深めて授業の効果を強化するためのものであり、その答えは教科書の記述のままによって解答されることができる。1990年『歴史』にも同事件の部分において同様な討論課題が見られる。それに対して1999年『歴史』は従来の系列で使用されなかった表現手法を用いて討論課題を出した。

一、「918」後中国で流行っていた「松花江上」の歌詞を読み、質問に答えなさい。

我が家は東北松花江のほとりに在り、 森林と炭鉱と、また見渡す限りの大豆と高粱畠。 我が家は東北松花江のほとりに在り、

我が同胞と老いたる父母が住む。

九一八、九一八、あの悲惨な時から。

九一八、九一八、あの悲惨な時から。

.

¹² 同書、145-147頁。

¹³ 国立編訳館『国民中学歴史第三冊』国立編訳館、1987年、100頁。

我が家郷を離れ、 あの豊かな宝庫を捨てた。 流浪に次ぐ流浪、今関内をさすらう。 いずれの年、いずれの月、 我が愛する故郷へ帰れようか。 いずれの年、いずれの月、あの豊かな宝庫を取り戻せようか。

ちちははよ、ちちははよ、いつの日我が家で歓びをともにできようか¹⁴。

- 1、「918」は何年に発生したか。その結果がどうなった。
- 2、どのような者がこれを歌うと最も感動するか。彼らの故郷がどこにあるか。なぜ彼らが故郷を離れなければならないか。
- 3、どの部隊がこれを歌うと最も感動するか。この歌は誰によって「統戦」(共産党による「統一戦線」策略)の手段としてされる可能性があるか。¹⁵

この本文並みの文字量を有する討論課題で、事件の経緯への理解だけではなく、読者が 更に求められるのは、ある価値を喪失した個人的主体への感情移入というものである。「松 花江上」の歌詞によって「領土の喪失」が個人にとって感受しやすい郷愁関係の諸要素に 転化されると、感情移入の過程を必要とする第2問と第3問を通してそれを喪失する主体 が明確化される。第2問が東北を離れた一般市民を対象とする可能性があるのに対し、第 3問は明らかに張学良が率いる東北軍を対象としており、張学良や東北軍に同情する立場 を示す西安事変を記述する本文に呼応している。すなわち、討論課題での価値の転化、感 情の移入、主体の特定といった過程によって、本文で築かれた「反日心象」を構成する基 盤がここで実践され、特定の描写において心理的浸透力が高い記述様式が確立されること になる。

後の「政治・経済的価値」に関わる文字記述を考察する節では、1999 年『歴史』にこのような独特な手法を使用したのは「軍事的価値」に関わる文字記述に限られていないことがわかる。

「軍事的価値」に関わる文字記述のもう一つの特徴は、ほぼ全ての系列が中国史を重んじる傾向を示していることである。1874年台湾出兵や1895年台湾侵攻がほとんどの系列に出現しているが、これらの事件は主に日清戦争や下関条約の背景または余波として位置付けられている。しかし1984年『歴史』以降、中国を中心とする内容構成が保たれたうえ、より独立性を有する台湾に関わる記述が見られるようになった。1984年系列には台湾を対

¹⁴ 歌詞の日本語訳については、坂本龍彦『残留日本人への旅—四十年目の満州』朝日イブニングニュース 社、1986年、220-226頁、から引用している。

¹⁵ 国立編訳館『国民中学歴史第二冊』国立編訳館、1999年、124-125頁。

象とする「占領地への軍事鎮圧」が以下のように初めて記述された。

日清戦争後日本が台湾を占有し、高圧統制を遂行した。台湾同胞が次々と蜂起し、10余回の武装抗日を発動した。事件の後、日本軍閥が必ず台湾同胞を大いに殺害する。日本軍閥は台湾同胞に対して差別し、植民地統治政策を取り、更に台湾青年の高等教育を受ける権利を制限していた。台湾同胞が苦労して得たものの大部分は日本に奪われ、戦時中が特に苛酷であった。それが台湾同胞の祖国への憧憬を強めた。彼らは大陸に渡って戦争に参加し、または台湾で密かに反日運動を進め、抗日戦争に対して重大な貢献を果たした¹⁶。

この描写における「抵抗」や「鎮圧」に関する描写自体は一般的なものであり、想像の構成に豊富な材料を提供しているわけではない。以下の記述をしている 1987 年『歴史』がその好例となっている。

台湾が日本に割譲されてからの 50 年間、台湾同胞が日本による暴虐な統治に反抗するための壮烈なる行動が絶えなかった。例えば羅福星が同盟会に入り、広州 329 の戦いに参加し、重傷を負った。民国初期、彼は指示に従って台湾へ帰り、組織を発展させ、同志を募り、一挙に台湾を光復することを図ったが、不幸にもその計画が日本に発覚すると、彼は捕らえられて殉難した。その後、林献堂、蒋渭水などがその志を継いで反日運動に献身し、我が台湾同胞の祖国に復帰するための不屈精神を見せた。更に多くの台湾同胞が、転々と大陸に渡り、対日抗戦に参加する一方、台湾を光復する活動に尽力していった17。

「台湾の圧迫」が「暴虐な統治」という簡略された表現で記されるようになったほか、この記述で興味深いのは、林献堂と蒋渭水が武装抗日ではなく平和的手段による抗日運動の代表的な人物であるということが言及されなかったことである¹⁸。羅福星の遺志を継いだという表現によって二人が武装抗日を継続したという連想を読者にさせかねない。

しかし、一旦 1984 年『歴史』のように、「台湾の圧迫」が具象的に描写されることになると、「占領地」としての台湾の記述が国家や政府ではなく、一般市民の集合体としての台湾住民を描写の主体としなければならなくなる。そのような事例では、軍事的「抵抗」や「鎮圧」を描写する際に、それを発生させる背景として、台湾住民の個人レベルにおける

¹⁶ 国立編訳館『国民中学歴史第三冊』国立編訳館、1984年、88-89頁。

¹⁷ 国立編訳館『国民中学歴史第三冊』国立編訳館、1987年、114頁。

¹⁸ 林献堂と蒋渭水による非軍事抵抗に関する記述が1998年の『歴史台湾:歴史篇』にも出現している。二人の詳細については、黄富三『林献堂伝』国史館台湾文献館、2004年、黄煌雄『蒋渭水伝―台湾的孫中山』時報出版、2006年。

非軍事系の価値の喪失が深く関わってくる。この種の描写については、本章第4節の『認 識台湾』を考察する部分で詳しく説明することにする。

台湾に関する記述でもう一つ注目に値するのは、台湾住民による抗日戦争への参加が初めて記述されたということである。以前の系列になかった台湾住民を日中戦争に連結する表現は、1987年『歴史』での上述の「占領地への軍事鎮圧」の記述とともに出現したが、1990年『歴史』では同記述が見られなくなり、同時期の小学校の1990年『社会』と同じような中国史を重んじる傾向を示した。1999年『歴史』では同事件が異なる表現で再度描写されるようになった。

この戦争は、中国人にとって正真正銘の「全面抗戦」であり、それには「誰でも抗戦」、「どこでも抗戦」、「長期的抗戦」といった意義が包含される。日本に植民化されていた台湾でも、多くの人が大陸に渡り、少年団、義勇隊など抗日団体を組織し、抗戦に身を投じた¹⁹。

この記述での台湾住民の日中戦争に参加する背景は、もはや日本統治への反動ではなく、中国人であるとの自覚にある、とされている。「反日心象」を構築するための情報量が多いとは言えない記述ではあるが、これによって、台湾本土化が本格的に始められる前の 1984 年以降、中国史の台湾との関係性が強調され始めたことが分かる。更にに注目に値するのは、1999 年『歴史』が前の系列で消失した台湾住民による抗日戦争への参加という事象を、中国ナショナリズムに連結し、それを再び記述したことである。教育の本土化が推進されるようになった 1990 年代末期に使用され始めたこの系列において、逆に戦後初期より積極的な台湾住民に「脱植民地化」をさせるような表現が見られる。これは本土化が進められた後の政府の歴史教育においての公式見解は、伝統的な中国史観から逸脱したわけではなかったことへの一つの例証となると考えられる。

すなわち、中学校の『歴史』は「軍事的価値」に関わる文字記述において以下の特徴が 見いだされる。まず、歴史事件においての内容構成は戦後初期の系列で既に確立されてお り、後継の系列が基本的にその伝統に従って内容を構成していく。しかし時期の推移とと もに記述の簡潔性が重視されるようになっていく傾向も見られる。その一方で、使用の頻 度が増加していく傾向を示す図像の相対的な機能性が高まっていったと考えられる。次に、 多くの系列は「軍事的価値」を喪失する主体を国家に限定し、読者の同情を喚起しにくい 記述をしているにもかかわらず、1999年『歴史』は、「軍事的価値」を個人の心理状況や欲 求に連結することによって、軍事的描写による「反日心象」の構築を、より容易にしてい る。更に 1984年『歴史』以降、台湾鎮圧関係の記述とともに個人レベルにおける価値に関

¹⁹ 国立編訳館『国民中学歴史第二冊』国立編訳館、1999年、145-147頁。

する描写が多く出現するようになり、事件と同じ空間に置かれている読者に更なる想像をする材料を提供した。要するに全体的に見ると、1984年系列を分水嶺として、中学校『歴史』は「軍事的価値」に関わる文字記述において「反日心象」を構築する機能性が次第に強化されていく傾向を示していることが分かる。

第2項 「人道的価値」に関わる文字記述

属性頻度表から見られるように、「人道的価値」に関わる文字記述は1948年『歴史』を除き、全体的に出現している。ただし1974年『歴史』を分水嶺として異なる属性の頻度や構成が示されている。それ以前の系列には「人道的価値」に関わる記述が約1~3回の頻度で出現しており、それが持つ属性が「非戦闘員や平民の殺害」に限定されている。しかし1974年『歴史』では「非戦闘員や平民の殺害」の頻度が急増しただけではなく、「虐待や性犯罪」を有する表現がされるようになった。1984年『歴史』から「虐待や性犯罪」が保たれたうえ、「非戦闘員や平民の殺害」が徐々に減少していったが、1999年『歴史』には「慰安婦の強制連行」や731部隊による「人体実験」に関する内容が加筆され、最も多様的な属性構成が示されている。

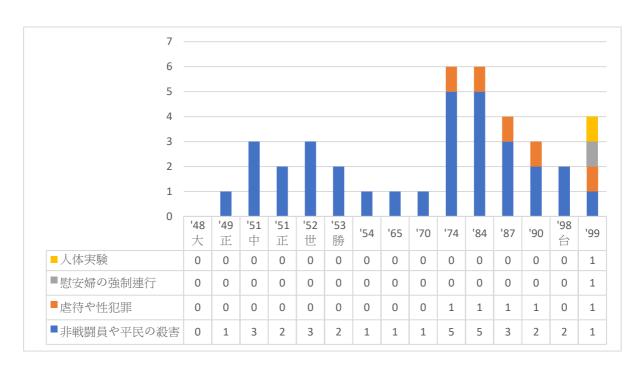


表 5.2.3 中学校文字記述 • 「人道的価値」属性頻度表

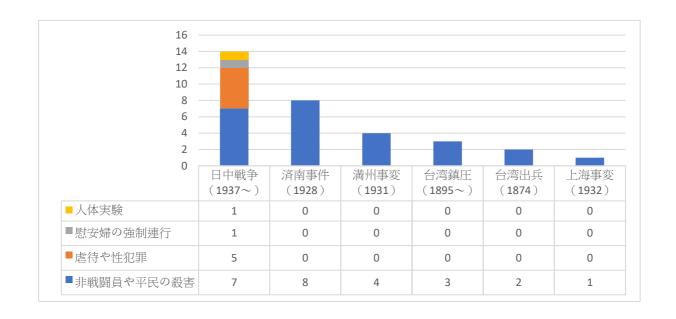


表 5.2.4 中学校文字記述・「人道的価値」属性・事件クロス頻度表

初期の小学校『歴史』と同じように、1974年『歴史』以前の「人道的価値」に関する記述の大きな特徴はその簡潔性にある。これは戦後初期の中学校『歴史』が「軍事的価値」に関わる記述において詳細性を重視することと鮮明な対照をなしている。例えば前節で引用した 1949年『歴史』での朝鮮に居住する中国人が日本に煽動された浪人に殺害された記述のほか、1951年中華『歴史』は 1928年の済南事件について以下のように記述している。

5月1日、国民革命軍が済南を落とすと、挑発しようとする日本が、5月3日に故なく我が軍と民に恣意に射撃し、戦地政務委員会交渉員蔡公時でさえ、殺害された²⁰。

前章で紹介した小学校の1947年『歴史』とほとんど同じ表現が使用されているこの事件に関する記述は、万宝山事件とともに、戦後初期の中学校『歴史』における「非戦闘員や平民の殺害」に関する内容の主要な構成要素となっている。クロス表における山東事変や満州事変に関わるものがほとんどこの時期に集中している。他には、小学校の教科書に記述されていない、1974年以前の系列によく出現する1925年の「530事件」に関する記述が見られる。1954年『歴史』はこの事件について以下のように語っている。

²⁰ 王德昭、李樹桐『初級中学歴史第五冊』台湾中華書局、1951年、137頁。

民国 14 年 (1925 年) 初旬、上海にある日本製糸場で罷工が発生し、労働者の代表顧正紅が日本人によって射殺された²¹。

この事件の描写は 1954 年から 1970 年までの系列に唯一出現した「人道的価値」に関わる記述でもあり、いずれも高い簡潔性を有する描写である。この傾向はほぼ同時期に使用される小学校の 1960 年と 1969 年の『歴史』が戦争犯罪の描写においてピークを迎えたことと大きく相違している。

簡潔性や属性の単一性のほか、ここで更に指摘しなければならない重大なことは、1974年以前の系列に中国の近代史にとって極めて重要な意義を持つ「南京大虐殺」が全く記述されていないことである。例えば1952年世界書局『歴史』は済南事件、万宝山事件の記述において「非戦闘員や平民の殺害」に関する表現を使用しているにもかかわらず、1937年日中戦争における「首都陥落と徐州会戦」という項では以下のような記述をしている。

上海の戦いが発生した後、我が軍が勇猛に応戦し、日本軍の増援が絶えず、その総兵力が 20 万人以上に達したが、我が軍によって拒まれた。11 月 5 日、日本軍が金山衛に上陸し、松江に駆けつけたことを受け、我が軍は9 日に撤退した。この戦いで地勢が防衛に不利な上海を 3 か月も堅守できたことは、日本軍の勢いを大きく削いだ。上海が陥落すると、日本軍は京滬路と京杭路に沿って西進し、12 日 13 日に南京を陥落させた。国民政府は重慶へ遷都した。……首都(南京)が陥落すると、日本軍は長江に沿って北上して(中国軍を)挟撃しようとした。それは、27 年(1938 年)3 月、4 月に徐州会戦を引き起こした。我が軍は台児荘で日本軍を 3 万人殲滅し、台児荘の大勝を収めた²²。

この段落では上海を堅守できたことと台児荘の大勝が強調されているのに対し、南京の 陥落についての記述は極めて簡潔なものであり、しかもそれと同月に発生したと思われる 南京大虐殺については一切言及されていない。中学校教科書が国定制に移行した後も、こ れとほとんど同様な記述が 1970 年『歴史』まで引き続き採用されていた²³。

中学校段階で初めて「南京大虐殺」を記述したのは 1974 年『歴史』である。これは南京 陥落を記述する項を「日寇による南京での大虐殺」と題したうえ、以下の記述をしている。

民国 26 年 (1937 年) 11 月上海が陥落した後、日寇は南京を落とした。我が国民 政府が予め重慶へ遷都し、命を懸けて最後まで抵抗することを宣言した。日本軍

²¹ 台湾省政府教育庁『初級中学歴史第四冊』台湾省政府教育庁、1955年、63-64頁。

²² 方豪他編『初級中学歴史第五冊』世界書局、1952年、44頁。

²³ 国立編訳館『国民中学歴史第三冊』国立編訳館、1970年、82頁。

閥は南京を占拠すると、狂った獣のように、血なまぐさい大虐殺をし、我が首都の無実な市民 30 万が日寇によってひどい目に遭った。彼らは射殺され、生き埋めにされ、江の中心に投じられ、刀で首を斬られた。婦女が凌辱され、全財産が略奪され、未曾有の惨禍であった。これは人類の文明史上、最も非道な記録を残し、我が中華民族の屈辱だけではなく、世界中の平和を愛する民族も日寇の暴行を非難した²⁴。

前述のワン・ジョンが中国の歴史認識を考察する際に提示した「光栄」と「屈辱」といった二つの極端にある概念を借用してこれを説明すれば、この系列は「光栄」よりも「屈辱」の歴史が重視されるようになる分水嶺といえよう。ただし本研究が更に着目したいのは、「殺害」以外の諸属性が記述に導入されることによって、『歴史』での戦争犯罪が再定義されたということである。1974年以前の系列における戦争犯罪に関する記述は「屈辱」という側面を持っているにもかかわらず、犯罪者としての日本人に関わる想像を構築する機能性において限界がある。なぜなら、こうした描写が「殺害」という単一の属性に限定され、しかも高い簡潔性を有することによって、喪失された価値に関わる想像を構築するための情報が不足しているからである。しかし1974年『歴史』には戦争で不必要な手段とされる「虐待や性犯罪」への生き生きとした描写によって、戦争犯罪がもたらす価値の喪失は読者が共感しやすい個人の「苦痛」へ延伸され、同情を喚起して想像を構築するための情報を提供している。

1984年『歴史』は日本軍兵士による「殺人試合」について加筆したうえ、1974年『歴史』における南京大虐殺の描写を引き続き使用した。1987年と1990年の『歴史』では同記述が軍事的描写の簡潔化とともにやや簡約されたが、属性における変化は生じていない。例えば1990『歴史』は以下のように描写している。

上海陥落後、国民政府は重慶へ遷都した。26年(1937年)12月、日本軍が南京を陥落させると、兵士による略奪、焼殺、強姦、しかも殺人試合を放任した。この大虐殺で、我が無実な同胞が30万人殺害された。これは中華民族の不幸であり、人類史上の大いなる惨禍でもある²⁵。

そして 1999 年 『歴史』はその 1974 年系列が定めた伝統に従わず、以下のように独自な表現で日中戦争における戦争犯罪を描写した。

12月中旬、国軍が南京から撤退すると、日本軍は入城して彼らの獣性を見せ、30

²⁴ 国立編訳館『国民中学歴史第三冊』国立編訳館、1974年、94-95頁。

²⁵ 国立編訳館『国民中学歴史第三冊』国立編訳館、1990年、78頁。

万人以上の中国人が日本軍の刀の先で惨殺された。南京大虐殺のほか、「731」部隊による東北での中国人を家畜とする細菌戦実験、韓国や台湾で女性を「慰安婦」にするといったことは、十分に、日本軍による中国侵略の重大なる犯行を表している。民国 27 年(1938 年)初、国軍が台児荘で大勝を収めたことはあるが、日本軍はその優勢を保ち、華北の沃野と江南の水郷を席巻した²⁶。

この段落での「虐待や性犯罪」は以前の系列のように逐一取り上げられていくというよりも、「獣性」や「刀の先」といった暗喩的な表現に入れ替えられたにもかかわらず、「731 部隊」や、台湾や韓国で大きな争点となっている「慰安婦」が初めて教科書で取り上げられたという点において重大な意義を有している。これによって日本軍による犯罪がもはや戦争における「殺害」や「虐待」に限定されなくなり、戦場でないところで行われる広義な「人道的価値」に反する犯行へ延伸されるようになった。更に留意しなければならないのは、ここでの「虐待や性犯罪」に関わる暗喩的な表現において、後の図像分析の部分で論じられるように、同系列に大量に使用された図像はそれを補足説明するものとして機能し、包括的な記述体系をなしている。

一方で、1998年『認識台湾』における戦争犯罪の描写を同時期の『歴史』にある豊富な表現と比べると、「殺害」を中心とする限定的な表現しか見られない。それが第7章の台湾住民による武装抗日を述べる部分で、「義軍」への補足説明として以下の注を付けている。

義軍:各地の市民が民間自衛組織を基礎として結成した抗日武力である。例えば 大嵙崁(現在の桃園大渓鎮)、三角湧(現在の台北県三峡鎮)の市民によって結成 された義軍が日本軍に大きな打撃を与えたがあるが、総督府はそれに対して全面 的な掃蕩・焦土作戦を採り、民家に火をつけ、無実な市民を大いに虐殺した²⁷。

しかし、本章第4節の考察によれば、『認識台湾』が想像を構築するための情報を提供することにおいて、軍事的描写よりも「政治・経済的価値」や「社会・文化的価値」といった非軍事系の価値を重んじていることが分かる。

ここまでの考察を通し、中学校『歴史』での文字記述を手段とする犯罪者としての日本 人の形象の構築は、「脱植民地化」が必要とされる戦後初期ではなく、1974 年系列以降本 格的に開始されたということがわかる。

²⁶ 国立編訳館『国民中学歴史第二冊』国立編訳館、1999年、137頁。

²⁷ 国立編訳館『国民中学認識台湾 (歴史篇)』国立編訳館、1998年、61頁。

第3節 非軍事系の価値に関わる文字記述

5.3.1 から見れば、1953 年勝利出版社『歴史』を除く 1984 年以前の全ての系列は政治事件の構成において高い相似性を有することがわかる。下関条約、ポーツマス条約、山東問題、21 ヶ条要求に関する事件がかなりの頻度を示す一方で、他にはいくつかの事件が低い頻度で平均的に各系列に分散している。しかし 1984 年『歴史』以降、政治事件の構成が大きな変容を迎え、各系列における「政治・経済的価値」に関わる記述の平均頻度が以前の系列の半分以下に落下した。表 5.3.2 で示されているように、1984 年系列も台湾に関わる「台湾の圧迫」が出現する分水嶺となってい

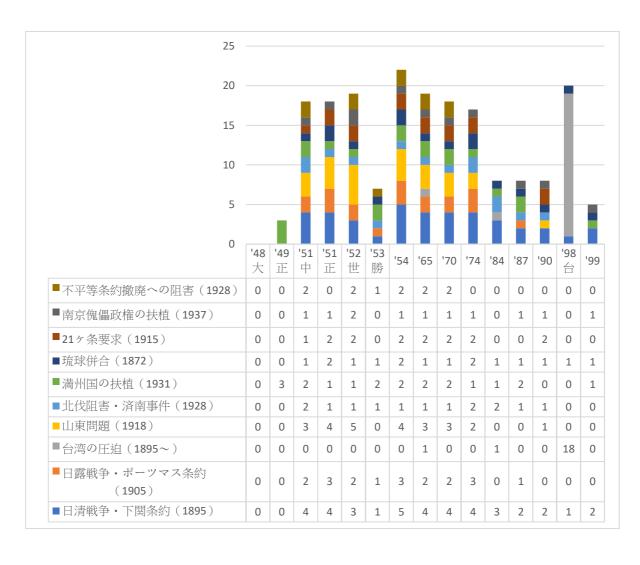


表 5.3.1 中学校文字記述・政治事件頻度表

'48 '49 '51 '51 '52 '53 '54 '65 '70 '74 '90 '84 '87 大 正 中 正 世 勝 台 ■台湾の圧迫 Ω Ω ■統一の破壊 ■特権・利益の取得

表 5.3.2 中学校文字記述・「政治・経済的価値」属性頻度表

非軍事系の描写は歴史事件によって異なる記述の簡潔性を示す傾向を有するが、1990年 『歴史』までの各系列では「特権・利益の取得」に関する記述の内容や属性の構成において一定の慣性が表されている。1951年中華書局『歴史』での日清戦争が発生する背景に関する以下の記述を見てからこれについて説明しよう。

維新の後海外へ拡張しようとした日本では、「征韓論」が展開されていた。中国が朝鮮の内政と外交を不問にした以上、日本が積極的な侵略方針を取った。光緒元年(1875年)、朝鮮が日本の測量船を砲撃した事件が発生し、「征韓論」が更に盛んになった。結局翌年日本朝鮮に出兵し、朝鮮政府に「江華条約」(日朝修好条規)の調印を強迫した。この条約で、日本が朝鮮を独立な邦として承認し、間接的に中国の朝鮮に対する宗主権を否定した。……更には日本が朝鮮で様々な陰謀を企み、不穏を煽り、干渉の口実を作ろうとした。その時の朝鮮政府が新派と旧派に分裂していた。金玉均をはじめとする新派は日本人に利用され、王妃閔氏の勢力を持って大院君の旧派と対立していた。……光緒10年(1884年)、中仏戦争が発生した隙に、朝鮮での中国勢力を駆除しようとした日本が、同年冬に新党に閔氏要人への殺害を教唆すると、日本使節が兵を率いて王宮に入り、朝鮮国王に政府の改組を強制した。……光緒11年(1885年)、日本が伊藤博文を全権大使として中国に派遣し、両国による朝鮮問題の善後について討議した。清政府が李鴻章に交渉を命じ、(日本と)3ヶ条がある「天津条約」を調印した。……この条約によって、中国と日本の朝鮮における勢力が対等なものとなり、朝鮮が中日両国の共

同の保護国となった28。

そして同系列は下関条約による利権の喪失について以下のように述べている。

(日清)戦争の結果、中国の海陸軍が大敗し、黄海艦隊がほとんど殲滅され、遼東と山東の要地が敵の手に入った。最後に米国の調停によって、光緒 21 年 (1895年)春、李鴻章が全権大使として、日本に赴いて講和し、下関条約を調印した。その条約の要点は:

- 1、中国は朝鮮が独立自主国であること承認する。
- 2、遼東半島、台湾とその付近にある諸島を割譲する。
- 3、日本に2億両の賠償金を支払う。
- 4、沙市、重慶、蘇州、杭州を開放し、日本が内陸の河川を航行することを承認する。
- 5、日本人が中国の各貿易港で任意に各種の製造業を従事できる29。

詳細な背景への説明が簡潔な事件の結果の記述と対照をなす 1951 年『歴史』に対し、国 定の 1954 年『歴史』には同事件が以下のような濃縮された表現で述べられている。

清同治6年(1867年)から、日本が維新を開始した。数年後、国力が充実した日本が海外へ拡張しようとし、光緒5年(1879年)に琉球を併合すると、朝鮮を侵略することにした。当時の朝鮮は両派に分裂し、朝鮮国王の父である大院君をはじめとする旧党が親中し、王妃閔氏と金玉均をはじめとする新党が親日していた。両党が対立すると、各自、中日に支援を求めた。中国は袁世凱を漢城に送って駐兵させ、日本も軍を漢城に駐屯させた。光緒11年(1885年)、日本に派遣された伊藤博文が李鴻章と天津で条約を調印し、両国が同時に撤退し、将来軍を朝鮮に派遣する前に照会を必要とすることに合意した。それによって朝鮮は事実上中日両国の共同の保護国となった。……下関での講和で、日本は莫大な利権を求めた。尽力した李鴻章は譲歩を得られず、中国は耐え難い条約を受け入れた。その重要な条項は:

- 1、朝鮮を独立国として承認すること。
- 2、2億両の賠償金を支払うこと。

²⁸ 王德昭、李樹桐『初級中学歴史第五冊』台湾中華書局、1951年、121-124頁。

²⁹ 同書、125 頁。

- 3、遼東半島、台湾と澎湖を割譲すること。
- 4、沙市、重慶、蘇州、杭州を開放すること。
- 5、日本人が中国の各貿易港で工場を設置できること30。

この二つの段落を比較して見ると、戦後初期の『歴史』が日清戦争において朝鮮権利の喪失を詳細に記述する傾向が強いのに対し、1954年『歴史』以降の系列は朝鮮権利についての記述を簡略にしたうえ、元々簡潔性を有していた下関条約で喪失した利権についての記述をほぼそのまま継承した。こうした内容の構造は下関条約の記述の伝統となり、1990年『歴史』まで使用されていった 31 。一方では、これらの記述も属性においてほとんど変化を示さなかった。

他の政治事件の記述においてもこのような慣性が示されている。ここで 1974 年以前の 系列によって重要視されていた 21 ヶ条要求を事例として取り上げよう。1951 年中華書局 『歴史』は 21 ヶ条要求について以下のように記述している。

日本が軍を送って膠済鉄路を占領した後、中国政府が何度も抗議したが、結果を得られなかった。青島での戦いが終わると、中国が撤兵を要求した。それに対して日本は民国4年(1915年)1月18日、不意に中国政府に不合理な21ヶ条要求を提出した。その全文は5号からなる。第1号は4ヶ条あり、山東省への侵略に関するものであり、将来我が国がドイツの山東における利権を日本に譲渡し、日本の山東における利権や勢力を拡張させることへの承諾を求める。第2号は7ヶ条あり、南満州や東モンゴルへの侵略に関するものである。例えば旅順と大連、及び南満と安奉両鉄路の租借期限の延長、日本人の南満州や東モンゴルにおける採掘権、商工業を経営する権利、土地の租借権や所有権などを承認すること。……これらの要求は中国を日本の保護国にしようとした。……中国は日本と数ヶ月にわたる交渉をしたが、取り消しを叶えられなかった。5月7日、日本は最後通牒を出し、中国に承認を迫った。中国政府は5月9日、遂に要求を承認した。このようにして、列強の中国での勢力均衡は、日本の独占企図のために破壊された32。

そして国定の1974年『歴史』には以下の高度な類似性を有する記述が見られる。

日本軍が山東に侵犯した後、我が国は何度も日本に抗議し、撤兵を要求したが、 日本はそれを無視し、却って民国 4 年 (1915 年) 初に不意に北京政府に苛酷な 21

³⁰ 台湾省政府教育庁『初級中学歴史第三冊』台湾省政府教育庁、1954年、116-118頁。

³¹ 国立編訳館『国民中学歴史第三冊』国立編訳館、1990年、18頁。

³² 王德昭、李樹桐『初級中学歴史第五冊』台湾中華書局、1951年、131-132頁。

ヶ条要求を提出した。その主要な内容は:1、日本がドイツの山東における全ての利権を継承したうえ、全省の他の利権を取得することを承認する。2、旅順、大連両港、及び南満、安奉両鉄路の日本の租借期限を99年まで延長することと、日本人が任意に南満や東モンゴルでの居住、採掘、商業を経営する権利への同意。……これらの要求から見ると、中国の独立や自主におけるあらゆる権利が奪われ、一つの国とみなされていなかった。……当時の総統袁世凱は日本に抗えず、交渉を手段として時間を稼ぐことにしたが、日本軍閥は我が国に最後通牒を出し、全ての要求を受け入れることを迫った。2日後、我が政府が要求の第5号部分について後日に交渉することを希望し、それを除く全ての要求を受け入れるということ日本に通達した。すると、日本は中国侵略において更なる成功を取得し、列強の中国での勢力均衡も破壊された33。

1974年『歴史』に次ぐ 1984年と 1987年の系列には 21 ヶ条要求に関する記述がされなくなったが、1990年『歴史』はそれを再び記述するようにした。

民国 3 年 (1914 年)、第一次世界大戦が勃発した隙に、日本は日英同盟を口実としてドイツに宣戦し、膠州湾のドイツ租界に出兵し、山東を占拠しようとした。我が国が日本に何度も抗議を提出し、早期撤兵を求めたが、日本はそれを無視し、却って苛酷な 21 ヶ条要求を提出し、山東省や南満、東モンゴルにおける特殊利権を要求し、我が国をその所有物とし、至って横暴であった。 我が国は日本と数ヶ月にわたる交渉をしたが、日本は譲歩せず、却って天津、山東での軍隊を増員して脅迫をした。5 月 7 日、日本は最後通牒を出し、2 日以内承諾を得ない場合、必要な手段を取ることを告げた。5 日 9 月、袁世凱は回答で屈服の意を表し、第 5 号部分について後日の交渉を求めたうえ、それ以外の要求を全部受け入れた。いわゆる「59 国恥」である³⁴。

これらの段落を比較すると、高い記述における相似性を見せた下関条約と異なり、21ヶ条要求の記述は1974年『歴史』まで「顕著な内容」を構成する「慣性」を示していたが、それ以降の系列における同事件の記述はなされなくなり、あるいは条項の内容が大幅に簡潔にされるようになった。しかし、ここまで引用した記述で示された最も重要な点は、主題とする事件または内容を構成する傾向において差異を有するか否かを問わず、いずれの記述も価値を喪失する主体が国家に固着しているということである。表 5.3.3 から見られるように、ここでいう価値は属性の構成要素において政府の政治、外交、経済における利

34 国立編訳館『国民中学歴史第三冊』国立編訳館、1990年、43-44頁。

³³ 国立編訳館『国民中学歴史第三冊』国立編訳館、1974年、80-81頁。

権や自主性に限定されている。こうした「国家」を中心とする属性の体系は直接個人に感情移入をさせるような感性的空間を提供していないため、「反日心象」を構築する機能性において劣っている。

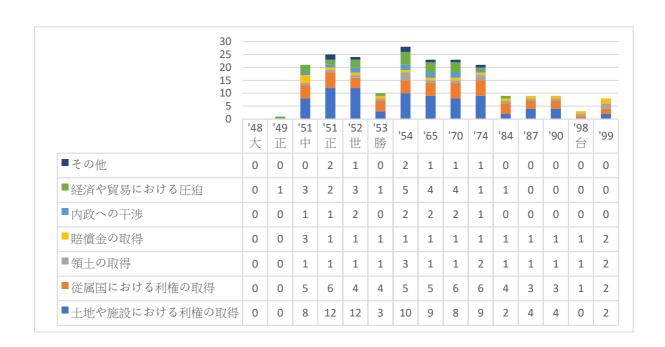


表 5.3.3 中学校文字記述・「特権・利益の取得」要素構成頻度表

「政治・経済的価値」のもう一つの重要な構成となる「統一の破壊」という属性も同様な性格を表している。それの属性の構成は表 5.3.4 で示されている。この表から見られるように、「統一の破壊」に関する記述の頻度が時期の推移によって次第に減少していく傾向が示されている。

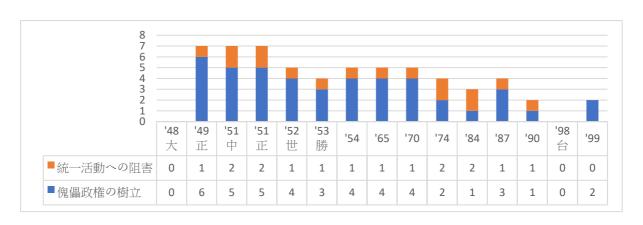


表 5.3.4 中学校文字記述・「統一の破壊」要素構成頻度表

中学校『歴史』からは小学校教科書と同じように「統一の破壊」において「統一活動への阻害」と「傀儡政権の樹立」といった属性が見いだされる。「統一活動への阻害」は各系列に安定した頻度で出現しており、それに関するほとんど記述が軍事系の属性を持つ1928年の済南事件を通して表現されている。これによって同事件の性質上の多様性が改めて説明されている。「人道的価値」について考察した第2節で論じたように、これらの済南事件の記述では「非戦闘員や平民の殺害」が言及されたにもかかわらず、それは1974年系列以降に出現する南京大虐殺と比較するとより一般的な描写であり、多くの想像を構築する情報を提供していない。

「統一の破壊」の頻度を減少させていく変数となる「傀儡政権の樹立」は記述体系において済南事件を重んじる「統一活動への阻害」より高い独立性を持っており、満州国の扶植はその代表的な事件とされている。1970年系列までの『歴史』は満州国の扶植で国際連盟をアクターとして強調することにおいて高い相似性を有する。例えば 1953 年勝利出版社『歴史』は満州国について以下のように記述している。

「918 事変」(満州事変)以来、国民政府は日本と交渉し、撤兵を求めながら、国際連盟に訴えて不戦条約の締約国に通知し、支援を要請した。国際連盟が幾度も日本に撤兵するよう議決し、米国も9ヵ国条約を援用し、日本に国際条約の義務を遵守するよう注意したが、日本は軽率に侵攻を続け、国際道義を無視することにした。民国21年(1932年)3月、日本諜報員首長土肥原賢二が天津で退位した清皇帝溥儀を東北へ強制連行し、溥儀を執政とする満州国を組織し、長春で偽政権を成立した。同年春国際連盟がリプトン調査団を派遣し、10月調査団が報告書を発表し、日本が事変の責任を負うとし、平和に関する案を建議した。……国際連盟が19ヵ国委員会で中日紛争の報告書を可決し、東三省が中国領土だと声明したが、有効な制裁手段を取れなかった。日本軍閥はそれに対して更に横暴になり、国際連盟を脱退し、偽「満州国」を作り上げた。国際連盟が満州国を承認しない布告を議決したが、日本はそれを無視し、華北への軍事的圧迫を継続した35。

これとほとんど同様な記述は 1970 年系列まで使用されていた (1965 年系列から「リプトン調査団」に関する記述が削除されるようになったが)。それに次ぐ 1974 年『歴史』では同記述が大幅に簡略にされ³⁶、更に 1984 年以降の系列は極めて簡潔な記述で満州国を紹介するようにしている。例えば 1984 年『歴史』では以下のような満州国を満州事変の一部と位置づける記述が見られる。このような表現は 1987 年と 1999 年の系列によって引き続き使用されていった。

³⁵ 勞幹『初級中学歴史第六冊』勝利出版公司、1953年、30-31頁。

³⁶ 国立編訳館『国民中学歴史第三冊』国立編訳館、1974年、91-92頁。

民国 20 年 (1931 年) 9 月 18 日、日本が自ら瀋陽付近の鉄路の一部を破壊し、我が国の仕業だと主張した。彼らはこれを口実として瀋陽を砲撃し、翌朝から瀋陽と東北全省を占領した。当時、東北義勇軍が奮起して抵抗した。翌年、日本が東北で偽「満州国」を作り上げた。我が国はそれに対して抗議を出し、日本による撤兵を求めたが、結果を得られなかった³⁷。

満州国に関する記述の変化は前述の 21 ヶ条要求と相似しており、早期の系列から内容構成において顕著な慣性を示していたが、その内容は時期の推移とともに簡略にされていった。性質的には、「統一の破壊」における諸属性は性質上その描写される主体が国家に限定される性格が非常に強く、その記述が簡略にされると、想像を構築する空間が更に圧縮されるようになると考えられる。

すなわち、これまでの比較分析によって、「占領地の圧迫」を除く非軍事系の性質カテゴリーの機能性が主に国家を中心とする描述にあり、個人レベルにおける想像を構築することにおいて高い制限を受けていることが明らかにされた。しかしその例外が存在しないわけではない。前節で言及したように、1999年『歴史』に西安事変の記述における感情移入をさせる手法が、非軍事的な記述にも使用された形跡が見られる。まず同系列における下関条約を記述する本文を示して、それについて説明していく。

戦争で失敗すると、清朝廷が講和を求めるため、自ら下関に赴いた 73 歳の李鴻章が、居丈高な日本首相伊藤博文を相手にしなければならず、刺客の銃撃でも食った。光緒 21 年 (1895 年) 3 月に調印された屈辱の下関条約では、朝鮮の独立への承認、遼東半島、台湾及び澎湖の割譲、2 億両の賠償金、貿易港の開放、日本人が貿易港で工場を設置する権利が求められた³⁸。

この記述は 1990 年『歴史』まで使用されていた表現と比べると更に簡略にされているが、これに重要な意義を持たせるのは、中国の苦境を象徴する李鴻章の心境が暗示されたこと、及び日本という国の形象が伊藤博文を通して表現されたことである。立場や境遇において鮮明な対照をなす二つの人物の描写によって、当時の国際関係を再現する技法が初めて使用されたほか、李鴻章が年老いた身で味わった苦しい体験が読者に感情移入させることを可能にした。ただしその効果を更に強化するのは節の終わりにある「問題と討論」に置かれている。この部分では李鴻章と伊藤博文の講和会議での会話の記録が引用されて

171

³⁷ 国立編訳館『国民中学歴史第三冊』国立編訳館、1984年、81頁。

³⁸ 国立編訳館『国民中学歴史第二冊』国立編訳館、1999年、37頁。

光緒 21 年 (1895 年) 2 月の下関条約講和での李鴻章と伊藤博文の会話を読み、質問に答えなさい。

(一) 伊(伊藤博文): 賠償金、割譲、占守3節のみが、華文に訳されている。 中堂(李鴻章)がそれを閲読して云う: ではこの3節について再議しよう。 まず、2万々(2億)両が、耐えられぬ甚大な金額である。

伊:これ以上減らすことはできない。戦いを再開すれば金額が更に上がる。

李:今の金額でさえ応えられない。上がれば加えて応えられなくなる。是 非減額していただきたい。

伊: それ以上減らしがたい。これは戦後の議、こうせねばならない。

(二) 李:台湾全島、日兵に侵されていない地であり、なぜ強要するか。

伊:これは我々が議する件、兵力の所在に関わらない。

李:譲らなければ、どうなるか。

伊:譲られる地が兵力が及ぶ地であれば、我が兵力が山東各省に進入した ら如何。

李: それは日本が創った斬新な方法。兵力が及んだ地を、西洋の国さえも 全土占拠するようことはしない。そうする日本は、西洋の国に嗤われ るのではないか。

伊:中国吉林黒竜江一帯を、なぜ露国に譲ったか。

李: それは戦いで譲ったものではない。

伊:台湾もそうであろう。道理にかなっている。

李:中国が露に譲った地が、実は国境の類に属する、寒冷で不毛な地であり、人口が僅少。台湾は既に省とされ、人口が稠密、比べられもしない。

伊:寸土も王家の地、不毛や富裕で分けられるものか。

李:この老いた我輩がものを知らないとおっしゃっているか。

³⁹ この記録は外務省記録「日清講和条約締結一件会見要録」と対照されると、内容が完全に一致した部分が 見当たらず、整理された中国側の資料を引用したものだと考えられる。両者は李と伊藤への呼称(外務省 記録の場合は「李伯」と「伊藤伯」を)や表現の簡潔さ(中国語のほうが簡潔)においても大きな差異が 見られる。この記録の出典が提示されていないうえ、それの歴史における正確さを判断するには慎重でな ければならないことを指摘しておきたい。ただし本研究は記述の正確さを考察するよりも教科書の制度的 意味を探究するものであるため、ここでは信憑性の高い外務省記録を引用せず、原典に使用される中国語 の言葉遣いに近い現代的な日本語表現に翻訳することにする。外務省記録「日清講和条約締結一件会見要 録」はアジア歴史資料センターに所蔵されており、同センターのサイトで閲覧することができる

⁽https://www.jacar.go.jp/、レファレンスコード: B06150073000、2019年9月30日参照)。

伊:中堂殿に尋ねられ、回答せざるを得なかった。

李:如何にしても、この3節だけを議するとしよう。2万々が甚大で、是 非減らしていただきたい。営口からも撤退していただきたい。台湾な らなかったことに。

(三) 李:賠償金を是非5千両減らしていただきたい。台湾を譲りがたい。

伊:ならば台湾に兵を送るとする。

李:我が両国が隣国である以上、それほど決裂する必要もなく、仲を直せ ねばならない。

伊:賠償が債というものでもあり、債を償えば、自然両国が仲直る。

李:台湾巡撫からの電文があり、割譲を聞いた台湾の民が騒動し、日本の 民にならないと誓ったとのこと。

伊: 閑却するといい。我々には策がある。

李:これは威嚇ではなく、善意な勧告である。

伊:それはもう承知の上。

1、下関条約で日本が賠償金をいくら要求したか。李鴻章はいくら減らすこと求めたか。その結果は。

- 2、李鴻章は台湾の割譲に対してどのような態度を持っていたか。伊藤の態度は。
- 3、台湾の民が割譲を聞くと、どのような反応を示したか。『認識台湾歴史編』第7章第1節の記述も思い出して答えなさい40。

この教科書本文並みの文字量を持つ講和の会話記録では、日本の国家としての態度や言動がもはや抽象的なものではなくなり、伊藤博文という代理人の「居丈高さ」への表現とともに具体的な形式で表されるようになった。会話を読んで討論問題を回答すると、李鴻章の心理状態への感情移入が実践されることによって、当時の場面や伊藤博文の圧迫的な姿勢に対するどうしようもない無力感が読者の想像の中に還元され、その想像が日本の国家像に反映されることになる。しかも、台湾住民の割譲に対する反応を想起させる第3問を通し、その反応への感情移入も改めて実践されることになる。ここで多くの系列にとって特殊的な存在となる1999年『歴史』における描写の高い心理的浸透力が再び確認された。

本節の考察を通し、「特権・利益の取得」や「統一の破壊」に関する文字記述は国家という主体に高い固着性を示している。それに対し、「政治・経済的価値」を構成するもう一つの主要な要素となる「占領地の圧迫」はその固着性から逸脱している。なぜなら、その唯

⁴⁰ 国立編訳館『国民中学歴史第二冊』国立編訳館、1999年、40-41頁。

一の描写対象となる台湾が 1895 年に日本の統治下に置かれた後、中国の主権に関わる行動との関係が事実上断絶し、「特権・利益の取得」や「統一の破壊」に使用される主権国家を重んじる描述体系が直接それに適用されえなくなったからである。こうした特性を持っているからこそ、「占領地の圧迫」を各時期の系列における描写される主体の変容を効率的に計測する一つの基準として活用することができると考えられる。

第4節 『認識台湾』における文字記述の性質

本節では「政治・経済的価値」に属する「台湾の圧迫」と「社会・文化的価値」によって 1998 『認識台湾』に総合的な分析をしていく。まずは「占領地の圧迫」記述の使用状況、及びそれの軍事的描写との関係について説明する。

表 5.1.14 によれば、中学校段階における「台湾の圧迫」に関する記述は 1984 年『歴史』に初めて出現し、比較的に新しい種類に属する描写である⁴¹。同記述を引用した第 1 節で述べられたように、ここに同時に出現する「台湾の軍事鎮圧」に関する記述自体では想像を構築しうる情報量が少ないにもかかわらず、軍事的反抗や鎮圧を引き起こす重要な背景となる「占領地の圧迫」はその記述主体を個人に限定する特性によって、より具体的な想像を可能にする情報が補完される。ただし、ここで説明しておきたいのは、1987 年『歴史』が「台湾の圧迫」において「暴虐な統治」という非常に簡潔な表現を使用しているため、同系列にある台湾関係の記述が単純なる「台湾の軍事鎮圧」を表す性格が強く、例外としてみなしても良いということである⁴²。

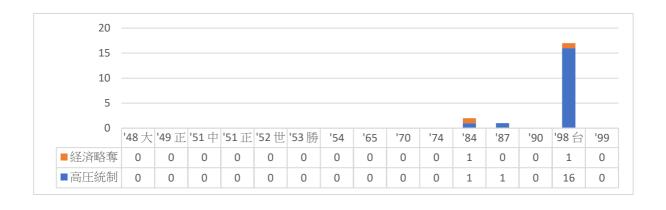


表 5.4.1 中学校文字記述・「占領地の圧迫」要素構成頻度表

それ以外の「占領地の圧迫」に関する記述は 1998 年『認識台湾』に集中している。従来の中国史を国史として重視し、台湾史をその国史の一部としていた『歴史』に対し、『認識台湾』は台湾史を補完するものとして、台湾の歴史を体系的かつ包括的に記述している。この系列では日本が極めて重要なアクターとされており、日本に関する記述が 4 分の 1 以上を占めている (11 節の中の 3 節を)。

1998『認識台湾』はまず第6章で1874年の牡丹社事件(台湾出兵)とそれに関係する琉

⁴¹ 国立編訳館『国民中学歴史第三冊』国立編訳館、1984年、88-89頁。

⁴² 国立編訳館『国民中学歴史第三冊』国立編訳館、1987年、114頁。

球における利権の喪失について紹介した⁴³。その記述の内容自体が多くの『歴史』における 日清戦争の背景を説明する部分に相似しているが、ここでは同記述が日清戦争の文脈から 分離され、台湾史において独自の意義を持つようになった。その事件の影響としても、日 清戦争ではなく、清朝が台湾の防衛を重視し始めて積極的な台湾統治政策を取っているこ とのみが述べられている。第7章は冒頭の部分で台湾割譲後の台湾民主国による軍事抵抗 の経過について詳細に記述している⁴⁴。

この二つの部分は同系列における数少ない占領地を対象としない軍事系の価値に関わる描写である。それ以降の軍事的描写は「台湾の軍事鎮圧」と「台湾の圧迫」を結合させた表現で記されるようになった。例えば第7章における「各地義民の武装抗日」を紹介する部分で以下の記述がされている。

1895年11月、台湾総督府が全島平定を声明した後も、各地での武装抗日が絶えなかった。……最初、総督府が残酷な報復手段で鎮圧をし、無実な人も殺害するようにしていたが、それを受けて更に多くの市民が抗日に参加した。その後「3段警備制」が実施され、全島を危険、不穏、平静の3区に分け、その警備をそれぞれ軍隊、憲兵、警察に任じたが、効果的ではなかった。1898年、総督児玉源太郎は綏撫を鎮圧と並行させる策略を取った。警察を増員し、壮丁団を利用し、武力によって鎮圧を行う一方、投降を呼びかける方針を作成し、抗日分子を綏撫しようとした。1902年、各地での抗日勢力がほとんど瓦解し、民間にある私有武器が全て没収され、この7年間抗日に参加して戦死した者または捕まえられて殺害された者が1万人余に達した。

1907 年から 1915 年までは(武装抗日の)後期である。……当時総督が台湾の社会に対して厳密な統制を遂げたため、ほとんどの決起が計画の段階で総督府に検挙された。1913 年、苗栗事件で処刑された容疑者は、羅福星を含めて約 20 人がいた。彼らは刑場で従容として死に就く意気を見せ、現場にいた日本官吏に感動の色を浮かべさせた45。

従来の系列における抽象的な描写に対し、これらの段落で軍事鎮圧の効果を補う手段として、台湾総督府による台湾を統制するための監視網が存在していたことが詳細に述べられるようになった。これによって当時の高圧統制の下にある生活状況を想像する基盤が初めて作り上げられた。また、『歴史』によく使用される「民国」の代わりに、西暦が直接に

4

⁴³ 国立編訳館『国民中学認識台湾 (歴史篇)』国立編訳館、1998年、49頁。

⁴⁴ 同書、57-59 頁。

⁴⁵ 同書、59-60 頁。

1912年(民国元年)以降の年の表記として使用されるのも大きな特徴である。これによっ て、前述した日本統治時代の台湾と、中国の主権行為との断絶性が改めて表現された。こ こで更に興味深いのは、日本官吏の心理状態を表現することによって羅福星らの従容とし た態度を強調する描写手法が使用されたことである。しかもその節の終わりにある「研究 と討論」の部分に当地で発生した抗日に関わる事績や史跡について調査させる問題がある 46。1999 年『歴史』における満州事変や西安事変のような材料を提供し、直接に感情移入 をさせるものではないにもかかわらず、実践によって読者自身が所在する空間に関わる想 像を構築するある程度の可能性が提供された。

そして、最も代表的な原住民による武装抗日事件も同節で初めて記述された。これは 2000年までの国民党政権期の中学校段階での同事件に関する唯一の記述でもある。

1930年10月、霧社地方の原住民が日本官吏の横暴や高圧的な姿勢に不満し、酋 長モーナ・ルダオに率いられ、学校の運動会に参加する日本人に突撃し、134人 を殺害し、武器と弾薬を喪失し、山の中に退いた。

事件が発生した後、総督府が軍と警察を 2000 人余徴集し、爆撃機や毒ガスなど で、激しい鎮圧を展開した。霧社の原住民が50日余にわたる抵抗をし、結局それ が失敗し、1400人の人口を有していたが、500人のみが生き残った。翌年4月、 日本警察が親日の原住民を教唆してそれ(霧社原住民)に突撃させ、更に多くの 人が殺害された⁴⁷。

他の武装蜂起に関する記述と異なり、霧社事件は単一事件としてその経過が詳細に述べ られるほか、日本が使用する軍事鎮圧の手段においても多様性が見られる。それほどの戦 力を持たないはずの原住民に対して戦争に使用される爆撃機や毒ガスで鎮圧するという描 写は、冷酷な日本人の形象を与えると考えられる。「霧社事件」に次ぐ第2節以降では、政 治や経済、社会など側面から日本の統治下にある台湾の諸相が記述されるようになり、当 時の個人の生活状況に関する想像を構築する材料が提供された。

「政治と社会に対する統制」と題された第2節では、武装蜂起を語る部分にも出現した 台湾総督府の統制手段について詳細に描写されている。まずその統制体系のトップとなる 台湾総督府の権力構造について以下のように述べられている。

1895 年、台湾総督府が設立された後、総督がその軍事と行政における首長であっ た。翌年、日本政府は台湾を新しく取得した植民地として台湾住民を差別し、「法

⁴⁶ 同書、62 頁。

⁴⁷ 同書、61 頁。

律第 63 号」(63 法)を発布し、委任立法制度を採用し、台湾総督に法的効力を有する命令を下す権限を与えた。台湾総督は最高指導者として、人事権、裁判所管轄権及び台湾の陸海空軍の統帥権を持つことによって、行政、立法、司法及び軍事において大きな権力を有していた⁴⁸。

こうした絶対的な権力構造の下、警察が最も重要な統制手段として記述されている。

日本植民統治初期、総督府が武装抗日の鎮圧や治安維持のため、警察を増員し、 全台湾で厳密なネットワークや警察力を張り巡らした。一方で、警察の職権を増 強し、あらゆる事務が統括されるようになった。警察の職権については以下のよ うになる。

- 一、法律の執行や公共秩序の維持。例えば集会への監視、小型な案件の審理、アヘンへの取締り、質屋の管理など。
- 二、地方の役所の一般行政事務への支援。例えば政策宣伝への支援、税金の徴収、 戸籍の管理、人口調査など。
- 三、原住民部落の管理。

すなわち、警察は地方行政の中心としてあらゆる事務に介入し、台湾の社会を強く統制し、畏れられる権威をもって台湾住民の日常生活に干渉していた。そのため、「典型的な警察政治」とも呼ばれている⁴⁹。

そして市民に組織される「保甲制度」も「警察政治」を補助する手段として紹介されている。

清朝の台湾の保甲制度は主に政府が匪賊を防ぐことや地方秩序の維持を支援するものであった。総督府がそれを再利用し、全面的に連座制を採用する保甲を編成し、保甲を警察を補助する手段とした。……保甲の任務は人口の調査、出入の監視、伝染病の予防、橋や道路の建設、義務的労働などある。一方で、保甲における青年や壮年の男子が壮丁団に編成され、抗日分子への鎮圧や防災を支援していた。更に、地方の状況に応じて保甲規約を作成し、保甲の構成員の日常生活や行動を規定して完全に制御するようにしていた50。

⁴⁸ 同書、62 頁。

⁴⁹ 同書、63-64 頁。

⁵⁰ 同書、64-65 頁。

すなわち、総督府の中央集権、警察政治、保甲制度といった異なる階層にわたる体系に関する記述によって、総督府による台湾社会に対する監視網の浸透力や厳密さが再現された。これは当時の台湾住民が感じた圧迫感に関する想像の構築を容易にした。更に同節の「戦争と皇民化」という項には「社会・文化的価値」の喪失に関わる「同化政策」に関わる描写がある。

1937 年日中戦争が勃発した後、日本が戦争の需要に応じて台湾で「皇民化政策」を推進し始め、日本語の使用、日本の生活慣習の養成、日本名への改名、日本の宗教への改宗を奨励し、台湾人に日本国民の愛国と奉仕精神を持たせようとした。やがて、多数の台湾人が召募されて軍に入り、その後遂に徴兵制が実施されるようになった51。

しかしながら、『認識台湾』では「反日心象」を可能にした材料が大量に出現している反面、日本による統治を評価する内容も見られるようになった。例えば「保甲制度」を述べる最後の部分では以下の記述がされている。

一般的な行政事務の他、総督府は纏足や辮髪の廃除、日本語使用の促進、習慣の改良、迷信の打破などの運動、または農業改革において保甲を多く利用していた52

更に「植民経済の発展」を語る第3節に入ると、日本による価値の喪失や喪失を重んじる描写が見られなくなり、日本からの「価値の獲得」が描写の中心となった。例えば台湾の「経済発展の基礎の建立」について以下のように語られている。

日本植民統治初期、日本の経済発展に合わせるため、総督府が積極的に各種の経済改革や建設を展開した。

- 一、土地制度の改革:耕地の面積を調査し、土地の所有権を再確認することによって、農耕による税収が大幅に増加した。
- 二、貨幣と度量衡制度の統一:日本国内の制度に準じ、新たな貨幣や度量衡の 計測機器の発行や製造を統一した。
- 三、交通建設:各地で郵便局を設置し、郵政、電報、電話などの業務を開始した。 た。 汽車が使用できる道路や、 基隆と 高雄の間の縦貫鉄道を建設し、 台湾

⁵¹ 同書、65 頁。

⁵² 同書、65 頁。

の交通運輸を改善した。基隆港と高雄港を現代化設備を有するように整頓 し、万トン級の船舶が進出することが可能になった。その他、媽宮城を部 分的に解体し(現在の澎湖馬公)、馬公を建設した。

四、人口調査:1905 年、台湾史上初めての人口調査を実施し、台湾が約310万の人口があるという結果を得た。1915 年から5 年ごとに調査を行うことによって、台湾の人口を確実に把握するようにしていた⁵³。

この記述では日本が台湾の現代化において重要な役割を果たしたことが明示されている。他にも農業改革、米の増産、製糖の振興、工業化などに関する描写をすることで、市民の生活が改善されたという肯定的な見方が示されている。とりわけ農業改革では八田与一によって設計され、日本による建設の象徴とされている「嘉南大圳」が中学校段階で言及された⁵⁴。こうした価値の獲得に関わる描写は「政治・経済的価値」に限られず、第 8 章の「日本植民統治時期の教育、学術と社会」には「社会・文化的価値」に関わるものとして大量に使用された。例えばその第 2 節が日本統治期の「社会の変遷」については以下のように述べている。

日本植民統治時期、総督府が熱帯伝染病を有効に予防し、公共衛生を強化し、交通、産業、教育を改善することもできたため、台湾の人口が長期に高い出生率を維持する一方、死亡率が大幅に低下した。……纏足、辮髪及びアヘンの使用が、総督府によって台湾の3大弊習とされた。総督府が漸進的にアヘンを禁止する政策を取る一方、纏足と辮髪に対して学校教育または新聞や雑誌を通して宣伝をし、台湾人に纏足と辮髪の廃止を奨励した。……その結果、女性の生産力が大きく増加し、経済の発展に貢献した。……総督府が週や標準時の制度を台湾に導入し、機関、学校、工場などに勤務と休息の時間に関する規則を制定させ、従業員と生徒にそれを遵守するよう要求した。……総督府が警察と保甲制度によって、有効に社会を統制することを達成し、厳密に防犯や秩序の維持を行い、市民が僥倖に頼って法律に違反しないようにしていた。同時に、学校や社会教育によって現代的な法観念、秩序と法律への尊重を普及させた。一方では司法制度が公平や公平や正義の維持を可能にし、社会や大衆の信頼を得ていた55。

物質における現代化に着目する「台湾の圧迫」に対し、ここでの記述が更にその現代化を市民の生活に密接する観念や慣習などの側面に伸ばした。要するに、『認識台湾』が持つ

55 同書、76-79 頁。

⁵³ 同書、66-68 頁。

⁵⁴ 同書、68 頁。

意義は二つの側面で表されている。まず台湾が中国の主権行為から分離されたことを受け、価値(特に非軍事系の)に関する描写の主体は国家ではなくなり、一般市民の集合体に限定されるようになった。一般市民やその生活状況を対象とする価値に関わる描写が個人の想像の形成において使用されやすいのである。しかし他にも「価値の得失」という側面が存在することに留意しなければならないであろう。価値の喪失の正反対にある価値の獲得に関する描写が日本に肯定的な心象を構築する機能をする可能性がある。このような「得」と「失」のいずれもの要素を包含する『認識台湾』はある程度現在台湾の日本に対する複雑な感情を象徴するものとなっていることが分かる。

'48 '49 '51 '51 '52 '53 '54 '99 '65 '70 '74 '84 '87 大 正 中 正 世 台 社会近代化の推進 ■文化や教育における建設 0 ■政治権利の供与 ■産業育成・インフラ整備 0

表 5.4.2 中学校文字記述・「価値の取得」属性構成頻度表

第5節 軍事系の価値に関する図像描写の性質の変化

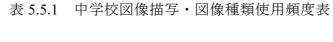
第1項 中学校『歴史』における図像描写の概要

本節では軍事系の価値の喪失に関わる図像描写について考察していくが、ここではまず中学校『歴史』における図像の使用状況について説明しておく。図 5.5.1 から見てとれるように、中学校用教科書は他の学校段階の教科書よりも写真の使用を重んじている。挿絵が4分の1以上の図像の割合を占める小学校の教科書に対し、中学校用教科書は僅か8回の頻度で挿絵を使用している。

表 5.5.1 によると、1951 年正中『歴史』を除く戦後初期の系列における写真の使用頻度が 5 回以下に抑えられていたことがわかる。一方では、地図や図解がある程度の使用頻度を示している。しかし 1984 年『歴史』から写真が大量に使用されており、主要な視覚的情報を伝達する手段とされるようになった。



図 5.5.1 中学校図像描写・図像種類構成比例図



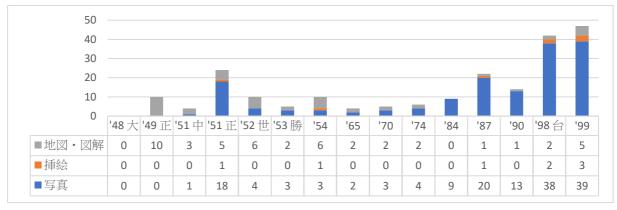


表 5.5.2 で示されているように、写真の使用において静態的描写を重んじる小学校の教科書に対し、中学校『歴史』が使用する半分以上の写真は動態的描写の写真である。「軍事衝突・抵抗」が中学校『歴史』に出現する動態的描写の主要な要素となっているのも大きな特徴である。

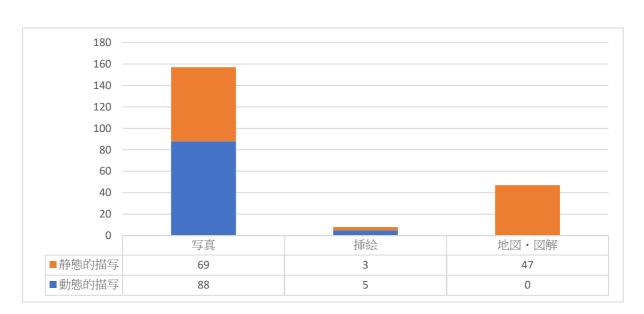


表 5.5.2 中学校図像描写・図像種類・描写場面種類クロス頻度表

表 5.5.3 中学校図像描写・図像種類・描写場面種類クロス頻度表 (詳細)

	動態的描写			静態的描写			
	軍事衝突・ 抵抗	公式行事· 式典	市民の生活状況・集会	概念説明	場所	品物	人物
	1507/1	2094	WW #4				
写真	40	35	13	0	33	11	25
挿絵	3	2	0	2	0	0	1
地図・ 図解	0	0	0	47	0	0	0

第2項 「軍事的価値」に関わる図像描写

全図像の使用状況と同じように、「軍事的価値」の喪失を描写するための図像使用は 1951 年正中『歴史』以降一旦沈静化し、1984 年『歴史』から増加していく傾向を示した。ただし 1998 年『認識台湾』が 40 枚を超える図像も使用している反面、軍事的描写において僅か 6 枚の図像を使用している。『認識台湾』での大部分の図像が非軍事系の価値に関わるものであるということがわかる。それとほぼ同時期に使われる 1999『歴史』はそれに反して図像による軍事系の価値に関わる描写を非常に重視している。

「人道的価値」に関わる図像描写に関しては、戦後初期の系列が戦争犯罪を描写する図像を全く使用していなかったが、1974年系列以降「殺害」や「虐待」などの表現を有する図像が出現するようになった。更に1999年『歴史』は前の系列に出現しなかった「人体実験」に触れ、戦争犯罪の描写において高い多様性を示している。こうした傾向は同価値に関わる文字記述と非常に相似している。

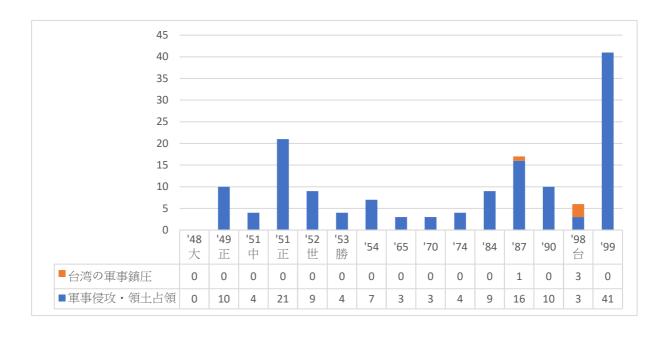


表 5.5.4 中学校図像描写・「軍事的価値」属性頻度表

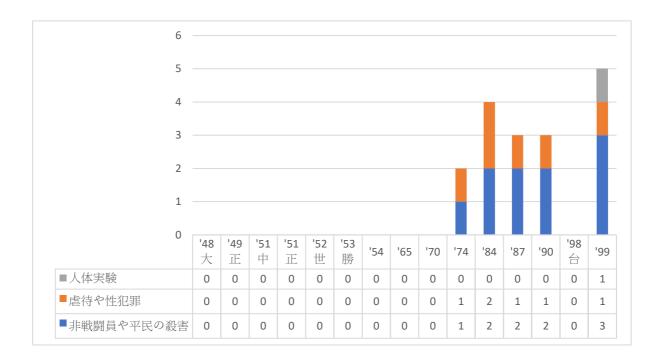


表 5.5.5 中学校図像描写・「人道的価値」属性頻度表

図像が描写する事件については、「軍事事件頻度表」を見れば系列によって異なる事件の構成が示されていることがわかる。ただしいずれの系列も日中戦争を描写の中心としている。主に中国で起きる事件を描写する『歴史』に対し、台湾関係の事件のみを描写の対象とする1998年『認識台湾』の位置づけは特殊なものとなっている。

'48 '49 '51 '51 '53 '52 '98 '54 '74 '65 '70 '84 '87 中 大 正 正 勝 台 ■台湾出兵(1874) ■台湾鎮圧(1895~) ■台湾侵攻(1895) Ω Ω ■青島出兵(1914) ■上海事変(1932) ■済南事件(1928) ■華北侵攻(1932~) ■満州事変(1931) ■日清戦争(1894) ■日中戦争(1937~)

表 5.5.6 中学校図像描写・軍事事件頻度表

表 5.5.7 中学校図像描写・軍事的価値・図像種類・描写場面種類クロス頻度表

	動態的描写			静態的描写			
	軍事衝突·	公式行事·	市民の生活	概念説明	場所	品物	人物
	抵抗	式典	状況・集会				
写真	40	29	4	0	15	5	14
挿絵	2	0	0	2	0	0	1
地図・ 図解	0	0	0	36	0	0	0

図像種類と描写種類のクロス表によっては、写真による「軍事衝突・抵抗」の描写、すなわち直接的な軍事事件を描写するものが相当な存在感を示していることがわかる。それ

に対し、挿絵が軍事的な描写において僅かな頻度で使用されている。次項では写真を中心 として、「軍事衝突・抵抗」に属するかを基準に、軍事系の価値の喪失への直接的描写また は間接的描写における想像を構築しうる情報を考察していく。

第3項 写真による直接的な軍事的描写

直接に軍事衝突の場面を描写する写真が 1951 年正中『歴史』で多く使用されている。これらの写真には中国軍や日本軍の兵士の姿が写っているが、いずれにしてもその形象が明確にされているとはいえない。例えば「日本が瀋陽を強奪する図」では馬に乗っている日本軍兵士が進軍している様子が描写されているが、行列の後方から撮影されたこの写真での兵士の輪郭は不明瞭である。「日本軍が上海で挑発する図」は上方から撮られた写真であり、これに写っている兵士の姿は小さく、その特徴を識別するのが困難である56。これらの写真は加害者の形象や動作を識別するための情報を提供できず、価値の喪失に関する想像の構築において限界がある。

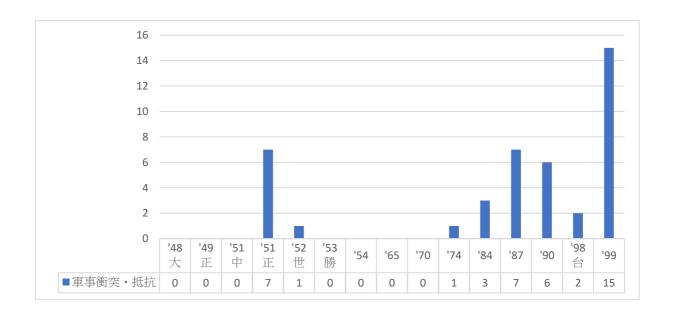


表 5.5.8 中学校図像描写・直接的な軍事的描写頻度表

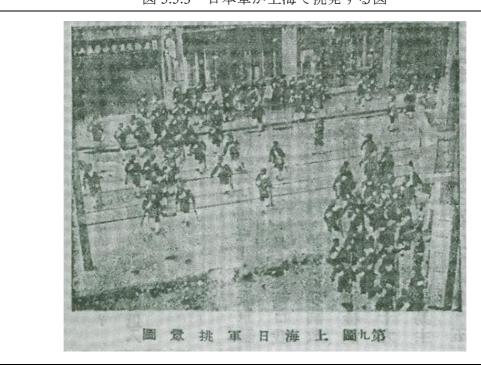
⁵⁶ 王德昭、李樹桐『初級中学歴史第六冊』正中書局、1952年、23-26頁。

図 5.5.2 日本が瀋陽を強奪する図



出典:王德昭、李樹桐『初級中学歴史第六冊』正中書局、1952年、23頁。

図 5.5.3 日本軍が上海で挑発する図



出典:王德昭、李樹桐『初級中学歴史第六冊』正中書局、1952年、26頁。

それ以外の写真は主に中国軍兵士が戦闘している様子を撮るものである。こうした写真 は構図的に日本軍兵士を撮るものよりやや多くの情報を提供している。例えば「813 上海 戦役での国軍」、「魯南戦場での国軍」、「ミャンマー北部で反攻する我が軍」57、または1952 年世界『歴史』における「武漢周囲の戦闘」が中国軍の服装や武器、動作を識別できるよ うに描写をしている58。これらの写真は抵抗や不屈精神を強調しており、喪失に関する想 像の材料を提供しているわけではない。



図 5.5.4 813 上海戦役での国軍

出典:王德昭、李樹桐『初級中学歴史第六冊』正中書局、1952年、38頁。

⁵⁷ 同書、23-45 頁。

⁵⁸ 方豪他編『初級中学歴史第六冊』世界書局、1954年、46頁。

図 5.5.5 魯南戦場での国軍



出典:王德昭、李樹桐『初級中学歴史第六冊』正中書局、1952年、39頁。

図 5.5.6 ミャンマー北部で反攻する我が軍



出典:王德昭、李樹桐『初級中学歴史第六冊』

正中書局、1952年、45頁。

図 5.5.7 武漢周囲の戦闘



出典:方豪他編『初級中学歴史第六冊』世界書局、1954年、46頁。

1953 年系列以降、軍事衝突を直接的に撮る写真が 1974 年『歴史』まで使用されなくなった。1974 年『歴史』にはこの種類の写真が 1 回だけの頻度で出現しているが、それは反日心象の構築において重要な意義を持っている。この写真には日本刀を持つ日本軍兵士が南京で殺害された中国人の首を持ち上げているという衝撃的な光景が撮られている。その兵士は表情で冷酷なイメージを与えている。これは中学校『歴史』で加害者と被害者が同時に描写された最初の事例である59。

1984年『歴史』には、日本軍兵士が首を持ち上げる写真が引き続き使用されている一方、南京大虐殺に関するもう1枚の写真が見られる。この写真では倒れている何人かの南京市民が日本軍兵士に包囲されており、銃剣で市民を刺している兵士もいる⁶⁰。ここで被害者を加害者に連結する「動作」、すなわち「人道的価値」が喪失するプロセスが更に明確に描写されるようになった。

⁵⁹ 国立編訳館『国民中学歴史第三冊』国立編訳館、1974年、95頁。

⁶⁰ 国立編訳館『国民中学歴史第三冊』国立編訳館、1984年、85頁。

図 5.5.8 首を持ち上げている日本軍兵士



, 殺屠大之京南在兵本日 色之獰猙露面, 頭人拾手

出典:国立編訳館『国民中学歴史第三冊』国立編訳館、1974年、95頁。

図 5.5.9 南京大虐殺



出典:国立編訳館『国民中学歴史第三冊』国立編訳館、1984年、85頁。

1987年『歴史』は更に豊富な内容構成を示している。まず戦争犯罪の描写において、「南 京大虐殺(一)」には大勢の南京市民が刑場まで送られていく途中の様子が撮られている。 これは加害者ではなく完全に被害者を描写の主体とするものである。同系列にある「南京 大虐殺(二)」は処刑の様子を撮るものである。一人の南京市民が正座しており、祈ってい る様子が示されている。同写真の右側には一人の日本軍兵士が笑っており、日本刀を持ち 上げて彼の首を斬ろうとしている。この写真では戦争での個人レベルにおける価値の喪失 を鮮明に描写する一方、日本軍兵士が自分を楽しませるために無実な市民を殺害していた という無慈悲なイメージを与えられている。小学校『社会』にも出現する「狂乱した日本 軍が瀋陽に侵攻」という写真では戦争犯罪の描写が見られないものの、これが以前の系列 より明確な日本軍兵士の形象を表している。その服装、武器、攻撃している様子に対する 鮮明な描写が、価値を奪う主体に関する想像をするための情報を提供している。しかもこ れを南京大虐殺に関する文字記述や図像描写の文脈の中に置くと、戦争犯罪における加害 者としての兵士のイメージの明確さが更に強まると考えられる。一方では、中国軍兵士の 形象を確立する「衡陽防衛戦で絶え間なく戦っている国軍」、「長城で勇猛に戦っている国 軍」、「128 事変で勇猛に戦っている国軍」が、日本軍兵士を被写体とする写真とともに視 覚的かつダイナミックな戦争の描写体系を作り上げている⁶¹。1990 年『歴史』もこのよう な描写体系を引き続き使用している62。

図 5.5.10 南京大虐殺



○ 報 居 大 京 南 場層往送被體集胞同我

出典:国立編訳館『国民中学歴史第三冊』国立編訳館、1987年、103頁。

61 国立編訳館『国民中学歴史第三冊』国立編訳館、1987年、97-105頁。

193

⁶² 国立編訳館『国民中学歴史第三冊』国立編訳館、1990年、68-77頁。

図 5.5.11 南京大虐殺



出典:国立編訳館『国民中学歴史第三冊』国立編訳館、1987年、103頁。

図 5.5.12 狂乱した日本軍が瀋陽に侵攻



出典:国立編訳館『国民中学歴史第三冊』国立編訳館、1987年、97頁。

図 5.5.13 衡陽防衛戦で絶え間なく戦っている国軍



出典:国立編訳館『国民中学歴史第三冊』国立編訳館、1987年、105頁。

図 5.5.14 長城で勇猛に戦っている国軍



図 5.5.15 128 事変で勇猛に戦っている国軍



出典:国立編訳館『国民中学歴史第三冊』国立編訳館、1987年、98頁。

先に文字記述を分析した際、特殊性が明らかにされた 1999 年『歴史』では、中国軍兵士を被写体とする写真を大量に使用している。その描写様式は、1987 年や 1990 年の系列よりも、中国側の不屈精神に重点を置く傾向を示している。例えば長城、盧溝橋、台児荘、ミャンマーなどで中国軍兵士が戦っている様子が撮られている。それに対して戦争犯罪を直接に描写する写真が 2 枚のみ使用されている。まず「南京大虐殺」を描写する写真には、日本軍兵士が拘束されている中国の平民を生き埋めしようとする場面が表されている。これは以前の系列に出現した首を斬る写真ほど衝撃的ではないにもかかわらず、相当な反日心象を構築する効果があると考えられる。もう 1 枚の写真は 1937 年の上海の戦いに関わるものである。写真の左下にある児童が泣いており、彼の右には爆撃によって壊滅した上海駅の光景が撮影されている。この構図のある写真では加害者の姿が見られないが、日本の無差別な攻撃によって一般市民が死亡する可能性が暗示している。このような間接的な表現手法が同系列における感情移入をさせる文字記述(張学良や李鴻章を記述する部分など)に呼応している。。

ここで注目に値するのは、これらの戦争犯罪に関わる多くの写真は、1938 年 7 月に国民 政府軍事委員会が出版した『日寇暴行実録』にも出現しており、国民党によって日本に対

196

⁶³ 国立編訳館『国民中学歴史第二冊』国立編訳館、1999年、122-138頁。

する戦争宣伝に使用されていた(図 5.5.8、図 5.5.11、図 5.5.16、図 5.5.17)。国民党が所持していたものは戦後初期の教科書に使用されず、1970年代の中学校教科書に出現するようになったことは、国民党政権が歴史を再利用して残虐な日本人像を作り出す意図が示された⁶⁴。

図 5.5.16 南京大虐殺



日軍攻占南京後,

以各種殘酷手段,

殺害中國軍民達三

十萬人以上, 史稱

「南京大屠殺」。

出典:国立編訳館『国民中学歴史第二冊』国立編訳館、1999年、138頁。

⁶⁴ これらの写真については、『日寇暴行実録』軍事委員会、1938年。しかしこれらの写真の真偽に関わる論 争が存在することにも留意しなければならない。「南京大虐殺」の写真の真実性に懐疑的な論点について は、東中野修道、小林進、福永慎次郎『南京事件「証拠写真」を検証する』草思社、2005年。

図 5.5.17 空爆された上海駅南



出典:国立編訳館『国民中学歴史第二冊』国立編訳館、1999年、138頁。

第4項 写真による間接的な軍事的描写

直接的に軍事衝突を撮らない間接的な描写に関しては、1974年以前の系列が主に「場所」や「式典」によって戦争の経過を紹介している。例えば山海関、盧溝橋、抗戦宣言、降伏調印式が多くの系列に出現している。1984年以降、場所と式典の他に人物の写真の使用が増加していく傾向が見られる。しかし、1990年『歴史』や1999年『認識台湾』までに使用されたこの種類の写真が関わる価値の喪失がほとんど国家レベルに限定されるものであり、直接的な描写と比べると主体の形象やその動作に関する想像を構築する機能が大きな制限を受けている。

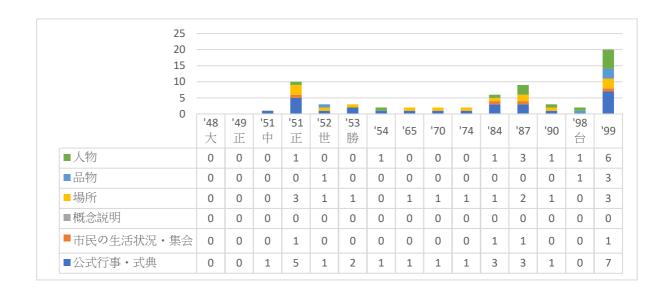


表 5.5.9 中学校図像描写・間接的な軍事的描写頻度表

それに対して 1999 年『歴史』で間接的な軍事的描写において特殊な表現手法がいくつか 見られる。まずこの系列の最大の特徴として、図像に付属する文字記述によって、視覚的 な情報を補足する手法が多く使用されている。例えば日清戦争に参加した中国海軍致遠号 艦長鄧世昌の人物像を撮った写真の下には、以下の記述が付加されている。

鄧世昌、北洋海軍総兵を兼任する致遠号管帯(艦長)。黄海海戦で、弾薬が尽きて 船体が損害を受けると、彼は船体を日本軍艦に衝突させるよう命じたが、水雷に 直撃され、全艦の官兵とともに陣没した⁶⁵。

陸戦部隊の指揮官左宝貴も同様な手法で紹介されている。

左宝貴、光緒 20 年 (1894)、平壌陸戦にて、前線に赴いて守備を指揮し、砲弾を 受けて死亡した⁶⁶。

このような情報の補足は静態的な人物像による動態的な場面への想像を可能にするほか、 更に重要なのは、写真によってある個人を主人公として特定しながら、文字記述によって その個人の視点から戦闘の経過を再現しようとしていることである。このような表現手法 により、単純な人物像よりも、大きな感情移入をする感性的空間が読者に提供されること になる。こうした手法を使用した鄧世昌と左宝貴の写真は、読者をして戦いでの無力感と

⁶⁵ 国立編訳館『国民中学歴史第二冊』国立編訳館、1999年、36頁。

⁶⁶ 同書、35 頁。

悲壮感を感受させることになる。

図 5.5.18 左宝貴



左寶貴,光緒20年(1894),平壤陸戰中, 親臨城頭指揮軍隊禦敵,中炮身亡。

出典:国立編訳館『国民中学歴史第二冊』国立編訳館、1999年、35頁。

図 5.5.19 鄧世昌



鄧世昌,北洋海軍總兵兼致遠鑑管帶。黃海海戰中,彈盡艦傷,他下令開船猛撞日艦,被魚雷擊中,與全艦官兵一起陣亡。

出典:国立編訳館『国民中学歴史第二冊』国立編訳館、1999年、36頁。

同様な技法も「人道的価値」に関わる描写に使用されている。日中戦争によって廃墟となった街で彷徨う兄弟を被写体とする写真には、それに付属して以下の記述がある。

日本軍が河北狼牙地方を「掃蕩」した。この幼い兄弟は、父母が日本軍に殺害され、家も火付けされた⁶⁷。

従来の直接に被害者と加害者を映って価値を喪失する過程を明示するものと異なり、この写真は被害者のみを撮影しており、補足的な文字記述によって彼らと加害者の関係を知らせるようにしている。「日清戦争」に出現した二人の人物と同じように、読者がこの写真で主体として特定された兄弟の体験を、文字記述を通して感受することになる。



図 5.5.20 日本軍が河北で掃蕩

出典:国立編訳館『国民中学歴史第二冊』国立編訳館、1999年、138頁。

他には「731 部隊」による細菌戦実験を紹介する写真がある。この写真は加害者と被害者をいずれも描写しておらず、実験が行われた施設の遺跡のみが写っているという特徴を持っており、他の戦争犯罪を描写する図像と比較すると直接性に欠けている。ただしこれは戦争犯罪の描写が関わる価値の属性の多様化を象徴するものとして重要な意義を有する

⁶⁷ 国立編訳館『国民中学歴史第二冊』国立編訳館、1999年、138頁。

図 5.5.21 731 部隊遺跡



出典:国立編訳館『国民中学歴史第二冊』国立編訳館、1999年、138頁。

要するに、1974年『歴史』以降、軍事系の価値の喪失に関わる図像の使用において、加害者の形象、及び加害者と被害者の間にある価値の喪失の関係が明確に描写されることで、反日心象を構築しうる情報量が増加している。また、人物の肖像など直接に軍事衝突の場面を描かない図像の場合においても、文字記述によって反日心象を構築する機能が補強されることもある。

⁶⁸ 国立編訳館『国民中学歴史第二冊』国立編訳館、1999年、138頁。

第6節 非軍事系の価値に関わる図像描写

表 5.6.1 で示されているように、非軍事系価値に関わる写真の使用頻度は 1984 年系列以降少し増加していったが、全『歴史』系列において低い水準にある。基本的にはこうした描写における被害者と加害者の関係が極めて抽象的なものであるため、具体的な想像の構築を促進する機能性が軍事系価値に関わる図像描写より劣っている。1987 年『歴史』に林献堂、蒋渭水、羅福星の人物像が紹介されるのが中学校段階での台湾に関する歴史情報の視覚化の嚆矢となっている。前述したように、中国の主権から切り離された台湾に関するものを描写の主体とすると、その描写における価値の喪失が個人によって想像されやすくなる可能性があるが、ここに使用される写真は単純なる肖像であり、個人に価値の喪失を実感させる情報を提供していない。

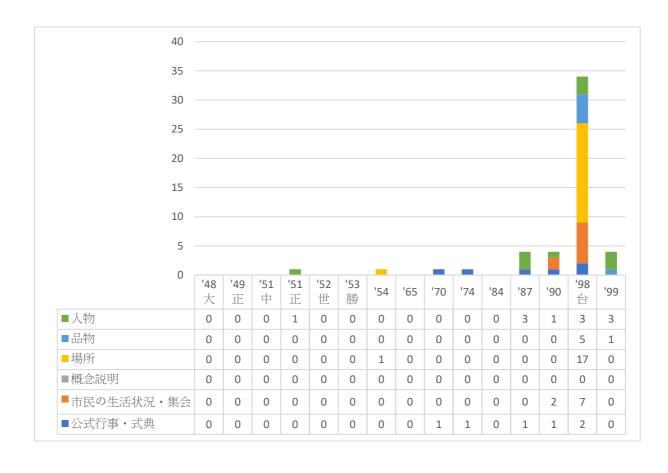


表 5.6.1 中学校写真描写・描写場面種類頻度表

⁶⁹ 国立編訳館『国民中学歴史第三冊』国立編訳館、1987年、113-114頁。

表 5.6.2 中学校写真描写・「政治・経済的価値」属性頻度表

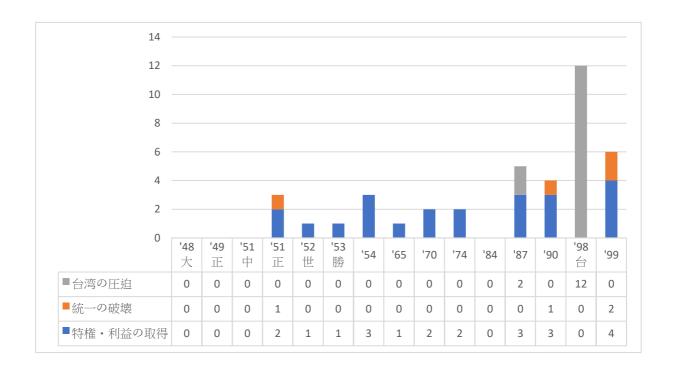


表 5.6.3 中学校写真描写 • 「社会的価値」属性頻度表

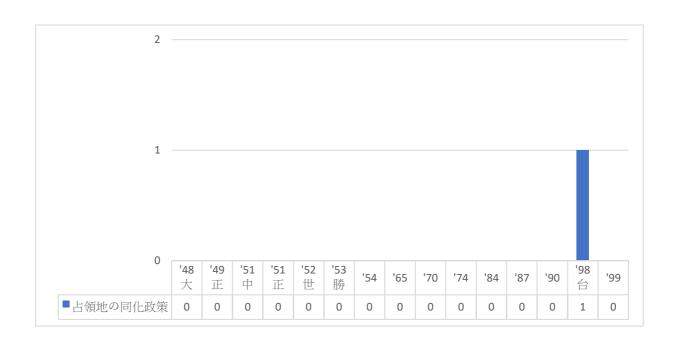


図 5.6.1 林献堂



出典:国立編訳館『国民中学歴史第三冊』国立編訳館、1987年、113頁。

図 5.6.2 蒋渭水



出典:国立編訳館『国民中学歴史第三冊』国立編訳館、1987年、114頁。

ただし 1999 年『歴史』に関して特筆する必要があるのは李鴻章と伊藤博文の肖像である。本章の第 3 節で述べたように、この系列は下関条約への文字記述において李鴻章の個人的視点から日本が与えた屈辱感を表現している。しかもその節に付属する「問題と討論」を通して読者による感情移入が実践されるようになる。ここに使用される二人の肖像がその記述様式を補足するものとなっている。李鴻章の肖像、またはその写真の下に付加された彼の来歴を紹介する記述がこの出来事を体験する主体を特定する機能を有する。伊藤博文の肖像も文字記述における彼の「居丈高」という形象を具象化する効果がある70。

図 5.6.3 李鴻章



李鴻章,安徽合肥人。同治年間,率淮軍與



太平軍、捻軍作戰,後任直 隸總督兼北洋大臣。倡辦洋 務,創建北洋水師。甲午戰 後,赴日議和,簽訂「馬關 條約」。

出典:国立編訳館『国民中学歴史第二冊』国立編訳館、1999年、37頁。

206

⁷⁰ 国立編訳館『国民中学歴史第二冊』国立編訳館、1999年、37頁。



日本明治維新時的首相伊藤博文

出典:国立編訳館『国民中学歴史第二冊』国立編訳館、1999年、37頁。

それに対し、1998年『認識台湾』が非軍事価値に関わる写真を大量に使用しており、しかもこれらの写真では市民の生活に浸透している描写が見られる。例えば台湾に対する「高圧統制」において、「日本植民地統治時代勤務中の警察」という写真が市民の生活を統制する中堅である警察の形象を具象化している。警察を補佐する「保甲制度」を構成する保正、甲長の職務を図像で紹介する文書で当時の台湾社会に対する統制体制の構造を説明している。徴兵された男性の台湾住民が健康診断を受けている場面も写っている71。

207

⁷¹ 国立編訳館『国民中学認識台湾(歴史篇)』国立編訳館、1998年、63-65頁。

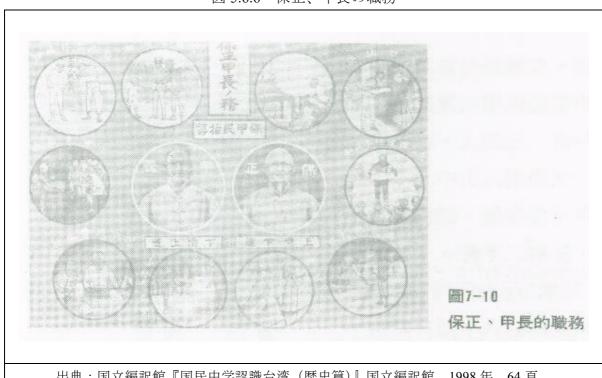
図 5.6.5 日本植民地統治時代勤務中の警察



日本殖民統治時期執行勤務的警察

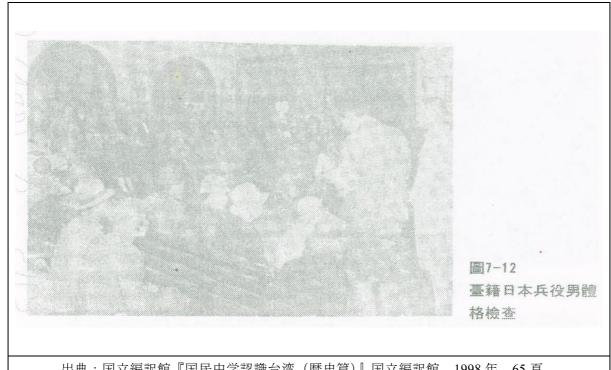
出典:国立編訳館『国民中学認識台湾(歴史篇)』国立編訳館、1998年、63頁。

図 5.6.6 保正、甲長の職務



出典:国立編訳館『国民中学認識台湾(歴史篇)』国立編訳館、1998年、64頁。

図 5.6.7 徴兵健康診断



出典:国立編訳館『国民中学認識台湾(歴史篇)』国立編訳館、1998年、65頁。

しかしこの系列の最も重要な特徴は価値の喪失より、台湾住民による価値の獲得に関わる図像描写が「場所」を通して多く使用されることである。交通建設においては「台南郵便局」、「縦貫鉄路の大安渓鉄橋」、「蘇花公路」、「馬公港」などがある。産業発展に関わる建設において、「嘉南大圳」、「製糖工場」、「セメント工場」などが紹介されている。これらの写真によって当時物質において近代化された台湾の様子が視覚化されている。「社会・文化的価値」という側面においては、「艋舺(万華)公学校」、「金瓜石小学校」、「花蓮港高等女学校」、「台湾総督府医学校」、「台湾総督府国語学校」、「嘉義農林学校」、「台湾総督府中央研究院」などの写真によって、教育や学術の近代化が表されている。一方で、社会の近代化に関わる描写においては主体が「場所」に限定されなくなる。纏足や辮髪をしている市民の生活の様子を写す写真は、弊習を打破しようとした総督府の政策と対照をなしている。「北投温泉公共浴場」や「民家の玄関にあるゴミ箱」が台湾住民の生活習慣の変化に関する説明となっているで。

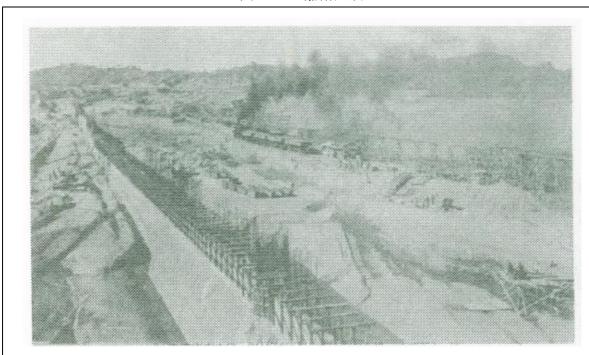
⁷² 同書、66-80 頁。

図 5.6.8 台南郵便局



出典:国立編訳館『国民中学認識台湾(歴史篇)』国立編訳館、1998年、66頁。

図 5.6.9 嘉南大圳



出典:国立編訳館『国民中学認識台湾(歴史篇)』国立編訳館、1998年、68頁。

図 5.6.10 金瓜石小学校



出典:国立編訳館『国民中学認識台湾(歴史篇)』国立編訳館、1998年、73頁。

図 5.6.11 嘉義農林学校



出典:国立編訳館『国民中学認識台湾(歴史篇)』国立編訳館、1998年、74頁。

図 5.6.12 女性纏足図



出典:国立編訳館『国民中学認識台湾(歴史篇)』国立編訳館、1998年、77頁。

図 5.6.13 民家の玄関にあるゴミ箱



出典:国立編訳館『国民中学認識台湾(歴史篇)』国立編訳館、1998年、80頁。

1987年『歴史』で言及された林献堂の肖像もここに使用されている。1987年『歴史』で 彼が取った日本に抵抗する手段について明言されていないが、ここでは彼が日本に対して 非武装抵抗や政治権利の要求を行った代表的な人物とされている。そもそも政治権利の要 求などが台湾総督府が不合理な統治を行っていたことを暗示しているにもかかわらず、「議 会政治運動」、「台湾民衆党」、「台湾工友総連盟代表大会」などの構成員が集会する様子を 表す写真が当時の総督府がある程度の政治活動を許容していたことを示している73。すな わち、1998年『認識台湾』が総督府による「高圧統制」を写真で強調する一方、その中の 更に多くの写真が台湾住民による「価値の獲得」に関する想像の構築を可能にしている。





圖8-18 臺灣民眾黨本部

出典:国立編訳館『国民中学認識台湾(歴史篇)』国立編訳館、1998年、82頁。

⁷³ 同書、82-84 頁。

図 5.6.15 台湾工友総連盟代表大会



出典:国立編訳館『国民中学認識台湾(歴史篇)』国立編訳館、1998年、84頁。

第7節 まとめ

本章の考察を通し、中学校の『歴史』が構築する日本の形象については以下の特徴が見いだされる。まず、時期の推移とともに簡潔になっていく『歴史』における文字記述が単純なる「軍事的価値」を喪失する主体を国家に限定し続けることによって、「軍事的価値」を喪失する過程における日本人の形象の抽象性を 1990 年系列まで維持していた。しかし「人道的価値」の喪失、つまり戦争犯罪に関わる描写が 1974 年の『歴史』から大量に出現するようになり、犯罪者としての日本軍兵士の形象を構築することが可能となった。そして 1999『歴史』は「軍事的価値」に関する記述において、従来の戦争経過を強調する描写手法を変え、張学良、東北軍兵士といった個人や個人の集合体を描写の主体として特定し、その感情や心境を最大限に表現する手法を使用した。それによって、読者に価値の喪失への感情移入をする空間が作り出された。すなわち、文字記述における読者が想像しやすい犯罪者や侵略者としての日本人の形象は 1974 年系列から構築され始め、1999 年系列まで維持されていたものである。

軍事系の価値に関わる図像描写は文字記述と同様な想像を構築する機能性を示している。 1974年『歴史』以降、戦争犯罪を撮影する写真が出現し、加害者と被害者の関係が明確化 されるようになる一方、一般的な軍事衝突を描写する写真における加害者としての日本軍 兵士の形象も描写されるようになった。更に 1999年『歴史』も「日清戦争」に参戦した者 の心境を表現する描写手法を使用した。

「台湾の圧迫」を除く非軍事系の価値に関わる文字記述は、性質上それが描写する主体が高い国家への固着性を持っているため、本来その情報が個人によって感受される程度が劣っている。しかし 1999 年『歴史』が下関条約の交渉での李鴻章の心境を巧妙に描写することによって、この種類の描写への感情移入の可能性が提示されている。一方では 1998 年『認識台湾』で台湾住民を描写主体とする「台湾の圧迫」では台湾総督府の統制の下にある市民の生活に浸透する描写が多く見られる。しかもこうした描写の舞台となる場所は、読者の居住地と同じ空間に置かれていると、読者による想像の構築の効果が更に強化されると考えられる。

非軍事系の価値に関わる図像描写は文字記述と同じように高い国家への固着性を持っているが、1998年『認識台湾』における「台湾の圧迫」の場合には、市民の生活に浸透する描写によって、台湾総督府による高圧統制の手段を想像することが容易にされた。ただし、同様な描写手法を使用しつつ、概念的には、その対極にある「価値の獲得」も同系列に大量に出現しており、「日本に肯定的な心象」が構築される可能性も示されている点が注目に値する。

第6章 高等学校『歴史』における日本に関する描写の性質の変化

第1節 高等学校『歴史』の性質構成の概要

本研究は国民党時期の高等学校教科書を9 冊収集しており、それを6 系列にまとめている。中学校歴史のテーマ構成は表6.1.1 に整理されている 1 。

表 6.1.1 高等学校『歴史』各系列テーマ構成表

系列	教科書	テーマ構成
	51『高級中学歴史』 2	日清戦争から門戸開放へ
		日清戦争の原因
		日清戦争の経過と下関条約
		台湾の抗戦
		港湾の租借と門戸開放
		八ヵ国連合軍以降の東西情勢
		日露戦争
		日露戦争後の日本の中国に対する侵略
	52『高級中学歴史』 3	第1次世界大戦と我が国
		第1次世界大戦の発生
		日本が我が国に侵略
51 正中		我が国の参戦の経緯
		我が国のパリ講和会議での失敗
		ワシントン会議と我が国
		満州事変と当時の日中関係
		日本の大陸政策
		918 国難
		上海抗戦
		国際調停
		義勇軍の抗戦
		熱河の陥落と長城の戦い
		77 事変と第 2 次世界大戦
		日中大戦の原因

¹ 元々の教科書の記述はすべて台湾標記の中国語である。引用箇所は、それを、論文著者が日本語に翻訳したものである。

		77 直前の日本
		77 直前の我が国
		日本が宣戦せず攻撃を
		抗戦の第1段階
		77 から南京撤退まで
		台児荘大勝から武漢会戦まで
		欧州戦争の発生と我が国への影響
		抗戦の第2段階
		太平洋戦争と我が国
		抗戦の第3段階
		大戦の終わり
		露日英の侵略
		日本の台湾侵略と琉球強奪
		日清戦争
		朝鮮問題
		日本の挑発
		戦争の発生と経過
		下関条約と3国干渉
	56『高級中学歴史』 2	台湾の抗戦と陥落
		東北の最初の陥落と日露戦争
		日露戦争
		日露条約
56 歴史		日露による東北分割
		日本による東北侵略
		東北での制度改革
		日露の連合と開放運動の失敗
		満州、モンゴル、チベット問題
		南満州と東モンゴル
		日本による山東侵略と 21 ヶ条要求
		大戦の発生と中国の中立
		日本が山東に侵略
		21 ヶ条要求
		袁世凱の屈服
		中国の参戦とパリ講和会議

五ヵ国諒解と中国参戦

日本の陰謀

パリ講和会議と山東問題

54 運動と条約調印の拒否

ワシントン会議と中国

ワシントン会議の開催

9ヵ国公約

21ヶ条要求と山東問題

外力による阻害

イギリスの暴行

日本による挑発と干渉

関税自主権と法権の回収

東北の再度の陥落

満州事変

128 上海の戦い

意地張る日本

日本侵略の拡大

熱河の陥落と塘沽協定

河北事件と偽自治運動

天羽声明と広田 3 原則

77 事変と壮烈なる抗戦

77 事変

蒋委員長の声明

813 の戦いと全面的抗戦の開始

重慶へ遷都

徐州武漢会戦

自力救済と持久戦

守勢から攻勢へ

抗戦と建国が並進

敵の陰謀を潰す

国際情勢と第2次世界大戦

太平洋戦争発生後の中国

中国の大戦に対する貢献

光栄なる勝利

中米連合軍反攻

		日本降伏
		台湾光復
		日清戦争
		朝鮮問題
		日本の挑発
		戦争の発生と経過
		下関条約と3国干渉
		台湾の抗戦と陥落
		東北の最初の陥落と日露戦争
		日露戦争
		日露条約
		日露による東北分割
		日本による東北侵略
		東北での制度改革
		日露の連合と開放運動の失敗
		日本による山東侵略と 21 ヶ条要求
		日本が山東に侵略
57 歴史	57『高級中学歴史』	21ヶ条要求
37 11.2	2	袁世凱の屈服
		中国の参戦とパリ講和会議
		五ヵ国諒解と中国参戦
		日本の陰謀
		パリ講和会議と山東問題
		54 運動と条約調印の拒否
		ワシントン会議と中国
		ワシントン会議の開催
		9 ヵ国公約
		21ヶ条要求と山東問題
		外力による阻害
		イギリスの暴行
		日本による挑発と干渉
		東北の再度の陥落
		満州事変
		128 上海の戦い

		意地張る日本
		日本侵略の拡大
		熱河の陥落と塘沽協定
		河北事件と偽自治運動
		広田 3 原則
		77 事変と壮烈なる抗戦
		77 事変
		蒋委員長の声明
		813 の戦いと全面的抗戦の開始
		重慶へ遷都
		徐州武漢会戦
		 自力救済と持久戦
		守勢から攻勢へ
		抗戦と建国が並進
		敵の陰謀を潰す
		国際情勢と第2次世界大戦
		太平洋戦争発生後の中国
		中国の大戦に対する貢献
		光栄なる勝利
		中米連合軍反攻
		日本降伏
		台湾光復
		辺境と従属国の喪失
		日本の台湾侵略と琉球強奪
		日清戦争
		朝鮮問題
		日本の挑発
72 歴史	72『高級中学歴史』	戦争の発生と経過
	3	下関条約と3国干渉
		台湾の抗戦と陥落
		日露戦争と東北の危機
		日露戦争
		日露条約
		日本による東北侵略

東北での制度改革

日露の連合と開放運動の失敗

日本による山東侵略と 21 ヶ条要求

日本が山東に侵略

21 ヶ条要求

袁世凱の屈服

五ヵ国諒解と中国参戦

日本の陰謀

パリ講和会議と山東問題

54 運動と条約調印の拒否

ワシントン会議の開催

9ヵ国公約

21ヶ条要求と山東問題

外力による阻害

イギリスの暴行

日本による挑発と干渉

満州事件と東北の陥落

満州事変

128 上海の戦い

意地張る日本

熱河の陥落と塘沽協定

河北事件と偽自治運動

広田3原則

77 事変と壮烈なる抗戦

77 事変

蒋委員長の声明

813 の戦いと全面的抗戦の開始

重慶へ遷都

徐州武漢会戦

守勢から攻勢へ

抗戦と建国が並進

敵の陰謀を潰す

国際情勢と第2次世界大戦

光栄なる勝利

中国の大戦に対する貢献

		中米連合軍反攻
		日本降伏
		台湾光復
	72『高級中学歴史』	日本明治維新
	4	日本の強盛
		辺境と従属国の喪失
		日本の台湾侵略と琉球強奪
		日清戦争
		朝鮮問題
		日本の挑発
		戦争の発生と経過
		下関条約と3国干渉
		台湾の抗戦と陥落
		日露戦争と東北の危機
		日露戦争
		日露条約
		日本による東北侵略
		東北での制度改革
	84『高級中学歴史』	日露の連合と開放運動の失敗
84 歴史	3	日本による山東侵略と 21 ヶ条要求
		日本が山東に侵略
		21 ヶ条要求
		袁世凱の屈服
		五ヵ国諒解と中国参戦
		日本の陰謀
		パリ講和会議と山東問題
		54 運動と条約調印の拒否
		ワシントン会議の開催
		9 ヵ国公約
		21ヶ条要求と山東問題
		外力による阻害
		イギリスの暴行
		日本による挑発と干渉
		満州事件と東北の陥落

	Г	T
		満州事変
		128 上海の戦い
		意地張る日本
		熱河の陥落と塘沽協定
		河北事件と偽自治運動
		広田 3 原則
		抗日戦争
		77 事変
		蒋委員長の声明
		813 の戦いと全面的抗戦の開始
		重慶へ遷都
		徐州武漢会戦
		守勢から攻勢へ
		抗戦と建国が並進
		敵の陰謀を潰す
		国際情勢と欧州戦争
		光栄なる勝利
		中国の大戦に対する貢献
		中米連合軍反攻
		日本降伏
		台湾光復
		辺境と従属国の喪失
	85『高級中学歴史』 3	日本の台湾侵略と琉球強奪
		日清戦争と台湾澎湖の割譲(p. 41)
		朝鮮問題の背景
		日清戦争
		台湾の抵抗
85 歴史		分割危機、庚子事変と日露戦争
		日露戦争と東北危機
		民国初期の対外関係
		日本による山東侵略と 21 ヶ条要求
		日露による侵略と共産党平定
		満州事変と国難の激化
		蒋委員長の最後局面演説

	全国を憤慨させる西安事変
	抗戦の発生と持久戦
	盧溝橋事件と抗戦の開始
	抗戦初期の会戦
	中国の持久戦略
	外交方針と国際情勢
	日本の中国で中国を制する政策
	強い意志をもって難局を乗り切る
	中国が連合国とともに戦う
	中国が連合国に
	日本が中国戦場で大敗
	黎明の前の闇
	日本の投降と抗戦の終結
86『高級中学歴史』	日本明治維新
4	日本の強盛

1952年小学校や中学校と比べると、系列の数が少ないのは高等学校『歴史』の大きな特徴となっている。戦後初期の正中出版の1951年『歴史』が特に日中戦争と満州事変を重んじているのに対し、その後の系列は日中戦争や日清戦争、山東問題、21ヶ条に関わる事件を平均的な頻度で記述しており、内容構成において高い「慣性」が見られる。2000年政権交代まで使用され続けた1985年『歴史』では、1951年系列のような日中戦争を重んじる傾向が示された。図像描写においては、1985年『歴史』を除く全系列における図像描写の頻度が非常に低い。しかも1985年『歴史』に使用される図像はほとんど日中戦争を描写するものである。

性質のカテゴリーから見れば、全時期の系列において「軍事的価値」、「人道的価値」、「政治・経済的価値」の出現頻度がある程度の慣性を示している。ただし、小学校や中学校と異なり、高等学校の『歴史』には「社会・文化的価値」に関わる描写が一切見られない。図像描写におけるカテゴリーに関しては、1985年以前の系列には「軍事的価値」や「政治・経済的価値」のみが見られる。1985年『歴史』には日中戦争を描写する写真が多く使用されることによって「軍事的価値」も大量に出現している。これも「人道的価値」に関わる図像描写が出現する唯一の系列である。

表 6.1.2 高等学校文字記述·全性質事件頻度表

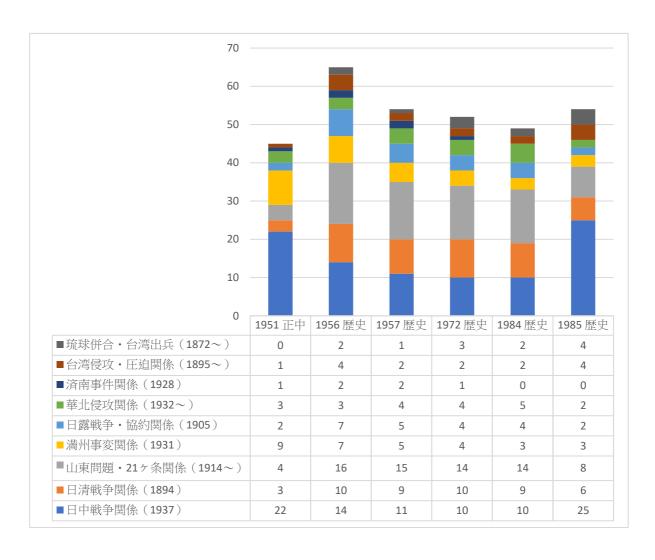


表 6.1.3 高等学校文字記述・性質カテゴリー頻度表

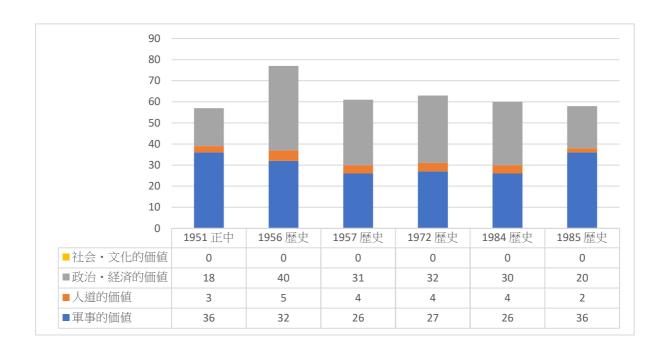


表 6.1.4 高等学校図像描写・全性質事件頻度表

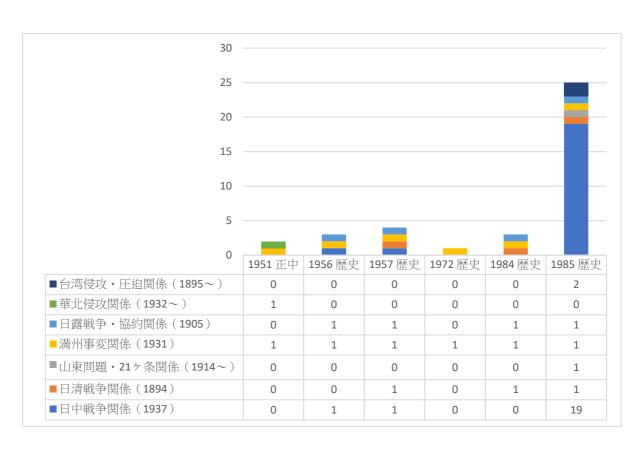
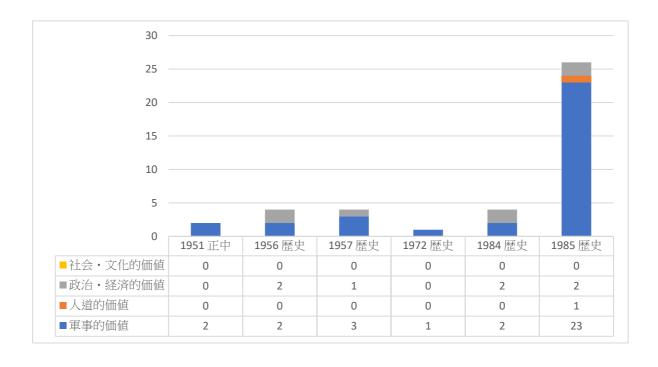


表 6.1.5 高等学校図像描写・性質カテゴリー頻度表



第2節 軍事系の価値に関わる文字記述の性質の変化

第1項 「軍事的価値」に関わる文字記述

日中戦争、日清戦争、満州事変は「軍事侵攻・領土占領」に関わる記述を構成する主な 事件となっている。ここでは日中戦争を事例として挙げて「軍事侵攻・領土占領」に関わ る描写の変容について説明していく。

1951 正中 1956 歴史 1957 歴史 1972 歴史 1984 歴史 1985 歴史 ■台湾出兵(1874) ■台湾鎮圧(1895~) ■台湾侵攻(1895) ■上海事変(1932) ■済南事件(1928) ■青島出兵(1914) ■華北侵攻(1932~) ■満州事変(1931) ■ 日清戦争(1894) ■日中戦争(1937~)

表 6.2.1 高等学校文字記述·軍事事件頻度表

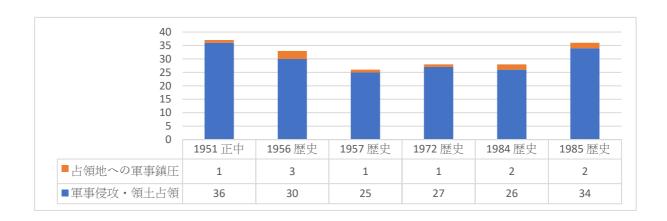


表 6.2.2 高等学校文字記述・「軍事的価値」属性頻度表

まず戦後初期の正中出版の 1951 年『歴史』が事件の経緯を詳しく記述する傾向を有する。例えば同系列が 1937 年日中戦争が発生する背景について以下のように述べている。

「918」事変(満州事変)が発生した当初、日本の有識者が、故無く広い国土と多い人口を抱える隣国を敵に回すのが、日本にとって望ましくないことと考え、軍の所為に歯牙にもかけなかった。……翌年(1932年)2、3月、井上準之助と團琢磨が軍人に殺害され、「515事件」に首相犬養毅も殺害された。沈黙させられた政治家や文人は、軍部が日本の運命を賭けて内閣を操ることを放任した。その少壮軍人が独伊をパラダイムとして、日本ファシズムを結成し、「大東亜新秩序」を構想し、松岡洋右に「政党解消論」を唱えることを促した。民国 26年(1937年)2月 26日、日本ファシストがムッソリーニによるローマ進軍に倣い、軍人千余名を指揮し、複数のグループで東京で決起した。重鎮の大臣や将校が殺害されてほとんど消滅し、政党政治が終焉を迎えた。11月 25日、独日が防共協定を締結し、大戦が発動される兆候が現れた。西安事変が発生すると、狂喜した日本官民は我が国が第2のスペインになると予想し、その第3艦隊を中国に派遣し、行動する機を見計らっていた。蒋委員長が無事に首都に復帰すると、驚愕した日本が翌年2月に、国会で準戦時体制に関する法案を成立させ、国を暴走させ、戦争態勢に入った。まもなく盧溝橋事件が発生した²。

「515 事件」や「226 事件」などをはじめとする日本の内政事情で戦争が発生する背景や それに関わるアクターを念入りに説明することは、他学校段階のものを含む他の系列で見 られない描写手法である。更に、同系列が戦争の進展を三つの段階に分けるほか、それぞ

² 藍孟博『高級中学歴史第三冊』正中書局、1952年、80頁。

れの段階における戦闘の過程を細分化し、それを大量な文字で詳しく記述するようにしている。例えば戦争の第2段階においては、「河南と江西」、「湖北」、「江南」、「華北」、「西南」といった方面の戦況が述べられている。第3段階は「ミャンマー」、「華北」、「華中」、「華南」といった方面に細分化されている。。

それに対し、1956年『歴史』が日本の内政事情に関する記述を削除したうえ、日中戦争 の背景を以下のような簡潔な表現で述べている。

日本は中国の壮大を恐れていた。共産党掃蕩での勝利、長江流域での秩序の安定、建設における著しい進歩が、日本による侵略を激化させた。西安事変が解決されることによって、蒋委員長が軍民一同に心より擁護される唯一の指導者としての威信を持つことが徹底的に証明され、日本の嫉妬と危惧が強まった。待っていられない日本が遂に我が国に攻勢をかけた⁴。

戦争の過程に関しては、戦争を三つの時期に分類する記述構造が保たれる一方、その過程に関する記述がより簡略的なものとされるようになった。例えば戦争の第1期に発生する「徐州会戦」は以下のように述べられている。

南京が陥落すると、敵軍が津浦線に沿って北進し、我が軍が淮河でそれを拒んだ。 華北での敵軍がそれに応じて南進し、徐州に迫った。27年(1938年)3月、台児 荘が猛攻され、我が軍が2週にわたって力戦した。4月6日、大勝を収め、日本 軍の精鋭の2師団を壊滅させ、南京陥落後の低下した士気を盛り返した5。

第2期の戦況については以下のような概略的記述も見られる。

第2期の重要な戦役について、第1には28年(1939年)の高安で敵を撃破した 贛 (湖南) 北の戦いがある。第2には同年10月の長沙での第1次の勝利があり、 敵軍が狼狽に敗退した。……他には数多くの戦闘が行われたが、敵軍が十分な優勢を取得できなかった。

それ以降の系列には段落が調整されることによって各事件や属性の頻度において違いが見られるが、内容的にはほとんど同様な記述体制が 1984 年『歴史』まで使用されていっ

³ 同書、83-106 頁。

⁴ 台湾省政府教育庁『高級中学歴史第二冊』台湾省政府教育庁、1956年、308頁。

⁵ 同書、311 頁。

⁶ 同書、312-313 頁。

た。例えば 1984『歴史』が 1956 年系列での日中戦争の背景を説明する記述とほとんど同じものを引き続き使用した。ただしそれが盧溝橋事件と蒋介石の抗戦宣言を述べる部分と 一つの段落に結合したため、頻度においての差異が生じた⁷。

それに対して 1985 年『歴史』がそれを引き続き使用せず独自な内容構成を採用した。まず事件の背景においては秩序の安定や建設の進歩といった記述が削除され、西安事件のみが強調されるようになった。

蒋委員長が数年にわたって密かに抗日の準備をすることが、国民からの理解を得られなかった。西安事変によって国民の精神が結束すると、それに警戒する日本が侵略行動を加速させ、対日抗戦の発生を早めた⁸。

戦争の描写に関しては、1985年『歴史』は長い伝統を有する「三つの時期」という分類を使用していないにもかかわらず、戦争の進展に関わる描写においては大きな差異が見いだされない。例えば前の系列で戦争の第1期に属していた「徐州会戦」は1985年『歴史』で以下のような簡潔な表現で述べられている。

民国 27 年 (1938 年) 3、4 月、徐州付近で会戦が行われた結果、我が軍が台児荘 で日本軍を 1 万 6 千人殲滅した。いわゆる台児荘の大捷である⁹。

これらの記述が示しているように、各時期の「軍事侵攻・領土占領」に関する記述は内容構成や段落配置において差異が存在しているが、性質や描写技法においては大きな変化が見られない。一方では、中学校『歴史』で系列の想像を構築する機能を評価する重要な基準となる「台湾の軍事鎮圧」が全ての高等学校『歴史』の系列に出現している。1951年『歴史』が台湾住民による武装抗日を台湾割譲と台湾侵攻の余波として以下のように記述している。

……光緒 21 年 (1895 年) 5 月 2 日、台湾民主国が成立した。……その軍隊が 3 隊 に分けられた。唐景崧が台北を、丘逢甲が台中を、劉永福が補佐として台湾を守備し、練兵して食糧を調達し、概略的な配置が完成した。それを知った日本が、能久親王が率いる近衛師団と樺山資紀が率いる陸海軍を派遣し、武力をもって台湾を奪取しようとした。5 月 6 日、日本軍が三貂角に上陸し、13 日が獅球嶺に迫り、それを聞いた唐景崧が仮装して福州へ渡った。翌朝、台北が陥落した。21 日、

⁷ 国立編訳館『高級中学歴史第三冊』国立編訳館、1984年、99-101頁。

⁸ 国立編訳館『高級中学歴史第三冊』国立編訳館、1985年、133頁。

⁹ 同書、144 頁。

樺山資紀が台北で総督府を設置した。その情報が台湾に伝わると、その市民が劉 永福を大総統として推挙し、積極的に戦いの準備をしていた。......8月23日、日 本軍が台南を攻撃し、……翌月2日、台湾が陥落し、台湾全土が日本によって占 拠された。しかし大陸に渡った志士が台湾のことを常に肝に銘じており、台湾住 民も始終中国に憧憬していた。日本人が台湾を占拠する50年間、台湾同胞が北部 で 33 回、中部で 26 回、南部で 41 回の抗日運動を起こした。民国 34 年 (1945 年)、 中国が日本に戦勝し、10月25日、台湾が光復された10。

この記述の最大の特徴は台湾民主国が日本に抵抗する経過とその後の台湾住民による武 装抗日の回数が詳しく記述されることである。それ以降の系列が台湾関係の記述を二つの 部分に分割するようにした。例えば1956年『歴史』は台湾民主国の抗日を以下のように述 べている。

.....光緒 21 年 5 月 2 日 (西暦 1895 年 5 月 25 日)、丘逢甲などが唐景崧を台湾民 主国総統として推挙し、事件が平定されたら中国に復帰することを宣言した。

まもなく、日本軍が大いに侵攻し、5月16日台北が陥落したが、義軍が屈服せず、 フランスと戦った名将劉永福を指導者として推挙し、抵抗を続けた。日本の陸海 軍が南進し、9月13日(西暦10月21日)、台湾が陥落し、台湾全土が日本に占 拠された。だが台湾住民が力を尽くして代償を得られ、彼らの民族精神を顕彰し た。その後も成功のために奮闘を絶えなかった11。

1951年『歴史』における同記述と比較すると、この記述が高い簡潔性を持っている。こ れと同段落に属していた台湾住民の武装抗日は1956年『歴史』で日中戦争の記述の一部と されるようになった。

日清戦争以来、中国が日本からの害を受ける一方、51年にわたって台湾が直接に 日本に支配されていた。だが台湾同胞はその頑強な伝統的な民族革命精神をもっ て屈服せず、抵抗が絶えなかった。辛亥革命の成功を受け、台湾同胞は大いに鼓 舞され、抗日運動がクライマックスに達し、祖国に復帰することは彼らの最終の 目的であった。……台湾は中国が必死に日本と戦う一つの理由であり、大陸に渡 って抗戦に参加した台湾同胞も少なくなかった。......日本が降伏すると、台湾同 胞が狂喜し、我が国は軍政要員を台湾に派遣した。10月25日、降伏式典が行わ

¹⁰ 藍孟博『高級中学歴史第二冊』正中書局、1951年、150-151頁。

¹¹ 台湾省政府教育庁『高級中学歴史第二冊』台湾省政府教育庁、1956年、193頁。

れ、台湾が光復され、再び中国の版図に入った12。

これと同様な記述内容と段落配置が 1984 年『歴史』まで使用されていた¹³。1985 年『歴史』も台湾関係の記述のおいて相似した段落配置を使用した。ただしそれが前の系列より詳しく記述する傾向を持っている。例えば 1985 年『歴史』が台湾光復を紹介する部分で台湾住民の抗日運動について以下のように述べている。

台湾は中国の領土であったが、日清戦争後清朝によって日本に割譲された。台湾同胞は常に祖国を懐かしんでおり、日本に対する反抗が絶えなかった。例えば連横は『台湾通史』を編纂し、民族精神を鼓舞しようとした。羅福星による抗日活動や林献堂による近代民族運動は、いずれも光復を目的とするものであった。清への打倒、北伐統一運動、対日抗戦に参加して奮闘する台湾同胞もいた。……日本が降伏すると、台湾同胞は狂喜し、我が国が軍政要員を台湾に派遣した。民国34年(1945年)10月10日、台湾同胞による双十の国慶が初めて開催された。25日、降伏式典が行われ、台湾が光復され、再び中国の版図に入った14。

すなわち 1956 系列以降、「軍事的価値」に関わる記述がより簡潔なものになり、同様な 内容構成が 1984 年『歴史』まで使用された。1985 年『歴史』が独自な内容構成を採用し たが、それの従来の系列との主な差異が段落の構成に限られており、記述の表現手法にお いては依然として以前の系列から継承した慣性を示している。全系列における軍事事件の 記述は単純なる戦闘の場面を描写するものに限られており、個人レベルにおける価値の喪 失を想像させるような情報を欠けている点で変化を見せなかった。

台湾関係の記述においては、中学校『歴史』が「台湾の圧迫」と「台湾の軍事鎮圧」に 関わる文字記述を結合することによって想像を構築する効果を強化することに対し、高等 学校『歴史』が読者が直接に想像しかねる戦闘の進展に関する情報を重んじている。

第2項 「人道的価値」に関わる文字記述

中学校『歴史』での戦争犯罪に関する記述が1974年系列以降に集中する傾向があるのに対し、戦争犯罪が高等学校『歴史』の各系列に安定した頻度で出現している。属性の構成から見れば、高等学校『歴史』では「虐待や性犯罪」の頻度が低いほか、「人体実験」や「慰安婦の強制連行」に関する記述がされていないことがわかる。他の系列で言及されていな

¹² 同書、321-322 頁。

¹³ 国立編訳館『高級中学歴史第三冊』国立編訳館、1984年、106頁。

¹⁴ 国立編訳館『高級中学歴史第三冊』国立編訳館、1985年、165-166頁。

い「福州事件」には戦争犯罪に関する記述があることや、台湾関係に事件に「虐待や性犯罪」が見られることも高等学校『歴史』の特徴となっている。

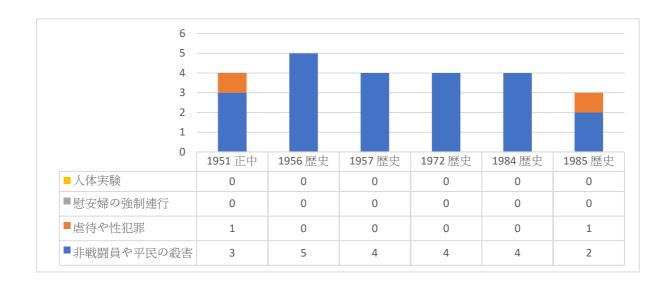


表 5.2.3 高等学校文字記述 · 「人道的価値」属性頻度表

戦後初期の1951年『歴史』には1919年の福州事件や満州事変の背景となる万宝山事件に関する記述で中国人平民が殺害される描写が見られる一方、南京大虐殺での「虐待や性犯罪」が以下のように描写されている。

敵は南京にて、兵士による虐待、放火、奪略、強姦を放任し、無実な我が市民、 婦女、児童及び非武装の軍警は、10万人以上の死者が出た¹⁵。

ここで「虐待や性犯罪」をめぐる犯行が言及されたが、これは 1974 年系列以降の中学校 『歴史』と比べれば高い簡潔性を持っている。1956 年以降の系列における戦争犯罪の描写 が「殺害」に限定されるようになった。例えば 1956 年『歴史』は南京大虐殺について以下 のように述べている。

12月、南京陥落、日本軍が恣意に虐殺し、30万人の死者が出た16。

同系列での1874年台湾出兵、530事件、済南事件における戦争犯罪も同様な簡潔な表現で記述されている。こうした描写手法は1984年『歴史』まで使用されていた。「虐待や性

¹⁵ 藍孟博『高級中学歴史第三冊』正中書局、1952年、86頁。

¹⁶ 台湾省政府教育庁『高級中学歴史第二冊』台湾省政府教育庁、1956年、309頁。

犯罪」を再び出現させたのは 1985 年『歴史』である。ただし 1985 年『歴史』は日中戦争 において前の 1956 年系列以降のような簡潔な記述を使用する一方、「虐待や性犯罪」を 1895 年の台湾侵攻後の日本軍による復讐の記述のみに使用している。

多くの死傷者が出た日本軍は復讐のため、恣意に虐殺、強姦、奪略をし、彼らが 至る場所、肉親が殺されて家族が四散する¹⁷。

これらの記述から見られるように、高等学校『歴史』は全時期の系列での戦争犯罪の描写によって個人における価値の喪失を想像する材料をある程度提供していたが、1974年以降豊富な感情移入をさせる表現や手法で戦争犯罪を描写する中学校『歴史』と比べると、高等学校『歴史』の「反日心象」を構築する機能が比較的に劣っていると考えられる。



表 6.2.4 高等学校文字記述・「人道的価値」属性・事件クロス頻度表

¹⁷ 国立編訳館『高級中学歴史第三冊』国立編訳館、1985年、45頁。

第3節 非軍事系の価値に関わる文字記述の性質の変化

「政治事件頻度表」から見られるように、政治系価値に関わる文字記述において高等学校『歴史』は多くの事件によって構成されているが、1956年以降の系列は政治事件や属性の構成において高い慣性が示されている。ここでの高等学校『歴史』の最も重要な特徴は、小学校や中学校の教科書で「反日心象」を構築する重要な材料となる「台湾の圧迫」などの台湾に関する記述が全くないことにある。ここでは最も頻度の高い 21 ヶ条要求を中心として高等学校『歴史』における非軍事系の価値に関わる文字記述の性質の変化を考察していく。

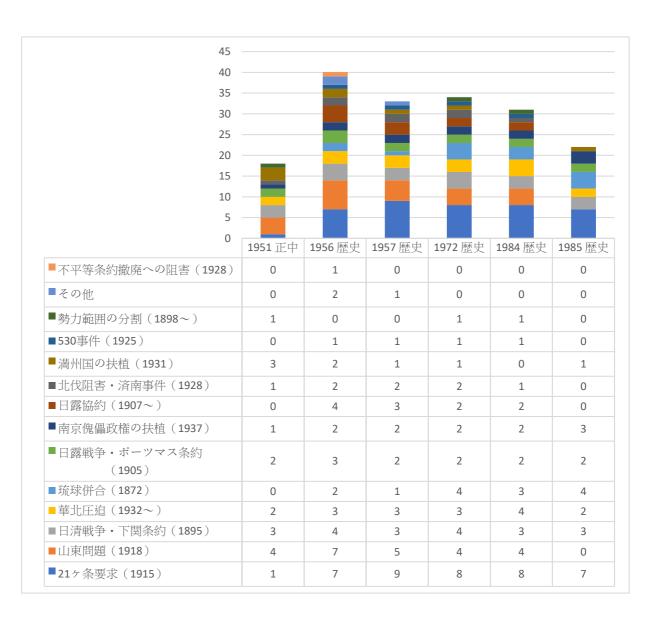


表 6.3.1 高等学校文字記述・政治事件頻度表

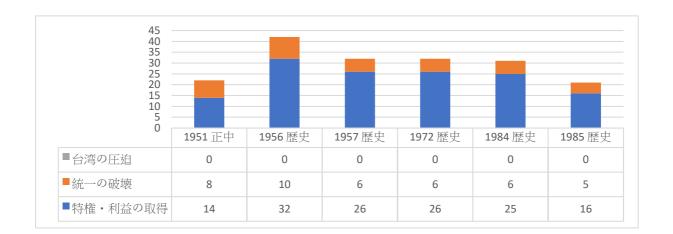


表 6.3.2 高等学校文字記述・「政治・経済的価値」属性頻度表

1951年正中『歴史』は21ヶ条要求を単独な事件とするよりも、それを山東利権をめぐる事件の文脈に置く一方、節の終わりに付加される注で箇条書きで21ヶ条要求の内容を詳しく述べている。

21ヶ条第1号は日本がドイツの山東での利権を継承することと、日本が山東で新たな特殊勢力の樹立の承認に関わるものである: (一) 中国が後日の日独協定でドイツが山東での利権を譲渡する処分を承認すること。(二) 山東とその沿海の土地や諸島を、他国に租借や譲渡をしないこと。(三) 日本が煙台または龍口と膠済路を連結する鉄道の建設を承認すること。(四) 山東をはじめとする各都市を商港として開放すること。……この 21ヶ条によれば、中国が保護国と同様になる¹⁸。

それに対し、1956年『歴史』は21ヶ条要求を独立な事件として本文に記述している。

青島の戦いの終わり際、中国侵略を志す日本秘密組織黒龍会は一挙に中国を保護国にしようとした。12月、日本政府はこの原則に基づき、日本駐中国公使日置益に訓令を下した。4年(1915年)1月18日、日置益は袁世凱に21ヶ条要求を提出し、それは5号に分けられている。

第1号は山東に関するものである。一、日本がドイツの山東での利権を継承する ことを承認すること。二、山東とその沿海の土地や諸島を、他国に租借や譲渡を しないこと。三、日本が煙台または龍口と膠済路を連結する鉄道の建設を承認す

¹⁸ 藍孟博『高級中学歴史第三冊』正中書局、1952年、42-43頁。

ること。四、山東を商港として開放すること19。

ここでの 21 ヶ条要求の要求内容の記述は 1951 年『歴史』とほぼ同様である。1957 年『歴史』から黒龍会に関する内容が削除されたが、同様な記述の構成が 1985 年『歴史』まで使用されていた。下関条約やポーツマス条約など他の政治事件においてもこうした傾向が示されている。小学校や中学校の教科書を分析する部分で明らかにされているように、この種類の描写の主体は高い国家への固着性を有しており、読者によって直接に想像されにくいのである。こうした性質においての慣性も表 6.3.3 で示されている。

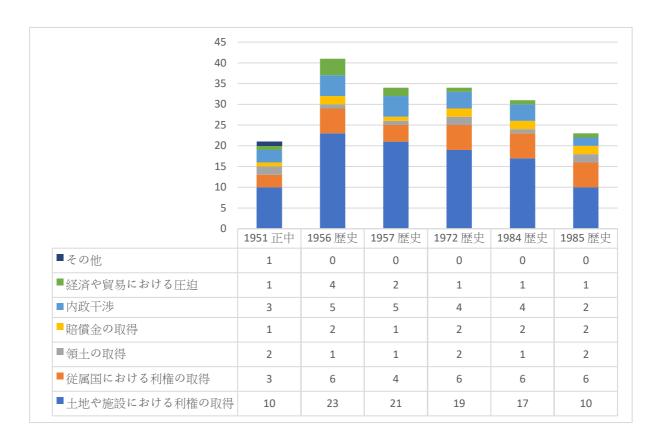


表 6.3.3 高等学校文字記述・「特権・利益の取得」要素頻度表

「統一の破壊」も「特権・利益の取得」と同じ傾向を示している。ここでは汪精の衛南 京傀儡政権に関する記述を比較することでこれを説明する。

¹⁹ 台湾省政府教育庁『高級中学歴史第二冊』台湾省政府教育庁、1956年、265-266頁。

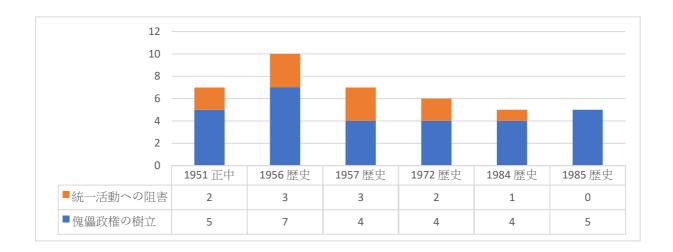


表 6.3.4 高等学校文字記述・「統一の破壊」要素頻度表

1951年『歴史』では南京傀儡政権がアメリカの対中政策の文脈に置かれている。

「77 事変」(盧溝橋事件)後、米大統領ルーズベルトは隔離演説をし、世界の規律を無視する流行病が隔離されなければならないと主張した。汪逆賊の偽組織が成立すると、米国務長官ハルが声明で、日本が強いて作り上げた中国の新政権の偽りを強く非難した²⁰。

それに対し、1956年『歴史』は南京傀儡政権の成立を「中国で中国を制する」政策の一部として説明するようにしている。

日本が南京を陥落させると、我が国が屈服すると予想し、ドイツの使節を経由して平和の条件を提出したが、蒋委員長はそれを断固として拒否した。27 年 1 月、日本が国民政府を相手としない声明を出し、我が国はそれに対して厳正な立場で、日本が占領地で成立させたあらゆる違法な組織が絶対的に無効であることを世界に告げた。その時日本が次々と北平で偽「臨時政府」を、南京で偽「維新政府」を成立させ、「中国で中国を制する」、「中国で中国を滅ぼす」を図っていた。……29 年(1940 年)、汪逆賊の偽政権が南京で出現し、日本と屈辱的な秘密協定を調印した²¹。

これと同様な記述は 1984 年『歴史』まで使用されていた。1985 年『歴史』は「中国で中国を制する」において以下のような独自的な記述が見られるようになった。

²⁰ 藍孟博『高級中学歴史第三冊』正中書局、1952年、97頁。

²¹ 台湾省政府教育庁『高級中学歴史第二冊』台湾省政府教育庁、1956年、313-314頁。

武漢陥落後、汪が密かに日本と手を結んでいた。民国 27 年 (12 月)、彼は日本の「東亜新秩序の建設」に応じ、重慶からハノイへ亡命した。蒋委員長はその建設を非難し、それは中国を奴隷にし、太平洋を制覇し、世界を分け取りするためのものだと主張した。汪は売国の契約を受け入れ、民国 29 年 3 月、南京で偽政権を成立させ、一方的にそれを「国民政府」と称し、偽「国民政府主席兼任行政院院長」に就任した²²。

要するに、高等学校『歴史』での「統一の破壊」も「特権・利益の取得」を含む非軍事系の価値に関わるほとんどの文字記述は、性質においての構成が単純である。しかもそれが描写する主体も中国や中国政府に限定されており、読者がそれによって直接に日本人に関する想像を構築することが容易ではないと考えられる。

²² 国立編訳館『高級中学歴史第三冊』国立編訳館、1985年、147頁。

第4節 高等学校『歴史』における図像描写の性質の変化

全体的には、高等学校『歴史』での図像描写において以下の特徴が見いだされる。第一に、図像の使用頻度が小学校や中学校の『歴史』や『社会』よりはるかに低いことである。第二に、全ての系列において挿絵が使用されておらず、しかも 1985 年以前の全ての系列が抽象性の高い地図や図解のみを使用していることである。写真による描写は 1985 年『歴史』に初めて出現している。

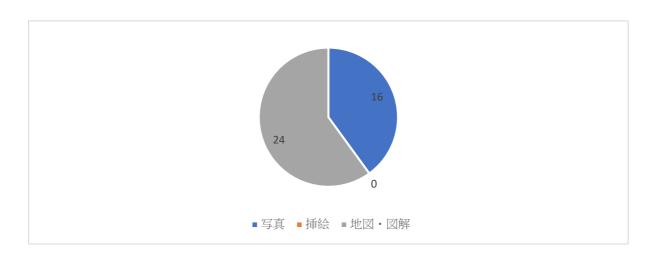
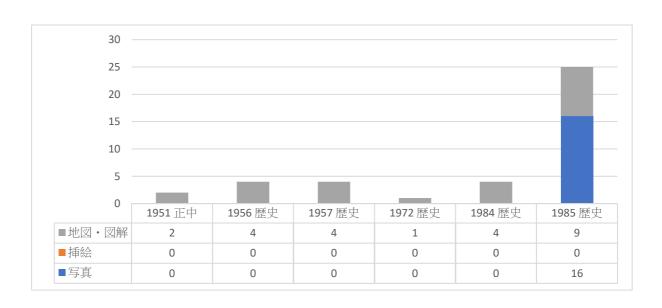


図 6.4.1 高等学校図像描写・図像種類構成比例図

表 6.4.1 高等学校図像描写·図像種類使用頻度表



軍事系の価値において、1985年『歴史』での直接に戦争の場面を描写する写真は僅か2回の頻度で使用されている。その1枚の写真は中国での戦争に参加したアメリカ第14航空隊が出勤している様子を撮るものであり、価値の喪失よりも日本に対する抵抗を強調している。もう1枚の南京大虐殺での殺人試合の過程が写されている写真では、一人の日本軍兵士が日本刀を持ち上げており、拘束されている中国人の首を斬ろうとしている。彼らの周囲には微笑しながら様子を見ている日本軍兵士もいる。こうした描写は被害者と加害者の間の価値を喪失する関係を明確に撮影しており、日本人の犯罪者としての形象を構築することを可能にしている。しかしこの写真はこの系列での唯一の価値の喪失に関わる図像であり、他のほとんどの図像は人物や式典などを通して抵抗や勝利を強調するものであるため、反日心象を構築する効果は相当に低いと考えられる²³。

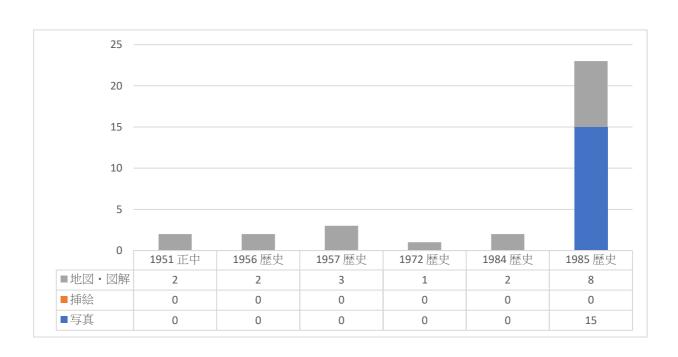


表 6.4.2 高等学校図像描写・軍事系価値・図像種類使用頻度表

²³ 国立編訳館『高級中学歴史第三冊』国立編訳館、1985年、129-165頁。

表 6.4.3 高等学校図像描写・軍事系価値・図像種類・描写場面種類クロス頻度表

	動態的描写			静態的描写			
	軍事衝突·	公式行事·	市民の生活	概念説明	場所	品物	人物
	抵抗	式典	状況・集会	似心机切	物け	DD 490	八柳
写真	2	1	1	0	1	4	6
挿絵	0	0	0	0	0	0	0
地図・ 図解	0	0	0	18	0	0	0

図 6.4.2 殺人試合



刀戰 以京 南在等毅田野軍日 二七圖 樂爲 賽比胞同辜無我殺砍 (日三十月二十年六十二國民)

出典:国立編訳館『高級中学歴史第三冊』国立編訳館、1985年、144頁。

図 6.4.3 第 14 航空隊出勤図



出典:国立編訳館『高級中学歴史第三冊』国立編訳館、1985年、156頁。

図 6.4.4 中米軍がミャンマー北部で合流



友芒師會軍日潰擊合聯北緬於兒健美中 三八圖 (日七十二月一年四十三國民)

出典:国立編訳館『高級中学歴史第三冊』国立編訳館、1985年、156頁。

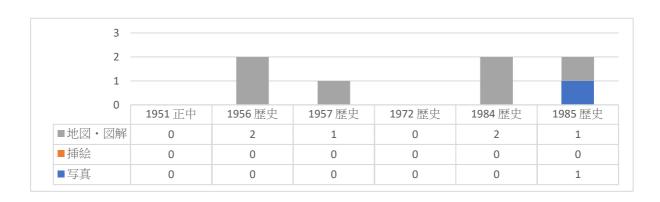
図 6.4.5 河北の女性遊撃隊員



出典:国立編訳館『高級中学歴史第三冊』国立編訳館、1985年、163頁。

非軍事系の価値に関しては、1985 年『歴史』には写真が 1 枚のみ使用されている。それは日本が提出した 21 ヶ条要求の原本を写すものであるため、性質上文字記述の性格が強い 24 。要するに、高等学校『歴史』での読者の同情を喚起しやすい描写は、1985 年『歴史』における戦争犯罪に関わる 1 枚の写真のみであり、その他の全ての図像は価値の喪失に関する想像を構築する機能が比較的に劣っていると考えられる。

表 6.4.4 高等学校図像描写·非軍事系価値·図像種類使用頻度表



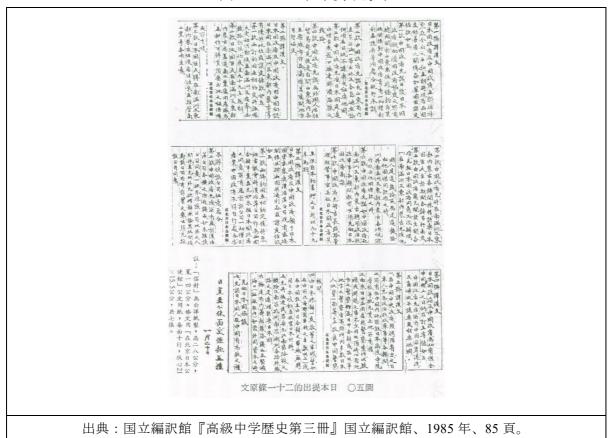
²⁴ 国立編訳館『高級中学歴史第三冊』国立編訳館、1985年、85頁。

245

表 5.4.5 高等学校図像描写・非軍事系価値・図像種類・描写場面種類クロス頻度表

	動態的描写			静態的描写			
	軍事衝突•	公式行事·	市民の生活	州 久 兴 田	18 SC	□ #-/m	I 11-6m
	抵抗	式典	状況・集会	概念説明	場所	品物	人物
写真	0	0	0	0	0	1	0
挿絵	0	0	0	0	0	0	0
地図・ 図解	0	0	0	6	0	0	0

図 6.4.6 21 ヶ条要求原本



第5節 まとめ

本章の考察から見られるように、高等学校『歴史』は大量な文字数で歴史情報を伝達しており、その歴史事件の構成も複雑である。しかし性質のカテゴリーまたは属性から見れば、高等学校『歴史』は高度な慣性を示している。まず軍事系の価値に関わる描写においては、戦争の背景や進展が具体的に記述される一方、「人道的価値」の喪失の描写は概略的に記述される傾向を持っている。それによって最低限の「反日心象」を構築する機能が確保されたにもかかわらず、具体的な戦争犯罪の過程の記述や感情移入をさせる手法を多く使用する中学校と比べると、その効果は限定的であると考えられる。更に、小学校や中学校の『歴史』や『社会』で想像をさせる高い浸透力を示した「台湾の圧迫」や「社会・文化的価値」といった性質に関わる描写も高等学校『歴史』に出現していない。図像描写に関しては、「人道的価値」の喪失を明確に描写する写真は1985年『歴史』のみに1回の頻度で出現しており、その他の全ての図像は積極的な抵抗をする姿勢を強調するものである。すなわち、小学校や中学校の『歴史』や『社会』と比較すると、高等学校『歴史』では「反日心象」を構築するような情報量は最も少ないことがわかる。

第7章 総合分析:日本に関する描写の性質の変化の意義

第1節 日本に関する描写の性質の変化に対する総合分析

第1項 性質の変化を観測する基準となる属性

ここではまず各カテゴリーや属性の使用状況や特徴を説明し、教科書における日本に関する内容の性質の変化を容易に観測できる属性を取り上げ、総合分析をしていくようにする。

これまでの考察で見られるように、「軍事的価値」に属する「軍事侵攻・領土占領」と「台湾の軍事鎮圧」、及び「政治・経済的価値」に属する「特権・利益の奪取」と「統一の破壊」といった属性は教科書での近代日本に関する内容を構成する骨幹として機能しており、全ての『歴史』や『社会』に安定した頻度で出現している。しかし、その出現頻度においての一般性が性質の変化を観測することを困難にするし、内容的に単純に歴史事件の経過を記述する一般的な描写が多いことや、価値を喪失した主体が国家や政府に限定されていることによって、「反日心象」を構築する心理的空間は相対的に制限されると考えられる。これらの属性によって構成された図像(後述の他の諸属性が包含されない場合)でさえも、加害者の形象、あるいは加害者と被害者の関係を明確に描写するものがほとんどなく、残虐な日本人像を構築するための十分な情報量を提供しているわけではない。

「軍事侵攻・領土占領」、「台湾の軍事鎮圧」、「特権・利益の奪取」、「統一の破壊」を概念的に濾過すると、「人道的価値」、「政治・経済的価値」における「台湾の圧迫」、「社会・文化的価値」といったカテゴリーや属性を抽出できる。「人道的価値」、つまり戦争犯罪に関する文字記述や図像描写は、被害者と加害者の関係を明確にし、読者にとって感情的に受け止めやすい特徴を有する。「台湾の圧迫」や「社会・文化的価値」における諸属性は、台湾を描写の「舞台」としており、台湾住民の生活に浸透する描写が多く、台湾読者の共感を喚起しやすい。これらのカテゴリーや属性に関わる描写は想像を構築することにおいて相対的に高い効果があると考えられるほか、その出現頻度も系列によって大きく相違しており、ある系列と他の系列との比較対照における性質上の差異を見出すための基準とすることができる。

要するに、「人道的価値」、「政治・経済的価値」における「台湾の圧迫」、「社会・文化的価値」といったカテゴリーや属性を用いれば、戦後の小学校、中学校、高等学校の『歴史』や『社会』が構築しうる「反日心象」の性質の変化に対し、統一した基準で包括的な分析をすることができる。次項からはこれらの属性を中心に教科書における日本に関する内容の性質の変化を検討していく。

第2項 総合分析

表 7.1.1 で見られるように、1969 年『歴史』以前の各系列では日本による戦争犯罪が多く描写される一方、稀に「台湾の圧迫」に関する描写が出現する(1951 年『歴史』)。1969 年に歴史教育の機能が『歴史』から『社会』に移行した後、1971 年と 1990 年系列を除く『社会』での戦争犯罪に関する描写の頻度が減少し、その代わりに台湾に関する描写の頻度が増加した。1981 年『歴史』は特に著しい台湾に関する描写を使用する傾向を示した。1971 年と 1990 年の系列で見られる直前系列との「ギャップ」(頻度の大きな減少)については、反日的な内容の減少よりも、『社会』の歴史教育においての位置づけが変化した結果であると考えられるし、次節で論じるように、1990 年系列の「ギャップ」は当時李登輝政権の「政治的必要性」の産物である可能性がある。そして 1999 年系列では、台湾に関する描写が再びされるようになる一方、表 7.1.2 で見られるように、日本による台湾での建設に肯定的な内容が初めて出現した。

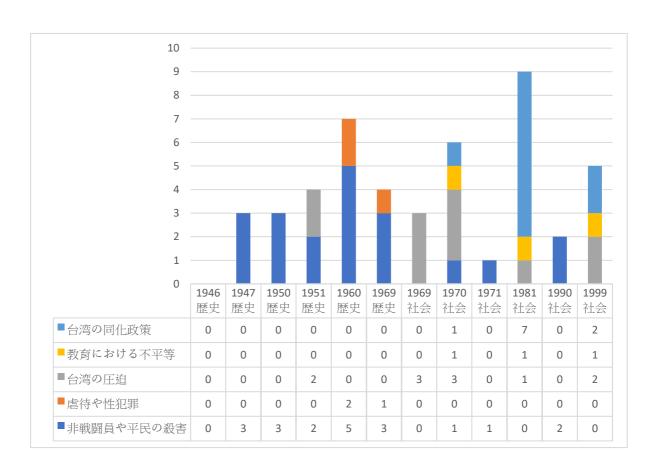


表 7.1.1 小学校全描写·重要属性構成頻度表

8 6 0 1946 | 1947 | 1950 | 1951 | 1960 | 1969 | 1969 | 1970 | 1971 | 1981 | 1990 | 1999 歴史 歴史 歴史 歴史 歴史 歴史 社会社会 社会 社会社会 社会 ■産業育成・インフラ整備 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 7

表 7.1.2 小学校全描写・価値の取得に関わる属性頻度表

表 7.1.3 によれば、1974 年以前の中学校『歴史』では、戦争犯罪に関する描写が平均的に低い頻度(1-3 回)で出現しており、台湾に関する描写は一切見られない。1974 年以降の全系列で、戦争犯罪に関する描写の頻度が激増している。台湾に関する描写は 1984 年から出現するようになり、小学校『歴史』と相似した 1990 年の戦争犯罪の描写のみが残されるという変化を迎えた後、1998 年の『認識台湾』でその頻度がピークに達し、日本による台湾での建設に肯定的な内容も見られるようになった(表 7.1.4)。日本に肯定的な内容が出現した時期は小学校教科書(1999 年)とほぼ合致している。

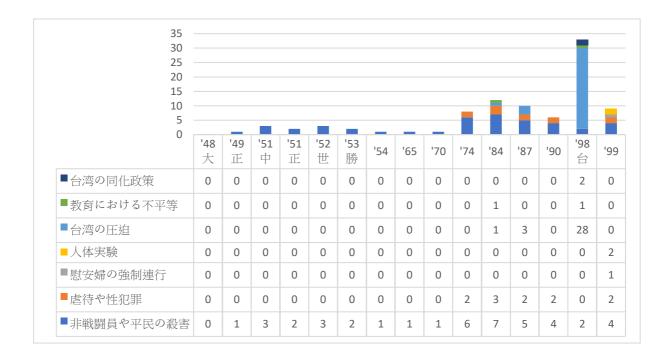


表 7.1.3 中学校全描写重要属性構成頻度表

'48 '49 '51 '51 '52 '53 '54 '99 '65 '70 '74 '84 '87 '90 大 正 中 世 勝 正 台 社会近代化の推進 Ω Ω ■文化や教育における建設 ■政治権利の供与 ■産業育成・インフラ整備 0

表 7.1.4 中学校全描写・価値の取得に関わる属性頻度表

著しい変化を示した小学校と中学校の『歴史』に対し、高等学校『歴史』は戦争犯罪の描写を重んじており、その頻度においても高い「慣性」を示している。このことは、「9年国民義務教育」の適用対象である小学校と中学校とは異なる教育体制上の位置づけを示していると考えられる。しかしながら、たとえ高等学校『歴史』では顕著な変化が見られないとは言え、小学校と中学校の『歴史』と『社会』で見られる変化は台湾住民の国民創造と教科書との関連性を探究するうえで、有用な情報を提供していると思われる。



表 7.1.5 高等学校全描写・重要属性構成頻度表

第3項 性質の変化の分水嶺となる時期

要するに、教科書における日本に関する描写の性質の変化は、時期的に、いくつかの分水嶺が見いだされる。まず戦後初期の日本に関する描写を構成する属性は比較的に少なく、抗日戦争の進展や日本の中国に対する政治的・経済的圧迫が中心となるほか、戦争犯罪に関する描写が若干見られる。勿論、国民党が台湾住民に対して「脱日本化」や「中国化」の政策を打ち出した当時の政治的背景では、こうした内容を反日的なものと言っても過言ではない。しかし、統一した基準としてのカテゴリー体系によって長い時期にわたるデータに対して包括的な比較分析をした結果、教科書における反日的な内容の性質は不変なものではないことがわかる。性質の変化の著しい時期を以下のようにまとめることができる。

- 1、1970年代:中国での日本による戦争犯罪に関する描写が激増する。
- 2、1980年代:台湾に関する描写が大量に出現する。
- 3、1990 年前後:台湾に関する描写がされなくなり、中国での戦争犯罪に関する描写が維持される。
- 4、1990 年代末期:中国での戦争犯罪に関する描写が維持される一方、台湾に関する描写が再び出現した。日本に肯定的な内容も見られるようになった。

次節ではこれらの分水嶺となる時期の台湾を取り巻く政治的背景に着目しながら、教科書で描かれる「日本」と「台湾住民の国民想像」との関係やその意義について説明していく。

第2節 日本に関する描写の台湾の国民創出に対する意義

第1項 中華民国正統性危機・台湾ナショナリズム台頭時期(1970~1980年代)

本省人と外省人が決裂した象徴とされる 1947年の「228 事件」以降、台湾人のエスニシティ意識がある程度共有されるようになったにもかかわらず、国民党の高圧統制によってそれは台湾本土で台湾ナショナリズム運動として発展することができなかった。「228 事件」後海外に亡命した文化エリートは、日本を台湾ナショナリズム運動の最初の拠点とした。廖文毅の「台湾民主独立党」と「台湾共和国臨時政府」、謝雪紅の「台湾再解放同盟」と「台湾民主自治同盟」、王育徳の「台湾青年社」、史明の「独立台湾会」はその代表的な組織である。組織運動のほか、日本を拠点とした台湾ナショナリストは台湾独立に関する理論の構築にも力を入れていた。この中とりわけ重要なのは、王育徳の『台湾:その苦悶する歴史』(1960年)と史明の『台湾人四百年史』(1962年)である。彼らの著作は1980年代に台湾に導入され、台湾ナショナリズム理論の構築に多大な影響を与えた」。第1章で論じたように、史明の『台湾人四百年史』は日本が台湾にもたらした近代性によって、台湾と中国の距離を説明した。

総統府記録を収録する『偽「台湾独立党」の日本での活動状況(一)』(偽「台湾独立党」在日活動情形)には、「中華民国駐日代表団」から総統府に送った、日本における台湾独立運動を報告する1950年3月27日の書簡が見られる。それは、廖文毅が主導する台湾独立運動であり、国民党は戦後初期から始終、海外での台湾独立運動の動きを深く警戒していたことがわかる²。台湾ナショナリズムに関する出版物でも監視の対象とされていた。例えば1963年、国民党中央委員会(国民党の最高意思決定機関)常務委員丘念台は陳誠副総裁(当時副総統と行政院院長を兼任していた)に提出した日本での台湾ナショナリズムの活動に関する報告で、史明が『台湾人四百年史』の著者として広く知られていることを言及した³。『偽「台湾独立党」在日活動情形(一)』にも、学者劉孚坤が総統府に台湾独立派のシンパサイザーであったアメリカの政治学者メンデル(Douglas Mendel)の著作『フォルモサ・ナショナリズムの政治』(The Politics of Formosan Nationalism)を紹介する報告が収録されている。この報告は、『フォルモサ・ナショナリズムの政治』の台湾史に関する論点を以下のようにまとめている。

¹ 若林正丈、前掲書、62-63 頁。

 ^{2 「}抄送台独分子廖文毅在日活動之経過情形」『偽「台湾独立党」在日活動情形 (一)』総統府、1950年3月27日 (国史館サイト: https://ahonline.drnh.gov.tw/index.php?act=Display/image/759890CBrT2BQ#18f4、レファレンスコード: 011-100400-0002、2020年5月28日参照)。

³ 「台湾独立派逆徒在日活動近情」『石叟叢書資料彙編集(十)』1963 年 8 月 6 日(国史館サイト: https://ahonline.drnh.gov.tw/index.php?act=Display/image/759990gbKp2I=#7bl、レファレンスコード:008-010110-00011-050、2020 年 5 月 28 日参照)

統治の歴史に関して、本来台湾は文化無き島であり、ポルトガル、スペイン、オランダ、鄭成功の独立王国、清国、日本、現今の中華民国の植民統治を経験してきた。清国統治時期には動乱が頻発したのに対し、日本統治は民心を得た。今、国民党の大陸人の統治下にある台湾人は、政府に対する不満を言えず、日本時代を懐かしみ、独立を渇望している4。

すなわち、戦後の国民党は海外にある台湾ナショナリズム運動の組織のみならず、「日本」を用いて台湾の文化特殊性を構築しようとする台湾ナショナリズム理論に関する情報も収集するようにしていた。ただし国民党の厳密な統制の下にあった台湾社会では、海外の台湾ナショナリズム勢力が台湾本土で発揮できる影響力は限られていたため、国民党は、台湾ナショナリズム理論における「親日的思想」に対処・対抗するために、あえて教科書まで用いる必要はなかったと考えられる。

しかし 1970 年代に入ると、いくつの重大な事件が国民党の教育における日本に対する 姿勢の変化を促したと考えられる。1971 年 10 月 25 日の国際連合総会の 2758 号決議の採択によって、中国代表権を失った中華民国は国連を脱退した。更にその翌年の 1972 年 9 月、日本は中華人民共和国と国交を結び、中華民国と断交した。この重大な出来事が生じた時期は、台湾の教科書における日本による戦争犯罪に関する描写が大量に出現した時期(「南京大虐殺」が中学校『歴史』で初めて言及された時期でもある)と合致しており、日本と中華民国の関係の変化が教科書に反映された可能性が示されている。実際、断交時点の中華民国外交部の声明でも、あるいはその 1 年後(1973 年 10 月 1 日)の行政院院長蒋経国の訪台日本国会議員に対する談話でも、日本が中国に侵略したという歴史の「過ち」が提起されていた5。学会では、台湾の大学教授 8000 人が「日中国交正常化」に反対する共同声明を出したこともある6。こうした政府と学界の日本に対する不満が歴史教科書の作成に影響を与えた可能性が十分にある。

とりわけ、1974年の中学校『歴史』に使用された「南京大虐殺」の様子を写す写真は、 実は国民党が「南京大虐殺」が発生したとされる時期(1937年12月)の直後の戦争宣伝 に使用していたものであり、国民党にとって決して新しい材料ではない⁷。これらの戦後初

254

^{4 「}由一本怪書以見美国人策組台独及煽動台湾内部叛乱之奸謀」『偽「台湾独立党」在日活動情形 (一)』総統府、1970年12月15日 (国史館サイト:

https://ahonline.drnh.gov.tw/index.php?act=Display/image/759890CBrT2BQ#18f4、レファレンスコード: 011-100400-0002、2020 年 5 月 28 日参照)。

^{5 「}任副総統時:中日断交前後双方関係文件」『厳家淦総統文物』19-63 頁(国史館サイト: https://ahonline.drnh.gov.tw/index.php?act=Display/image/761032oo=capK#a8J、レファレンスコード:006-010704-00041-001、2020 年 5 月 28 日参照)。

 [「]全国大専教授宣言反対日本与匪勾結」『中央日報』1972年9月12日(国史館サイト: https://ahonline.drnh.gov.tw/index.php?act=Display/image/759862gF_DiXi#1bC、レファレンスコード: 002-110101-00099-011、2020年5月28日参照)。

^{7 『}日寇暴行実録』軍事委員会、1938年。

期の教科書で見られなかった歴史材料が1970年代に再び出現したことは、国民党が「政治的必要性」の変化に応じて歴史の「再発見」や「再利用」をした結果であると考えられる。

日かし「日中国交正常化」直後の国民党政権の日本に対する批判的な姿勢は、たとえ 1970 年代の教科書における戦争犯罪に関する描写の大量出現を説明することができるとしても、1980 年代以降の教科書で戦争犯罪の描写がされ続けることや、台湾住民に対する圧迫に関する描写が出現するようになることについて、十分な説明を提供できない。政治学者松田康博が明らかにしたように、1979 年レーガン政権がアフガニスタンに侵攻したソ連への対抗姿勢を固める一方、中ソ対立が継続した「新冷戦」を背景として、米中関係と日中関係が相対的に安定的になった。中国は、1978 年以降改革と開放政策を進め、武力で台湾を解放する政策も「一国家二制度」を呼びかける平和攻勢に転換した。日本では、自民党の総主流派体制が形成されることによって「55 年体制」が最も安定した時期に入った。それに対し、台湾では、1979 年の対米断交を経て、統治基盤が動揺し始めた国民党政権は自由化改革を進め、積極的な対外政策をとりにくい受け身の姿勢となった。こうした背景のもと、中国は日台の接近をある程度黙認し、日台関係が安定化する条件が作り出された。更に、米国の「台湾関係法」に基づいた非公式的な台湾安全保障を確保するモデルが出現したため、台湾は、そのような国際環境を大前提としながら、対日関係の強化を模索していくことができるようになった。。

すなわち、このようにして日本と中華民国の関係が安定化した 1980 年代の教科書にお いて日本に批判的な内容が継続したことを説明するためには、台湾住民の「中華民国国民 アイデンティティ」を固めるという国民党政権の「政治的必要性」を視野に入れる必要が ある。1971年国連脱退以降、中国代表権が中華人民共和国によって取って代わられ、政権 の正統性危機に直面した国民党政権は政治改革をし、中央と地方の政府や議会での本省人 による政治参加をある程度容認せざるを得なかった。このような国民党政府の譲歩によっ て、国民党政権を批判する「党外」勢力がまとまり、国民党政権に圧力をかけ始めること となったのである。初期「党外」運動は主に「政治の体制」を批判の標的としており、思 想的には伝統的な中国ナショナリズムから逸脱したわけではなかったが、国民党に重要視 されていなかった台湾住民の抗日史を再考察し、日本に対抗する中国歴史での台湾の新し い位置づけを与えようとする言説も出現してきた。1975年3月5日、本省人の立法委員康 寧祥は立法院で、台湾人の抗日史を「中華民国史の貴重な資産」として強調し、当時行政 院院長であった蒋経国に台湾人の抗日史が歴史に記述されるよう求めたのである。それに 対し、蒋経国は「非常に賛同します」と答弁した。この答弁には、統治の基盤が動揺した 国民党政権が文化政策において開放的な姿勢をとらざるえない立場におかれていたことが 示されている⁹。

⁸ 川島真他編『日台関係史:1945-2008』東京大学出版会、2009年、131-135頁。

⁹ 若林正丈、前掲書、170-187 頁。

しかし、1978 年カーター政権が中華民国との国交を断絶すると宣言したことは更に「党外」運動を刺激することとなり、1979 年「党外」の『美麗島』雑誌が主催するデモが警察によって鎮圧されるという「美麗島事件」の発生にまで至った。事件後。民主化を求める運動で挫折を受け、更に急進的な抗争手段を必要とした「党外」は中国ナショナリズムと決別し、台湾が中華民国から独立することを提唱し、台湾本土での台湾文化の特殊性を強調する台湾ナショナリズムを構築していった10。「日本」という要素は、台湾ナショナリストによって台湾の文化特殊性を構築する材料となったのである11。

このような国内外の時代趨勢の下で、1980年代以降の台湾教科書における反目的な内容の持続は、どのように説明されるのか。また同時に、台湾に関する描写が重要視されるようになったことは、どのように説明できるのか。これらの間に関して、二つの説明が可能である。第一は、台湾が主体として強調される思潮の出現をきっかけに、国民党政権は、台湾での抗日史を中心に台湾史を中華民国史の一部として位置付けることによって、台湾住民の中華民国国民としてアイデンティティを維持しようとした、という説明である。第二は、台湾ナショナリズムが「日本」を用いて台湾の文化特殊性を作り出そうとしたことへの国民党政権側からの「対抗言説」であったという説明である。

第2項 李登輝政権期・中華民国の台湾化時期(1987年~)

しかし総合分析で明らかにされたように、1990年前後の『歴史』や『社会』では、中国の抗日史が依然として強調される一方、台湾に関する描写が一時されなくなり、1990末期に再び教科書の中に出現した。このようなバラツキ・ギャップを説明するためには、若林正丈による「中華民国の台湾化」に関する研究に依拠しながら、蒋経国死後の国民党政権の権力構造の変化を理解しておく必要がある。

1988年1月に蒋経国が死去し、本省人出身の副総統李登輝が「中華民国憲法」に基づいて総統に就任した。そして 1990年2月に李登輝は李煥、郝柏村をはじめとする外省人の反対勢力(非主流派)を抑えることに成功し、同年3月の国民大会で第8回中華民国総統に当選した。李登輝が総統に当選してまもなく、国民党本部付近で展開されていた戦後以来最大規模の学生デモの代表と民進党主席黄信介に接触し、「国是会議」の開催と政治改革の推進を承諾した。「2月の政争」と「3月の学生運動」での勝利によって、李登輝は体制内部のエリート、及び体制外部の民主化を求める勢力と交渉する能力を取得して「バランサー」となった12。「バランサー」としての李登輝は党内の外省人をはじめとする保守勢力を懐柔するため、中華民国の正統性を強調してそれを表面的に維持しながら、憲政改革を

¹⁰ 蕭阿勤、前掲書、156-230 頁。

¹¹ 同書、298 頁

¹² 若林正丈、前掲書、216-221 頁。

推し進めていった¹³。李登輝が中華民国の正統性を認めた以上、外省人は彼の政治改革に容易には反対できない状況におかれることとなったのである¹⁴。

李登輝による憲政改革が行われた結果として、台湾ナショナリズムを唱える民進党の政治に参加する法的権利が認められ、伝統的な中国ナショナリズムが未曾有の挑戦に直面することとなった。7回の憲法改正と1996年総統の直接民選選挙の実施によって、本来中国大陸での適用のために作成された「中華民国憲法」が事実上適用される対象は、台湾という領域と台湾住民に限定されるようになり、「中華民国の台湾化」が実現したのである15。実際、「中華民国の台湾化」は、李登輝個人の理念に深く関係していると考えられる。李登輝は総統を退任してまもなく、日本の政治学者中嶋嶺雄と『アジアの知略』(亜洲的知略)を共著・出版し、同書で台湾の民主化と本土化について以下のように自白した。

台湾の民主化の目標は一体何なのか。端的に言えば、「台湾の本土化」である。……台湾の状況を鑑みれば、長年にわたって、台湾人は自らの政権を持つことができなかった。だからこそ、「自主」は台湾の民主化で実現されるべきである。では現在、台湾の民主化は完全に成功したか。現実はそうではない。実は、昔からの統治構造が依然として健在であり、しかもマスメディア、世論、教育などを統制しており、民主化の進展にとって、多大な阻害となっている。……今年の3月24日まで、私は中国国民党の主席を務めていた。しかし、国民党は「外来政権」であったことは、断じて否定できない事実である16。

国民党政権が外来政権であることと本土化の必要性を強調することにおいて、李登輝の政治イデオロギーは台湾ナショナリズムに近いことがわかる。2001 年、台湾独立を提唱する「台湾団結連盟」が成立し、李登輝はその精神的指導者とされ、台湾ナショナリズムの一つの象徴となった。李登輝個人の「本土化」志向の強い政治イデオロギーは行政府での保守派勢力と衝突しないわけではなかった。1997 年の『認識台湾』の中学校への導入をめぐる論争では、当時の教育部長呉京(南京生まれの外省人)が『認識台湾』の取り組みを含む教育改革を全く支持しないと表明したが、「新しい教科書の放棄は要求できない」ことも吐露した。こうした呉京の姿勢から推察できるのは、「本土化」を目指す教育改革を停止させる権力は教育部長の呉京よりも、更に上層の行政院や総統府にあったということである17。

以上の歴史的考察から浮かびあがるのは、1988年から 2000年までの国民党の李登輝政

¹³ 同書、227-229 頁。

¹⁴ ステファン・コルキュフ、前掲書、194-195 頁。

¹⁵ 同書、485-488 頁。

¹⁶ 李登輝、中嶋嶺雄著、駱文森、楊明珠訳『亜洲的知略』遠流、2000年、35-36頁。

¹⁷ ステファン・コルキュフ、前掲書、123-124頁。

権期がもっていた「二重の性格」(あるいは「過渡期的性格」)である。この「二重の性格は」、『歴史』や『社会』における日本に関する内容の変化を理解し、あるいは説明するための枠組みとなると思われる。すなわち、第一に、李登輝が国民党における権力を掌握するため、外省人勢力と妥協し、中華民国の正統性を(少なくとも表面的に)維持していく担い手としての性格である。この点においては、李登輝政権は(とりわけ総統に就任した初期に)抗日戦争での国民党の役割を強調することで党内の保守派を懐柔することが可能であったと推察される。このような当時の政治事情は、1990年中学校『歴史』と 1990年『社会』での台湾に関する描写が消失したという「頻度ギャップ」の出現を説明できる要因であると考えられるのである。

第二に、李登輝政権の、台湾の本土化を推し進める担い手としての性格である。こうした性格は、李登輝政権期の末期の中学校の1998年『認識台湾』と小学校の1999年『社会』での日本に肯定的な内容の出現に反映していると見ることができる。これは、台湾文化の特殊性の構築に関与しうる「日本」という他者が教科書に初めて出現したことを意味している。しかし、前述の通り、中華民国の正統性の維持を政治的に必要とする「二重の性格」、あるいは「過渡期的性格」もあるため、日本に肯定的な内容を記述する一方、日本に批判的な内容も記述せざるを得なかったと解釈できるのである。

以上の考察を踏まえると、次のような分析が可能であると思われる。すなわち、戦後台湾の『歴史』や『社会』での日本に関する描写の性質の変化は、常に、国民党政権が国内外の政治的環境の激変に適応するために必要となった、台湾住民を対象とする「国民創出」にかかる「政治的必要性」の変化を反映するものであった、ということである。そして、このことは、2000年以降、民進党の政権期に入っても継続していると思われるのである。すなわち、民進党の政権期になると、教科書の採用システムは次第に検定制に移行していったが、そのような教科書採用制度の変化にもかかわらず、第3章で説明したように、政府は依然として「課程綱要」の改定過程に対する統制を通して教科書の内容を決定する権力を確保していたのである。そのため、2016年「高級中等教育法」が改正されるまで、台湾の教科書は、「国民の創出」における国家指導者の「政治的必要性」を満たすための手段とされ続けてきたと考えられる。学校用の歴史教科書は、国民形成の重要な手段であり、国民形成をめぐる政治が継続している限り、政治的争点となることが運命づけられているのである。

結論

本論文では、データ対話型理論に基づいた性質のカテゴリー体系を構築し、またそれを 用いて、国民党が政権に就いていた時期における「反日的な教育の内容」を分析した。最 後に、その分析を踏まえ、冒頭に提出した二つの設問に回答することによって、本研究の 結論としたい。

第一に、国民党政権期(1945年から 2000年まで)の教科書を手段とする反日教育の内容(とその性質)は、基本的にどのようなものであったのか。またもしも、ある時期に、それが変化したとするなら、それは、いつ、どのような変化であったのか。

これが第一の設問であるが、以下がその答えとなる。すなわち、ほぼ全時期の各級学校の教科書は、軍事侵攻や政治・経済的圧迫といった性質に基づいた描写を主要な構成要素としていることが判明した。こうした描写のほとんどは、中国大陸を事件が発生する「舞台」としており、内容的には単純に歴史事件の経過を記述する一般的な描写が多く、価値を喪失した主体が国家や政府に限定されているため、台湾住民の心の内に「反日心象」を構築すること―あるいは「反日」想像を形成すること―においては限界があった、と言えよう。

他方、同情や共感を喚起しやすい戦争犯罪と台湾に関する記述や描写は時期ごとに異なる頻度で出現しており、それらを、反日的な内容の性質の変化を分析する際のカテゴリー基準とすることができる。そしてそれを基準として分析した結果、1970年代に戦争犯罪に関する描写が激増していることが判明した。1980年代に入ると、台湾に関する描写が戦争犯罪とともに高頻度で出現するようになるが、1990年前後に台湾に関する描写が消失した。そして1990年代末期には、台湾に関する描写が復活する一方、日本に肯定的な内容も見られるようになった。

第二に、そのような変化に見られる「教科書の中の日本」という他者は、台湾住民の国 民想像の創出においてどのような意義を持っているか、という問いに対する答えは、以下 の通りである。

戦後初期の国民党政権は、日本の中国に対する侵略や圧迫、及び少数の戦争犯罪に関する描写を「中国化」と「脱日本化」の教育政策の一部として利用していた。しかし、1970年以降、「中国」国家としての正統性の喪失、「党外」勢力の台頭、及び日本の台湾近代化を肯定する台湾ナショナリズムの萌芽といった挑戦に直面するようになると、時の国民党政権は、日本の戦争犯罪と台湾住民圧迫を強調する「言説」によって「中華民国国民」を規定するという理論的立場を修正せざるを得なくなった。そして本省人李登輝が1980年代末期に総統に就任すると、党内の保守勢力を懐柔しながら、中華民国の正統性を維持し

つつも「中華民国の台湾化」を推し進めていった。この李登輝政権期の「二重の性格」が 教科書の内容にも反映することとなった。すなわち、李登輝政権期の教科書では、中国ナ ショナリズムを反映する「日本の戦争犯罪と台湾住民圧迫」という否定的内容と、台湾ナ ショナリズムを反映する「日本統治下の台湾近代化」という肯定的内容とが、同時に見ら れるようになるのである。教科書内の日本に関する表現内容の変化は、国民党政権の台湾 住民を標的とする「中華民国国民」の創出においての「政治的必要性」の変化に順応した 産物である。

最後に、本研究の学術上の貢献と今後の展望を述べておきたい。第一に、台湾教科書における「日本」という要素と政府の「政治的必要性」の関連性を実証したことによって、台湾住民の国民形成に関する理解を深めるための重要な手がかりを提供したことである。本研究は、第二次世界大戦後から 2000 年に至るまでの国民党政権期の教科書を対象としたものであるが、本研究が築き上げたカテゴリー体系は、2000 年以降の教科書を分析する際にも用いることができる。もしも、2000 年以降の検定制時期の教科書を分析することで、新たな発見がなされるならば、本研究のカテゴリー体系は更に補強される可能性がある。

第二に、教科書の文字及び図像データを対象として、統一したカテゴリー体系に基づいて、データ内容の変化を検証するという本研究で用いた分析手法は、ナショナリズム研究における新たな研究手法である。他民族・他国民のナショナリズム研究においても、「建国に関する神話」の構築、あるいはその神話の受容などを、教科書等を用いて考察する際には、本研究の分析手法は有益な研究手法を提供することができると考えられる。

参考文献

1、日本語文献

- ベネディクト・アンダーソン著、白石さや、白石隆訳『想像の共同体:ナショナリズムの起源と流行』NTT出版、1997年。
- 五十嵐隆幸「台湾における「統一」・「独立」論争の起源と展開―「中華民国」の立場からの考察―」『防衛大学校紀要(社会科学分冊)』第117輯、2019年9月、26-49頁。
- 李栄薫『反日種族主義:日韓危機の根源』文藝春秋、2019年。
- 王育徳『台湾:その苦悶する歴史』弘文堂、1964年。
- 岡本隆司『中国「反日」の源流』講談社、2011年。
- 郭潔蓉「台湾:ナショナリズムの変容と政治変遷」『筑波法政』33 巻、2002 年 9 月 30 日、 145-160 頁。
- 何承融「台湾住民の国民想像を構築する権力の変容―台湾の教科書「課程標準」及び「課程綱要」の改定に関する権限移行を中心に」『国際公共政策論集』第41号、2019年3月、23-41頁。
- 村上和也「中華民国(台湾)における政治体制の移行:権力闘争と「統独」問題を中心にして」『北大法学研究科ジュニア・リサーチ・ジャーナル』No. 4、1997 年 10 月、303-332 頁。
- 川島真他編『日台関係史:1945-2008』東京大学出版会、2009年。
- 菊池一隆「日本・中国・台湾の高校歴史教科書の相互比較と検討--日中戦争・太平洋戦争の 記載を巡って」『愛知学院大学文学部紀要』39 号、2009 年、29-69 頁。
- $B \cdot G \cdot グレーザー、<math>A \cdot L \cdot ストラウス著、後藤隆他訳『データ対話型理論の発見』新曜社、1996年。$
- ステファン・コルキュフ著、上水流久彦、西村一之訳『台湾外省人の現在:変容する国家 とそのアイデンティティ』風響社、2008年。
- 坂本龍彦『残留日本人への旅―四十年目の満州』朝日イブニングニュース社、1986年。 史明『台湾人四百年史』新泉社、1974年
- 菅野敦志「台湾の文化政策にみる蒋経国の「本土化」補論」『社会システム研究』第 38 号、 2019 年 3 月、29-50 頁。
- アントニー・D・スミス著、高柳先男訳『ナショナリズムの生命力』晶文社、1998年。 アントニー・D・スミス著、庄司信訳『ナショナリズムとは何か』ちくま学芸文庫、2018
- アントニー・D・スミス著、巣山靖司、高城和義他訳『ネイションとエスニシティ: 歴史社会学的考察』名古屋大学出版会、1999 年、156-159 頁。

- 張原銘「台湾の歴史教科書における日本認識の一考察」『立命館産業社会論集』第 38 巻第 3 号、2002 年 12 月、157-173 頁。
- 土屋光芳「李登輝政権 と台湾の民主化過程」『政経論叢』第7巻、第5・6号、2003年3月、1-40頁。
- 永田拓治「日中関係と日台関係―世論調査と歴史教科書とをてがかりに―」『阪南論集(社会科学編)』50巻、2号、2015年3月、81-99頁。
- 東中野修道、小林進、福永慎次郎『南京事件「証拠写真」を検証する』草思社、2005年。 吉野耕作『文化ナショナリズムの社会学』名古屋大学出版会、1997年。
- 林初梅『郷土としての台湾―郷土教育の展開にみるアイデンティティの変容』東信堂、 2009 年。
- 林泉忠「戦後台湾における二つの文化の構築:新「中国文化」から「新台湾文化」への転 轍の政治的文脈」『日本台湾学会年報』第6号、2004年、133-152頁。
- 若林正丈『台湾の政治―中華民国台湾化の戦後史―』東京大学出版会、2008年。
- 渡邉絢夏「台湾におけるナショナル・アイデンティティ―日本統治下における「台湾」の 萌芽―」『国際日本研究』11 巻、2019 年 2 月、23-44 頁。
- ワン・ジョン著、伊藤真訳『中国の歴史認識はどう作られたか』東洋経済新聞社、2014 年。

2、英語文献

Allport, Gordon W., The Nature of Prejudice, Addison-Wesley, 1954.

Apple, Michael W., Knowledge, Power, and Education: the Selected Works of Michael W. Apple, Routledge, 2013.

Banks, Marcus, Visual Methods in Social Research, Sage, 2001.

Barth, Fredrik, ed. Ethnic Groups and Boundaries, Universitetsforlaget, 1969.

Chen, Rou-Lan, "Beyond National Identity in Taiwan: A Multidimensional and Evolutionary Conceptualization", *Asian Survey*, Vol. 52, No. 5, September/October 2012, pp. 845-871.

Corcuff, Stéphane, ed. Memories of the Future: National Identity Issues and the Search for a New Taiwan, East Gate, 2002.

Dittmer, Lowell, ed. Taiwan and China: Fitful Embrace, University of California Press, 2017.

Gellne, Ernest, Nations and Nationalism, Basil Blackwell, 1983.

Hah, Chong-Do and Martin, Jeffrey, "Toward a Synthesis of Conflict and Integration Theories of Nationalism", *World Politics*, Vol. 27, No. 3, Apr., 1975, pp. 361-386.

Hobsbawm, Eric J., Nations and Nationalism since 1780, Cambridge University Press, 1990.

Hobsbawm, Eric, and Ranger, Terence, ed. *The Invention of Tradition*, Cambridge University Press, 1983.

Hsiau, A-chin, Contemporary Taiwanese Cultural Nationalism, Routledge, 2000.

Jacobs, J. Bruce, and Liu, I-hao Ben, "Lee Teng-hui and the Idea of "Taiwan", *The China Quarterly*, No. 190, Jun., 2007, pp. 375-393.

Kingston, Jeff, Nationalism in Asia: A History Since 1945, Wiley Blackwell, 2017.

- Kramer, Lloyd, "Historical Narratives and the Meaning of Nationalism", *Journal of the History of Ideas*, Vol. 58, No. 3, Jul., 1997, pp. 525-545.
- Liu, Frank C. S., and Lee, Francis L. F., "Country, National, and Pan-national Identification in Taiwan and Hong Kong: Standing Together as Chinese?", *Asian Survey*, Vol. 53, No. 6, November/December 2013, pp. 1112-1134.
- Lynch, Daniel C., "Taiwan's Self-Conscious Nation-Building Projec"t, *Asian Survey*, Vol. 44, No. 4, July/August 2004, pp. 513-533.
- Makeham, John, and Hsiau, A-chin, *Cultural, Ethnic, and Political Nationalism in Contemporary Taiwan*, Palgrave Macmillan, 2005.
- Manthorpe, Jonathan, Forbidden Nation: a History of Taiwan, Palgrave Macmillan, 2005.
- Mendel, Douglas H., The Politics of Formosan Nationalism, University of California Press, 1970.
- Moreau, Joseph, Schoolbook Nation: Conflicts over American History Textbooks from the Civil War to the Present, The University of Michigan Press, 2003.
- Mylonas, Harris, *The Politics of Nation-Building: Making Co-Nationals, Refugees, and Minorities*, Cambridge University Press, 2012.
- Niou, Emerson M. S., "Understanding Taiwan Independence and Its Policy Implications", *Asian Survey*, Vol. 44, No. 4, July/August 2004, pp. 555-567.
- Paivio, Allan, Mental Representations, A Dual Coding Approach, Oxford University Press, 1986.
- Sadoski, Mark, and Paivo, Allan, *Imagery and Text: a Dual Coding Theory of Reading and Writing*, Routledge, 2013.
- Su, Ya-Chen, "Ideological Representations of Taiwan's History: An Analysis of Elementary Social Studies Textbooks, 1978-1995", *Curriculum Inquiry*, Vol. 37, No. 3, Sep. 2007, pp. 41-50.

- Tsai, Shih-han Henry, Lee Teng-hui and Taiwan's Quest for Identity, Palgrave Macmillan, 2005.
- Wang, T. Y., and Liu, I-Chou, "Contending Identities in Taiwan: Implications for Cross-Strait Relations", *Asian Survey*, Vol. 44, No. 4, July/August 2004, pp. 568-590.
- Wanger, Jon, "Contrasting images, complementary trajectories: sociology, visual sociology and visual research", *Visual Studies*, Vol. 17, No. 2, 2002, pp. 160-170.
- William, James H., ed. (Re) Construcing Memory: School Textbooks and the Imagination of the Nation, Sense Publishers, 2014.
- Wu, Yu-Shan, "Taiwanese Nationalism and Its Implications: Testing the Worst-Case Scenario", *Asian Survey*, Vol. 44, No. 4, July/August 2004, pp. 614-625.

3、中国語文献

『日寇暴行実録』軍事委員会、1938年。

方豪他編『初級中学歴史第五冊』世界書局、1952年。

方豪他編『初級中学歴史第六冊』世界書局、1954年。

王甫昌「民族想像、族群意識与歷史─『認識台湾』教科書争議風波的內容与脈絡分析」『台湾史研究』8巻2期、2001年12月、146-207頁。

王甫昌『当代台湾社会的族群想像』群学、2003年。

王德昭、李樹桐『初級中学歴史第五冊』台湾中華書局、1951年。

王德昭、李樹桐『初級中学歴史第六冊』正中書局、1952年。

台湾省行政長官公署教育処『高級小学歴史第三冊』台湾書局、1946年。

台湾省政府教育庁『初級中学歴史第三冊』台湾省政府教育庁、1954年。

台湾省政府教育庁『初級中学歴史第六冊』台湾省政府教育庁、1955年。

台湾省政府教育庁『初級中学歴史第四冊』台湾省政府教育庁、1955年。

台湾省政府教育庁『国民学校歴史第四冊』台湾省政府教育庁、1960年。

台湾省政府教育庁『高級小学歴史第三冊』台湾省政府教育庁、1951年。

台湾省政府教育庁『高級小学歴史第四冊』台湾省政府教育庁、1951年。

台湾省政府教育庁『高級中学歴史第二冊』台湾省政府教育庁、1956年。

台湾省政府教育庁編審委員会『高級小学歴史第四冊』台湾省政府教育庁、1951年。

呉俊瑩他編『我們為什麼反対課綱微調』玉山社、2015年。

宋佩芬、呉宗翰「歴史脈絡性思考与国際視野:以国中社会教科書「牡丹社事件」為例」『当 代教育研究季刊』第21巻、第1期、2013年3月、83-120頁。

李衣雲「解析「哈日現象」: 歴史・記憶与大衆文化」『思想:14』2010年1月、99-110頁。 李登輝『新・台湾的主張』遠足文化、2015年。

周淑卿、章五奇「由屠炳春口述史探究解厳前小学社会科教科書的発展」『教科書研究』第7卷、第2期、2014年8月、1-32頁。

周馥儀他編『記憶的戦争—反微調課綱紀実』青平台、2017年。

国立編訳館『初級中学歴史第六冊』大東書局、1948年。

国立編訳館『国民小学社会第七冊』国立編訳館、1971年。

国立編訳館『国民小学社会第七冊』国立編訳館、1981年。

国立編訳館『国民小学社会第七冊』国立編訳館、1999年。

国立編訳館『国民小学社会第十一冊』国立編訳館、1990年。

国立編訳館『国民小学社会第十冊』国立編訳館、1990年。

国立編訳館『国民小学社会第四冊』台湾省政府教育庁、1970年。

国立編訳館『国民中学歴史第二冊』国立編訳館、1999年。

- 国立編訳館『国民中学歴史第三冊』正中書局、1965年。
- 国立編訳館『国民中学歴史第三冊』国立編訳館、1970年。
- 国立編訳館『国民中学歴史第三冊』国立編訳館、1972年。
- 国立編訳館『国民中学歴史第三冊』国立編訳館、1974年。
- 国立編訳館『国民中学歴史第三冊』国立編訳館、1984年。
- 国立編訳館『国民中学歴史第三冊』国立編訳館、1987年。
- 国立編訳館『国民中学歴史第三冊』国立編訳館、1990年。
- 国立編訳館『国民中学歴史第五冊』国立編訳館、1975年。
- 国立編訳館『国民中学歴史第六冊』正中書局、1965年。
- 国立編訳館『国民中学歴史第四冊』正中書局、1965年。
- 国立編訳館『国民中学歴史第四冊』国立編訳館、1973年。
- 国立編訳館『国民中学歴史第四冊』国立編訳館、1986年。
- 国立編訳館『国民中学認識台湾(歴史篇)』国立編訳館、1998年。
- 国立編訳館『国民学校社会第四冊』台湾省政府教育庁、1969年。
- 国立編訳館『国民学校歴史第三冊』台北市政府教育局、1969年。
- 国立編訳館『国民学校歴史第三冊』台湾省政府教育庁、1960年。
- 国立編訳館『国民学校歴史第四冊』台湾省政府教育庁、1960年。
- 国立編訳館『高級小学歴史第三冊』中華書局、1947年。
- 国立編訳館『高級小学歴史第三冊』台湾省政府教育庁、1950年。
- 国立編訳館『高級小学歴史第四冊』中華書局、1947年。
- 国立編訳館『高級小学歴史第四冊』台湾省政府教育庁、1950年。
- 国立編訳館『高級中学歴史第二冊』国立編訳館、1957年。
- 国立編訳館『高級中学歴史第三冊』1972年。
- 国立編訳館『高級中学歴史第三冊』国立編訳館、1984年。
- 国立編訳館『高級中学歴史第三冊』国立編訳館、1985年。
- 国立編訳館『高級中学歴史第四冊』1972年。
- 林初梅「台湾郷土教育思潮中的「日本」:郷土教材及教科書如何詮釈「日本統治下的台湾」?」 『台湾学誌』第2期、2010年10月、107-125頁。
- 林泉忠「哈日、親日、恋日?─「辺陲東亜」の「日本情結」」『思想:14』2010年1月、139-159頁。
- 林徐達「後殖民台湾的懐旧想像与文化身分操作」『思想:14』2010年1月、111-137頁。 施敏輝他編『台湾意識論戦選集』前衛、1995年。
- 若林正丈著、洪郁如他訳『戦後臺灣政治史—中華民国臺灣化的歷程』臺大出版中心、2014 年
- 高伊哥「後藤新平:台湾現代化的奠基者」『生根週刊』8期、1983年5月、44-49頁。

教育部教科用書編輯委員会『高級小学歴史第四冊』台湾省教育会、1947年。

曾栄華、張雯秋「臺湾社会教科書中的霧社事件—従多元観点分析」『教科書研究』第4巻、第2期、2011年12月、1-23頁。

曾健民「台湾「日本情結」的歴史諸相:一個政治経済学的視角」『思想:14』2010年1月、 39-51頁。

許世楷、盧千恵著、邱慎、陳静慧訳『台湾:新生的国家』玉山社、2011年。

陳君愷「民主時代所需要的歷史教育——以台湾高級中學歷史科教科書為中心的探討」施正 鋒他編『歷史記憶与国家認同——各国歷史教育』台湾国際研究学会、2014 年。

陳翠蓮『台湾人的抵抗与認同』遠流、2008年。

黄俊傑『光復初期的台湾:思想与文化的転型』台湾大学出版中心、2005年。

黄政傑「高中課綱微調的関鍵問題:臺灣史課程的争議焦点」『課程與教学季刊』19:1期、2016年1月、1-26頁。

黄英哲『「去日本化」「再中国化」: 戦後台湾文化重建(1945-1947)』麦田、2017年。

黄智慧「台湾的日本観解析(1987-):族群與歴史交錯下的複雜系統現象」『思想 14』2010 年 1月、53-95 頁。

勞幹『初級中学歴史第五冊』勝利出版公司、1953年。

勞幹『初級中学歴史第六冊』勝利出版公司、1953年。

彭大年『塵封的作戦計画:国光計画口述歷史』国防部史政編訳室史政処、2005年。

董作賓他『初級中学歴史第五冊』正中書局、1951年。

董作賓他『初級中学歴史第六冊』台湾中華書局、1953年

董作賓他『初級中学歴史第六冊』正中書局、1952年。

蕭阿勤『重構台湾:当代民族主義的文化政治』聯経、2012年。

謝瀛洲「動員戡乱時期臨時条款之内容與及其特質」『法令月刊』18 巻、10 期、1967 年 10 月 1 日、7-12 頁。

聶家裕『初級中学歴史第五冊』正中書局、1949年。

聶家裕『初級中学歴史第六冊』正中書局、1949年。

藍孟博『高級中学歴史第二冊』正中書局、1951年。

藍孟博『高級中学歴史第三冊』正中書局、1952年。

藍順德『教科書意識形態:歴史回顧與実徴分析』華騰、2010年。

4、新聞・参考ウェブページ

「6月9日臺中一中普通高級中学国文及社会領域課程綱要微調問及答」。 「教育部公開徵求各機関與教育組織推薦課審会委員参考名単位」。 「高級中等以下学校課程審議会審議大会 105 年度第 1 次会議記録(初稿)」。 「蒋偉寧:未去台湾化、去日本化有一点」『中国時報』 2014 年 1 月 27 日。 「全国大專教授宣言反対日本与匪勾結」『中央日報』 1972 年 9 月 12 日。 「総統出席海軍「抗戦勝利及台湾光復七十周年」史蹟特展開幕典礼」。

資料

1、日本語資料

「日清講和条約締結一件会見要録」外務省記録。

2、中国語資料

「十二年国民基本教育課程研究発展会領域課程綱要研修小組委員組成及遴選程序」 2014年1月24日。

「十二年国民基本教育課程審議会組成及運作要点」2012年12月24日。

「中学法」1932年12月24日。

「台湾独立派逆徒在日活動近情」『石叟叢書資料彙編集(十)』1963年8月6日。「由一本怪書以見美国人策組台独及煽動台湾内部叛乱之奸謀」『偽「台湾独立党」在日活動情形(一)』総統府、1970年12月15日。

「台湾接管計画綱要卷」司法行政部、1945年。

「任副総統時:中日断交前後双方関係文件」『厳家淦総統文物』。

「抄送台独分子廖文毅在日活動之経過情形」『偽「台湾独立党」在日活動情形 (一)』 総統府、1950年3月27日。

「国民中小学課程綱要審議委員会設置与運作要点」2002年12月26日。

「国民学校法」1944年3月15日。

「国民教育法」1979年5月23日。

「国家教育研究院十二年国民基本教育課程研究発展会運作要点」2012 年 8 月 16 日、「高級中学法」1979 年 5 月 2 日。

「高級中等以下学校課程審議会組成及運作弁法」2016年7月20日。

「高級中等教育法」2013年7月10日。

「高級中等教育法」2016年6月1日。

「教育基本法」1999年6月23日。

「教育部普通高級中学課程発展会組織及運作要点」2009年8月21日。

「臺灣省政府、臺灣省警備總司令部佈告戒字第壹號」1949年5月19日。

『立法院公報』102巻、46期、2013年7月1日

『立法院第9届第1会期第21次会議議案関係文書』2016年7月13日

『立法院第9届第1会期第3次会議議案関係文書』2016年3月2日。

『立法院第9届第2会期第1次会議議案関係文書』2016年9月7日。

『教育部公報』 269 巻、1997 年 5 月 31 日。

教育改革審議委員会「教育改革審議委員会総諮議報告書」。

教育改革審議委員会「第一期諮議報告書」。

教育部『十二年国民基本教育課程綱要総綱』教育部、2014年11月

教育部『中学課程標準』正中書局、1963年。

教育部『国民小学暫行課程標準』正中書局、1969年。

教育部『国民小学課程標準』正中書局、1976年。

教育部『国民小学課程標準』臺捷、1993年。

教育部『国民中小学九年一貫課程綱要総綱』2003年1月。

教育部『国民中小学九年一貫課程暫行綱要』2001年。

教育部『国民中学課程標準』1995年。

教育部『国民中学課程標準』正中書局、1977年。

教育部『国民中学課程標準』正中書局、1983年。

教育部『国民中学課程標準』正中書局、1986年。

教育部『国民学校課程標準』台湾商務書館、1952年

教育部『高級中学課程標準』1996年。

教育部『高級中学課程標準』1996年。

教育部『高級中学課程標準』正中書局、1971年。

教育部国民教育司『国民学校課程標準』1962年。

教育部教育年鑑編纂委員会『第三次中国教育年鑑』正中書局、1957年。

教育部教育年鑑編纂委員会『第六次中華民国教育年鑑』正中書局、1996年。

教育部教育年鑑編纂委員会『第四次中国教育年鑑』正中書局、1974年。

教育部普通教育司「中学公民国文歴史地理四科課程標準修訂経過」1953年。

普通高級中学課程発展委員会『普通高級中学課程綱要』2009年。

普通高級中学課程発展委員会『普通高級中学課程暫行綱要』2005年。